

日本原燃株式会社（再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部）原子力防災訓練計画 事前説明（5週間前説明）について

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原料研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原料研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
全般 ○訓練計画【資料】 ・中期計画上の今年度訓練の位置付け ・今年度の訓練目的、達成目標 ・主な検証項目 ・実施・評価体制 ・訓練の項目・内容（防災業務計画の記載との整合）及び評価基準 ・訓練シナリオ -プラント運転状態、事象想定、スキップの有無等 -現状のプラント状態を踏まえた訓練の実施方針 -TV 会議システムを使用する場合は、TV 会議システム使用不能状態の場面設定の取り入れを検討すること（濃埋） ・その他 -ERSS/SPDS の使用 -COP 様式 -即応C、緊対所レイアウト図 -ERC 対応ブース配席図、役割分担 -ERC 書架内の資料整備状況（資料一覧） ○評価指標のうち、主に[P]、[D]に関する内容【資料】 ⇒詳細は以下参照 ○事業者とERC の訓練コントロール間の調整 ⇒詳細は以下参照 注意： ・【資料】となっているものは面談資料として提示頂くもの（訓練シナリオ（非提示型の場合）、個人名連絡先など、必要な箇所のマスキング処理を確認する。） ・COP: 共通状況図のこと。事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略、戦略の進捗状況について認識の共有のために作成される図表であって、各社で様式や名称は異なる。	全般 ○訓練計画【資料】 ・中期計画上の今年度訓練の位置付け ・今年度の訓練目的、達成目標 ・主な検証項目 ・実施・評価体制 ・訓練の項目・内容（防災業務計画の記載との整合）及び評価基準 ・訓練シナリオ -プラント運転状態、事象想定、スキップの有無等 -TV 会議システムを使用する場合は、TV 会議システム使用不能状態の場面設定の取り入れを検討すること -2 部制訓練については、第1部訓練は現実的なシナリオ、第2部訓練は特定事象の通報体制は確認できるシナリオであること ・その他 -COP 様式（準備している場合） -緊対所レイアウト図、要員の役割分担 -ERC 対応者への情報フロー図 -ERC 対応ブース配席図、役割分担 -ERC 書架内の資料整備状況（資料一覧） ○評価指標のうち、主に[P]、[D]に関する内容【資料】 ⇒詳細は以下参照 ○事業者とERC の訓練コントロール間の調整 ⇒詳細は以下参照 注意： ・【資料】となっているものは面談資料として提示頂くもの（訓練シナリオ（非提示型の場合）、個人名連絡先など、必要な箇所のマスキング処理を確認する。） ・COP: 共通状況図のこと。事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略、戦略の進捗状況について認識の共有のために作成される図表であって、各社で様式や名称は異なる。	○「中期計画上の今年度訓練の位置付け」について、資料1に示す。 ○「今年度の訓練目的、達成目標」、「主な検証項目」、「実施・評価体制」、「訓練の項目・内容（防災業務計画の記載との整合）及び評価基準」、「訓練シナリオ」を、資料2に示す。 ○その他 -「ERSS の使用」については、「指標3：情報共有のためのツール等の活用」にて説明。 -「COP 様式」を資料4に示す。 -「緊対所レイアウト図、要員の役割分担」を資料3に示す。 -「ERC 対応者への情報フロー図」、「ERC 対応ブース配置図、役割分担」は、指標1にて説明。 -「ERC 書架内の資料整備状況（資料一覧）」を、資料5に示す。	左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 ○その他 -「COP 様式」を資料4に示す。 -「緊対所レイアウト図、要員の役割分担」を資料3に示す。 -「ERC 対応者への情報フロー図」、「ERC 対応ブース配席図、役割分担」は、指標1にて説明。 -「ERC 書架内の資料整備状況（資料一覧）」を、資料5に示す。	左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 ○その他 左記「加工施設（濃縮事業部）」欄と同様 ○その他 左記「加工施設（濃縮事業部）」欄と同様	左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 ○その他 -即応C（全社対策本部室）レイアウト図を資料3に示す。 -「ERC 対応者への情報フロー図」、「ERC 対応ブース配席図、役割分担」は、指標1にて説明。
		<説明資料> ・資料1-2：再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画（2021年度～2024年度）（改定3）（案） ・資料2-1：2022年度 再処理事業部 原子力防災訓練（総合訓練）実施計画書（案） ・資料3-1：再処理事業部 緊急時対策所レイアウト図 ・資料4-1：COP 資料一覧 ・資料5-1：ERC 配備資料一覧	<説明資料> ・資料1-2：濃縮事業部における訓練に係る中期計画（2023年度～2024年度）（案） ・資料2-2：2023年度 濃縮事業部 防災訓練実施計画書（案） ・資料3-2：緊急時対策所 レイアウト図 ・資料4-2：COP 資料一覧 ・資料5-2：ERC 配備資料一覧	<説明資料> ・資料1-3：埋設事業部対策組織 原子力防災訓練中期計画（2021年度～2024年度） ・資料2-3：2023年度 埋設事業部 防災訓練実施計画書（案） ・資料3-3：緊急時対策所 レイアウト図 ・資料4-3：COP 資料一覧 ・資料5-3：ERC 配備資料一覧	<説明資料> ・資料1-4：全社対策本部原子力防災訓練中期計画（案） ・資料2-4：2022年度 全社対策本部原子力防災訓練（総合訓練）実施計画書（案） ・資料3-4：全社対策本部室 レイアウト図

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
<p>指標1：情報共有のための情報フロー</p> <p>○事業所、本店（即応センター）、ERCの3拠点間の情報フローを確認する</p> <p>・情報フローとは、次の5つの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> －①EALに関する情報 －指標2に示す情報（②事故・プラントの状況、③進展予測と事故収束対応戦略、④戦略の進捗状況） －⑤ERCプラント班からの質問への回答について、いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように、の観点からみた、情報伝達の一連の流れをいう。 <p>○情報フローにおいて、前回訓練における課題及び当該課題を踏まえた改善点を確認する</p> <p>①前回訓練で情報フローに問題がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回訓練での情報共有における問題が発生した事業者は、問題に対する課題の抽出、原因分析及び対策を確認する。 ・その上で、情報フローが対策を反映したものととなっているか確認する。 <p>②前回訓練で情報フローに問題がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報フローに対し、更なる改善点が無いか検証した結果を確認する。 		<p>○再処理事業部、本店（即応センター）、ERCの3拠点間の情報フローについて、資料6に示す。</p>			<p>左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様</p>
		<p><説明資料></p> <p>・資料6-1：ERCとの情報共有における情報フロー</p>			

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
指標 2：ERC プラント班との情報共有 ○ 事象の進展や事故収束戦略・予測進展の変更といった状況変化時や、適時に施設全体を俯瞰した現況について、テレビ会議システム等での発話等により説明ができたかを評価の観点とする。 また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。	指標 1：緊急時対策所とERC プラント班との情報共有 ○ 事象の進展や事故収束戦略・予測進展の変更といった状況変化時や、適時に施設全体を俯瞰した現況について、テレビ会議システム等での発話等により説明ができたかを評価の観点とする。 ○ 前回訓練を踏まえ、情報共有に係る体制・運用、情報提供のための説明資料等について見直した点、また、確実な情報共有を行うために取り組んだ点（マニュアル改善、教育・訓練等）を確認する ○ 事業者が定めるリエゾンの役割を確認する ※訓練時にリエゾンを派遣するかは事業者の訓練計画に任せる ○ COP の活用 COP 様式を確認する	○ 右記「全社対策本部」欄と同様	○ 右記「全社対策本部」欄と同様 ○ 事務所、本店(即応センター)、ERCの3拠点間の情報フローについて、資料6に示す。 ○ リエゾンの役割 右記「全社対策本部」欄と同様 ○ COP の活用 資料4に示す。	○ 右記「全社対策本部」欄と同様 ○ 事務所、本店(即応センター)、ERCの3拠点間の情報フローについて、資料6に示す。 ○ リエゾンの役割 右記「全社対策本部」欄と同様 ○ COP の活用 資料4に示す。	○ テレビ会議システム等での発話等により説明ができたかについては、訓練時に確認いただく。 ○ 左記「加工施設（濃縮事業部）」および「廃棄物埋設施設（埋設事業部）」欄と同様 ○ リエゾンの役割 ・質疑応答対応 ・各種資料配布（COP等） ・ERC広報班との情報共有（プレス文、HP公開等） ○ COP の活用 —
			<説明資料> ・資料4-2：COP資料一覧 ・資料6-2：ERCとの情報共有における情報フロー	<説明資料> ・資料4-3：COP資料一覧 ・資料6-3：ERCとの情報共有における情報フロー	
指標 3：情報共有のためのツール等の活用 3-1 プラント情報表示システムの使用 ○ 使用するプラント情報表示システムを確認する（実発災時とシステムの差異も確認する） 3-2 リエゾンの活動 ○ 事業者が定めるリエゾンの役割を確認する 3-3 COP の活用 ○ COP の作成・更新のタイミング、頻度を確認する 3-4 ERC 備付け資料の活用 ○ ERC 備付資料の更新状況を確認する		3-1 プラント情報表示システムの使用 ○ ERSSを使用した訓練を実施。 ○ 重大事故対策設備の仮設計器からの信号については、訓練に必要なERSSへの信号伝送表示の一部を模擬し、代替の表示画面を訓練参加者に提示して訓練を実施。 3-2 リエゾンの活動 右記「全社対策本部」欄と同様 3-3 COP の活用 ○ 事業部対策本部の運用マニュアルに定めるタイミング（ブリーフィング、目標設定会議）でCOPが作成、更新されること。 3-4 ERC 備付け資料の活用 ○ 原子力防災訓練実施前に資料の改正および配備を予定。			3-1 プラント情報表示システムの使用 左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 3-2 リエゾンの活動 ・質疑応答対応 ・各種資料配布（COP等） ・ERC広報班との情報共有（プレス文、HP公開等） 3-3 COP の活用 — 3-4 ERC 備付け資料の活用 —

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く）				
<p>指標4：確実な通報・連絡の実施</p> <p>（①通報文の正確性）</p> <p>○通報 FAX 送信前の通報文チェック体制、通報文に誤記等があった際の対応を確認する</p> <p>○発出した EAL が非該当となった場合の対応を確認する</p> <p>○通報に使用する通信機器の代替手段を確認する</p>	<p>指標2：確実な通報・連絡の実施</p> <p>（①FAX 等の通報）</p> <p>○特定事象発生の確認から通報するまでの目標時間の事業者の設定根拠を確認する。</p> <p>（②通報文の正確性）</p> <p>○通報 FAX 送信前の通報文チェック体制、通報文に誤記等があった際の対応を確認する</p> <p>○発出した EAL が非該当となった場合の対応を確認する</p>	<p>（①通報文の正確性）</p> <p><通報 FAX 送信前の通報文チェック体制></p> <p>○通報文作成チームが「通報文作成時確認チェックシート」を用いて、記載内容の誤記や記載漏れを防止する。また、通報文作成時に、事業部対策本部内の機能班による内容確認を行う。</p> <p><通報文に誤記等があった際の対応></p> <p>○通報文に誤記があった場合、「訂正情報」には訂正箇所はマーキング、取消し線などで明示するとともに、「訂正報」として新たな番号はつけず、訂正する通報文の番号とする。また、電話連絡で補足する。</p> <p><EAL が非該当となった場合の対応></p> <p>○原子力防災管理者が、EAL が非該当となった場合は、その時点に対応する通報文にて対象となる EAL を明示し、非該当である旨を記載し、通報連絡する。</p> <p>なお、その時点に対応する通報文とは、警戒事象発生以降は「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」様式を、特定事象発生以降は「応急措置の概要」様式のことをいう。</p> <p><通報に使用する通信機器の代替手段></p> <p>通報先近隣に勤務する当社要員が電話連絡、または通報先に持参することなどにより、必要な通報連絡を行う。</p>	<p>（①FAX 等の通報）</p> <p>○防災業務計画に基づき、15 分以内を目的として通報する。なお、通報は一般回線、衛星携帯電話および FAX（自主配備）で行う。</p> <p>（②通報文の正確性）</p> <p><通報 FAX 送信前の通報文チェック体制></p> <p>○通報文作成後、作成者と確認者（2 名）が「通報文作成確認チェックシート」を用いて、記載内容の誤記や記載漏れを相互確認する。また、本部員により通報文の内容確認を受ける。</p> <p><通報文に誤記等があった際の対応></p> <p>○通報文に誤記があった場合、「訂正情報」には訂正箇所はマーキング、取消し線などで明示するとともに、「訂正報」として新たな番号はつけず、訂正する通報文の番号とする。また、電話連絡で補足する。</p> <p><EAL が非該当となった場合の対応></p> <p>○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様</p>	<p>（①FAX 等の通報）</p> <p>○左記「加工施設（濃縮事業部）」欄と同様</p> <p>（②通報文の正確性）</p> <p><通報 FAX 送信前の通報文チェック体制></p> <p>○通報文作成確認者（2 名）が「通報文作成確認チェックシート」を用いて、記載内容の誤記や記載漏れを相互確認する。また、本部員により通報文の内容確認を受ける。</p> <p><通報文に誤記等があった際の対応></p> <p>○通報文に誤記があった場合、「訂正情報」には訂正箇所はマーキング、取消し線などで明示するとともに、「訂正報」として新たな番号はつけず、訂正する通報文の番号とする。また、電話連絡で補足する。</p> <p><EAL が非該当となった場合の対応></p> <p>○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様</p>	<p>（FAX 等の通報）</p> <p>－</p> <p>（通報文の正確性）</p> <p>－</p>

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
<p>指標4：確実な通報・連絡の実施 （②EAL 判断根拠の説明）</p> <p>○EAL 判断根拠の説明方法（情報の入手や説明資料など）を確認する</p> <p>（ ③10 条確認会議等の対応）</p> <p>○10 条確認会議、15 条認定会議の事業者側対応予定者の職位・氏名を確認する</p> <p>（④第 25 条報告）</p> <p>○25 条報告の発出タイミングの考え方を確認する</p> <p>○訓練事務局側が想定する、今回訓練シナリオ上の 25 条報告のタイミング、報告内容（発生事象と対応の概要、プラント状況、放出見通し/状況、モニタ・気象情報など）、回数（訓練シナリオ中の記載されているか）を確認する</p> <p>なお、①及び④の通報文は、送信操作だけではなく送付先に着信していない場合は「確実な通報・連絡の実施」に該当しない。</p>	<p>指標2：確実な通報・連絡の実施 （③EAL 判断根拠の説明）</p> <p>○前回訓練を踏まえ、EAL 判断根拠の説明について、確実な説明を行うために取り組んだ点（マニュアル改善、教育・訓練等）を確認する</p> <p>（③10 条確認会議等の対応）</p> <p>○10 条確認会議、15 条認定会議の事業者側対応予定者の職位・氏名を確認する</p> <p>（④第 25 条報告）</p> <p>○25 条報告の発出タイミングの考え方を確認する</p> <p>○訓練事務局側が想定する、今回訓練シナリオ上の 25 条報告のタイミング、報告内容（発生事象と対応の概要、プラント状況、放出見通し/状況、モニタ・気象情報など）、回数（訓練シナリオ中の記載されているか）を確認する</p> <p>なお、①及び④の通報文は、送信操作だけではなく送付先に着信していない場合は「確実な通報・連絡の実施」に該当しない。</p>	<p>（②EAL 判断根拠の説明）</p> <p>○EAL の判断フローに基づいて判断する。EAL の判断フローについて、資料7に示す。</p> <p>（③10 条確認会議等の対応）</p> <p>—</p> <p>（④第 25 条報告）</p> <p>○特定事象発生以降、前回通報から 30 分を目安に通報を実施する。また事象進展、応急対策の実施状況に変化がなくても、事象状況および応急対策状況の現状報告として、同様の間隔で通報を実施すること。</p> <p>○4 通を報告予定 （報告タイミングは資料 2 - 1 参照）</p> <p><説明資料> ・資料 7 - 1 : EAL 判断フロー</p>	<p>（③EAL 判断根拠の説明）</p> <p>○EAL の判断フローに基づいて判断する。EAL の判断フローについて、資料7に示す。</p> <p>（③10 条確認会議等の対応）</p> <p>—</p> <p>（④第 25 条報告）</p> <p>○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様</p> <p>○2 通報告予定 （報告タイミングは資料 2 - 2 参照）</p> <p><説明資料> ・資料 7 - 2 : EAL 判断フロー（兼 EAL 判断シート）</p>	<p>（③EAL 判断根拠の説明）</p> <p>○EAL の判断フローに基づいて判断する。EAL の判断フローについて、資料7に示す。</p> <p>（③10 条確認会議等の対応）</p> <p>—</p> <p>（④第 25 条報告）</p> <p>○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様</p> <p>○2 通報告予定 （報告タイミングは資料 2 - 3 参照）</p> <p><説明資料> ・資料 7 - 3 : EAL 判断フロー（兼 EAL 判断シート）</p>	<p>（EAL 判断根拠の説明）</p> <p>○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」、「加工施設（濃縮事業部）」および「廃棄物埋設施設（埋設事業部）」と同様。</p> <p>（10 条確認会議等の対応）</p> <p>○10 条確認会議、15 条確認会議の対応者</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">個人情報を含むため非公開</p> <p>（第 25 条報告）</p> <p>—</p>

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ） 指標 3：通信機器の操作 ○通常使用する ERC との通信機器に支障が発生した場合の代替手段及び移行操作の説明並びに前回訓練を踏まえたマニュアル改善、教育・訓練等の実績を確認する <TV 会議システムを使用する場合> ・訓練時の TV 会議システム使用不能状態の場面設定を確認する <TV 会議システムを使用しない場合> ・訓練時に通信不通などのマルファンクション実施予定の有無を確認する		○右記「全社対策本部」欄と同様	○右記「全社対策本部」欄と同様	○統合原子力防災ネットワークを用いて ERC との情報共有を行うことから、訓練上統合原子力防災ネットワークの使用不能状態は想定しない。
指標 5：前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定 ○訓練実施計画が、前回訓練の訓練結果を踏まえ、問題・課題に対する改善策が有効に機能するものであるか検証できる計画（訓練実施項目、訓練シナリオ等）となっていることを確認する ○訓練時における当該改善策の有効性の評価・確認の方法（例えば、訓練評価者が使用する評価チェックリスト（改善策の有効性を検証するための評価項目、評価基準などが明確になっているもの）が作成されていることなど）を確認する ○課題の検証につき、社内自主訓練・要素訓練、他事業所の訓練で対応している場合は、その検証結果を確認する ○今年度の訓練で課題検証を行わない場合にあっては、その理由と検証時期の説明、中期計画等への反映状況を確認する。また、今年度の訓練で課題検証を行わずとも緊急時対応に直ちに問題は無いことを確認する	指標 4：前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定 ○訓練実施計画が、前回訓練の訓練結果を踏まえ、問題・課題に対する改善策が有効に機能するものであるか検証できる計画（訓練実施項目、訓練シナリオ等）となっていることを確認する ○訓練時における当該改善策の有効性の評価・確認の方法（例えば、訓練評価者が使用する評価チェックリスト（改善策の有効性を検証するための評価項目、評価基準などが明確になっているもの）が作成されていることなど）を確認する ○課題の検証につき、社内自主訓練・要素訓練で対応している場合は、その検証結果を確認する ○今年度の訓練で課題検証を行わない場合にあっては、その理由と検証時期の説明、中期計画等への反映状況を確認する。また、今年度の訓練で課題検証を行わずとも緊急時対応に直ちに問題は無いことを確認する	○前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定について、資料 8 に示す。	○前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定について、資料 8 に示す。	○前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定について、資料 8 に示す。	○前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定について、資料 8 に示す。
		<説明資料> ・資料 8 - 1：前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画の策定（再処理事業部）	<説明資料> ・資料 8 - 2：前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定（濃縮事業部）	<説明資料> ・資料 8 - 3：前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定（埋設事業部）	<説明資料> ・資料 8 - 4：前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定（全社対策本部）
指標 6：シナリオ非提示型訓練の実施状況 ○開示する範囲、程度（一部開示の場合、誰に／何を開示するのか具体的に記載）及びその設定理由を確認する	指標 5：シナリオ非提示型訓練の実施状況 ○開示する範囲、程度（一部開示の場合、誰に／何を開示するのか具体的に記載）及びその設定理由を確認する	○事業部対策本部要員および全社対策本部要員に対し、シナリオ非提示で実施。 ○シナリオ作成に検討に携わった者は、訓練コントローラとして訓練に参加し、プレーヤとしては参加しない。	○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様	○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様	○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 (再処理事業部)	加工施設 (濃縮事業部)	廃棄物埋設施設 (埋設事業部)	本社 (全社対策本部)
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
<p>指標7：シナリオの多様化・難度</p> <p>○訓練シナリオのアピールポイントを確認する</p> <p>○シナリオ多様化に関し、付与する場面設定を確認する</p> <p>○訓練プレーヤへ難度の高い課題をどのように与えているかを確認する (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間：要員が少ない時間帯 ・場所：対応が困難となる場所 ・同時発災：同一地域における複数事業所同時発災 ・気象：通常訓練で想定しない天候や組み合わせなど ・体制：キーとなる要員の欠員 ・資機材：手順外の資機材の活用 ・計器故障：EAL判断計器または重要計器故障、これに伴う代替パラメータでの確認 ・人為的ミス：操作や報告のミス ・OFC対応：要員派遣に加え、オンサイトと連携した活動 ・判断分岐：マルチエンディング、途中の判断分岐 ・その他：複数の汚染傷病者など <p>○2部制訓練においては、第2部訓練ではEAL多様性、通信連絡体制の欠員、通信方法の多様性等を確認する</p>	<p>指標6：シナリオの多様化・難度</p> <p>○訓練シナリオのアピールポイントを確認する</p> <p>○シナリオ多様化に関し、付与する場面設定を確認する</p> <p>○訓練プレーヤへ難度の高い課題をどのように与えているかを確認する (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間：要員が少ない時間帯 ・場所：対応が困難となる場所 ・同時発災：同一地域における複数事業所同時発災 ・気象：通常訓練で想定しない天候や組み合わせなど ・体制：キーとなる要員の欠員 ・資機材：手順外の資機材の活用 ・計器故障：EAL判断計器または重要計器故障、これに伴う代替パラメータでの確認 ・人為的ミス：操作や報告のミス ・OFC対応：要員派遣に加え、オンサイトと連携した活動 ・判断分岐：マルチエンディング、途中の判断分岐 ・その他：複数の汚染傷病者など <p>○2部制訓練においては、第2部訓練ではEAL多様性、通信連絡体制の欠員、通信方法の多様性等を確認する</p>	<p>○アピールポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理事業所内の施設（再処理施設、廃棄物管理施設）の同時発災を想定 ・六ヶ所保障措置分析所との同時発災を想定 ・管理区域内での内部汚染者発生、保健管理建屋への搬送 ・六ヶ所保障措置分析所内で発生した負傷者生に対する救護応援 ・六ヶ所保障措置センターとの情報共有 <p>○場面設定など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間：－ ・場所：管理区域内において負傷者発生 ・同時発災：六ヶ所村地域における再処理事業所（六ヶ所保障措置分析所を含む）および濃縮・埋設事業所同時発災 ・気象：－（訓練実施日の天候とする。風向風速は条件付与とする。） ・体制：原子力防災管理者の途中交代 ・資機材：－ ・計器故障：一部可搬型貯槽温度計の異常発生 ・人為的ミス：－ ・OFC対応：右記「全社対策本部」欄と同様 ・判断分岐：－ ・その他： <ul style="list-style-type: none"> ①六ヶ所保障措置分析所内での負傷者（1名）の救護応援 ②重大事故対応要員の内部汚染者（1名） ③全社対策本部への応援要請を実施 <p>○従来どおり特定事象に至るシナリオでの訓練を実施する。</p>	<p>○アピールポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UF₆漏えいによりHFガスが発生している室内環境下で、対処に必要な防護具類を着用した応急対処 ・薬品による暴露被災者の発生時の対応 <p>○場面設定など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間：－ ・場所：－ ・同時発災：六ヶ所村地域における再処理事業所（六ヶ所保障措置分析所を含む）および濃縮・埋設事業所同時発災 ・気象：－（訓練実施日の天候とする。風向風速は条件付与とする。） ・体制：初動対応時一部の対策班長不在 ・資機材：一部通信連絡設備使用不可（屋外） ・計器故障：－ ・人為的ミス：－ ・OFC対応：右記「全社対策本部」欄と同様 ・判断分岐：－ ・その他： <ul style="list-style-type: none"> ①薬品暴露者（1名） ②余震発生後、屋外で火災発生 <p>○第2部訓練（要素訓練）実施計画について調整中。</p>	<p>○アピールポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低レベル廃棄物管理建屋において廃棄体が落下するとともに車庫棟で火災が発生し、対処に必要な装備を装着し応急処置を実施 ・3号建設地にて発生した負傷者に対する救護対応 <p>○場面設定など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間：－ ・場所：－ ・同時発災：六ヶ所村地域における再処理事業所（六ヶ所保障措置分析所を含む）および濃縮・埋設事業所同時発災 ・気象：－（訓練実施日の天候とする。風向風速は条件付与とする。） ・体制：初動対応時一部の対策班長不在 ・資機材：一部通信連絡設備使用不可（低レベル廃棄物管理建屋TV会議システム故障） ・計器故障：－ ・人為的ミス：－ ・OFC対応：右記「全社対策本部」欄と同様 ・判断分岐：－ ・その他： <ul style="list-style-type: none"> ①負傷者（1名） ②低レベル廃棄物管理建屋 車庫棟（非管理区域内）で火災発生 <p>○第2部訓練（要素訓練）実施計画について調整中。</p>	<p>○アピールポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災業務計画を有する日本原燃全施設（再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮加工施設、埋設施設）および六ヶ所保障措置分析所が同時発災することにより輻輳する情報の整理 <p>○場面設定など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間/場所：左記各事業部と同様 ・同時発災：六ヶ所村地域における再処理事業所（六ヶ所保障措置分析所を含む）および濃縮・埋設事業所同時発災 ・気象：－（訓練実施日の天候とする。風向風速は条件付与とする。） ・体制：－ ・資機材：－ ・計器故障：－ ・人為的ミス：－ ・OFC対応：現地に要員派遣を実施するとともに、OFCの立ち上げおよびプラントチームの活動に必要な情報収集活動を実施 ・判断分岐：－ ・その他： <ul style="list-style-type: none"> ①事業部対策本部からの支援要請への対応 ②模擬記者会見の実施 ③オンサイト医療に係る社外連絡訓練（模擬）の実施 <p>○濃縮事業部および埋設事業部と連携した第2部訓練（要素訓練）実施計画について調整中。</p>

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く）				
指標 8：広報活動 ○評価要素①～④それぞれについて、対応、参加等の予定を確認する	指標 7：広報活動 ○評価要素①～④それぞれについて、対応、参加等の予定を確認する	○右記「全社対策本部」欄と同様。	○右記「全社対策本部」欄と同様。	○右記「全社対策本部」欄と同様。	評価要素①：E R C 広報班と連動したプレス対応 ・全社対策本部要員より E R C に 1 名派遣し、E R C 広報班と連動したプレス対応を実施予定 評価要素②：記者等の社外プレーヤの参加 ・社外プレーヤ 1 ～ 2 名が参加する模擬記者会見を実施予定 評価要素③：模擬記者会見の実施 ・模擬記者会見を実施予定 評価要素④：情報発信ツールを使った外部への情報発信 ・模擬ホームページ掲載文を作成および社内データベースへの掲載を実施予定
指標 9：後方支援活動 ○評価要素①～③それぞれについて、具体的活動予定（特に、実動で実施する範囲を明確にすること）を確認する ○一部を要素訓練で実動し、残りを総合訓練で実動するなど、複数の訓練を組み合わせ一連の後方支援活動の訓練を実施する場合は、その内容を確認する	指標 8：後方支援活動 ○評価要素①、②それぞれについて、具体的活動予定（特に、実動で実施する範囲を明確にすること）を確認する ○一部を要素訓練で実動し、残りを総合訓練で実動するなど、複数の訓練を組み合わせ一連の後方支援活動の訓練を実施する場合は、その内容を確認する	○右記「全社対策本部」欄と同様。	○右記「全社対策本部」欄と同様。	○右記「全社対策本部」欄と同様。	評価要素①：原子力事業者間の支援活動 ・県内事業者に対し、情報提供および支援要請に係る実連絡を実施予定 ・要素訓練として、2023 年 11 月中旬に青森県内事業者を招集した後方支援拠点での実動訓練を実施予定 評価要素②：後方支援拠点との連動 ・後方支援拠点への移動および全社対策本部との通信確立を実施予定 ・要素訓練として、2023 年 11 月中旬に後方支援拠点のエアテント設営（実動訓練）を実施予定 評価要素③：原子力緊急事態支援組織との連動 ・原子力緊急事態支援組織に対し、情報提供に係る実連絡を実施予定 ・要素訓練として、2024 年 3 月上旬に遠隔操作ロボットの实動訓練を実施予定

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
指標 10：訓練への視察など （①他原子力事業者への視察） ○他事業者への視察実績、視察計画を確認する （②自社訓練の視察受け入れ） ○自社訓練の視察受け入れ計画（即応C、緊対所それぞれの視察受け入れ可能人数、募集締め切り日、募集担当者の氏名・連絡先）を確認する （③ピアレビュー等の受入れ） ○ピアレビュー等の受入れ計画（受入れ者の属性、レビュー内容等）を確認する	指標 9：訓練への視察など （①他原子力事業者への視察） ○他事業者への視察実績、視察計画を確認する （②自社訓練の視察受け入れ） ○自社訓練の視察受け入れ計画（即応C、緊対所それぞれの視察受け入れ可能人数、募集締め切り日、募集担当者の氏名・連絡先）を確認する （③ピアレビュー等の受入れ） ○ピアレビュー等の受入れ計画（受入れ者の属性、レビュー内容等）を確認する （④ERC への訓練視察） ○ERC への訓練視察の実績、視察計画を確認する	（①他原子力事業者への視察） ○他原子力事業者の訓練のE R C対応（視察）および緊急時対策所への視察を計画している。今年度の他事業者訓練への視察予定は以下のとおり。 【原子力事業者防災訓練】 ・2024/1/23：女川原子力発電所 ・2024/2/2：伊方発電所 ・2024/2/16：柏崎刈原原子力発電所 ・2024/2/20：高浜発電所（本社） （②自社訓練の視察受け入れ） 右記「全社対策本部」欄と同様 （③ピアレビュー等の受入れ） 右記「全社対策本部」欄と同様	（①他原子力事業者への視察） ○他原子力事業者の訓練のE R C対応（視察）および緊急時対策所への視察を計画している。今年度の他事業者訓練への視察予定は以下のとおり。 【原子力事業者防災訓練】 ・2024/1/26：泊発電所 ・2024/2/13：東海第二発電所 （②自社訓練の視察受け入れ） 右記「全社対策本部」欄と同様 （③ピアレビュー等の受入れ） 右記「全社対策本部」欄と同様 （④E R Cへの訓練視察） ○ERC での他事業者のE R C対応の視察を計画している。今年度のE R Cへの訓練視察の予定は以下のとおり ・2024/2/20：高浜発電所	（①他原子力事業者への視察） ○他原子力事業者の訓練のE R C対応（視察）および緊急時対策所への視察を計画している。今年度の他事業者訓練への視察予定は以下のとおり。 【原子力事業者防災訓練】 ・2023/11/24：島根原子力発電所 ・2023/12/8：敦賀発電所 ・2024/2/9：浜岡原子力発電所 ・2024/2/20：高浜発電所 ・2024/2/27：玄海原子力発電所 （②自社訓練の視察受け入れ） 右記「全社対策本部」欄と同様 （③ピアレビュー等の受入れ） 右記「全社対策本部」欄と同様 （④E R Cへの訓練視察） ○ERC での他事業者のE R C対応の視察を計画している。今年度のE R Cへの訓練視察の予定は以下のとおり ・2023/11/24：島根原子力発電所 ・2024/1/12：大飯発電所 ・2024/1/26：泊発電所 ・2024/2/9：浜岡原子力発電所 ・2024/2/16：柏崎刈羽原子力発電所	（①他原子力事業者への視察） ○他原子力事業者の訓練のE R C対応（視察）および緊急時対策所への視察を計画している。今年度の他事業者訓練への視察予定は以下のとおり。 【原子力事業者防災訓練】 ・2024/1/12：大飯発電所（本社） ・2024/2/6：志賀原子力発電所 （②自社訓練の視察受け入れ） ○青森県内の原子力事業者に対し、以下のとおり受け入れ募集予定 ・緊対所の視察受け入れ人数：4名（再処理、濃縮、埋設、全社 各1名） ・募集締切日：2023年9月19日（訓練2週間前） ・募集担当者の氏名・連絡先： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">個人情報を含むため非公開</div> （③ピアレビュー等の受入れ） ○他原子力事業者（青森県内事業者）を訓練評価者として受け入れ募集予定 ・緊対所の訓練評価者受け入れ人数：4名（再処理、濃縮、埋設、全社 各1名） （④E R Cへの訓練視察） ○ERC での他事業者のE R C対応の視察を計画している。今年度のE R Cへの訓練視察の予定は以下のとおり ・2024/1/19：JAEA 原子力科学研究所、大洗研究所
指標 11：訓練結果の自己評価・分析 —	指標 10：訓練結果の自己評価・分析 —	—	—	—	—

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く ）				
指標 12,13：訓練参加率（再） ○発電所参加予定人数（うち、コントローラ人数）を確認する ○即応センター参加予定人数（うち、コントローラ人数）を確認する ○リエゾン予定人数を確認する ○評価者予定人数を確認する	指標 1 1：訓練参加率（濃埋） ○参加予定人数（うち、リエゾン人数、コントローラ人数）を確認する ○評価者予定人数を確認する	○再処理事業部対策本部（即応センター含）参加予定人数：約300人（うちコントローラ約20名予定） ○リエゾン予定人数：右記「全社対策本部」欄と同様 ○評価者予定人数 ・再処理事業部対策本部：約8名予定（緊急時対策所、現場各所に配置。一部コントローラ兼務予定）	○濃縮事業部対策本部（即応センター含）参加予定人数：約130人（うち、コントローラ8名予定） ○リエゾン予定人数：右記「全社対策本部」欄と同様 ○評価者予定人数： ・濃縮事業部対策本部：約7名予定（緊対所、現場の2地点に評価者を配置し、評価予定）	○埋設事業部対策本部（即応センター含）参加予定人数：約100人（コントローラ調整中） ○リエゾン予定人数：右記「全社対策本部」欄と同様 ○評価者予定人数： ・埋設事業部対策本部：約3名予定（緊対所、現場の2地点に評価者を配置し、評価予定）	○全社対策本部参加予定人数：約80人（うち、コントローラ5名予定） ○リエゾン予定人数：5名予定 ○評価者予定人数： ・全社対策本部：6名予定（即応センター本部席、ERC 対応ブース、OFC および後方支援拠点に配置して評価予定。一部コントローラ兼務予定）
備考：中期計画の見直し [P] ○見直し状況、見直し内容、今年度訓練実施計画の位置づけを確認する ○見直し後の中期計画を確認する ○前回訓練の訓練報告書提出以降から次年度訓練まで対応実績・スケジュール（作業フローなど）について、以下のPDCAの観点で概要を確認する 【観点】 前回訓練の訓練報告書提出から今回訓練までと今回の訓練を踏まえた[C]及び[A]、中期計画及び原子力防災業務計画への反映[P]の時期 [C]訓練報告書のとりまとめ時期 [A]対策を講じる時期 - 具体的な対策の検討、マニュアル等へ反映、周知・教育/訓練など（前回の訓練実施結果報告書に掲げた各課題についての対応内容、スケジュール） - 原子力事業者防災業務計画への反映の検討事項・時期（定期見直し含む） [P]中期計画等の見直し事項・時期、次年度訓練計画立案時期 ○前回訓練実施後の面談時に確認したPDCA計画を再度確認する	備考：中期計画の見直し [P] ○見直し状況、見直し内容、今年度訓練実施計画の位置づけを確認する ○見直し後の中期計画を確認する ○前回訓練の訓練報告書提出以降から次年度訓練まで対応実績・スケジュール（作業フローなど）について、以下のPDCAの観点で概要を確認する 【観点】 前回訓練の訓練報告書提出から今回訓練までと今回の訓練を踏まえた[C]及び[A]、中期計画及び原子力防災業務計画への反映[P]の時期 [C]訓練報告書のとりまとめ時期 [A]対策を講じる時期 - 具体的な対策の検討、マニュアル等へ反映、周知・教育/訓練など（前回の訓練実施結果報告書に掲げた各課題についての対応内容、スケジュール） - 原子力事業者防災業務計画への反映の検討事項・時期（定期見直し含む） [P]中期計画等の見直し事項・時期、次年度訓練計画立案時期 ○前回訓練実施後の面談時に確認したPDCA計画を再度確認する	○当社の中期対応方針について、資料9に示す。 ○中長期訓練計画について、資料1に示す。 ○訓練実施後の改善スケジュールについて、資料10に示す。 <説明資料> ・資料9：日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針 ・資料1-1：再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画（2021年度～2024年度）（改定3）（案） ・資料10-1：令和4年度 防災訓練実施後の改善スケジュール（再処理事業部・全社対策本部）	○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 <説明資料> ・資料9：日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針 ・資料1-2：濃縮事業部における訓練に係る中期計画（2023年度） ・資料10-2：令和4年度 防災訓練実施後の改善スケジュール（濃縮事業部）	○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 <説明資料> ・資料9：日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針 ・資料1-3：埋設事業部対策組織 原子力防災訓練中期計画（2021年度～2024年度） ・資料10-3：令和4年度 防災訓練実施後の改善スケジュール（埋設事業部）	○左記「再処理施設、廃棄物管理施設（再処理事業部）」欄と同様 なお、訓練実施後の改善スケジュールは、各事業部のスケジュールに記載。 <説明資料> ・資料9：日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針 ・資料1-4：全社対策本部 原子力防災訓練中期計画（案）

確認の視点（「令和5年度 原子力事業者防災訓練の評価の進め方」より抜粋）		再処理施設、廃棄物管理施設 （再処理事業部）	加工施設 （濃縮事業部）	廃棄物埋設施設 （埋設事業部）	本社 （全社対策本部）
原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理	核燃料施設等（原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び JNFL 再処理を除く）				
備考：10条通報に要した時間 ○通報に要した時間（原子力防災管理者が「特定事象の発生」を判断した時刻から、FAX等にてERCプラント班に発信操作した時刻まで）を計測して事業者が防災業務計画等に設定した時間内に通報できたか確認する。 ○FAX等の着信確認を確実に行ったか、FAX等が困難な状況において代替手段での通報・連絡ができたかも確認する。		○防災業務計画に基づき、15分以内を目途として通報する。なお、通報は一般回線、衛星携帯電話およびFAX（自主配備）で行う。設定した時間内に通報できたかについては、訓練時に確認いただく。 ○FAX等の着信確認を確実に行ったか、FAX等が困難な状況において代替手段での通報・連絡ができたかについては、訓練時に確認いただく。			
○現場実動訓練の実施内容 ○事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動との連携を確認する	○現場実動訓練の実施内容 ○事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動との連携を確認する	○現場実動訓練の実施内容 ・重大事故対策の実施（蒸発乾固）※ ・主排気筒モニタの代替モニタの設置※ ・負傷者の救助、サーベイ等 ○事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動との連携に係る説明 ・緊急時対策所による中央制御室からの情報収集。 ・緊急時対策所は、支援組織として実施組織に必要な支援、情報収集による社内外への情報提供を実施。 ※：訓練シナリオ（緊急時対策所の活動）と切り離して実施。	○現場実動訓練の実施内容 ・漏えい箇所に対する事象収束対応 ・火災対応 ・負傷者の救助、サーベイ等 ○事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動との連携に係る説明 ・発災現場から緊急時対策所へ状況報告する。 ・発災現場からの状況報告を基に、ブリーフィングを適時実施する。 ・事象収束に必要な戦略などを目標設定会議にて決定し、発災現場活動を実施する。	○現場実動訓練の実施内容 ・廃棄体落下に対する対応 ・火災対応 ・負傷者の救助、サーベイ等 ○事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動との連携に係る説明 ・発災現場から緊急時対策所へ状況報告する。 ・発災現場からの状況報告を基に、ブリーフィングを適時実施する。 ・事象収束に必要な戦略が決まり次第、原子力防災管理者の判断により発災現場で活動を実施する。	
備考：評価指標だけで表せない取組等 ○現場にいる協力企業等の対応の考え方を確認する。	備考：評価指標だけで表せない取組等 ○現場にいる協力企業等の対応の考え方を確認する。	○要素訓練として現場にいる協力企業の作業員を含めた避難・誘導訓練を実施予定。	○発災時に現場内に作業員がいることを想定し、実際現場作業員は、避難指示に従い、避難のアクセスポイントまで避難させ、安全確保を確認する。	○左記「加工施設（濃縮事業部）」欄と同様	

【補足】事業者とERCの訓練コントローラ間の調整事項

- ERC 広報班との連動の有無
- TV 会議接続先（即応センター、OFC、緊対所）〈再〉
- リエゾンの人数、入館時刻、訓練参加タイミング〈濃埋〉
- リエゾンの人数（プラント・広報）、入館時刻、訓練参加タイミング〈再〉

- 訓練終了のタイミング、その後の振り返りの要否

- ERSS 使用に係る当庁情報システム室との調整状況〈再〉
- 事前通信確認実施の要否
- 即応センターコントローラの所属、氏名、連絡先〈再〉
- ERC と連携するコントローラの所属、氏名、連絡先〈濃埋〉

- ERC 対応者の職位、氏名

- 訓練時、メールを利用したERC プラント班への資料提供の実施の有無

- ERC 広報班との連動での訓練を実施する。
- TV 会議の接続先：即応センター2（H1）
- 【プラント班】
 - ・人数：東京支社5名予定、入館時刻：13時00分
 - ・訓練参加タイミング：ERC と連携した訓練開始時（13時30分）から
- 【広報班】
 - ・人数：東京支社1名予定、入館時刻：13時00分
 - ・訓練参加タイミング：ERC と連携した訓練開始時（13時30分）から
- 訓練終了のタイミング
 - ・現場の事象収束後に発信する、原災法第25条報告をERCへプラント班に説明したタイミングで訓練を終了する。
 - ・その後に訓練振り返りの反省会を実施する。
- ERSSを訓練モード（模擬データ入力）で使用するため、今後調整予定。
- 通信確認は不要。
- 即応センター（H1）所属： 個人情報を含むため非公開
- 事前連絡先： 個人情報を含むため非公開
- 当日連絡先： 個人情報を含むため非公開
- ERC対応者：
個人情報を含むため非公開
- 無し（基本的にはERCリエゾンを通して資料提供予定）

2023年度原子力防災訓練(総合訓練) 全体シナリオフロー(案)

目安時間	JNFL事業部対策本部			JNFL全社対策本部		核物質管理センター(NMCC)	その他 付与情報
	再処理事業部	濃縮事業部	埋設事業部	ERC対応ブース	全社対策本部室		
	訓練シナリオ情報を含むため非公開						
13:30	訓練シナリオ情報を含むため非公開						
13:40							
13:50							
14:00							
14:10							
14:20							
14:30							
14:40							
14:50							

目安時間	JNFL事業部対策本部			JNFL全社対策本部		核物質管理センター (NMCC)	その他 付与情報						
	再処理事業部	濃縮事業部	埋設事業部	ERC対応ブース	全社対策本部室								
15:00	訓練シナリオ情報を含むため非公開												
15:10													
15:20													
15:30													
15:40													
15:50													
16:00													
16:10													
16:20													
16:30													
16:40													
							訓練シナリオ情報を含むため非公開						

「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」
に基づく再処理事業部における各年度の主な訓練目的

2021 年度	【情報共有の実効性の向上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有に関して現場から事業部対策本部、全社対策本部、ERC へのタイムリーかつ確実な情報伝達ができることの確認 ・ 現場対応を含めた緊急時対応能力の維持、向上
2022 年度	【万全な防災体制の確立】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理施設の単独発災を想定したシナリオにおいて適切に社内外との情報共有ができることの検証 ・ 重大事故対処設備を活用した現場実働能力の検証 ・ 現場対応を含めた緊急時対応能力の維持、向上
2023 年度	【防災体制の発展と応用力向上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 施設（再・廃・濃・埋）同時発災を想定したシナリオにおいて適切に社内外との情報共有ができることの検証 ⇒ 2023 年度の原子力防災訓練の目的 A ・ 重大事故等対処設備を活用した現場実働能力の検証 ⇒ 2023 年度の原子力防災訓練の目的 B ・ 現場対応を含めた緊急時対応能力の維持、向上 ⇒ 2023 年度の原子力防災訓練の目的 C ・ 六ヶ所保証措置分析所と同時発災を想定したシナリオのもと、相互の情報共有を含めた連携が適切に実施できることの確認^{注1} ⇒ 2023 年度の原子力防災訓練の目的 D
	【緊急時対応要員の多層化、多能化】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOX 燃料加工施設を含めた 5 施設同時発災を想定したシナリオにおいて適切に社内外との情報共有ができることの検証 ・ 重大事故等対処設備を活用した現場実働能力の検証 ・ 現場対応を含めた緊急時対応能力の維持、向上
2024 年度	

(中長期訓練計画の記載内容に対し、本資料で説明のため追記した部分を朱記で示す。)

注 1：当該記載については、「日本原燃株式会社原子力防災訓練の中期対応方針」の改正に合わせた、再処理事業部の中長期訓練計画の改正時に追記する。

(再処理事業部 中長期訓練計画の記載範囲)

日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針における主な取組み						再処理事業部 中長期訓練計画への反映事項				2023年度 再処理防災訓練(総合訓練) 達成目標、検証項目	
中期対応方針	主な取組み項目	規制庁評価項目	達成目標	取組み内容 (下線:再処理事業部の関連事項)	各年度到達目標	1. 事業部の中長期訓練計画における検証項目	2. 「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の達成目標を踏まえ、事業部に要求される事項 ¹⁾	3. 総合訓練での検証	4. 年度毎の達成目標	(1)「 全社対策本部および六ヶ所保障措置センターとの情報共有ができること 」 達成目標: 全社対策本部に対して情報共有ツールを用いて、適時情報共有できること。また、六ヶ所保障措置センターに対し相互の情報共有を含めた連携が適切にできること。 検証項目: ①あらかじめ作成された情報フローで運用されていること。また、六ヶ所保障措置センターとの間であらかじめ定められた情報フローのとおりに対応ができていないこと。 ②全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また、事業部対策本部内で適切に情報共有できること。 ③COP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること。 ・COP③(戦略シート)は、事故対応に対する第2、第3の矢とする明確な戦略が記載、共有できること。 ・社内情報シートは、重大事故対応機器のインベントリ情報を共有できる構成であること。 ・COP資料は、水源状況および主排気筒可搬型モニタの測定値が共有できること。 ・ERC備付資料は、水素濃度を測定する代表貯槽と他貯槽の関係が確認できること。 ④通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること。 ・警戒事態該当事象発生後の経過連絡は、事故収束活動の進捗、問題点、対応状況等の情報が確認できること。 ・応急措置の概要報告(25条通報)は、事故収束活動の進捗、対応状況等の進展を確認後、速やかに情報発信できること。	
(1) 昨年度の訓練課題への対応	1-1. 情報共有とERCプラント班との情報共有、通報・連絡	○	・事業部対策本部、全社対策本部、ERCの間の情報フローについて、5W1H(いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように)が明確であること。 ・前回訓練結果に対する分析・評価結果が反映されていること。 ・情報フローの内容を要員が理解していること。	〔各事業部対策本部:事業部対策本部と全社対策本部間の情報フロー〕 〔全社対策本部:全社対策本部とERC間の情報フロー〕 ・継続的に訓練により抽出された課題に対する改善策を反映 ・4施設同時発生(再・廃・濃・埋)に向けた情報フロー(要員配置、共有方法等)の見直し ・MOX燃料加工施設を含めた同時発生に対応するための情報フロー作成	[2021、2022年度] ・事業所(「再・廃」、「濃・埋」)単位での発生を想定したシナリオのもとで対応ができること [2023年度] ・4施設同時発生(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで対応ができること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発生を想定したシナリオのもとで対応ができること	情報共有のための情報フローが適切に作成、運用されていること。 情報フローが適切に作成、運用されていること。	情報フローが適切に作成、運用されていること。 2020年度原子力防災訓練(総合訓練)において確認された課題を改善するために以下の取組み内容を確認(「再・廃」単位での発生を想定)。 ①ERCプラント班と情報共有するための資料(説明に用いる資料を整理した資料、COP等)が、全体を俯瞰しつづポイントをついた説明ができる資料になっていること。 ②ERC対応者の習熟が図られていること。	○	[2021年度] ・事業部対策本部から即応センターへ状況報告、通報連絡が実施できること。「再・廃」単位での発生を想定。 [2022年度] ・同上。 (・事業所毎同時発生(再・廃)を想定。) [2023年度] ・同上。 (・4施設同時発生(再・廃・濃・埋)および六ヶ所保証措置分析所の同時発生を想定。) ³⁾ [2024年度] ・同上。 (MOX燃料加工施設を含む全施設同時発生を想定。)		
	1-2. ERCプラント班との情報共有	○	・事業部対策本部は、事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部に随時提供できること。 ・全社対策本部は、事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について、ERCプラント班に対し積極的に説明ができること。	〔全社対策本部〕 ・情報の優先度を踏まえ、想定される事象毎に、どのツールを用いて何を説明するかを整理した説明ガイドの整備 〔各事業部対策本部・全社対策本部〕 ・事業部対策本部、全社対策本部およびERCプラント班(模擬)の情報共有訓練	事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また、事業部対策本部内で、適切に情報共有できること。	全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また、事業部対策本部内で、適切に情報共有できること。	六ヶ所保証措置分析所と同時発生を想定したシナリオのもと、相互の情報共有を含めた連携が適切に実施できること。 ³⁾ 2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 ⇒2022年度原子力防災訓練の課題 (1)COP、ERC備付資料の改善 (2)通報文の記載事項の改善	○	[2021年度] ・緊急時対応要員として必要な力量が標準等で明確化されていること。 (2022年度以降、個別訓練または総合訓練で検証) [2022年度] ・休日、夜間における初動対応が問題無くできること。 ・対応が長期化した際の要員交代が問題無くできること。 [2023年度] ・4施設同時発生(再・廃・濃・埋)を想定しても問題無く対応できること。 ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・MOX施設の同時発生を想定しても問題無く対応できること。 ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の補充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。		
	1-3. 情報共有のためのツール等の活用	○	・COPおよび備付け資料が説明しやすい内容となっていること。 ・全社対策本部は、ERSS(再処理施設)、COPおよび備付け資料を用いてERCプラント班に説明できること。 ・ERCに派遣されたリエンジニアは、ERCプラント班への説明補助(質問対応、ERCプラントの意向等の全社対策本部への伝達)ができること。	〔再処理事業部対策本部〕 ・COP資料の記載情報等の合理化及びERC備付資料の構成見直し 〔濃縮事業部対策本部・埋設事業部対策本部・全社対策本部〕 ・上記改善の展開 〔全社対策本部〕 ・各ツールの使用目的の明確化 ・リエンジニアの役割の明確化	COP資料およびERC備付け資料が説明しやすい内容となっていること。 COP資料およびERC備付け資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。	COP資料およびERC備付け資料が説明しやすい内容となっていること。	適切な通報ができること。 通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。	○	⇒2023年度原子力防災訓練の目的A		
	1-4. 確実な通報・連絡の実施	○	・第10条及び第15条事象について、記載の誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。 ・全社対策本部は、EAL判断時にERCプラント班に対し当該EALの判断根拠の説明を実施できること。 ・全社対策本部は、10条確認会議、15条認定会議において、ERCプラント班からの会議招集に対し速やかに対応し、発生事象、事象進展の予測、事故収束対応等の説明を適切かつ簡潔に実施できること。 ・第25条報告を事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して実施できること。	〔全社対策本部〕 ・情報の優先度を踏まえ、想定される事象毎に、どのツールを用いて何を説明するかを整理した説明ガイドの整備 ・ERCプラント班(模擬)との情報共有訓練 〔各事業部対策本部〕 ・通報連絡訓練	適切な通報ができること。 通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。	力量を備えた要員が確保されていること。 力量を備えた要員が確保されていること。	2021年度) ・緊急時対応要員として必要な力量が標準等で明確化されていること。 (2021年度中の明確化が目標であるため、訓練における検証項目の対象外とする。) [2022年度] ・休日、夜間における初動対応が問題無くできること。 ・対応が長期化した際の要員交代が問題無くできること。 [2023年度] ・4施設同時発生(再・廃・濃・埋)を想定しても問題無く対応できること。 ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・MOX施設の同時発生を想定しても問題無く対応できること。 ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の補充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	○	⇒2023年度原子力防災訓練の目的A		
2. 要員の計画的育成	2-1. 緊急時対応要員の育成	—	〔ERC対応要員〕 ・力量を備えた10条認定会議等対応者、ERC対応総括者およびERC対応者に係る複数の要員を確保していること。 ・長期化に備えたERC対応体制が整備されていること(代替要員の確保含む) 〔その他〕 ・機能班毎に力量を備えた要員を確保していること。 ・対応が長期化することが想定される事項については、代替要員を確保していること。	〔全社対策本部〕 ・10条認定会議等対応者、ERC対応総括者およびERC対応者について必要な力量の明確化 ・教育、訓練による計画的育成 〔各事業部対策本部・全社対策本部〕 ・各機能班の要員の力量の明確化 ・教育、訓練による計画的育成	[2021年度] ・必要な力量の明確化完了 毎年度到達目標に対する活動を継続的に実施	力量を備えた要員が確保されていること。 力量を備えた要員が確保されていること。	2021年度) ・緊急時対応要員として必要な力量が標準等で明確化されていること。 (2021年度中の明確化が目標であるため、訓練における検証項目の対象外とする。) [2022年度] ・休日、夜間における初動対応が問題無くできること。 ・対応が長期化した際の要員交代が問題無くできること。 [2023年度] ・4施設同時発生(再・廃・濃・埋)を想定しても問題無く対応できること。 ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・MOX施設の同時発生を想定しても問題無く対応できること。 ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の補充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	— (個別訓練で検証)	[2021年度] ・緊急時対応要員として必要な力量が明確化されていること(標準等の制定等)。 [2022年度以降] ①休日、夜間における初動対応が問題無くできること。 ②対応が長期化した際の要員交代が問題無くできること。		
	2-2. 夜間・休日発生時の対応	—	・夜間、休日の発生時に必要な初動対応および要員参集後の引継ぎができること。	〔全社対策本部〕 ・初動対応に係る体制整備 〔各事業部対策本部・全社対策本部〕 ・夜間・休日での発生を想定した少人数での初動対応、要員参集後の引継ぎ訓練	毎年度到達目標に対する活動を継続的に実施	休日、夜間の発生における事業部対策本部の初動対応の体制、手順の有効性確認および本部要員の交代に伴う引継ぎに関する手順の有効性確認。	①休日、夜間の発生における事業部対策本部の初動対応の体制、手順が有効であること。 ②本部要員の交代に伴う引継ぎに関する手順が有効であること。	— (個別訓練で検証)			

(中長期訓練計画の記載内容に対し、本資料で説明のため追記した部分を朱記で示す。)
注1:当該記載については、「日本原燃株式会社原子力防災訓練の中期対応方針」の改正に合わせた、再処理事業部の中長期訓練計画の改正時に追記、修正する。 1/4



日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針における主な取組み					
中期対応方針	主な取組み項目	規制庁評価項目	達成目標	取組み内容 (下線:再処理事業部の関連事項)	各年度到達目標
(1)の続き	3. 他の原子力事業者の知見収集・反映		他の原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 各事業部対策本部・全社対策本部 他原子力事業者への視察の実施 自社訓練への視察受け入れの実施 ピアレビュー等の受入れの実施 他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣 	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施
(2) 緊急時対応体制の強化	4. 事業部・全社の連携	4-1. MOX燃料加工施設を含めた同時発災対応体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業部対策本部と全社対策本部間の情報フローについては1-1.と同様。 発災事業部に対して他事業部および全社からの支援・協力ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> 全社対策本部 全社対策本部(H1、オフサイトセンター、支援拠点を含む)と事業部対策本部間の役割分担明確化 新情報共有システムの整備完了 再処理事業部対策本部・全社対策本部 MOX燃料加工施設を含めた同時発災に対応するための情報共有体制整備(人員配置、役割等) 情報フロー(は1-1.で管理) 上記明確化内容に基づく手順の整備 各事業部対策本部・全社対策本部 複数施設同時発災シナリオにおける情報共有訓練 	[2021, 2022年度] ・事業所(「再・廃」, 「濃・埋」)単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること ・新情報共有システムの整備完了 [2023年度] ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで対応ができること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで対応ができること
	4-2. 社内情報共有ツールの改善	<ul style="list-style-type: none"> MOX燃料加工施設を含めた全施設同時発災においても、社内情報共有ツール(クロノロジー^{注1}、電子ホワイトボード、社内TV会議等)を用いて事業部対策本部内および事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業部対策本部・全社対策本部 新情報共有システムを用いた情報共有訓練 	[2021年度] ・新情報共有システムの整備完了 [2022年度] ・新情報共有システムを利用して、事業部対策本部内で情報共有ができること。	
	4-3. 緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合の対応		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合であっても、情報共有、通報連絡および意思決定を実施できること。 	<ul style="list-style-type: none"> 全社対策本部 全社対策本部の代替場所(第一千歳平寮)への移動の判断、移動後の対応に関する体制整備 各事業部対策本部・全社対策本部 緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合を想定した情報共有、通報連絡および意思決定に係る訓練 	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 [2022年度] ・全社対策本部の代替場所(第一千歳平寮)への移動の判断、移動後の対応に関する体制整備完了

再処理事業部 中長期訓練計画への反映事項			
1. 事業部の中長期訓練計画における検証項目	2. 「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の達成目標を踏まえ、事業部に要求される事項 ¹⁾	3. 総合訓練での検証	4. 年度毎の達成目標
他原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。	他原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。 [2021年度] ・2020年度原子力防災訓練および2021年6月25日実施の再訓練で確認された課題に対して、他の原子力事業者の知見が反映されていること。 (他原子力事業者への視察、自社訓練への視察受け入れの実施等については、新型コロナの状況を踏まえて検討を行う。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練の結果および最新の状況を踏まえて設定する。 (他原子力事業者への視察、自社訓練への視察受け入れの実施等については、新型コロナの状況を踏まえて検討を行う。) [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練の結果および最新の状況を踏まえて設定する。 (他原子力事業者への視察、自社訓練への視察受け入れの実施等については、新型コロナの状況を踏まえて検討を行う。) [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練の結果および最新の状況を踏まえて設定する。 (他原子力事業者への視察、自社訓練への視察受け入れの実施等については、新型コロナの状況を踏まえて検討を行う。)	○ ⇒2023年度の原子力防災訓練の目的C	[2021年度] ・2020年度総合訓練および2021年6月25日実施の再訓練で確認された課題に対して他の原子力事業者の知見が反映されていること。 [2022年度以降] 前年度の訓練結果や最新の状況を踏まえて、年度毎の目標を設定する。 他原子力事業者への視察、自社訓練への視察受け入れの実施等については、新型コロナの状況を踏まえて検討を行う。
発災事業部に対して他事業部および全社からの支援・協力ができることの確認。	全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること。 [2021, 2022年度] ・全社対策本部との情報共有が問題無くできること。 [2023年度] ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)において、全社対策本部からの支援要請に問題無く対応できること。 ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災において、全社対策本部からの支援要請に問題無く対応できること。 ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の拡充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	○ ⇒2023年度の原子力防災訓練の目的A	[2021, 2022年度] ・事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること(「再・廃」単位での発災を想定)。 [2023年度] ・事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること(4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定)。 [2024年度以降] ・事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること(5施設同時発災(再・廃・濃・埋、MOX)を想定)。
全施設同時発災においても、社内情報共有ツールを用いて事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有ができることの確認。	全施設同時発災においても、社内情報共有ツールを用いて事業部対策本部内および事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有ができること。 [2021年度] ・新情報共有システムの整備が完了していること。 [2022年度] ・新情報共有システムを利用して、事業部対策本部内で情報共有ができること。 [2023年度] ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)において、新情報共有システムを利用して、全社対策本部と情報共有ができること。 ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災において、新情報共有システムを利用して、全社対策本部と情報共有ができること。 ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の拡充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	○	[2021年度] ・新情報共有システムの整備完了 [2022年度] ・新情報共有システムの整備完了 [2023年度] ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで情報共有が実施できること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで情報共有が実施できること
対象外	再処理事業所は、緊急時対策所に耐震性を有するため対象外。	—	—

2023年度 再処理防災訓練(総合訓練) 達成目標、検証項目	
(2)「4施設同時発災時による支援・協力対応ができること」 達成目標: 事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること。 検証項目: 全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること。	(3)「新情報共有システムを用いて情報共有ができること」 達成目標: 新情報共有システムによる情報共有ができること。 検証項目: 提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有ができること。

(中長期訓練計画の記載内容に対し、本資料で説明のため追記した部分を朱記で示す。)

注1:当該記載については、「日本原燃株式会社原子力防災訓練の中期対応方針」の改正に合わせた、再処理事業部の中長期訓練計画の改正時に追記、修正する。 2/4

日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針における主な取組み				
中期対応方針	主な取組み項目	規制庁評価項目	達成目標	取組み内容 (下線:再処理事業部の関連事項)
(2)の続き	5. 現場実動訓練	5-1. 緊急時対策所との連携訓練	・警戒事象、特定事象発生時に緊急時対策所と連携しつづけても予め定めた時間、要員、資機材で対応できること。	[各事業部対策本部] ・現場実動訓練
		5-2. 過酷環境下における訓練	・厳冬期等、過酷環境下においても予め定めた時間、要員、資機材で対応できること。	[各事業部対策本部・全社対策本部] ・過酷環境下における実動訓練
(3) 後方支援活動体制の強化	6. 広報活動訓練		・事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を記者会見において説明ができること。 ・発災時に記者会見対応ができる力量を備えた要員を確保していること。	[各事業部対策本部・全社対策本部] ・ERC広報班と連携したプレス対応 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニング ・記者会見に係る他社ベンチマーク
	7. 後方支援活動その他の活動	7-1. 社外関係機関と連携した後方支援活動	・原子力事業者間の支援活動、災害支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携について、全て実動で実施できること。	[各事業部対策本部・全社対策本部] ・原子力事業者間の情報提供訓練 ・原子力緊急事態支援組織との連携に係るロボット等の操作訓練 [全社対策本部] ・災害支援拠点における要員(他社からの支援要員を含む)、資機材の実動訓練 ・災害支援拠点の立ち上げおよび継続的な運営に係る訓練

再処理事業部 中長期訓練計画への反映事項			
1. 事業部の中長期訓練計画における検証項目	2. 「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の達成目標を踏まえ、事業部に要求される事項 ¹⁾	3. 総合訓練での検証	4. 年度毎の達成目標
警戒事象、特定事象発生時に緊急時対策所と連携しつづけても予め定めた時間、要員、資機材で対応できることの確認。	重大事故対応等の事象収束活動(負傷者の救護活動を含む)を、予め定められた時間、要員、装備で問題無く実施できること。 ^{注1)}	○ ⇒2023年度の原子力防災訓練の目的B	緊急時対策所と連携した事象収束活動を適切に実施できること。
厳冬期等の過酷環境下での作業における体制、手順等の有効性の確認。	厳冬期等の過酷環境下においても問題無く対応できること。	— (個別訓練で検証)	厳冬期等の過酷環境下においても問題無く対応できること。
模擬記者会見が適切に実施できるかの確認。	①模擬記者会見への要員派遣、対応手順の有効性確認。 ②模擬記者会見対応要員への情報伝達の整備 ③全社主催のメディアトレーニングに参加し、記者会見対応の向上を図る。	○ (全社対策本部の訓練で検証)	記者会見対応が問題無くできること。
原子力事業者間の支援活動、災害支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携に関する手順等の有効性確認。	災害支援拠点への要員派遣、手順、資機材の有効性確認。	— (個別訓練で検証)	災害支援拠点を問題無く運営できること。 [2022年度] ・第二千歳平察跡地を活用した原子力事業所災害対策支援拠点の運営検証

2023年度 再処理防災訓練(総合訓練) 達成目標、検証項目
(4)「現場と緊急時対策所が連携し、事象収束活動ができること」 達成目標: 手順に基づき、事象収束活動(救護活動含む)ができること。 検証項目: 重大事故対応等の事象収束活動を、あらかじめ定めた時間、要員、装備で問題無く実施できること。

(全社対策本部の訓練計画で具体化)

(中長期訓練計画の記載内容に対し、本資料で説明のため追記した部分を朱記で示す。)

注1: 当該記載については、「日本原燃株式会社原子力防災訓練の中期対応方針」の改正に合わせた、再処理事業部の中長期訓練計画の改正時に追記、修正する。 3/4



中期対応方針	主な取組み項目	規制庁評価項目	達成目標	取組み内容 (下線:再処理事業部の関連事項)	各年度到達目標
(3)の続き	7.の続き	7-2. オフサイトセンター対応	・オフサイトセンター対応を実動で実施できること。	[全社対策本部] ・オフサイトセンターでの対応に必要な体制整備 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・実際の対応を想定した訓練(合同対策協議会等の訓練)	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施
		7-3. オンサイト医療体制構築	・施設内における医療(オンサイト医療)活動を実動で実施できること。	[各事業部対策本部] ・電力大での連携のもと医療体制を構築(医療スタッフ受入体制、管理方法、地元機関(医療・搬送)との連携等)、手順の整備・整備した手順に基づく実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施
		7-4. 対応要員以外の退域手段確保	・発災時に対応要員以外の者が適時に退域できること。	[全社対策本部] ・体制、手順、資機材の検討、整備 ・整備した手順に基づく実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 [2021年度] ・対応要員以外の退域手段体制整備完了
		8. 自治体との連携訓練	・避難退域時検査等、自治体からの避難計画に基づく要請に対する支援協力ができること。	[全社対策本部] ・当社が実施する事項の整理および実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施

1. 事業部の中長期訓練計画における検証項目	2. 「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の達成目標を踏まえ、事業部に要求される事項 ¹⁾	3. 総合訓練での検証	4. 年度毎の達成目標								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オフサイトセンター対応に関する手順の有効性確認。</td> <td> 予め定めたタイミングで、オフサイトセンターへの派遣要員を編成、要員を派遣できること。 [2021年度] ・オフサイトセンター対応に必要な要員が確保されており、定められたタイミングで派遣できること。 (全社対策本部からの要請に応じた対応(訓練)で評価する。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の拡充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	詳細	オフサイトセンター対応に関する手順の有効性確認。	予め定めたタイミングで、オフサイトセンターへの派遣要員を編成、要員を派遣できること。 [2021年度] ・オフサイトセンター対応に必要な要員が確保されており、定められたタイミングで派遣できること。 (全社対策本部からの要請に応じた対応(訓練)で評価する。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の拡充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設内における医療活動の体制・手順の有効性確認。</th> <th>施設内における医療活動(オンサイト医療)を実施できること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> [2021年度] ・オンサイト医療の対応に必要な要員が確保されていること。 (全社対策本部からの要請に応じた対応(訓練)で評価する。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 </td> <td> [2021年度] ・施設内における医療活動(オンサイト医療)を実施できること。 [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設内における医療活動の体制・手順の有効性確認。	施設内における医療活動(オンサイト医療)を実施できること。	[2021年度] ・オンサイト医療の対応に必要な要員が確保されていること。 (全社対策本部からの要請に応じた対応(訓練)で評価する。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	[2021年度] ・施設内における医療活動(オンサイト医療)を実施できること。 [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	○ (全社対策本部の訓練で検証)	予め定めたタイミングで、オフサイトセンターへの派遣要員を編成し、派遣できること。
項目	詳細										
オフサイトセンター対応に関する手順の有効性確認。	予め定めたタイミングで、オフサイトセンターへの派遣要員を編成、要員を派遣できること。 [2021年度] ・オフサイトセンター対応に必要な要員が確保されており、定められたタイミングで派遣できること。 (全社対策本部からの要請に応じた対応(訓練)で評価する。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・緊急時対応能力の維持、向上(要員の拡充等)が行われていること。 ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。										
施設内における医療活動の体制・手順の有効性確認。	施設内における医療活動(オンサイト医療)を実施できること。										
[2021年度] ・オンサイト医療の対応に必要な要員が確保されていること。 (全社対策本部からの要請に応じた対応(訓練)で評価する。) [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。	[2021年度] ・施設内における医療活動(オンサイト医療)を実施できること。 [2022年度] ・2021年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2023年度] ・2022年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。 [2024年度] ・2023年度原子力防災訓練において課題が確認された場合は、その課題が改善されていること。										
対象外	—	— (個別訓練で検証)	—								
対象外	—	—	—								

2023年度 再処理防災訓練(総合訓練) 達成目標、検証項目
(全社対策本部の訓練計画で具体化)



(中長期訓練計画の記載内容に対し、本資料で説明のため追記した部分を朱記で示す。)

注1: 当該記載については、「日本原燃株式会社原子力防災訓練の中期対応方針」の改正に合わせた、再処理事業部の中長期訓練計画の改正時に追記、修正する。

再処理事業部 中長期訓練計画(2021年度～2024年度)

再処理事業部 中長期訓練計画 添付資料3(抜粋)

資料1-1(3)

1.1 原子力防災訓練(重大事故訓練を含む) 総合訓練、個別訓練(事業部訓練)

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	目的、方法等	2021年度		2022年度		2023年度 ^{注1}		2024年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練 (年1回) 個別訓練 (事業者訓練) (年1回)	原子力防災訓練	防災業務課	重大事故訓練 ※4	臨界を想定した訓練	AA, AB, AC	非常時対策組織 (原子力防災組織)	①臨界事故(第34条) 溶解槽の臨界 プルトニウムを含む溶液の誤移送臨界 プルトニウムを含む溶液の漏えい臨界 プルトニウムを含む溶液のプロセス異常による臨界等	目的 ①対策組織レベルの対応能力向上 ②対策組織間の連携強化 ③ERCとの連携強化 訓練項目: 【全体項目】 (1)事業部対策本部対応訓練 【個別項目】 (1)通報訓練 (2)救護訓練 (3)モニタリング訓練 (4)避難誘導訓練 (5)その他必要と認める訓練 a. ERC対応訓練 b. 重大事故対応の習熟訓練 その他、全社対策本部が実施する原子力事業所災害対策支援拠点設置訓練、オフサイトセンター設置訓練、広報対応訓練に必要なに応じ参加 訓練方法: 防災業務課は、添付2に示す年度毎の達成目標、検証項目、評価項目に基づき、訓練計画書(実施計画)を作成する。 訓練シナリオは、原則として参加者非開示とし、可能な限り、発災条件、想定が偏ることのないよう考慮する。 総合訓練、個別訓練(事業者訓練)については、原則として、事前に図上訓練、事前訓練を実施する。	訓練シナリオ情報を含むため非公開							(1)再処理施設のしゅん工前までにレベルA以上に到達することを達成目標とする。 (2)再処理施設のしゅん工前までは、原子力防災訓練の総合訓練または個別訓練(事業者訓練)のいずれかにおいて、既存のプラント状況、設備を使用した訓練を実施する。(2019年6月28日 原子力規制委員会依頼事項) (3)2021年度の個別訓練(事業者訓練)は、2020年12月1日に実施した総合防災訓練の再訓練対応(2021年6月)のため、下期に実施を延期する。(厳冬期期間に既存のプラント状況、設備を使用した訓練および内部火災の制圧を含めた訓練を予定。) (4)2023年度の原子力防災訓練(総合訓練)は年度下期(2023年10月予定)に実施し、原子力防災訓練(事業者訓練)は年度下期(2024年2月予定)に実施する。また、2023年度の原子力事業者防災訓練(総合訓練)については、公益財団法人 核物質管理センターとの合同で、六ヶ所保証措置分析所と同時発災を想定した訓練を実施する。 ^{注1} ※1: 既存のプラント状況、設備の使用した訓練。 ※2: 訓練項目について、総合訓練での同時実施が困難な場合は、別日時の実施、シナリオの切り離し、図上訓練での実施等を検討する。 ※3: 大規模損壊を想定した訓練では、以下に示す溶液の漏えいによる人の被災を想定した訓練を検討する。 ①溶解液(硝酸)、②ヨウ素、③プルトニウム溶液(硝酸・30%TBP)、④ウラン溶液(硝酸・30%TBP)、⑤プルトニウム溶液(硝酸)、⑥高レベル廃液 ※4: 重大事故訓練において、原災法第10条第1項に基づき通報を行うべき事象および原災法第15条第1項に基づき報告を行うべき事象を取り込んで実施する。	
				全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)	AA, AB, AC, CA, KA		②蒸発乾固(第35条) 蒸発乾固(機器内) 蒸発乾固(漏えい)										
				全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)	AA, AB, AC, CA, KA		③水素爆発(第36条) 水素爆発(機器内) 水素爆発(漏えい)										
					FA		④使用済燃料冷却(第38条) 使用済燃料貯蔵プールへの注水等										
					AA, AB, AC, CA, KA		②蒸発乾固(第35条) 蒸発乾固(機器内) 蒸発乾固(漏えい)										
					AA, AB, AC, CA, KA		③水素爆発(第36条) 水素爆発(機器内) 水素爆発(漏えい)										
					FA		④使用済燃料冷却(第38条) 使用済燃料貯蔵プールへの注水等										
					AB, AC		⑤有機溶媒火災(第37条) 有機溶媒等による火災または爆発										
			⑥工場外への放出抑制(第40条) 放射性物質および放射線の敷地外への放出制御対策														
			⑦大規模損壊 航空機燃料火災の消化活動 航空機衝突への対処														

(中長期訓練計画の記載内容に対し、本資料で説明のため追記した部分を朱記で示す。)

注1: 当該記載(2023年度計画および備考記載)については、「日本原燃株式会社原子力防災訓練の中期対応方針」の改正に合わせた、再処理事業部の中長期訓練計画の改正時に追記、修正する。

F51501-010 様式 1

承認	審査				
濃縮事業部長	安全・品質 本部長※	ウラン濃縮 工場長	放射線管理 部長	濃縮保全 部長	濃縮運転 部長
個人情報を含むため非公開					

※原子力防災訓練に係る内容のみ

濃縮事業部における訓練に係る 中期計画（2023年度）（改正00）

（加工施設保安規定別表 35. 1. 7. に基づく記録）

作成（運営管理課）	
課長	担当者
個人情報を含む ため非公開	

改正来歴		
件名： 濃縮事業部における訓練に係る中期計画（2023年度）		
改正	施行日	改正内容
00	2023.4.1	新規作成

1. 目的

本計画書は、「加工施設 訓練実施細則」に基づき、実施する訓練について、中期的なビジョンで事業部対策本部、非常時対策組織（異常時対応会議含む。）、自衛消防隊組織（以下、「各対策組織」という。）および対応要員の対応能力の向上を図り、実効性のある訓練の実施に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本計画書は、2023～2026年度に、濃縮・埋設事務所、加工施設（ユーティリティ設備等のその他加工施設を含む）において、濃縮事業部が実施する訓練に適用する。

3. 基本方針

（1）リスク対応

ウラン濃縮工場の特徴を考慮したリスク（核燃料物質（HF含む）、化学物質等の飛散・漏えい）に対応できるようにするとともに、対応能力のさらなるレベルアップを図る。

（2）想定内事象、大規模損壊事象

福島第1原子力発電所の事故のような周辺住民に影響を与える事故を起こさないために、想定される事象（以下、「想定内事象」という。）発生時に各対策組織および要員が機能・職務を有効に発揮できるようにするとともに、対応能力のさらなるレベルアップを図る。

なお、想定内事象のうち、「設計基準事故・自然災害等・外部火災」は、年度ごとに事象を決めて訓練を実施する。また、地震、航空機衝突による大規模損壊事象に対しても、上記と同様な対応ができるようにする。

さらに、想定内事象および大規模損壊事象対処を基本として、より過酷な条件においても、各対策組織および要員がこれまでの活動能力を有効的に発揮できるようにする。

（3）原子力防災訓練

施設の特徴に応じた現実的なシナリオに基づく訓練（2部制訓練）の実施方針※に従い、当施設の原子力防災訓練は、2部制（第1部訓練：現実的なシナリオに基づく訓練（現場実働有）、第2部：緊急時対策所や本社の対応訓練（現場実働無））による訓練を実施する。

ただし、4年に1回程度、2部制訓練ではなく従来型（原子力緊急事態を想定したシナリオに基づく訓練（現場実働有））の訓練を実施する。なお、原子力規制庁との調整により訓練実施方法が変更となる場合は、それに従うものとする。

また、原子力防災訓練は、「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」（以下、「中期対応方針」という。）に従って実施する。

※令和3年第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日開催）にて了承

4. 訓練目的と目指すべき姿

（1）訓練目的

訓練は、総合訓練と個別訓練の2種類とし、各訓練の目的は表1のとおりとする。

表1. 訓練の種類と目的

種 類	目 的
総合訓練	<ul style="list-style-type: none">・ 対策組織の対応能力の向上・ 対策本部と各班の連携、情報共有の強化・ 全社対策本部との連携の強化・ E R Cとの連携の強化
個別訓練	<ul style="list-style-type: none">・ 対策組織要員（E R C対応含む。）の技能および力量の習得、向上・ 班内、関係班との連携の強化・ 総合訓練の事前確認として、前回訓練での経験・改善事項の確認（図上訓練）・ 訓練課題の検証（図上訓練、実働訓練）・ 対応策の開発、拡大（図上訓練）

(2) 目指すべき姿と達成プロセス

基本方針を達成するための目指すべき姿とその達成プロセスは表2のとおりとする。

表2. 訓練受講者の目指すべき姿と達成プロセス

方針	目指すべき姿	達成プロセス
(1) リスク対応	社員	<ul style="list-style-type: none"> ・新規従事者は、入所時教育として初動対応に係る訓練(机上教育含む)を受講する。 ・前年度に引続き従事する者は、当該年度中に初動対応に係る訓練(机上教育および机上訓練で実施可)を受講する。
	協力会社	
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線業務従事者は、核燃料物質(HF含む)、化学物質、窒素および熱水の飛散・漏えい時の初動対応を基礎知識として身につけ、確実に、かつ短時間に対処できるようにする。 ・放射線業務従事者は、核燃料物質(HF含む)、化学物質、窒素および熱水の飛散・漏えい時の初動対応を基礎知識として身につけ、確実に、かつ短時間に対処できるようにする。ただし、化学物質、窒素および熱水の初動対応訓練は、化学物質の取扱場所、窒素および熱水配管等の敷設場所に入域しない者は除く。 ・核物質防護区域入域者(化学物質の取扱場所、窒素および熱水配管等の敷設場所に入域しない者は除く)は、化学物質、窒素および熱水の飛散・漏えい時の初動対応を基礎知識として身につけ、確実に、かつ短時間に対処できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入域者は、入所時教育として初動対応に係る訓練(机上教育含む)を受講する。 ・前年度に引続き入域する者は、当該年度中に初動対応に係る訓練(机上教育および机上訓練で実施可)を受講する。
(2) 想定内事象 (3) 大規模損壊事象	<ul style="list-style-type: none"> ・対策組織各班員は、個人の技術を磨き、当該班員および他班員と連携し、個々の事象および複合事象に対して確実に、かつ短時間に対処できるとともに、より過酷な条件に対しても、既存手順や資機材および設備を応用して臨機応変な対応ができるようにする。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事象対応に必要な力量評価基準に照らし、各班員の現状の力量を把握する。 ② 事象対応に必要な最低人数、手順書、資機材により想定内事象、大規模損壊事象への対応が確実にできることを確認する。 ③ 上記②の確認結果を踏まえ、必要に応じて初動対応に必要な最低人数、手順書、資機材を見直す。 ④ 事象対応時の状況変化に対する代替方法などを検討するとともに、より過酷な条件でも対応できることを確認する。 ⑤ より過酷な条件でも対応できるように、交替要員を設定し、交替要員も含め対応要員全員が確実に対応できることを確認する。 ⑥ 力量維持・向上のために訓練を繰り返し実施する。

注：必要な最低人数とは、夜間・休日においても初動対応に必要な最低人数のことを言う。

交替要員とは、必要な最低人数を常に確保可能な要員のことを言う。

5. 訓練計画

(1) 訓練計画

上記3. で示した基本方針および上記4. で示した目指すべき姿を達成するため、2023～2026年度の中期訓練計画は、原則当該年度2月末までに訓練が完了するようにし、添付資料1のとおりとする。

なお、実施頻度は、下記(2)で示す達成指標が達成できるように設定する。

また、総合訓練に向けた個別訓練および班員の力量維持・向上等を目的とした個別訓練計画については、「加工施設 訓練実施細則」に基づき作成する「各班における個別訓練に係る中期計画」にて明確にする。

(2) 達成指標

① 訓練に係る指標

総合訓練、個別訓練に係る達成指標は、実施する訓練内容に応じて添付資料2または添付資料3より設定し、各訓練の実施に当たって「加工施設 訓練実施細則」に基づき作成する「総合訓練実施計画書」または「個別訓練実施計画書」にて明確にする。

② 力量に係る指標

力量に係る達成指標は、表3より設定し、各訓練の実施に当たって「加工施設 訓練実施細則」に基づき作成する「総合訓練実施計画書」または「個別訓練実施計画書」にて明確にする。

表3. 力量に係る指標

2023年度～2026年度
交替要員を含め班長・副班長は上級レベル、それ以外の班員は中級レベル以上を80%に維持すること。
【全事象】 初動対応として必要最低人数を常に確保できるよう、交替要員を確保すること。

注：レベルの考え方は、以下のとおり。

- ・初級レベル：班長・副班長の指示の下、対応ができること
- ・中級レベル：班長・副班長の指示の下、対応ができること
班長・副班長の指示を踏まえ、班員への対応指示ができること
- ・上級レベル：班員の統括ができ、班員への対応指示ができること

(3) 訓練条件

総合訓練、個別訓練の付加条件は、表4より設定し、各訓練の実施に当たって「加工施設 訓練実施細則」に基づき作成する「総合訓練実施計画書」または「個別訓練実施計画書」にて明確にする。

なお、原則として総合訓練は、シナリオ非提示で実施するものとする。

表 4. 訓練の付加条件

訓練付加条件		複雑性・重篤度など
訓練事象		重大事故に至るおそれがある事故、大規模損壊事象、設計基準事故、自然災害（地震、竜巻、火山（降灰）、溢水、積雪、化学物質の放出、台風等）・外部火災（近隣工場・森林火災発生時、燃料補充用のタンクローリにおける火災発生時）・火災（ウラン濃縮工場、事務所等）
重畳とするインシデント		外部電源喪失（全電源喪失含む）・閉じ込め機能喪失・インターロック故障・放射性物質の施設内外漏えい・計画外の被ばく・計画外の床、壁等の汚染・業務上災害・重油、軽油流出・なし
施設の損傷状況	設備	損傷なし・損傷あり
	建屋	損傷なし・損傷あり
発生場所		1箇所・複数箇所
天候		晴天・暴風雨・厳冬期・厳暑期
時刻	平日	昼間・夜間
	休日	昼間・夜間
被ばくの状況	H F 暴露	なし・あり（1人・2～3人・4人以上）
	内部	なし・あり（1人・2～3人・4人以上）
	外部	なし・あり（1人・2～3人・4人以上）
傷病の状況	外傷	なし・あり
	意識	なし・あり
他施設との同時発災		埋設、再処理、MOX
シナリオ提示		提示・非提示

6. 改善サイクルの設定

- (1) 訓練対象者に対して、評価結果のフィードバックを実施する。
- (2) 反省事項への対応状況について、個別訓練などにより訓練課題の検証（関係班との連携の強化含む）を行うとともに、「加工施設 訓練実施細則」に基づき、きめ細かな進捗管理を行い、対応期限内に確実に改善を行う。
- (3) 設定した達成指標に対して到達状況（または到達度）を評価するとともに、評価の結果、達成指標に到達できていない場合は、到達できなかった原因を分析し、対策を立案する。（手順書、資機材への評価も含む）
- (4) (3)の結果を踏まえ、本中期計画を見直し、対策を反映したうえで訓練等を通じて評価を行う。

7. 他施設および当施設訓練の視察

当社他施設または他事業者の非常時訓練（原子力防災訓練含む）等へ年1回以上積極的に参加し、当社他施設および他事業者の取り組み状況を確認し、必要に応じて濃縮事業部の活動に反映する。

また、他事業者の当施設訓練への視察を積極的に受け入れ、他事業者からの意見等を踏まえ、必要に応じて濃縮事業部の活動に反映する。

8. 添付資料

- (1) 加工施設における訓練計画（2023～2026年度）
- (2) 濃縮事業部における訓練に係る達成指標
- (3) 中期対応方針の達成目標に対する取り組み事項および達成目標

以 上

加工施設における訓練計画(2023～2026年度)

	起因	事象	教育・訓練No.	実施項目	実施頻度	訓練実施部署 (訓練対象組織)	2023年度				2024年度				2025年度				2026年度			
							1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
初動訓練	-	HF暴露	-	展開訓練	1回/年以上	放射線管理課	集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練			
				ホールドポイント (達成状況確認)			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
	-	化学物質暴露	-	展開訓練	1回/年以上	運転管理課	集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練			
				ホールドポイント (達成状況確認)			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
-	窒素暴露	-	展開訓練	1回/年以上	運転管理課	集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				
			ホールドポイント (達成状況確認)			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	
-	熱水暴露	-	展開訓練	1回/年以上	運転管理課	集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				集合訓練 繰り返し訓練および新規配属者への訓練				
			ホールドポイント (達成状況確認)			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	
通報訓練	-	火災、地震、人災 等	1-5 2-7 4-7 4-14	個別訓練	1回/半期以上	運営管理課 (連絡責任者)	繰り返し訓練(事象を变化)				繰り返し訓練(事象を变化)				繰り返し訓練(事象を变化)				繰り返し訓練(事象を变化)			
				ホールドポイント (達成状況確認)			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
緊急作業につ いての訓練	-	-	5-2	個別訓練 ※総合訓練は、1-5、2- 6、2-7と兼ねることができる	1回/年以上	個別訓練・設備応急班 長(保安全管理課長)、放 射線管理班長(放射線 管理課長) (運転管理班) (設備応急班) (総務班) (放射線管理班) (消火班) (本部) 総合訓練・運営管理課	新規者訓練				新規者訓練				新規者訓練				新規者訓練			
				ホールドポイント (達成状況確認)			▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽

加工施設における訓練計画(2023~2026年度)

	起因	事象	教育・訓練No.	実施項目	実施頻度	訓練実施部署 (訓練対象組織)	2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				
							1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
想定内事象への対応訓練	自然災害 (地震、竜巻、火山(降灰)、溢水、積雪、降水(豪雨)、台風、化学物質の放出等) 外部火災 (近隣工場、森林、タンクローリー等の火災)	重大事故に至るおそれがある事故	1-5	個別訓練	1回/年以上	運営管理課 (運転管理班) (設備応急班) (消火班) (総務班) (放射線管理班) (本部) (本部事務局) (技術支援班)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				
				訓練結果反映 (必要員数見直し) (手順書、資機材見直し) 総合訓練 (レベルアップ)			各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				
				ホールドポイント (達成状況確認)			▽				▽				▽				▽				
				総合訓練(実働)			繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				
	原子力防災訓練 (ERC対応訓練含む) (原災法第10条および第15条の適用事象)	2-3 2-5 2-6 2-7	個別訓練	1回/年以上	運営管理課 (運転管理班) (設備応急班) (消火班) (総務班) (放射線管理班) (本部) (本部事務局) (技術支援班)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による					
						訓練結果反映 (必要員数見直し) (手順書、資機材見直し) 総合訓練 (レベルアップ)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				
						ホールドポイント (達成状況確認)	▽				▽				▽				▽				
						総合訓練(2部制)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				
	設計基準事故・自然災害等・外部火災	1-5	個別訓練	1回/年以上	運営管理課 (運転管理班) (設備応急班) (消火班) (総務班) (放射線管理班) (本部) (本部事務局) (技術支援班)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による					
						訓練結果反映 (必要員数見直し) (手順書、資機材見直し) 総合訓練 (レベルアップ)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				
						ホールドポイント (達成状況確認)	▽				▽				▽				▽				
						総合訓練(実働、外部火災)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				
工場火災	4-5 4-6 4-7	個別訓練	1回/年以上	運営管理課 (運転管理班) (設備応急班) (消火班) (総務班) (放射線管理班) (本部) (本部事務局) (技術支援班)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による						
					訓練結果反映 (必要員数見直し) (手順書、資機材見直し) 総合訓練 (レベルアップ)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による					
					ホールドポイント (達成状況確認)	▽				▽				▽				▽					
					総合訓練(実働)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)					
事務所火災	4-12 4-13 4-14	個別訓練	1回/年以上	運営管理課 (消火班) (総務班) (本部) (本部事務局)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による						
					訓練結果反映 (必要員数見直し) (手順書、資機材見直し) 総合訓練 (レベルアップ)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による					
					ホールドポイント (達成状況確認)	▽				▽				▽				▽					
					総合訓練(実働)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)					
大規模損壊への対応訓練	地震 大型航空機の衝突	大規模損壊	1-5 2-3 2-5 2-6 2-7 4-5 4-6 4-7	個別訓練	1回/年以上	運営管理課 (運転管理班) (設備応急班) (消火班) (総務班) (放射線管理班) (本部) (本部事務局) (技術支援班)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				
							訓練結果反映 (必要員数見直し) (手順書、資機材見直し) 総合訓練 (レベルアップ)	各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による				各班の中期訓練計画による			
							ホールドポイント (達成状況確認)	▽				▽				▽				▽			
							総合訓練(実働)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)			
							総合訓練(実働)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)			
							総合訓練(実働)	繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)				繰返し訓練(必要に応じ)			

濃縮事業部における訓練に係る達成指標

		訓練項目に対する実施内容		達成指標	
		項目	実施内容		
組織 全体	1. 暴露時の初動対応		①HF暴露時の初動対応の理解 ②化学物質暴露時の初動対応の理解 ③窒素暴露時の初動対応の理解 ④熱水暴露時の初動対応の理解	a1. HF暴露時の初動対応ができること a2. 化学物質暴露時の初動対応ができること a3. 窒素暴露時の初動対応ができること a4. 熱水暴露時の初動対応ができること	
	2. 各班員の確保		⑤各班の活動に必要な最低人数の検討 ⑥交替要員の確保	b1. 検討した必要最低人数で活動ができること b2. 常に必要最低人数を確保できるよう、交替要員を確保していること	
	3. 確実な情報伝達		⑦3WAYコミュニケーション（伝達・復唱・確認）、 フォネティックコードを活用	c1. 3WAYコミュニケーションによる簡潔明瞭な発話ができること c2. 機器名称等は、フォネティックコードを活用できること	
	4. 資機材の理解		⑧対策活動に必要な資機材（手順、資機材）の理解	d1. 対策活動に必要な手順が整備されていること d2. 対策活動に必要な資機材の取り扱いができること d3. 手順通りに活動ができていないこと（トラブル検討会含む）	
	5. 重要事項情報の対応		⑨本部情報（ブリーフィング、目標設定会議、本部長 発話）対応	e. 本部情報を静寂な状況下で対応できること	
	6. 対策本部内の情報共有		⑩情報共有ツール（電子WB、音声共有、デヂエ等） による実施	f. 想定される事象発災時に情報共有ツールを使用して情報共有できること	
	7. 対策活動における情報共有		⑪対策本部、中央制御室、現場間の情報共有	g. 対策本部、中央制御室、現場間でスムーズに情報共有できること	
	8. 対策要員招集状況の把握		⑫対策班活動時の要員招集把握の実施	h. 対策活動時（開始、対策活動時）等の要員を把握し、報告できること	
	9. 対応能力の向上		⑬平日昼間帯、休日・夜間帯における対応能力検証の 実施	i1. 平日昼間帯の単独または複数の起因による被災時に対応できること i2. 休日・夜間帯の単独または複数の起因による被災時に対応できること	
	中期 対応 方針	10. 即応センター とERCプラ ント班との情 報共有、通報・ 連絡	(1)情報共有のための情報フロー	⑭情報フローによる各対策本部、ERC対応ブース間 の情報共有	j1. 情報フローの内容を要員が理解し、その役割どおり対応できること j2. 情報フローは5W1Hが明確で、前回訓練結果に対する分析・評価結果が反映されていること
			(2)ERCプラント班との情報共有	⑮情報共有ツール（電子WB、音声共有、デヂエ等） による実施	k. ERC対応ブースへ提供する情報（事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗 状況）は、リアルタイムに行うこと
			(3)情報共有のためのツール等の活用	⑯COPおよび備付け資料等の活用による情報共有	l. ERC対応ブースへ提供する資料（COP（事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略およびそ の進捗状況）、ERC備付け資料等）は説明しやすい内容とし、当該資料を用いて説明できること
			(4)確実な通報・連絡の実施	⑰所定時間内での通報連絡の実施	m1. AL、SE、GE通報（FAX送信）は、通報文チェックツールを用いて、記載の誤記、漏れ等がなく速や かに通報できること m2. 25条報告を事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して実施できること
	11. 要員の計画的 育成	(1)緊急時対応要員の育成	⑱要員の計画的な育成の実施	n1. 計画的に教育・訓練を実施し、力量を備えた要員を確保・拡充していること n2. 対応が長期化することを想定し、代替要員を確保していること	
		(2)夜間・休日発災時の対応	⑲夜間、休日の発災における初動対応の実施	o. 夜間、休日の発災時に必要な初動対応および要員参集後の引継ぎができること	
	12. 他の原子力事業者の知見収集・反映		⑳他の原子力事業者の知見を収集・反映の実施	p. 各項目（他原子力事業者への視察、自社訓練への視察者受入れ、JANSIピアレビューまたは他原子力事 業者による訓練評価の受入れ、他原子力事業者へのピアレビュー等のレビューア派遣）を行い、必要に応じ て他原子力事業者の知見が訓練に反映されていること	
	13. 事業部・全社 の連携	(1)MOX燃料加工施設を含めた同時発 災対応体制整備	㉑他事業部からの支援または他事業部への協力の実施	q1. 施設発災時に定められた体制および手順で、全社・他事業部へ支援要請ができること q2. 施設発災時に定められた体制および手順で、全社・他事業部からの支援要請に対応できること q3. 適切なタイミングでEAL判断および防災体制を確立し、社内情報共有ツールによる情報共有ができること q4. 新情報共有システムによる情報共有ができること	
(2)社内情報共有ツールの改善					
(3)緊急時対策所、全社対策本部室が使用 できない場合の対応		㉒緊急時対策所が使用できない場合の初動対応実施		r. 緊急時対策所が使用できない場合であっても、代替措置を講じて、情報共有、通報連絡および意思決定を実 施できること	
14. 現場実動訓練	(1)現場対応・緊急時対策所との連携訓練	㉓現場と緊急時対策所の連携した対応の実施	s. 警戒事象、特定事象などの発生を想定した実働訓練を実施し、緊急時対策所との連携、予め定めた時間、要 員、資機材などを使用して、手順どおり実施できること		
	(2)過酷環境下における訓練	㉔厳冬期等の過酷環境を想定した対応の実施	t. 過酷環境等を想定した訓練においても、予め定めた時間、要員、資機材などを使用して、手順どおり実施で きること		
15. 広報活動訓練		㉕模擬記者会見対応の実施	u1. 各項目（ERC広報班と連動したプレス対応、模擬記者会見の実施、社外プレーヤーによる評価、検証、メ ディアトレーニングの実施、記者会見に係る他社ベンチマーク）を行い、記者会見対応ができること u2. 発災時に記者会見対応ができる力量を備えた要員を確保していること		
16. 後方支援活動 その他の活動	社外関係機関と連携した後方支援活動	㉖原子力緊急事態支援組織への訓練参加	v. 原子力緊急事態支援組織との連携に係るロボット等の操作訓練に参加していること		
	オフサイトセンター対応	㉗オフサイトセンター要員派遣の実施	w. オフサイトセンターへ必要な派遣要員を編成・派遣して、必要な対応が実施できること		
	オンサイト医療体制構築	㉘施設内における医療活動の実施	x1. 全社対策本部が整備する医療体制、方針に基づき手順を整備できること x2. 整備した手順に基づいた対応ができること		
17. その他（新型コロナウイルス感染症対策）		㉙新型コロナウイルス感染症対策の実施	y. 適切な対策を訓練の実施計画書で明確にし、実効（対策）できていること		

	訓練項目に対する実施内容		達成指標
	項目	実施内容	
本部	1. ICS体制	① ICS体制による本部活動の実施	a. ICS体制各担当による対策活動の実施状況を正確に把握できるようにする
	2. 本部情報の的確な発信	② 定期的なブリーフィング、事象収束に向けた的確な目標設定の実施	b. 各対策活動状況をブリーフィング等により整理され、的確な目標設定ができること
ERC 対応	1. ERCとの情報共有	① 対策本部からERC対応者に対する状況報告	a1. ERC備付け資料（事故収束対応の戦略および進捗状況、EAL該当事象、その判断根拠）などが準備できること a2. 提供する情報は、COPや音声共有システム、デヂエなどを使用して、リアルタイムにできること
	2. 機器操作	② 通信機器の操作の実施	b1. 通信機器の操作ができること b2. 通信機器に支障が発生した場合に代替手段の操作ができること
本部 事務局	1. 事象毎の通報文作成	① 適切な通報文の作成	a1. 事象に応じた通報基準を理解し、通報手順および通報様式が選定できること a2. 通報文に誤記、記載漏れがないこと。また、通報文に誤記があった場合の対応ができること
	2. 事象毎の適切な通報	② 通報時間以内での通報実施 ③ 通報文内容に沿った通報連絡の実施	b1. 通信機器が使用でき、決められた通報時間以内に通報できること b2. 通信機器に支障が発生した場合に代替手段により決められた通報時間以内に通報連絡できること b3. 通報文内容を確実に通報できること
技術 支援班	1. 対外対応資料の作成	① 問合せやQA対応などの各種場面に応じた対外対応資料の作成	a. 行政機関からの問合せの回答案、プレス対応におけるQA回答案に必要な情報を収集し、対外対応資料を作成できること
	2. 設計・許認可上の評価	② 設計・許認可上の評価	b. 設計・許認可上の評価指示等があった場合に、事業変更許可申請書、設工認の確認等により評価できること
	3. 通報文の添付資料作成	③ 発災事象に応じた図面の選定および図面への必要な情報（事象発生場所等）の追記	c. 通報文の送付までに、必要な情報を収集し、添付資料を作成できること
運転 管理班	1. 情報収集と情報共有	① プラント情報の収集と対策本部内への情報共有	a. 想定される事象発災時に、プラント情報を収集し、COP（設備状況）へ入力し、対策本部内に情報共有できること
	2. 事象発生時の初動対応	② 各発災事象時の初動対応の実施	b1. 事象発災時に異常時対応手順などにに基づき初動対応が実施できること b2. 中制室指揮者の指示に従い初動対応が実施できること
	3. 運転操作・監視	③ 事象に応じた運転操作・監視の実施	c1. 事象発災時に異常時対応手順などにに基づいた運転操作・監視ができること c2. 本部指示に従った運転操作が実施できること
設備 応急班	1. 必要な情報の収集	① 発災事象状況の情報収集の実施	a. 各建屋、設備および機器の破損状況確認を実施できること
	2. 応急復旧等の対応	② 想定事象に応じた応急復旧等の実施	b1. 事象に応じた応急復旧対応が実施できること b2. 工場内および工場建屋からUF6漏えい箇所閉止作業が実施できること
総務班	1. 作業員の安否確認等	① 現場作業員の安否状況共有の実施	a1. 現場作業員の安否確認に関する情報共有ができること a2. 要救助者の有無およびモニタエリアでの要救助者の状況確認ができること
	2. 避難誘導	② 作業員退避時の避難誘導の実施	b. 避難誘導者を配置し、現場作業員の避難誘導ができること
	3. 不明者捜索	③ 現場内の不明者捜索活動の実施	c. 不明者が発生した場合に捜索活動ができること
	4. 救出活動	④ 現場内要救助者の救出活動の実施	d1. 各暴露者や傷病などの要救助者の救出活動が実施できること d2. 要救助者が発見された場合に現場状況に応じた救助ができること d3. 各現場内で同時に要救助者が多数発生した場合の救出活動が実施できるようにする
	5. 警備業務	⑤ 緊急車両などの対応の実施	e. 緊急車両などの入域対応および警備対応の実施ができること
放射線 管理班	1. 汚染発生時対応	① (1) 床・壁の汚染対応の実施 ① (2) 設備・機器等の汚染対応の実施 ① (3) 退避者・救助者等の身体サーベイの実施 ① (4) 身体汚染対応の実施	a1. 床・壁の除染対応ができること a2. 設備・機器等の除染対応ができること a3. 退避者および救助者などの身体サーベイができること a4. 身体の除染対応ができること
	2. 傷病者等発生時の対応	② (1) 傷病者（管理区域内）対応の実施 ② (2) HF暴露者対応の実施	b. 管理区域内における傷病者やHF暴露者発生時の対応ができること
	3. 被ばく者発生時の対応	③ (1) 外部被ばく者対応の実施 ③ (2) 内部被ばく者対応の実施	c. 被ばく事象に応じた対応ができること
	4. 出入管理	④ 管理区域などの出入管理の実施	d1. 管理区域入域者の出入管理（入退出管理）ができること d2. 汚染発生箇所（床、部屋など）に対する出入管理ができること
	5. 周辺監視区域等の測定	⑤ MP・気象観測データ確認の実施	e. 工場等周辺のMP・気象観測データの把握ができること
	6. UF6漏えい時の対応	⑥ (1) チェンジングルーム設置の実施 ⑥ (2) 各活動に伴う放射線管理の実施 ⑥ (3) 工場等周辺公衆への影響評価の実施	f1. 現場状況確認を確認しチェンジングルームを設置できること f2. 各対策活動（応急対策、放水活動）に伴う放射線管理ができること f3. モニタリング結果を踏まえ、工場等周辺の公衆影響評価ができること
消火班	1. 消火活動	① 発災事象に応じた消火活動の実施	a1. 屋内外の消火活動時に各種設備（CO2消火器、屋外消火栓、防火水槽）などを使用して、火災状況に応じた消火ができること a2. 各現場内で同時に火災が発生した場合に消火ができること a3. 消火専門隊または公設消防へ対応状況の引継ぎができること
	2. UF6漏えい対処	② 発災場所に応じた放水活動の実施	b. 事象発災時に各種設備（消防自動車・屋外消火栓または耐震貯水槽または防火水槽）を使用して、放水ができること

中期対応方針の達成目標に対する取り組み事項および達成目標

中期対応方針における達成目標等 (濃縮事業部に係る内容のみ記載)					濃縮事業部における中期的な取り組み事項および達成目標 (注1)						
中期対応方針	主な取組項目	達成目標	取組内容	各年度到達目標	規制庁評価項目	2020年度までの取組実績	2021～2024年度の取り組み事項				総合訓練での達成目標 (注2)
							2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
(1) 昨年度の訓練課題への対応	1-1. 情報共有のための情報共有	・事業部対策本部、全社対策本部、ERCの間の情報共有について、5W1H (いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように) が明確であること。 ・前回訓練結果に対する分析・評価結果が反映されていること。 ・情報共有の内容を要員が理解していること。	[各事業部対策本部：事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有] ・継続的に訓練により抽出された課題に対する改善策を反映 ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)に向けた情報共有(要員配置、共有方法等)の見直し ・MOX燃料加工施設を含めた同時発災に対応するための情報共有作成	[2021、2022年度] 事業所(「再・廃」、「濃・埋」)単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること	○	・情報共有の作成 ・情報共有の教育 ・情報共有訓練(情報共有の検証) ・訓練の結果を踏まえた改善	情報共有による各対策本部、ERC対応ブース間の情報共有【継続実施】				[2021～2023年度(第1部)] [2024年度(従来型)] ERC対応ブースに対して情報共有ツールを用いて、適宜情報共有ができること
	1-2. ERCプラント班との情報共有	・事業部対策本部は、事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部に随時提供できること。	[各事業部対策本部] ・事業部対策本部、全社対策本部およびERCプラント班(模擬)の情報共有訓練	[2023年度] 4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで対応ができること	○	・ERC対応手順書の作成 ・電子ホワイトボードの導入 ・音声共有システムの導入 ・緊急時情報共有DBの整備 ・EAL判断シートの作成 ・COP資料、ERC備付資料の作成 ・情報共有訓練(ツール・情報共有の検証) ・訓練の結果を踏まえた改善	情報共有ツール(電子WB、音声共有、デジエ等)による実施【継続実施】				
	1-3. 情報共有のためのツール等の活用	・COPおよび備付け資料が説明しやすい内容となっていること。	[再処理事業部対策本部] ・COP資料の記載情報等の合理化及びERC備付資料の構成見直し	[2024年度] MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで対応ができること	○	・COP資料、ERC備付資料の作成 ・情報共有訓練(ツール・情報共有の検証) ・訓練の結果を踏まえた改善	COPおよび備付け資料等の活用による情報共有【継続実施】				
	1-4. 確実な通報・連絡の実施	・第10条及び第15条事象について、記載の誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。 ・第25条報告を事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して実施できること。	[各事業部対策本部] ・通報連絡訓練	毎年達成目標に対する活動を継続的に実施	○	・通報連絡体制の見直し ・誤記チェックシートの作成 ・EAL判断シートの作成 ・通報訓練 ・上記の改善を踏まえた通報訓練	所定時間内での通報連絡の実施【継続実施】				
2. 要員の計画的育成	2-1. 緊急時対応要員の育成	[ERC対応要員] ・力量を備えた10条認定会議等対応者、ERC対応総括者およびERC対応者に係る複数の要員を確保していること。 [その他] ・機能班毎に力量を備えた要員を確保していること。 ・対応が長期化することが想定される事項については、代替要員を確保していること。	[全社対策本部] ・教育、訓練による計画的育成 [各事業部対策本部] ・各機能班の要員の力量の明確化 ・教育、訓練による計画的育成	毎年達成目標に対する活動を継続的に実施	—	[ERC対応要員] ・手順書の作成 ・ERC対応の個別訓練実施 ・訓練の結果を踏まえた改善	ERC対応者の追加要員確保および計画的な個別訓練の実施【継続実施】				(個別訓練などで検証)
	2-2. 夜間・休日発災時の対応	・夜間、休日の発災時に必要な初動対応および要員参集後の引継ぎができること。	[各事業部対策本部] ・夜間・休日での発災を想定した少人数での初動対応、要員参集後の引継ぎ訓練	毎年達成目標に対する活動を継続的に実施	—	・夜間・休発日での発生を想定した通報および要員参集後の引継ぎ訓練	休日、夜間の発災における初動対応の実施【継続実施】				
	3. 他の原子力事業者の知見収集・反映	・他の原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。	[各事業部対策本部] ・他原子力事業者への視察の実施 ・自社訓練への視察受け入れの実施 ・ピアレビュー等の受け入れの実施 ・他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣	毎年達成目標に対する活動を継続的に実施	○	・他原子力事業者への視察の実施 ・自社訓練への視察受け入れの実施 ・ピアレビュー等の受け入れの実施 ・他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣	他の原子力事業者の知見を収集・反映の実施【継続実施】				
(2) 緊急時対応体制の強化	4. 事業部・全社連携	4-1. MOX燃料加工施設を含めた同時発災対応体制整備	[各事業部対策本部] ・複数施設同時発災シナリオにおける情報共有訓練	[2021、2022年度] 事業所(「再・廃」、「濃・埋」)単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること	—	・3施設同時発災時による支援および協力対応	他事業部からの支援または他事業部への協力の実施【継続実施】				[2021～2023年度(第1部)] [2024年度(従来型)] 他事業部からの支援または協力ができること
	4-2. 社内情報共有ツールの改善	・MOX燃料加工施設を含めた全施設同時発災においても、社内情報共有ツール(デジエ、電子ホワイトボード、社内TV会議等)を用いて事業部対策本部内および事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有ができること。	[各事業部対策本部] ・新情報共有システムを用いた情報共有訓練	[2023年度] 4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで対応ができること	—	・電子ホワイトボードの導入 ・音声共有システムの導入 ・緊急時情報共有DBの整備 ・EAL判断シートの作成 ・COP資料、ERC備付資料の作成 ・情報共有訓練 ・訓練の結果を踏まえた改善	[全社対策本部] 新情報共有システムの整備 新情報共有システム構築時の助成対応	新情報共有システムによる情報共有		[2021～2023年度(第2部)] [2024年度(従来型)] EAL判断および防災体制を発令し、全社対策本部へ情報共有ができること [2022年度(第1部)] 新情報共有システムによる情報共有ができること	
	4-3. 緊急時対策所、全社対策本部が使用できない場合の対応	・緊急時対策所、全社対策本部が使用できない場合であっても、情報共有、通報連絡および意思決定を実施できること。	[各事業部対策本部] ・緊急時対策所が使用できない場合を想定した情報共有、通報連絡および意思決定に係る訓練	毎年達成目標に対する活動を継続的に実施	—	・緊急時対策所が使用できない場合の代替場所の設置 ・緊急時対策所が使用できない場合の代替場所での通報連絡 ・対応班の個別訓練実施	緊急時対策所が使用できない場合の初動対応実施【継続実施】				(個別訓練などで検証)

注1：中期対応方針は、2021年度～2024年度の評価期間を設定しており、2025年度の中期対応方針における達成目標が確定され次第、2025年度の濃縮事業部における訓練に係る中長期計画に設定する。

注2：第1部：現実的なシナリオに基づく訓練(現場実動有)、第2部：緊急時対策所や本社の対応訓練(現場実動無)、従来型：原子力緊急事態を想定したシナリオに基づく訓練(現場実動有)

※：【全項目共通】訓練による要員の習熟、力量向上、「体制」、「計画」、「設備」および「要員(知識・技能・意識)」の検証を含む。

中期対応方針の達成目標に対する取り組み事項および達成目標

中期対応方針における達成目標等 (濃縮事業部に係る内容のみ記載)						濃縮事業部における中期的な取り組み事項および達成目標 (注1)							
中期 対応方針	主な取り組み項目	達成目標	取り組み内容	各年度到達目標	規制庁 評価 項目	2020年度までの取り組み実績	2021～2024年度の取り組み事項				総合訓練での達成目標 (注2)		
							2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			
(2) 緊急 時対応体 制の強化	5. 現場実 動訓練	5-1. 現場対 応・緊急時対 策所との連携 訓練	・警戒事象、特定事象発生時に緊急時対策所 と連携しつつ予め定められた時間、要員、資機材 で対応できること。	【各事業部対策本部】 ・現場実動訓練	—	・実動訓練により連携（現場－緊急時 対策所）確認	現場と緊急時対策所の連携した対応の実施 【継続実施】				[2021～2024年度（第1部）] 緊急時対応が適切に対応できる こと		
		5-2. 過酷環境 下における訓 練	・厳冬期等、過酷環境下においても予め定め た時間、要員、資機材で対応できること。	【各事業部対策本部】 ・過酷環境下における実動訓練	—	・過酷環境下（要員に負荷を与える前 提条件、状況付与）での対応 ・対策班における個別訓練実施	厳冬期等の過酷環境を想定した対応の実施 【継続実施】				— (個別訓練などで検証)		
(3) 後方 支援活動 体制の強 化	6. 広報活動訓練	6. 広報活動訓練	・事故・プラント状況、進展予測と事故収束 対応戦略および戦略の進捗状況を記者会見に おいて説明ができること。 ・発災時に記者会見対応ができる力量を備え た要員を確保していること。	【各事業部対策本部】 ・ERC広報班と連動したプレス対応 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニング ・記者会見に係る他社ベンチマーク	○	・ERC広報班と連動したプレス対応 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニングの実施 ・記者会見に係る他社ベンチマーク	模擬記者会見対応の実施 【継続実施】				— (総合訓練（全社）での検証) (個別訓練などで検証)		
		7. 後方支 援活動そ 他の活 動	7-1. 社外関係 機関と連携 した後方支 援活動	・原子力事業者間の支援活動、原子力事 業所災害対策支援拠点の運営、原子力緊急事態 支援組織との連携について、全て実動で実施 できること。	【各事業部対策本部】 ・原子力緊急事態支援組織との連携に係るロ ボット等の操作訓練	○	・原子力緊急事態支援組織との連携に 係るロボット等の操作訓練への参加	原子力緊急事態支援組織への訓練参加				— (左記の取り組み状況で検証)	
		7-2. オフサイ トセンター 対応	・オフサイトセンターにおける一連の対応が 実施できること。	【各事業部対策本部】 ・実際の対応を想定した訓練（合同対策協議会 等の訓練）	—	・オフサイトセンターへ対応要員派遣 ・資機材、機材の設置	オフサイトセンター要員派遣の実施 【継続実施】				— (総合訓練（全社）での検証) (個別訓練などで検証)		
		7-3. オンサイ ト医療体制構 築	・施設内における医療（オンサイト医療）活 動を実動で実施できること。	【各事業部対策本部】 ・電力大での連携のもと医療体制を構築（医療 スタッフ受入体制、管理方法、地元機関（医 療・搬送）との連携等）、手順の整備 ・整備した手順に基づく実動訓練	—	—	全社対策本部（電力 大の連携）と連携し 医療体制の構築およ び手順の整備	整備した手順に基づ く実動訓練	【継続実施】				— (左記の取り組み状況で検証)
		7-4. 対応要員 以外の退域手 段確保	・発災時に対応要員以外の者が適時に退域で きること。	各事業部対策本部における取り組み事項なし	—	【全社対策本部対応所掌であるため、濃縮事業部における取り組みおよび検証事項なし】 ※全社対策本部からの対応依頼については、積極的に対応する。							
	8. 自治体との連携訓練	・避難退域時検査等、自治体からの避難計画 に基づく要請に対する支援協力ができるこ と。	各事業部対策本部における取り組み事項なし	—	【全社対策本部対応所掌であるため、濃縮事業部における取り組みおよび検証事項なし】 ※全社対策本部からの対応依頼については、積極的に対応する。								
—	—	—	—	—	—	・新型コロナウイルス感染症対策 (訓練計画書による対応方法の明確 化)	新型コロナウイルス感染症対策の実施 【継続実施】				— (左記の取り組み状況で検証)		

注1：中期対応方針は、2021年度～2024年度の評価期間を設定しており、2025年度の中期対応方針における達成目標が確定され次第、2025年度の濃縮事業部における訓練に係る中期計画に設定する。

注2：第1部：現実的なシナリオに基づく訓練（現場実動有）、第2部：緊急時対策所や本社の対応訓練（現場実動無）、従来型：原子力緊急事態を想定したシナリオに基づく訓練（現場実動有）

※：【全項目共通】訓練による要員の習熟、力量向上、「体制」、「計画」、「設備」および「要員（知識・技能・意識）」の検証を含む。

H50054-22-013-00

承 認	確 認	確 認	作 成
個人情報を含むため非公開			

※原子力防災訓練に係る内容のみ

埋設事業部対策組織

原子力防災訓練中期計画 (2021年度～2024年度)

埋設事業部

改正来歴		
件名	埋設事業部対策組織 原子力防災訓練中期計画（2021年度～2024年度）の制定について	
改正番号	承認日	改正内容
00	2022.9.8	<p>新規作成</p> <p>※組織改正に伴い、旧埋設技術課で作成した文書を安全管理課として制定する。</p> <p>【参考】旧埋設技術課で作成した文書との変更点は以下のとおり。</p> <p>○「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針（S2-BA-16-21-003-R01）」に基づき、2部制訓練に係る事項の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4.（5）想定シナリオ ・別添－1 <p>○安全・品質本部長の確認について、原子力防災訓練に係る内容のみとした。</p> <p>○別添－1について、取組み事項の追記、達成年度の見直し、誤記訂正</p>

目次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 基本方針	1
4. 原子力防災訓練の中期計画	1

(別添)

1. 埋設事業部における中期的な取組み事項および達成目標

(参考資料)

1. 日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針

1. 目的

本中期計画は、「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」（2022年8月16日改正）（以下、「中期対応方針」という。）に基づき、埋設事業部対策組織の組織・要員が機能・力量を有効に発揮できるよう、原子力防災訓練を通じて、組織全体の緊急時対応能力を計画的かつ効果的に維持・向上させることを目的とする。

2. 適用範囲

原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）に基づき、埋設事業部対策本部が実施する原子力防災訓練に適用する。

3. 基本方針

（1）中期対応方針の展開

中期対応方針に示された主な取組み内容を本中期計画に反映する。（参考資料－1）

（2）緊急時対応能力の維持・向上

廃棄物埋設施設で事故事象が発生したとしても、速やかかつ確実な対応ができるよう、緊急時対応能力を継続的に維持・向上を図る。

（3）全社対策本部および社外機関等への情報発信能力の維持・向上

緊急時対応は、オンサイト内での対応の他、全社対策本部および官公庁、自治体等のオフサイト機関等と連携を図り、一体となって対応していく必要がある。したがって、情報発信能力（社内外関係箇所への正確な情報共有および迅速な通報連絡）の維持・向上を図る。

4. 原子力防災訓練の中期計画

（1）対象期間

■ 2021年度～2024年度

- ・ 中期対応方針を踏まえ、中期計画の計画期間を4年とする。
- ・ 2025年度以降は、2024年度末における中期計画の達成目標に対する評価および中期対応方針を踏まえ、策定する。

（2）対象施設

■ 廃棄物埋設施設

- ・ 3号埋設地については、操業開始となるまで対象施設から外すものとする。

（3）主な取組み事項および達成目標

■ 別添－1「埋設事業部対策本部における中期的な取組み事項および達成目標」参照

- ・ 中期対応方針を踏まえ、当事業部で取組む事項等を設定するとともに、訓練における達成目標を設定する。

（4）訓練実施方法

■ 2部制訓練

- ・ 訓練は、施設の特徴に応じた現実的なシナリオに基づく訓練（令和3年第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日）に従い、2部制訓練とする。
- ・ 第1部訓練は現実的なシナリオに基づく訓練（現場実動有り）とし、第2部は緊急時対策所や本社の対応訓練（現場実動無し）による訓練とする。ただし、原子力規制庁との調整により訓練実施方法が変更となる場合はそれに従うものとする。

- 4年に1回程度、2部制訓練ではなく従来型（原子力緊急事態を想定したシナリオに基づく訓練（現場実働有り））を実施（2024年度）する。

（5）想定シナリオ

■第1部訓練

- 現実的なシナリオに基づく訓練を基本として、中期的に対応能力の向上を図ることができるように、シナリオの多様化に努める。
- 中期対応方針に基づき各年度における発災を想定する施設を以下のとおりとし、各事業部および全社（防災G）と連携し作成する。
 - 2021年度：濃縮事業部との同時発災
 - 2022年度：濃縮事業部との同時発災
 - 2023年度：4施設（再処理、廃棄物管理、濃縮、埋設）の同時発災
 - 2024年度：全施設（再処理、廃棄物管理、MOX、濃縮、埋設）の同時発災

■第2部訓練

- 原子力災害を想定するシナリオとする。
- 中期対応方針に基づき各年度における発災を想定する施設について、各事業部および全社（防災G）と連携し作成する。

（6）シナリオの提示方式

- シナリオ非提示にて訓練を実施する。（2018～2020年度訓練において、シナリオ非提示で訓練を実施した。）

（7）新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、適切な対策を講じる。

（8）訓練の評価・分析

- 訓練は、「体制」、「計画」、「設備」、「要員」の観点から評価し、課題を抽出する。
- 抽出した課題を踏まえ、必要に応じて、中期計画の見直しを行う。

以上

埋設事業部対策本部における中期的な取組み事項および達成目標

中期対応方針における達成目標等*1					埋設事業部における中期的な取組み事項および達成目標								
中期対応方針	主な取組み項目	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制等評価項目	2020年度以前の取組み実績	2021～2024年度の取組み事項				総合訓練での達成目標		
							2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			
(1) 昨年度の訓練課題への対応	1. 即応センターとERCプラント班との情報共有、通報・連絡	1-1. 情報共有のための情報フロー	・事業部対策本部、全社対策本部、ERCの間の情報フローについて、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように）が明確であること。 ・前回訓練結果に対する分析・評価結果が反映されていること。 ・情報フローの内容を要員が理解していること。	・継続的に訓練により抽出された課題に対する改善策を反映 ・4施設同時発災（再・廃・濃・埋）に向けた情報フロー（要員配置、共有方法等）の見直し ・MOX燃料加工施設を含めた同時発災に対応するための情報フロー作成	[2021、2022年度] ・事業所（「再・廃」、「濃・埋」）単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること [2023年度] ・4施設同時発災（再・廃・濃・埋）を想定したシナリオのもとで対応ができること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで対応ができること	○	・情報フローの作成 ・情報フローの教育 ・情報フローの検証 ・情報共有訓練（情報フローの検証） ・訓練結果を踏まえた改善・見直し					[2021～2023年度(第1部)] [2024年度(従来型)] 事業部対策本部は、全社対策本部に対して情報共有ツールを用いて、適宜情報共有ができること	
		1-2. ERCプラント班との情報共有	・事業部対策本部は、事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部に随時提供できること。	・事業部対策本部、全社対策本部およびERCプラント班（模擬）の情報共有訓練		○	・電子ホワイトボードの整備 ・音声共有システムの整備 ・緊急時情報共有DBの整備 ・COP資料、ERC備付資料の作成 ・情報共有訓練（ツール・情報フローの検証） ・訓練結果を踏まえた改善・見直し						
		1-3. 情報共有のためのツール等の活用	・COPおよび備付け資料が説明しやすい内容となっていること。	・COP資料の記載情報等の合理化及びERC備付資料の構成見直し（再処理側の改善の展開）		○							
		1-4. 確実な通報・連絡の実施	・第10条及び第15条事象について、記載の誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。 ・第25条報告を事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して実施できること。	・通報連絡訓練		○	・通報連絡体制の見直し ・誤記チェックシートの整備 ・EAL判断シートの整備 ・通報訓練 ・訓練結果を踏まえた改善・見直し						[2021～2023年度(第2部)] [2024年度(従来型)] ・手順に基づき、所定時間内に通報連絡が実施できること
	2. 要員の計画的育成	2-1. 緊急時対応要員の育成	[その他] ・機能毎に力量を備えた要員を確保していること。 ・対応が長期化することが想定される事項については、代替要員を確保していること。	・各機能班の要員の力量の明確化 ・教育、訓練による計画的育成	[2021年度] ・必要な力量の明確化完了 毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	—	・教育・訓練による力量の維持・向上						— (個別訓練での検証)
		2-2. 夜間・休日発災時の対応	・夜間、休日の発災時に必要な初動対応および要員参集後の引き継ぎができること。	・夜間・休日での発災を想定した少人数での初動対応、要員参集後の引き継ぎ訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	—	・夜間・休日で発生を想定した通報・要員参集後の引き継ぎ訓練						— (個別訓練での検証)
	3. 他の原子力事業者の知見収集・反映		・他の原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。	・他原子力事業者への視察の実施 ・自社訓練への視察受け入れの実施 ・ピアレビュー等の受け入れの実施 ・他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	○	・他原子力事業者への視察の実施 ・自社訓練への視察受け入れの実施 ・ピアレビュー等の受け入れの実施 ・他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣						— (左記の取り組み状況で検証)
	(2) 緊急時対応体制の強化	4. 事業部・全社の連携	4-1. MOX燃料加工施設を含めた同時発災対応体制整備	・事業部対策本部と全社対策本部間の情報フローについては1-1.と同様。 ・発災事業部に対して他事業部および全社からの支援・協力ができること。	・複数施設同時発災シナリオにおける情報共有訓練	[2021、2022年度] ・事業所（「再・廃」、「濃・埋」）単位での発災を想定したシナリオのもとで情報共有、支援、協力活動が実施できること	—	・3施設同時発災時による支援・協力対応					[2023～2023年度(第1部)] [2024年度(従来型)] ・他事業部への支援・協力ができること
			4-2. 社内情報共有ツールの改善	・MOX燃料加工施設を含めた全施設同時発災においても、社内情報共有ツール（デテエ、電子ホワイトボード、社内TV会議等）を用いて事業部対策本部内および事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有ができること。	・新情報共有システムを用いた情報共有訓練	[2023年度] ・4施設同時発災（再・廃・濃・埋）を想定したシナリオのもとで情報共有、支援、協力活動が実施できること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで情報共有、支援、協力活動が実施できること	—	・電子ホワイトボードの整備 ・音声共有システムの整備 ・緊急時情報共有DBの整備 ・EAL判断シートの作成 ・COP資料、ERC備付資料の作成 ・情報共有訓練（ツール・情報フローの検証） ・訓練結果を踏まえた改善・見直し					[2021～2023年度(第2部)] [2024年度(従来型)] EAL判断および防災体制を発令し、全社対策本部へ情報共有できること [2022年度(第1部)] 新情報共有システムによる情報共有ができること
			4-3. 緊急時対策所、全社対策本部が使用できない場合の対応	・緊急時対策所、全社対策本部が使用できない場合であっても、情報共有、通報連絡および意思決定を実施できること。	・緊急時対策所、全社対策本部が使用できない場合を想定した情報共有、通報連絡および意思決定に係る訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	—	・緊急時対策所が使用できない場合の代替場所の設置 ・緊急時対策所が使用できない場合の代替場所での通報連絡					

埋設事業部対策本部における中期的な取組み事項および達成目標

中期対応方針における達成目標等*1					埋設事業部における中期的な取組み事項および達成目標							
中期対応方針	主な取組み項目	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁評価項目	2020年度以前の取組み実績	2021～2024年度の取組み事項				総合訓練での達成目標	
							2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
	5. 現場実動訓練	5-1. 緊急時対策所との連携訓練	・警戒事象発生時に緊急時対策所と連携しつづき予め定めた時間、要員、資機材で対応できること。	・現場実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	・現場、緊急時対策所との連携訓練					[2021～2024年度(第1部)] 手順に基づき、事象収束活動ができること	
		5-2. 過酷環境下における訓練	・厳冬期等、過酷環境下においても予め定めた時間、要員、資機材で対応できること。	・過酷環境下における実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	・過酷環境下(要員に負荷を与える前提条件や状況付与等)での訓練					(個別訓練での検証)	
(3) 後方支援活動体制の強化	6. 広報活動訓練	・事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を記者会見において説明ができること。 ・発災時に記者会見対応ができる力量を備えた要員を確保していること。	・ERC広報班と連動したプレス対応 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニング ・記者会見に係る他社ベンチマーク	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	○	・ERC広報班と連動したプレス対応 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニング ・記者会見に係る他社ベンチマーク					(総合訓練(全社)での検証) (個別訓練での検証)	
			・原子力事業者間の情報提供訓練 ・原子力緊急事態支援組織との連携に係るロボット等の操作訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	○	・全社対策本部の活動への参画					(総合訓練(全社)での検証) (個別訓練での検証)	
	7. 後方支援活動 その他の活動	7-1. 社外関係機関と連携した 後方支援活動	・原子力事業者間の支援活動、災害支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携について、全て実動で実施できること。	・原子力事業者間の支援活動、災害支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携に係るロボット等の操作訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	○					(総合訓練(全社)での検証) (個別訓練での検証)	
	7-2. オフサイトセンター対応	・オフサイトセンター対応を実動で実施できること。	・実際の対応を想定した訓練(合同対策協議会等の訓練)	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	—	・オフサイトセンターへの派遣 ・全社対策本部の活動への参画					(総合訓練(全社)での検証) (個別訓練での検証)	
	7-3. オンサイト医療体制構築	・施設内における医療(オンサイト医療)活動を実動で実施できること。	・電力大での連携のもと医療体制を構築(医療スタッフ受入体制、管理方法、地元機関(医療・搬送)との連携等)、手順の整備 ・整備した手順に基づく実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	—		(電力大での連携のもと医療体制を構築、手順の整備)	オンサイト医療活動(電力大の状況により)			オンサイト医療活動の実施	(左記の取組み状況で検証)
	7-4. 対応要員以外の退域手段確保	・発災時に対応要員以外の者が適時に退域できること。		各事業部における取組み事項なし	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 [2021年度] ・対応要員以外の退域手段体制整備完了	—					[全社対策本部対応所掌であるため、埋設事業部における取組みおよび検証事項なし] ※全社対策本部からの対応依頼については、積極的に対応する。	
	B. 自治体との連携訓練	・避難退域時検査等、自治体からの避難計画に基づく要請に対する支援協力ができること。	各事業部における取組み事項なし	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	—						[全社対策本部対応所掌であるため、埋設事業部における取組みおよび検証事項なし] ※全社対策本部からの対応依頼については、積極的に対応する。	

*1: 埋設事業部に関連する内容のみ再掲

全社対策本部

原子力防災訓練中期計画

(案)

安全・品質本部

改正来歴		
改正番号	承認日	改正内容
00	2022.11.15	新規作成
01	2022.09.15	<p>(1)中期対応方針の反映</p> <p>a. 原子力規制庁方針に基づき「2部制訓練」に関する記載を追加【本文4.(4)】</p> <p>b. 中期対応方針に基づき総合訓練発災条件を変更（2022年度の原子力防災訓練4施設同時発災を事業所単位とし、4施設同時発災訓練は2023年度とする）【別紙】</p> <p>(2)訓練の評価・分析に関する対応についての明確化【本文4.(6)】</p> <p>(3)関連機能班・活動内容の明確化【別紙】</p>
02	2023.XX.XX	2022年度の取組みおよび達成目標に対する評価の反映【別紙】

目次

1. 目的.....	1
2. 適用範囲.....	1
3. 全社対策本部において重点的に取り組む事項.....	1
4. 原子力防災訓練の中期計画.....	1

別紙：中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

1. 目的

本中期計画は、「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」（以下、「中期対応方針」という。）に基づき、全社対策組織の組織・要員が機能・力量を有効に発揮できるよう、原子力防災訓練を通じて、組織全体の緊急時対応能力を向上させることを目的とする。

2. 適用範囲

2021年度から2024年度に、原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）に定める全社対策本部が実施する原子力防災訓練に適用する。

3. 全社対策本部において重点的に取り組む事項

（1）事業部対策本部の支援能力の向上

全社対策本部の各班が実施すべき職務を理解したうえで、事業部対策本部が行う緊急時対応活動の支援に関する能力の向上を図る。

（2）事業部対策本部との情報共有および社外関係機関への情報発信能力の向上

緊急時対応は、各事業部対策本部からの情報を基に、官公庁、自治体等のオフサイト機関と連携を図り、一体となって対応していく必要があることから、事業部対策本部との情報共有および社外関係機関への迅速かつ正確な情報発信能力の向上を図る。

4. 原子力防災訓練の中期計画

（1）原子力防災訓練の種類毎の目的および訓練項目

種 類	総合訓練	個別訓練
目 的	<ul style="list-style-type: none">・本部の対応能力向上・事業部との連携強化・ERC との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・本部の機能班レベルの対応能力向上（機能班間の連携を含む）・訓練課題の検証
訓練項目	<ul style="list-style-type: none">・本部の運営（即応センター運営を含む）に関する訓練・広報対応に関する訓練・原子力事業所災害対策支援拠点対応に関する訓練 ※上記訓練および右記の個別訓練の組み合わせにより実施する。	<ul style="list-style-type: none">・即応センター運営訓練・原子力事業所災害対策支援拠点設営訓練・オフサイトセンター対応訓練・模擬記者会見対応訓練・原子力緊急事態支援組織との連携訓練 等

（2）対象施設

再処理施設、高レベル放射性廃棄物管理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設（MOX 燃料加工施設については、原子力防災業務計画策定後に適用する。）

（3）中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針に基づき全社対策本部で取り組む事項を別紙に示す。

(4) 訓練実施方法

a. 想定シナリオ

各事業部と連携し、シナリオに基づく訓練を基本として、中期的に対応能力の向上を図ることができるよう、シナリオの多様化に努める。

また、総合訓練については、中期対応方針に基づき各年度の発災想定事象を以下のとおりとし、各事業部と連携し作成する。

- 2021 年度：再処理施設および高レベル放射性廃棄物管理施設の同時発災
ならびにウラン濃縮施設および埋設施設の同時発災
- 2022 年度：再処理施設および高レベル放射性廃棄物管理施設の同時発災
ならびにウラン濃縮施設および埋設施設同時発災
- 2023 年度：4 施設（再処理、廃棄物管理、濃縮、埋設）の同時発災
- 2024 年度：全施設（再処理、廃棄物管理、MOX、濃縮、埋設）の同時発災

なお、ウラン濃縮施設および廃棄物埋設施設は、施設の特徴に応じた現実的なシナリオに基づく訓練（2部制訓練）の実施方針[※]に従い、2部制（第1部訓練：現実的なシナリオに基づく訓練（現場実動有）、第2部：緊急時対策所や本社の対応訓練（現場実動無））による訓練を実施する。ただし、4年に1回程度、2部制訓練ではなく従来型（原子力緊急事態を想定したシナリオに基づく訓練（現場実働有））の訓練を実施する。発災想定事象は、本実施方針に基づき濃縮事業部および埋設事業部と連携して作成する。

b. シナリオの提示方式

総合訓練においては、シナリオ非提示にて訓練を実施する。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策

訓練を実施するにあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じる。

(6) 訓練の評価・分析

- a. 訓練の評価は、設定した達成指標に対して「体制」「計画」「設備」「要員」の観点から評価する。
評価の結果、達成指標に到達できていなかった場合は、到達できなかった原因を分析し、対策を立案する。
- b. 上記 a. にて立案した対策を実施した後、個別訓練等により改善がなされたことを検証する。
- c. 上記 b. の検証結果を踏まえ、必要に応じて更なる対策の立案、本計画の見直しを実施する。

以 上

中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針における主な取組み項目							全社対策本部における取組み項目							
中期対応方針	主な取組み項目	関係機能班	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁評価項目	2021～2024年度の取組み事項					総合訓練実施項目		
							2021年度		2022年度		到達目標に対する評価		2023年度	2024年度
							取組み項目	取組み実績	取組み項目	取組み実績				
(1) 昨年度の訓練課題への対応	1. 即応センターとERCプラント班との情報共有、通報・連絡	1-1. 情報共有のための情報フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部、全社対策本部、ERC間の情報フローについて、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように）が明確であること。 ・前回訓練結果に対する分析・評価結果が反映されていること。 ・情報フローの内容を要員が理解していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に訓練により抽出された課題に対する改善策を反映 ・4施設同時発災（再・廃・濃・埋）に向けた情報フロー（要員配置、共有方法等）の見直し ・MOX燃料加工施設を含めた同時発災に対応するための情報フロー作成 	<ul style="list-style-type: none"> [2021年度、2022年度] <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（「再・廃」、「濃・埋」）単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること [2023年度] <ul style="list-style-type: none"> ・4施設同時発災（再・廃・濃・埋）を想定したシナリオのもとで対応ができること [2024年度] <ul style="list-style-type: none"> ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで対応ができること 	○	訓練結果を踏まえた情報フローの改善・見直し	【実施】 2020年度訓練結果を踏まえ、ERC対応体制強化の観点から事業部対策本部、全社対策本部およびERC間の情報フローを見直し、2021年11月30日までの結果を「全社対策本部 ERC対応マニュアル」に反映した。	2021年度訓練課題への取組み（説明した内容を整理するためのERC対応ブースにおける体制の見直し）	【実施】 通報文の更新部分について、前報からの更新箇所を都度チェックする手順とした。	【達成】 2022年度総合訓練において、濃縮工場のプラントデータに関する情報共有が不足していた場面があったものの、事業所（「再・廃」、「濃・埋」）単位での発災を想定したシナリオのもとでERCプラント班と情報共有ができることを検証できた。	4施設同時発災（再・廃・濃・埋）を想定した情報フローの改善（要員数の最適化等）	・MOX燃料加工施設発災時の情報フローの検討 ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定した情報フローの改善（要員数の最適化等）	○
							事務局レビュー（5W1Hが明確かという観点）	【実施】 「全社対策本部 ERC対応マニュアル」に見直しした情報フローを反映するにあたっては、5W1Hが明確かという観点から事務局レビューを実施した。	上記取組みにより見直しした情報フローの事務局レビュー（5W1Hが明確かという観点）	【実施】 総合訓練実施計画時に5W1Hが明確かという観点から改めて事務局レビューを実施した。	2023年度において、2022年度に抽出された訓練課題への対策としては、以下に取り組む。 ① 初動対応時において説明に使用する資料の優先順位などを明確化するとともに、説明方法に関する手順の充実を図る。 ② プラントデータに関する情報発信の優先度を明確化するとともに、説明方法に関する手順の充実を図る。	上記取組みにより見直しした情報フローの事務局レビュー（5W1Hが明確かという観点）	継続実施	
							情報フローに係る教育の実施	【実施】 ERC対応ブース要員に対し、ERC対応訓練前に情報フローについて説明を実施するとともに、訓練を通じて習熟を図った。	情報フローに係る教育の実施	【実施】 全社対策本部本部席への事業部連絡員の取りやめ等、情報フローの見直し・改善を実施し、2022年10月18日の全社対策本部運営訓練開始前に情報フローに関する説明を実施した。また、併せて実動訓練を実施することにより、習熟を図った。	情報フローに係る教育の実施	情報フローに係る教育の実施	継続実施	
							1-2. ERCプラント班との情報共有	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ERC対応者は、事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について、ERCプラント班に対し積極的に説明ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部、全社対策本部およびERCプラント班（模擬）の情報共有訓練 	○	[1-2.～1-4.共通の取組み] ERC対応訓練によるCOPおよび備付け資料の活用検証	【実施】 ERC対応訓練においてCOPおよび備付け資料の活用ができてきているかについて検証した。	
1-3. 情報共有のためのツール等の活用	事務局 東京班	<ul style="list-style-type: none"> ・ERC対応者は、ERSS（再処理施設）、COPおよび備付け資料を用いてERCプラント班に説明できること。 ・ERCに派遣されたリエンジニアは、ERCプラント班への説明補助（質問対応、ERCプラント班の意向等の全社対策本部への伝達）ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP資料の記載情報等の合理化及びERC備付け資料の構成見直し（再処理側の改善の展開） 	○	[1-2.～1-4.共通の取組み] COPおよび備付け資料見直しに係る事業部支援	【実施】 打ち合わせ等においてERCへの説明性および事業部間の構成等統一の観点からコメントし、各事業部のCOPおよび備付け資料の改善を支援した。	[1-2.～1-4.共通の取組み] COPおよび備付け資料見直しに係る事業部支援		【実施】 事業部間の横並びの観点から各事業部のCOPを確認した。また、原子力規制庁とのERC備付け資料（COP含む）勉強会を開催し、ユーザー間での認識合わせを実施するとともに、勉強会におけるコメント反映により事業部の備付け資料の改善を支援した。	[1-2.～1-4.共通の取組み] COPおよび備付け資料見直しに係る事業部支援	[1-2.～1-4.共通の取組み] MOX燃料加工施設COPおよび備付け資料の作成支援	○		
1-4. 確実な通報・連絡の実施	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ERC対応者は、EAL判断時にERCプラント班に対し当該EALの判断根拠の説明を実施できること。 ・10条確認会議、15条認定会議対応者は、ERCプラント班からの会議招集に対し速やかに対応し、発生事象、事象進展の予測、事故収束対応等の説明を適切かつ簡潔に実施できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報連絡訓練 	○	[1-2.～1-4.共通の取組み] ERCプラント班への説明ガイドの整備	【実施】 「ERC説明発話ガイド」を作成のうえ、2021年11月29日に「全社対策本部ERC対応マニュアル」の別紙として反映した。	[1-2.～1-4.共通の取組み] 2021年度課題への取組み (2021年度課題) ①説明した内容をERC対応ブースにおいて整理すること。 ②どのように説明するか全体を整理すること。		【実施】 ①1-1.と同様。 ②想定事象に対する発話例などをERC対応に関する手順に定めた。	[1-2.～1-4.共通の取組み] ・複数施設同時発災対応に向けた説明ガイドの改善 ・2022年度訓練課題への取組み	[1-2.～1-4.共通の取組み] MOX燃料加工施設発災時に係る説明ガイドの整備	○		
2. 要員の計画的育成	2-1. 緊急時対応要員の育成	全機能班	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に教育・訓練を実施し、力量を備えた要員を確保・拡充していること。 ・対応が長期化することを想定し、代替要員を確保していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> [2021年度] <ul style="list-style-type: none"> ・必要な力量の明確化完了 毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 	-	全社対策本部各機能班の手順書整備、教育・訓練	【一部未実施】 2021年11月29日までに、全社対策本部の全ての機能班において対応マニュアルを制定したが、この対応マニュアルに基づく計画的な教育・訓練は実施できていない。	全社対策本部各機能班の手順書改善	【実施】 2021年度訓練結果、2022年度個別訓練結果を踏まえ、各機能班のマニュアル改正を実施。	【一部未達成】 全社対策本部対応に必要な力量（手順）については各機能班のマニュアル、手順書に定めているが、それらに基づく活動が実施できることを個人の力量項目とした、計画的な要員の育成・確保には至っていない。	全社対策本部各機能班の手順書改善	MOX燃料加工施設発災時も踏まえた全社対策本部各機能班の手順書改善	-
							ERC対応責任者（10条確認会議、15条認定会議対応者）、ERC対応統括者およびERC対応者に係る力量の明確化および力量評価の実施	【実施】 ERC対応に必要な力量について、2021年11月29日に「全社対策本部ERC対応マニュアル」に定めた。この力量を有する者をERC対応要員として選任した。	手順書に基づく各機能班の要員の力量評価の実施	【一部未実施】 手順書に基づき、全社対策本部要員に対する力量の明確化を実施しているが、力量評価には至っていない。	手順書に基づき各機能班の要員の力量評価の実施	継続実施		
							-	-	2021年度課題への対応 (2021年度課題) 要員育成計画の策定	【一部未実施】 計画書策定には至っていないが、全社および事業部にて2021年度と異なる4名の要員を確保し、個別訓練および総合訓練にて育成を行った。	要員育成計画の策定	要員育成計画に基づく教育・訓練		
							-	-	長期間（1週間以上）継続して運営可能な全社対策本部運営体制の検討	【一部未実施】 交代運営体制の構築を目的とし、各機能班において最低運営人数の検討を開始しているが、完了していない。	長期的な全社対策本部運営体制の検討・改善	継続実施		
(1) 昨年度の訓練課題への対応	2-2. 夜間・休日発災時の対応	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日の発災時に必要な初動対応および要員参集後の引継ぎができること 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日での発災を想定した少人数での初動対応、要員参集後の引継ぎ訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 	-	夜間、休日におけるERC対応体制強化（宿直等）の検討、手順書整備	【未実施】 宿直体制整備にあたっての調整（H2対応会議とH1対応会議の統合等）に時間を要したことから、2021年度中の体制・手順書整備は未完了。	夜間、休日におけるERC対応体制強化（宿直等）の検討、手順書整備	【実施】 夜間、休日におけるERC対応体制強化として、2022年7月24日に「全社対策本部 宿直当番者マニュアル」を新規制定するとともに、2022年8月1日から宿直運用を開始した。	【達成】 体制強化および手順書整備は完了した。	夜間、休日におけるERC初動対応、引継ぎを想定した実動訓練の実施	前年度訓練結果に基づく夜間、休日発災対応体制の改善	-

中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針における主な取組み項目						全社対策本部における取組み項目									
中期 対応方針	主な取組み項目	関係機能班	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁 評価 項目	2021～2024年度の取組み事項					総合訓練実施項目			
							2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		
							取組み項目	取組み実績	取組み項目	取組み実績				到達目標に対する評価	
(1) 昨年度の訓練課題への対応	3. 他の原子力事業者の知見収集・反映	全機能班	・他の原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。	・他原子力事業者への視察の実施 ・自社訓練への視察受け入れの実施 ・ピアレビュー等の受入れの実施 ・他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	○	他原子力事業者への視察の実施	【実施】国内の9つの事業所の原子力防災訓練におけるERC対応について、統合原子力防災NWにより視察を実施した。(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業所への派遣はなし)	他原子力事業者への視察の実施	【実施】他事業者の原子力防災訓練において、統合原子力防災NW(17の事業所)を通じた視察および国内の2つの原子力事業者の即応センターの視察を実施した。	【達成】東京電力HD(株)の即応センターにおいて運用されているERC備付け資料の全機能班での活用および参集状況ボード作成について、良好事例として全社対策本部の運用に反映した。	他原子力事業者への視察の実施			
							自社訓練への視察受け入れの実施	【実施】総合訓練時の緊急時対策所およびERC対応ブースの映像を青森県内原子力事業者4社へ送付した。(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から直接の視察受け入れはなし)	自社訓練への視察受け入れの実施	【実施】・2022年11月8日の濃縮・埋設事業部総合訓練において、リサイクル燃料貯蔵機および(公財)核物質管理センターより全社対策本部に対し視察者を受け入れた。 ・2022年12月13日の再処理事業部総合訓練において、東京電力HD(株)、東北電力(株)、青森県および六ヶ所村より全社対策本部に対し視察者を受け入れた。		自社訓練への視察受け入れの実施			
							ピアレビュー等の受入れの実施	【実施】2021年11月30日の再処理事業部総合訓練において、電源開発(株)より全社対策本部に対し評価者を受け入れた。	ピアレビュー等の受入れの実施	【実施】・2022年11月8日の濃縮・埋設事業部総合訓練において、東京電力HD(株)およびリサイクル燃料貯蔵機より全社対策本部に評価者を受け入れた。 ・2022年12月13日の再処理事業部総合訓練において、東北電力(株)およびリサイクル燃料貯蔵機より全社対策本部に評価者を受け入れた。		ピアレビュー等の受入れの実施			
							他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣	【実施】「他原子力事業者への視察の実施」と同様。(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業所への派遣はなし)	他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣	【実施】2022年9月27日の(公財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センターにおける原子力防災訓練に評価者を派遣した。		他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣			

中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針における主な取組み項目							全社対策本部における取組み項目							
中期 対応方針	主な取組み項目	関係機能班	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁 評価 項目	2021～2024年度の取組み事項					総合訓練実施項目		
							2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
							取組み項目	取組み実績	取組み項目	取組み実績				到達目標に対する評価
(2) 緊急 時対応体 制の強化	4. 事業部・全 社の連携	全機能班	4-1. MOX燃 料加工施設を 含めた同時発災 対応体制整備	・事業部対策本部と全社対策本部間 の情報フローについては1-1.と同様。 ・発災事業部に対して他事業部および 全社からの支援・協力ができること。	・複数施設同時発災シナリオにおける情 報共有訓練	—	全社対策本部と事業部対策本部との 情報共有体制の見直し	【実施】 事業部対策本部、全社対策本部およ びERCの間の情報フローについては1- 1.と同様。	全社対策本部と事業部対策 本部との情報共有体制の見 直し	【実施】 事業部対策本部、全社対策本部お よびERCの間の情報フローについては 1-1.と同様。	【一部未達成】 2022年11月8日の濃縮・埋設事 業部総合訓練および2022年12 月13日の再処理事業部総合訓練 において、事業所（「再・廃」、「濃 ・埋」）単位での発災を想定したシナ リオのもとで情報共有、支援、協力 活動が実施できた。ただし、新情報 共有システムを用いた情報共有が できることの検証には至っていない。	複数施設同時発災を想 定した支援および情報 共有体制の改善	MOX燃料加工施設も 含む複数施設同時発 災を想定した支援および 情報共有体制の改善	○
			4-2. 社内情報 共有ツールの改 善	・MOX燃料加工施設を含めた全施設 同時発災においても、社内情報共有 ツール（クロノロジー、電子ホワイトボ ード、社内TV会議等）を用いて事業 部対策本部内および事業部対策本部 と全社対策本部（各機能班同士含 む）間の情報共有ができること。	・新情報共有システムを用いた情報共 有訓練	—	新情報共有システムおよび関連する手 順書の整備	【一部未実施】 新情報共有システムおよびその使用方 法に関する手順書の整備は完了 （2022年4月27日本運用開始）。 ただし、具体的運用方法について明確 化できていない。	新情報共有システムおよび関 連する手順書の整備	【一部未実施】 新情報共有システムおよびその使用 方法に関する手順書の整備は完了 （2022年4月27日本運用開 始）。ただし、具体的運用方法につ いて手順書等で明確化できていな い。	【一部未達成】 本項目について関係者間で調整を 実施した結果、原子力災害発生 時の事業継続計画（BCP）として 取りまとめることとした。（未完了）	新情報共有システムおよ び関連する手順書の整 備	継続実施	○
			4-3. 緊急時対 策所、全社対 策本部室が使 用できない場合 の対応	・緊急時対策所、全社対策本部が使用 できない場合であっても、情報共有、 通報連絡および意思決定を実施できる こと。	・緊急時対策所、全社対策本部室が 使用できない場合を想定した情報共 有、通報連絡および意思決定に係る訓 練	—	全社対策本部の代替場所（第一千 歳平寮）への移動判断、移動後の対 応に係る体制、手順書整備	【一部未実施】 全社対策本部の代替場所（第一千 歳平寮）への移動判断、移動後の対 応に係る体制および手順書の整備は関 係者間で調整中。	全社対策本部の代替場所 （第一千歳平寮）への移動 判断、移動後の対応に係る 体制、手順書整備	【一部未実施】 全社対策本部の代替場所（第一 千歳平寮）への移動判断、移動後 の対応に係る体制・手順について、 引き続き検討中（未完了）。	【一部未達成】 本項目について関係者間で調整を 実施した結果、原子力災害発生 時の事業継続計画（BCP）として 取りまとめることとした。（未完了）	原子力災害発生時の 事業継続計画 （BCP）策定	BCPの改善	—
5. 現場実動訓 練	5-1. 緊急時対 策所との連携訓 練	全社対策本部対象外				—								
			5-2. 過酷環境 下における訓練	・厳冬期等、過酷環境下においても予 め定めた時間、要員、資機材で対応で きること。	・過酷環境下における実動訓練	—	過酷環境下における原子力事業所災 害対策支援拠点でのテント設営訓練	【実施】 冬季（2021年11月16日および 2021年11月30日）に原子力事業 所災害対策支援拠点でのテント設営 訓練を実施した。	過酷環境下における原子力 事業所災害対策支援拠点で のテント設営訓練	【実施】 夏季（2022年9月13日）および 冬季（2022年11月21日）に原 子力事業所災害対策支援拠点での テント設営訓練を実施した。	【達成】 過酷環境下において原子力事業 所災害対策支援拠点でのテント設 営ができることを検証した。	過酷環境下における原 子力事業所災害対策 支援拠点でのテント設 営訓練	過酷環境下における第 二千歳平寮跡地を活用 した原子力事業所災害 対策支援拠点の立ち上 げ訓練	—
		電力対応班				—	原子力事業所災害対策支援拠点での テント設営に係る手順書の整備	【実施】 「安全推進部 防災グループ 原子力事 業所 災害対策支援拠点マニュアル」を 2021年6月29日に改正した。	原子力事業所災害対策支 援拠点でのテント設営に係る 手順書の整備	【実施】 「安全推進部 防災グループ 原子力 事業所 災害対策支援拠点マニユ アル」を2022年6月30日に改正した。		原子力事業所災害対 策支援拠点でのテント 設営に係る手順書の整 備	継続実施	—

中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針における主な取組み項目							全社対策本部における取組み項目									
中期 対応方針	主な取組み項目	関係機能班	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁 評価 項目	2021～2024年度の取組み事項					総合訓練実施項目				
							2021年度		2022年度		到達目標に対する評価		2023年度	2024年度		
							取組み項目	取組み実績	取組み項目	取組み実績						
(3) 後方 支援活動 体制の強 化	6. 広報活動訓練	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動における全社統一方針と戦略の策定ができること。 ・事実に基づいた正確な情報の速やかな発信ができること。 ・対外対応の総括として、施設の立地地域対応の支援、周辺自治体との情報共有ができること。 ・事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を記者会見において説明ができること。 ・発災時に記者会見対応ができる力量を備えた要員を確保していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ERC広報班と連動したプレス対応および模擬HP作成 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニング ・記者会見に係る他社ベンチマーク 	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施	○	ERC広報班と連動したプレス対応および模擬HP作成	【実施】 2021年11月30日の再処理事業部総合訓練および2021年12月21日の濃縮・埋設事業部総合訓練において、模擬HP作成を含むERC広報班と連動したプレス対応を実施した。	ERC広報班と連動したプレス対応および模擬HP作成	【実施】 2022年12月13日の再処理事業部総合訓練において、ERC広報班と連動したプレス対応および模擬HP作成を実施した。	【達成】 ・事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況等を記者会見において適切に説明することができた。 ・発災時に記者会見対応ができる力量を備えた要員がいることが確認できた。	ERC広報班と連動したプレス対応および模擬HP作成				
							模擬記者会見の実施	【実施】 2021年11月30日の再処理事業部総合訓練および2021年12月21日の濃縮・埋設事業部総合訓練において、模擬記者会見を実施した。	模擬記者会見の実施	【実施】 2022年12月13日の再処理事業部総合訓練において、模擬記者会見を実施した。		模擬記者会見の実施				
							社外プレーヤーによる評価、検証	【実施】 2021年11月30日の再処理事業部総合訓練および2021年12月21日の濃縮・埋設事業部総合訓練において、東北電力（株）の広報担当者（1名）が記者役として参加し、模擬記者会見を実施した。	社外プレーヤーによる評価、検証	【実施】 2022年12月13日の再処理事業部総合訓練において、東北電力（株）の広報担当者（1名）が記者役として参加し、模擬記者会見を実施した。		社外プレーヤーによる評価、検証				
							メディアトレーニング	【実施】 2021年11月30日の再処理事業部総合訓練および2021年12月21日の濃縮・埋設事業部総合訓練の記録映像を用いて記者会見対応者による振り返りを実施した。 （新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から社外トレーナーのもとでの訓練は見送り）	メディアトレーニング	【実施】 2022年11月14日メディアトレーニングを実施した。		メディアトレーニング				
							記者会見に係る他社ベンチマーク（広報班の手順書整備・教育は2-1.で実施）	【実施】 東北電力（株）が実施した模擬記者会見の映像を用いてベンチマークを実施した。	記者会見に係る他社ベンチマーク（広報班の手順書整備・教育は2-1.で実施）	【実施】 2022年9月22日の東京電力H D（株）防災訓練において、模擬記者会見のベンチマークを実施した。		記者会見に係る他社ベンチマーク（広報班の手順書整備・教育は2-1.で実施）				

中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針における主な取組み項目							全社対策本部における取組み項目						
中期 対応方針	主な取組み項目	関係機能班	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁 評価 項目	2021～2024年度の取組み事項					総合訓練実施項目	
							2021年度		2022年度		2023年度		2024年度
							取組み項目	取組み実績	取組み項目	取組み実績			
(3) 後方 支援活動 体制の強 化	7. 後方支援活 動その他の活動 7-1. 社外関係 機関と連携した 後方支援活動	事務局 電力対応班	・原子力事業者間の支援活動、原子力 事業所災害対策支援拠点の運営、 原子力緊急事態支援組織との連携に ついて、全て実動で実施できること。	・原子力事業者間の情報提供訓練 ・原子力緊急事態支援組織との連携 に係るロボット等の操作訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続 的に実施	○	他事業者の実派遣を含む原子力事業 者間の情報提供訓練	【実施】 2021年11月30日の再処理事業部 総合訓練において、原子力事業者間 協定に基づき他事業者への事象発生 連絡・支援要請を実施した。 2022年3月29日の個別訓練におい て、実動支援活動を東北電力（株） の参加のもと実施した。	他事業者の実派遣を含む原 子力事業者間の情報提供訓 練	【実施】 ・2022年11月21日の個別訓練に おいて、実動支援活動を電源開発 （株）の参加のもと実施した。 ・2022年12月13日の再処理事業 部総合訓練において、原子力事業 者間協定に基づき他事業者への事 象発生連絡・支援要請を実施した。	【達成】 支援要請、原子力事業所災害対 策支援拠点の運営および原子力 緊急事態支援組織との連携につい て、全て実動で実施できた。	他事業者の実派遣を含 む原子力事業者間の情 報提供訓練	継続実施
							原子力事業所災害対策支援拠点運 営に係る実動訓練	【実施】 2021年11月30日の再処理事業部 総合訓練において、原子力事業所災 害対策支援拠点への要員派遣、およ び全社対策本部との情報共有を实施 した。	原子力事業所災害対策支 援拠点運営に係る実動での 要素訓練	【実施】 ・2022年9月13日にM Oビル駐 車場においてエアテント3張りの設 置訓練を実施した。 ・2022年12月13日の再処理事業 部総合訓練において、原子力事業 所災害対策支援拠点へ要員を派遣 するとともに、即応センターとの情 報共有を実施した。	原子力事業所災害対 策支援拠点運営に係る 実動での要素訓練	継続実施	
							原子力緊急事態支援組織と連携した ロボット等の活用に係る事業部支援訓 練	【実施】 2021年11月30日再処理事業部総 合訓練において、原子力緊急事態支 援組織への支援要請連絡を実施した。 2022年3月17日、18日にロボット操 作訓練を各事業部対策組織要員参 加のもと実施した。	原子力緊急事態支援組織と 連携したロボット等の活用に係 る事業部支援訓練	【実施】 ・2022年12月13日再処理事業部 総合訓練において、原子力緊急事 態支援組織への支援要請連絡を实 施した。 ・2023年3月2日～3日にロボット操 作訓練を各事業部対策組織要員 参加のもと実施した。	原子力緊急事態支援 組織と連携したロボッ ト等の活用に係る事業 部支援	継続実施	
	7-2. オフサイト センター対応	事務局 放射線情報収集 班	・オフサイトセンター（EMC含む）にお ける一連の対応が実施できること。	・実際の対応を想定した訓練（合同対 策協議会等の訓練）	毎年度達成目標に対する活動を継続 的に実施	-	オフサイトセンター対応（原子力災害 合同対策協議会運営）に係る体制、 計画整備	【実施】 オフサイトセンター対応マニュアルを 作成し、2021年11月26日付で行 した。	オフサイトセンター対応（EMC 含む）に係る体制、計画整 備	【実施】 ・オフサイトセンター対応マニュアルに ついて、対応要員の現地の体制およ び活動内容を具体化し2023年2月 23日に改正した。 ・2022年12月16日にEMC対応マ ニュアルを新規制定した。	【達成】 オフサイトセンターの立ち上げおよ び情報共有が実施できることを検証 できた。	オフサイトセンター対応 （EMC含む）に係る体 制・計画改善	継続実施
							規制庁と連携した原子力災害合同対 策協議会運営訓練	【実施】 2021年11月30日再処理事業部総 合訓練で、オフサイトセンター運営訓 練を実施した。	規制庁および自治体と連携し た原子力災害合同対策協議 会運営訓練	【実施】 ・2022年11月25日六ヶ所サイト センターにおいて、六ヶ所原子力規 制事務所副所長より、原子力災害 合同対策協議会の運営を含め、原 子力災害発生時のオフサイトセン ターの役割等についてご説明いた だくとともに、施設見学を実施し た。 ・原子力災害合同対策協議会の運 営訓練については、調整中。	OFC立ち上げ・運営訓 練	規制庁および自治体と 連携したと連携した原子 力災害合同対策協議 会運営訓練	○
							-	-	2021年度課題への取組み （オフサイトセンター対応要員 （即応センターで活動するオフ サイトセンター連絡員含む）に 対して必要な教育・訓練項目 を明確化し、定期的な教育・ 訓練を実施し、習熟を図 る。）	【実施】 ・2022年11月29日の個別訓練に おいて、オフサイトセンター対応 要員に対し、参集および情報共有 に係る訓練を実施した。 ・2022年12月13日の再処理事業 部総合訓練において、オンサイト センター運営訓練を実施した。	-	-	

中期対応方針に基づく全社対策本部の取組み

中期対応方針における主な取組み項目							全社対策本部における取組み項目							
中期 対応方針	主な取組み項目	関係機能班	達成目標	取組み内容	各年度到達目標	規制庁 評価 項目	2021～2024年度の取組み事項					総合訓練実施項目		
							2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
							取組み項目	取組み実績	取組み項目	取組み実績				到達目標に対する評価
(3) 後方 支援活動 体制の強 化	7. 後方支援活 動その他の活動 7-3. オンサイト 医療体制構築	総務班	・施設内における医療（オンサイト医 療）活動を実動で実施できること。	・電力大での連携のもと医療体制を構 築（医療スタッフ受入体制、管理方 法、地元機関（医療・搬送）との連携 等）、手順の整備 ・整備した手順に基づく実動訓練	毎年度達成目標に対する活動を継続 的に実施	-	派遣医療スタッフによる現地状況把握 の継続 （AM建屋の動線、医療資機材の確 認等）	【実施】 2022年2月28日オンラインで実施 ・当社より緊急被ばく医療体制につ いて、施設概要、通報体制及び派遣開 始・体制確立等について説明 ・オンサイト医療机上演習と意見交換 会を実施	派遣医療スタッフとの現地状 況確認と社内医療従事者との 連携強化	【実施】 2022年8月10日に電事連緊急作 業中労災対応WGの方針に基づき 派遣医療スタッフと以下のとおり実施 ・当社より緊急被ばく医療体制につ いて、施設概要、通報体制及び派遣 開始・体制確立等について説明 ・オンサイト医療実動演習 ・意見交換	【達成】 個別訓練（原安協との訓練）にお いて、派遣医療スタッフとの連携につ いて実動で検証できた。	派遣医療スタッフとの現 地状況確認と社内医療 従事者との連携強化	継続実施	-
							厚労省対応方針に基づく社内手順書 の整備	【実施】 働き方改革本部オンサイト医療対応マ ニュアルを改正し、2022年2月22日付 けで施行した。	・訓練によるオンサイト医療体 制の改善活動	【実施】 ・2022年8月10日に上記個別訓練 を実施 ・2022年12月13日再処理事業部 総合訓練において、原安協への医療 スタッフの派遣要請を実施した。	訓練によるオンサイト医 療体制の改善活動	継続実施		
							オンサイト医療に係る要素訓練を織り 交ぜた訓練の実施と実効性の検証	【実施】 ・2021年11月30日再処理事業部総 合訓練で、原安協への医療スタッフの派 遣要請を実施した。 ・2022年2月28日オンラインで、机上 訓練を実施	・2021年度課題への取組み （原子力安全研究協会医 療スタッフの派遣要請に係る 情報フローの作成等、更なる 社内体制の明確化を図 る。）	【実施】 原安協への派遣要請について、 2022年2月22日に「働き方改革本 部オンサイト医療対応マニュアル」を 改正し、明確化を図った。				
							原子力事業所災害対策支援拠点にお けるオンサイト医療体制の整備	【実施】 当社原子力事業所災害対策支援拠 点、第一千歳平寮内にオンサイト医療 活動場所を検討	原子力事業所災害対策支 援拠点におけるオンサイト医療 体制の整備	【実施】 当社原子力事業所災害対策支援 拠点、第一千歳平寮内等にオンサイ ト医療活動場所を継続して検討	後方支援拠点における オンサイト医療体制の検 証	継続実施		
	7-4. 対応要員 以外の退域手 段確保	事務局 総務班	・発災時に対応要員以外の者が適時 に退域できること。（人員輸送手段の 確保等） ・施設復旧要員の職場環境の整備	・体制、手順、資機材の検討、整備	毎年度達成目標に対する活動を継続 的に実施 [2022年度] ・対応要員以外の退域手順体制整備 完了	-	対応要員以外の退域 手順体制整備	【一部未実施】 課題の洗い出しを実施。 発災時の全社、各事業部の必要防災 要員数、住民避難タイミングを踏まえ、 対応要員以外の具体的避難方法を検 討・調整中。	対応要員以外の退域 手順体制整備	【一部未実施】 発災時の全社、各事業部の必要防 災要員数、住民避難タイミングを踏 まえ、対応要員以外の具体的避難 方法を2021年度より継続して検討・ 調整中（未完了）	【一部未達成】 本項目について関係者間で調整を 実施した結果、原子力災害発生 時の事業継続計画（BCP）として 取りまとめることとした。（未完了）	原子力災害発生時の 事業継続計画 （BCP）策定	BCPの改善	-
	8. 自治体との連携訓練	事務局 放射線情報収集 班	・避難退域時検査等、自治体からの避 難計画に基づく要請に対する支援協 力ができること。	・避難退域時検査に係る要員確保 （スクリーニング要員の名簿管理、選出 準備等含む） ・避難退域時検査に係る体制、手順の 整備 ・自治体との情報共有体制検討	毎年度達成目標に対する活動を継続 的に実施	-	避難退域時検査要員確保	【実施】 2021年度未時点において、避難退域 時検査教育を602名受講完了した。	避難退域時検査要員確保	【実施】 2022年11月17日の青森県原子 力防災訓練において、避難退域時 検査教育終了者10名を派遣した。	【達成】 自治体の避難計画に基づく事前要 請は現時点ではなされていないこと から、今後、自治体が実施する訓 練等が計画された場合はそれに参 画することにより、避難退域時検査 等、自治体からの避難計画に基づ く要請に対する支援協力ができるこ とを検証していく。	避難退域時検査要員 確保	継続実施	-
							避難待機時検査に係る体制、手順の 整備	【一部未実施】 六ヶ所村住民の避難退域時検査に係 る体制・手順の整備は調整中。	避難待機時検査に係る体 制、手順の整備	【実施】 六ヶ所村住民の避難退域時検査に 係る体制・手順の整備を2021年度 より継続して実施。	避難待機時検査に係る 体制、手順の整備	継続実施		
							自治体との情報共有体制整備	【実施】 適宜、内閣府、青森県および六ヶ所村 と避難計画に関して情報共有を実施し た。	自治体との情報共有体制整 備		自治体との情報共有体 制整備	継続実施		

2023年度 再処理事業部
防災訓練実施計画書
(案)

日本原燃株式会社
再処理事業部

1. 訓練目的

本訓練は、「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節 2」および「再処理事業部非常時等の措置に係る中長期訓練計画」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）および六ヶ所保障措置センターとの同時発災を想定したシナリオのもとで、情報発信能力および六ヶ所保障措置センターと連携した緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

(1) 「全社対策本部および六ヶ所保障措置センターとの情報共有ができること」

達成目標：全社対策本部に対して情報共有ツールを用いて、適時情報共有できること。また、六ヶ所保障措置センターに対し相互の情報共有を含めた連携が適切にできること。

検証項目：①あらかじめ作成された情報フローで運用されていること。また、六ヶ所保障措置センターとの間であらかじめ定められた情報フローのとおりに対応ができていないこと。

②全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また、事業部対策本部内で適切に情報共有できること。

③COP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること。

- ・COP③（戦略シート）は、事象対処に対する第2、第3の矢とする明確な戦略が記載、共有できること。

- ・社内情報シートは、重大事故対処機器のインベントリ情報を共有できる構成であること。

- ・COP資料は、水源状況および主排気筒可搬型モニタの測定値が共有できること。

- ・ERC備付資料は、水素濃度を測定する代表貯槽と他貯槽の関係が確認できること。

④通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること。

- ・警戒事態該当事象発生後の経過連絡は、事故収束活動の進捗、問題点、対応状況等の情報が確認できること。

- ・応急措置の概要報告（25条通報）は、事故収束活動の進捗、対応状況等の進展を確認後、速やかに情報発信できること。

(2) 「4施設同時発災時による支援・協力対応ができること」

達成目標：事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること。

検証項目：全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること。

(3) 「新情報共有システムを用いて情報共有ができること」

達成目標：新情報共有システムによる情報共有ができること。

検証項目：提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有
できること。

(4) 「現場と緊急時対策所が連携し、事象収束活動ができること」

達成目標：手順に基づき、事象収束活動（救護活動含む）ができること。

検証項目：重大事故対応等の事象収束活動を、あらかじめ定めた時間、要員、装備で問題無く実
施できること。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

2023年10月3日(火) 13:30～17:00 (予定) (反省会含む)

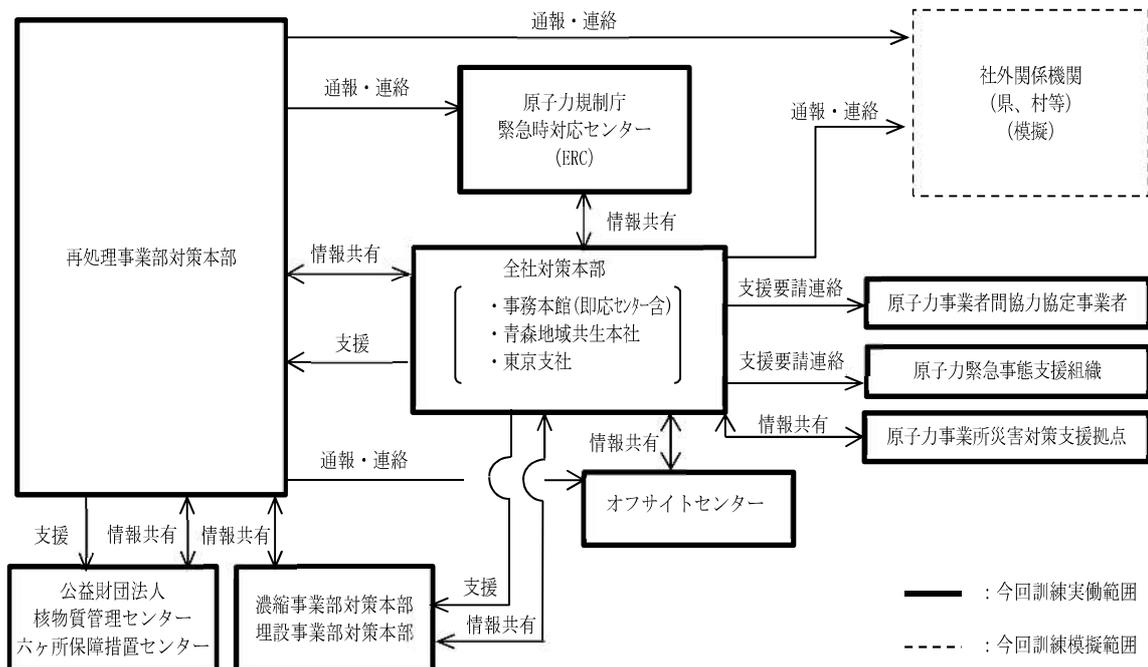
(2) 対象施設

再処理施設^{※1}、廃棄物管理施設

※1：公益財団法人 核物質管理センターとの合同訓練となるため、六ヶ所保障措置分析所（分析
建屋内）を含む

3. 実施体制、評価体制および訓練対象者

(1) 実施体制



(2) 評価体制

再処理施設、廃棄物管理施設および事業部対策本部に評価者を配置し、評価チェックシートを用いた評価を行う。また、訓練終了後に訓練参加者による訓練反省会を実施し、要改善事項の抽出を行う。

(3) 訓練対象者

再処理事業部対策組織要員

4. 訓練項目

総合訓練

5. 訓練内容

- (1) 通報訓練
- (2) 救護訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) その他必要と認める訓練
 - a. 事業部対策本部対応訓練
 - b. 重大事故対応の習熟訓練
 - c. 広報対応訓練
 - d. 全社対策本部（ERC対応含む）との連携訓練

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

訓練シナリオ情報を含むため非公開

7. 添付資料

1-1 (1) 再処理施設および廃棄物管理施設 防災訓練 シナリオフロー

以 上

再処理施設および廃棄物管理施設 防災訓練 シナリオフロー (1/4)

時間	ERC対応ブース	緊急時対策所	中央制御室	AA建屋	AB建屋	KA建屋	F施設	廃棄物管理施設	OSL	屋外
13:30	訓練シナリオ情報を含むため非公開									
13:40										
13:50										
14:00										

【検証ポイント(1)-①】 情報フローが適切に作成、運用されていること	【検証ポイント(1)-②】 全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また上記状況を事業部対策本部内および六ヶ所保障措置センターと適切に情報共有できること	【検証ポイント(1)-③】 IOP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(1)-④】 通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(2)】 全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること	【検証ポイント(3)】 提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること	【検証ポイント(4)】 重大事故対応等の事象収束活動を、予め定めた時間、要員、装備で問題無く実施できること
--	--	---	--	---	--	--

再処理施設および廃棄物管理施設 防災訓練 シナリオフロー (2/4)

時間	ERC対応ブース	緊急時対策所	中央制御室	AA建屋	AB建屋	KA建屋	F施設	廃棄物管理施設	OSL	屋外
14:10										
14:20										
14:30										
14:40										
14:50										
15:00										

訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント(1)-①】 情報フローが適切に作成、運用されていること	【検証ポイント(1)-②】 全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また上記状況を事業部対策本部内および六ヶ所保障措置センターと適切に情報共有できること	【検証ポイント(1)-③】 COP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(1)-④】 通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(2)】 全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること	【検証ポイント(3)】 提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること	【検証ポイント(4)】 重大事故対応等の事象収束活動を、予め定めた時間、要員、装備で問題無く実施できること
--	--	---	--	---	--	--

再処理施設および廃棄物管理施設 防災訓練 シナリオフロー (3/4)

時間	ERC対応ブース	緊急時対策所	中央制御室	AA建屋	AB建屋	KA建屋	F施設	廃棄物管理施設	OSL	屋外
15:10										
15:20										
15:30										
15:40	訓練シナリオ情報を含むため非公開									
15:50										

【検証ポイント(1)ー①】 情報フローが適切に作成、運用されていること	【検証ポイント(1)ー②】 !!全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また上記状況を事業部対策本部内および六ヶ所保障措置センターと適切に情報共有できること	【検証ポイント(1)ー③】 !!COP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(1)ー④】 !!通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(2)】 !!全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること	【検証ポイント(3)】 !!提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること	【検証ポイント(4)】 !!重大事故対応等の事象収束活動を、予め定めた時間、要員、装備で問題無く実施できること
--	--	---	--	---	--	--

再処理施設および廃棄物管理施設 防災訓練 シナリオフロー (4/4)

時間	ERC対応ブース	緊急時対策所	中央制御室	AA建屋	AB建屋	KA建屋	F施設	廃棄物管理施設	OSL	屋外
16:00										
16:10										
16:20										
16:30										
16:40										
16:50										

訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント(1)-①】 情報フローが適切に作成、運用されていること	【検証ポイント(1)-②】 全社対策本部に対して事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を随時提供できること。また上記状況を事業部対策本部内および六ヶ所保障措置センターと適切に情報共有できること	【検証ポイント(1)-③】 COOP資料およびERC備付資料が全社対策本部からERCプラント班に説明できる内容であること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(1)-④】 通報文に誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。また、2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること	【検証ポイント(2)】 全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること	【検証ポイント(3)】 提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること	【検証ポイント(4)】 重大事故対応等の事故収束活動を、予め定めた時間、要員、装備で問題無く実施できること
--	--	--	--	---	--	--

訓練シナリオ情報を含むため非公開

訓練前提条件（再処理施設、廃棄物管理施設）

訓練シナリオ情報を含むため非公開

以上

施設状況	再処理施設			廃棄物管理施設	資料(※1)
	緊急時対策所	(再処理本体)	(F施設)		
	訓練シナリオ情報を含むため非公開				
日付	運転状況				
訓練シナリオ情報を含むため非公開					

施設状況	再処理施設			廃棄物管理施設	資料(※1)
	緊急時対策所	(再処理本体)	(F施設)		
訓練シナリオ情報を含むため非公開					
日付	運転状況				
訓練シナリオ情報を含むため非公開					
訓練シナリオ情報を含むため非公開					

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
前 処 理 建 屋 A A	訓練シナリオ情報を含むため非公開

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
分離 建屋 A B	訓練シナリオ情報を含むため非公開

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
精 製 建 屋 A C	訓練シナリオ情報を含むため非公開

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
ウ ラ ン ・ プ ル ト ニ ウ ム 混 合 脱 硝 建 屋 C A	訓練シナリオ情報を含むため非公開

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
高 レ ベ ル 廃 液 ガ ラ ス 固 化 建 屋 K A	訓練シナリオ情報を含むため非公開

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	
使用 済み 燃料 受入れ・貯蔵 施設 F	訓練シナリオ情報を含むため非公開

想定 時間	訓練シナリオ情報を含むため非公開
訓練 時間	
訓練シナリオ情報を含むため非公開	

前提条件エビデンス

訓練シナリオ情報を含むため非公開

2023年度 濃縮事業部
防災訓練実施計画書
(案)

日本原燃株式会社
濃 縮 事 業 部

1. 訓練目的

本訓練は、「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節2」および「濃縮事業部における訓練に係る中期計画（2023年度）」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）同時発災かつ現実的なシナリオのもとで、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

(1) 「全社対策本部との情報共有が実施できること」

達成目標：全社対策本部に対して情報共有ツールを用いて、適宜情報共有できること。

検証項目：提供すべき情報（事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況）をリアルタイムに情報共有できること。

(2) 「4施設同時発災時による支援・協力対応ができること」

達成目標：事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること。

検証項目：全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること。

(3) 「新情報共有システムを用いて情報共有ができること」

達成目標：新情報共有システムによる情報共有ができること。

検証項目：提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること。

(4) 「現場と緊急時対策所が連携し、事象収束活動ができること」

達成目標：手順に基づき、事象収束活動（救護活動含む）ができること。

検証項目：現場と緊急時対策所と連携を図り、あらかじめ定めた時間、要員、資機材で対応できること。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

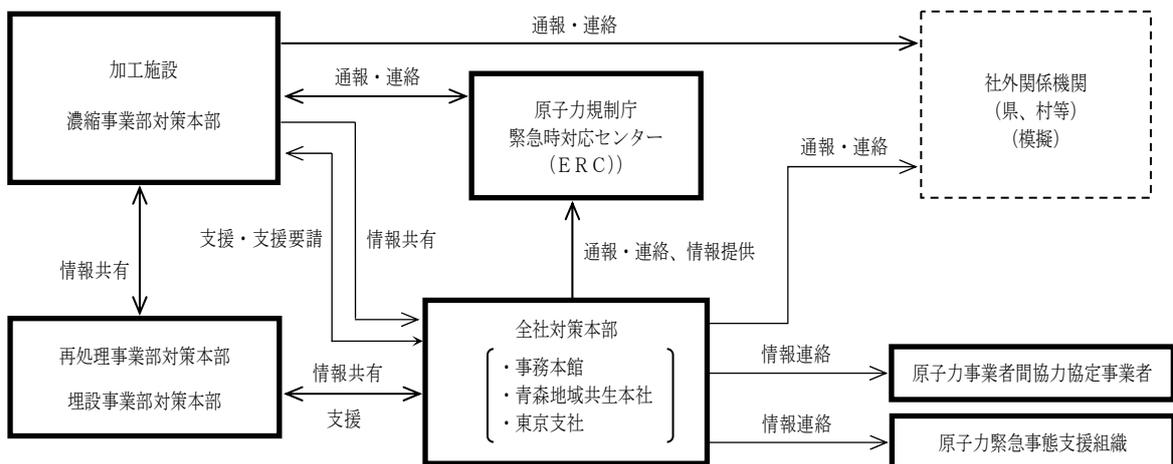
2023年10月3日（火） 13:30～17:00（予定）（反省会含む）

(2) 対象施設

加工施設

3. 実施体制、評価体制および訓練対象者

(1) 実施体制



(2) 評価体制

各活動場所に評価者を配置し、評価者による評価および訓練終了後に訓練参加者による訓練反省会等を通じて、改善事項の抽出を行う。

(3) 訓練対象者

濃縮事業部対策組織要員

4. 訓練項目

総合訓練

5. 訓練内容

(1) 通報訓練

(2) 救護訓練

(3) モニタリング訓練

(4) 避難誘導訓練

(5) その他必要とする訓練

a. 事業部対策本部対応訓練

b. 運転管理訓練

c. 放水訓練

d. 設備応急訓練

e. 消火訓練

f. 全社対策本部等との連携訓練

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

訓練シナリオ情報を含むため非公開

7. 添付資料

1 - (1) 加工施設 防災訓練 シナリオフロー

以 上

時間	
13:40	
13:50	
14:00	
14:10	

訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント①】
提供すべき情報(事故・プラントの状況、進捗予測と事故収束対応戦略および電線の進捗状況)をリアルタイムに情報共有できているか

【検証ポイント②】(支援があった場合)
全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできているか

【検証ポイント③】
提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること

【検証ポイント④】(訓練全体の対応状況について確認)
現場と緊急時対策所と連携を回り、あらかじめ定めた手順どおりに対応できているか

時間	
14:20	
14:30	
14:40	
15:00	
16:00	
16:50	

訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント①】
提供すべき情報(事故-プラントの状況、進展予測と事故収束対応職階および
【電報の進捗状況】をリアルタイムに情報共有できているか

【検証ポイント②】(支援があった場合)
本社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできているか

【検証ポイント③】
提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なリアルタイムに情報共有できること

【検証ポイント④】(訓練全体の対応状況について確認)
現場と緊急時対策所と連携を図り、あらかじめ定めた手順どおりに対応できているか

■ : イベント、マルファンクション
■ : 通報連絡
■ : 態勢判断

2023年度 埋設事業部
防災訓練実施計画書
(案)

日本原燃株式会社
埋 設 事 業 部

1. 訓練目的

本訓練は、「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節2」および「埋設事業部対策組織 原子力防災訓練中期計画（2021年度～2024年度）」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）同時発災かつ現実的なシナリオのもとで、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

(1) 「全社対策本部との情報共有ができること」

達成目標：全社対策本部に対して情報共有ツールを用いて、適宜情報共有できること。

検証項目：①現場－緊急時対策所－全社対策本部間の情報共有がタイムリーに実施できること。

②情報フローに定めるとおり、各要員が適切なタイミングで必要な情報を提供できること。

(2) 「4施設同時発災時による支援・協力対応ができること」

達成目標：事業部・全社の連携として、支援、協力活動が実施できること。

検証項目：全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること。

(3) 「新情報共有システムを用いて情報共有ができること」

達成目標：新情報共有システムによる情報共有ができること。

検証項目：提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること。

(4) 「現場と緊急時対策所が連携し、事象収束活動ができること」

達成目標：手順に基づき、事象収束活動（救護活動含む）ができること。

検証項目：現場と緊急時対策所と連携を図り、収束活動に必要な要員、資機材、時間で事象収束活動が実施できること。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

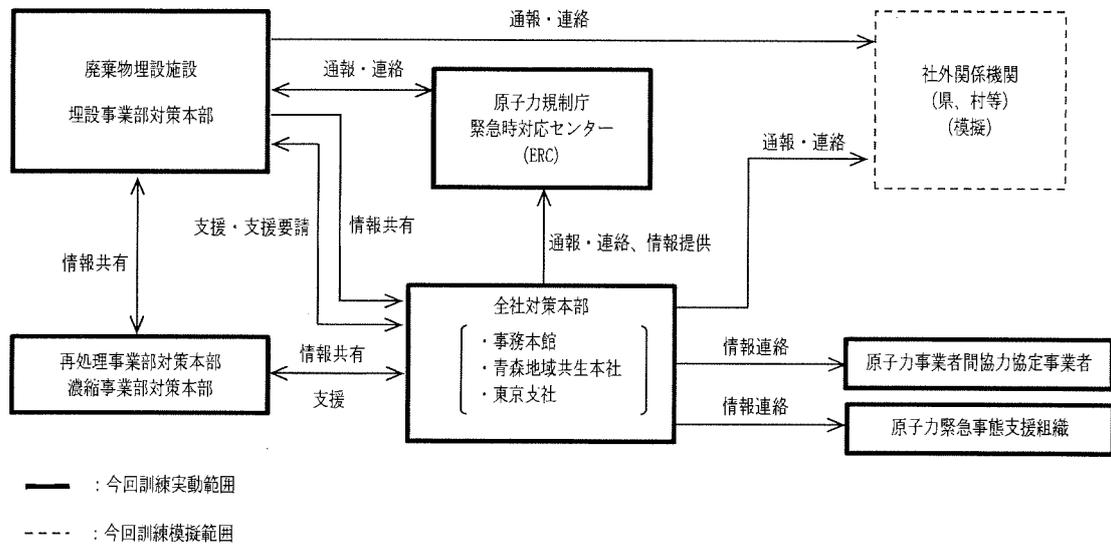
2023年10月3日（火）13:30 ～ 17:00（予定）（反省会含む）

(2) 対象施設

廃棄物埋設施設

3. 実施体制、評価体制および訓練対象者

(1) 実施体制



(2) 評価体制

各活動場所に評価者を配置し、評価者による評価および訓練終了後に訓練参加者による訓練反省会等を通じて、改善事項の抽出を行う。

(3) 訓練対象者

埋設事業部対策組織要員

4. 訓練項目

総合訓練

5. 訓練内容

(1) 通報訓練

(2) 救護訓練

(3) モニタリング訓練

(4) 避難誘導訓練

(5) その他必要と認める訓練

a. 事業部対策本部対応訓練

b. 現場対策活動訓練

c. 全社対策本部等との連携訓練

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

訓練シナリオ情報を含むため非公開

7. 添付資料

1 - (1) : 廃棄物埋設施設 防災訓練 シナリオフロー

以上

埋設事業部 防災訓練 第1部シナリオフロー

廃棄物埋設施設 防災訓練 シナリオフロー(1/3)								
目安時間	ERCブース等	緊急時対策所	管理建屋 制御室	管理建屋 管理区域内	管理建屋 管理区域外	3号建設地	1・2号埋設地	目安時間
訓練シナリオ情報を含むため非公開								
13:40								13:40
13:44								
13:50								13:50
14:00								14:00
14:10								14:10
14:14								
14:20								14:20

訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント①】
 現場 - 緊急時対策所 - 全社対策本部間の情報共有がタイムリーに実施できること
 情報フローに定めるとおり、各要員が適切なタイミングで必要な情報を提供できること

【検証ポイント②】
 全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること

【検証ポイント③】
 提供すべき情報を新情報共有ツールを用いて不偏なくリアルタイムに情報共有できること

訓練シナリオ情報を含むため非公開

埋設事業部 防災訓練 第1部シナリオフロー

廃棄物埋設施設 防災訓練 シナリオフロー(2/3)									
目安時間	ERCブース等	緊急時対策所	管理棟屋 制御室	管理棟屋 管理区域内	管理棟屋 管理区域外	3号建設地	1・2号埋設地	目安時間	
訓練シナリオ情報を含むため非公開									
14:30									14:30
14:40									14:40
14:50									14:50
15:00									15:00
15:10									15:10
15:20									15:20

訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント①】
 ・現場－緊急時対策所－全社対策本部間の情報共有がタイムリーに実施できること
 ・情報フローに定めるとおり、各要員が適切なタイミングで必要な情報を提供できること

【検証ポイント②】
 ・全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること

【検証ポイント③】
 ・提供すべき情報を新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること

訓練シナリオ情報を含むため非公開

埋設事業部 防災訓練 第1部シナリオフロー

廃棄物埋設施設 防災訓練 シナリオフロー(3/3)								
目安時間	ERCブース等	緊急時対策所	管理棟 制御室	管理棟 管理区域内	管理棟 管理区域外	3号建設地	1・2号埋設地	目安時間
訓練シナリオ情報を含むため非公開								
15:30								15:20
15:40								15:40
15:50	訓練シナリオ情報を含むため非公開							15:50
16:00								16:00
17:00								16:10

- : イベント、マルファンクション
- : 通報連絡
- : 股勢判断

【検証ポイント①】
 ・現場-緊急時対策所-全社対策本部間の情報共有がタイムリーに実施できること
 ・情報フローに定めるとおり、各要員が適切なタイミングで必要な情報を提供できること

【検証ポイント②】
 ・全社対策本部に対する支援実施または支援要請が適切にできること

【検証ポイント③】
 ・提供すべき情報を新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること

訓練シナリオ情報を含むため非公開

2023年度 全社対策本部
防災訓練実施計画書
(案)

日本原燃株式会社
安全・品質本部

1. 訓練目的

本訓練は、「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節 2」、「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節 2」、「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画 第2章第5節 2」および「全社対策本部 原子力防災訓練中期計画」に基づき、当社4施設（再処理施設・廃棄物管理施設・加工施設・廃棄物埋設施設）同時発災を想定したシナリオのもとで、情報発信能力および緊急時対応能力の維持・向上を図ることを目的として実施する。

具体的な達成目標、検証項目は以下のとおり。

(1) 「社内外との情報共有」

達成目標：情報が輻輳する中においても情報共有が適切に実施できること。

検証項目：①事業部対策本部から情報共有ツールを用いて情報を入手できること。

②全社対策本部内において適切に情報共有が実施できること。

③社外関係個所（ERC・OFC・報道機関等）に適切に情報発信できること。

④2022年度総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること。

・ERC対応者は、COPでは確認できない情報について、社内情報シートを活用して説明できること。

(2) 「事業部対策本部の支援」

達成目標：事業部対策本部の支援を適切に実施できること。

検証項目：①事業部対策本部の支援に関する全社対策本部内の意思決定ができること。

②事業部対策本部との調整が機能班間で実施できること。

(3) 「新情報共有システムを用いて情報共有ができること」

達成目標：新情報共有システムによる情報共有ができること。

検証項目：提供すべき情報について新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

2023年10月3日(火) 13:30～17:00（予定）(反省会含む)

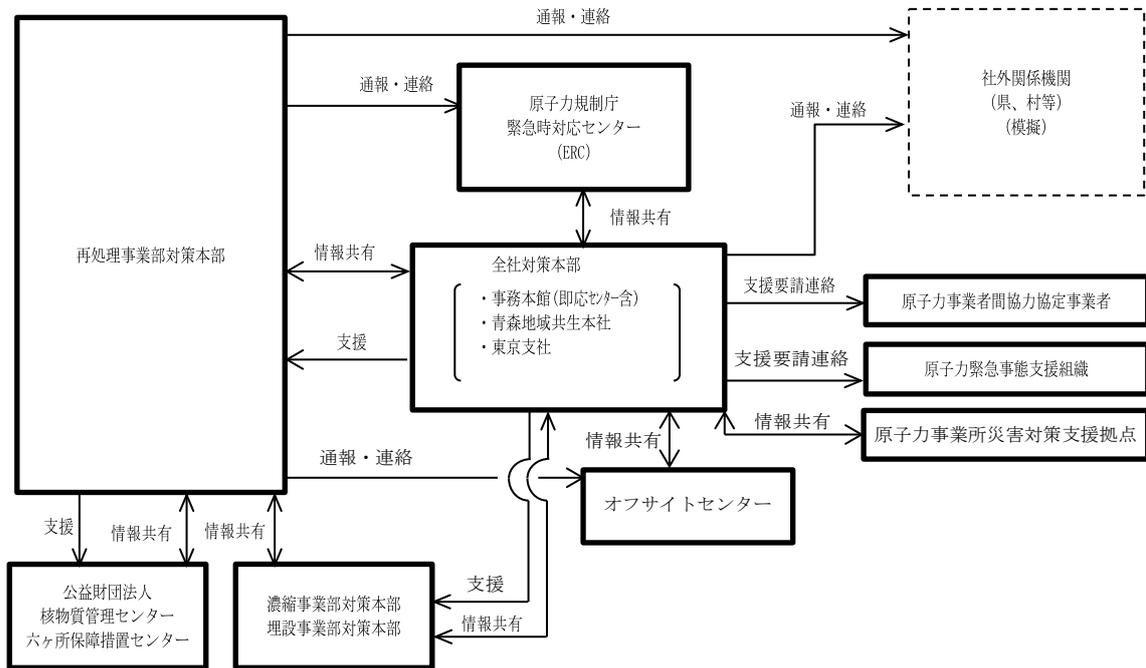
(2) 対象施設

再処理施設^{※1}、廃棄物管理施設、加工施設、廃棄物埋設施設

※1：公益財団法人 核物質管理センターとの合同訓練となるため、六ヶ所保障措置分析所（分析建屋内）を含む

3. 実施体制、評価体制および訓練対象者

(1) 実施体制



(2) 評価体制

全社対策本部の各活動箇所に評価者を配置し、評価チェックシートを用いた評価を行う。また、訓練終了後に訓練参加者による訓練反省会を実施し、要改善事項の抽出を行う。

(3) 訓練対象者

全社対策本部要員

4. 防災訓練の項目

総合訓練

5. 防災訓練の内容

(1) その他必要と認める訓練

- a. 全社対策本部運営訓練
- b. E R C 対応訓練
- c. 原子力事業所災害対策支援拠点对応訓練
- d. オフサイトセンター対応訓練
- e. 広報対応訓練

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

訓練シナリオ情報を含むため非公開

7. 添付資料

- (1) 全社対策本部 防災訓練シナリオフロー

以 上

目安時間	JNFL事業部対策本部			JNFL全社対策本部				目安時間
	再処理事業部	濃縮事業部	埋設事業部	全社対策本部	ERC対応ブース	オフサイトセンター	後方支援拠点	
	訓練シナリオ情報を含むため非公開							
13:30								13:30
13:40								13:40
13:50								13:50
13:50								13:50
14:10	訓練シナリオ情報を含むため非公開							14:10
14:20								14:20
14:30								14:30
14:40								14:40

目安時間	JNFL事業部対策本部			JNFL全社対策本部				目安時間
	再処理事業部	濃縮事業部	埋設事業部	全社対策本部	ERC対応ブース	オフサイトセンター	後方支援拠点	
14:50								14:50
15:00								15:00
15:10								15:10
15:20								15:20
15:30								15:30
15:40								15:40
15:50								15:50
16:00								16:00
16:10								16:10
16:30								16:30
16:40								16:40
16:50								16:50

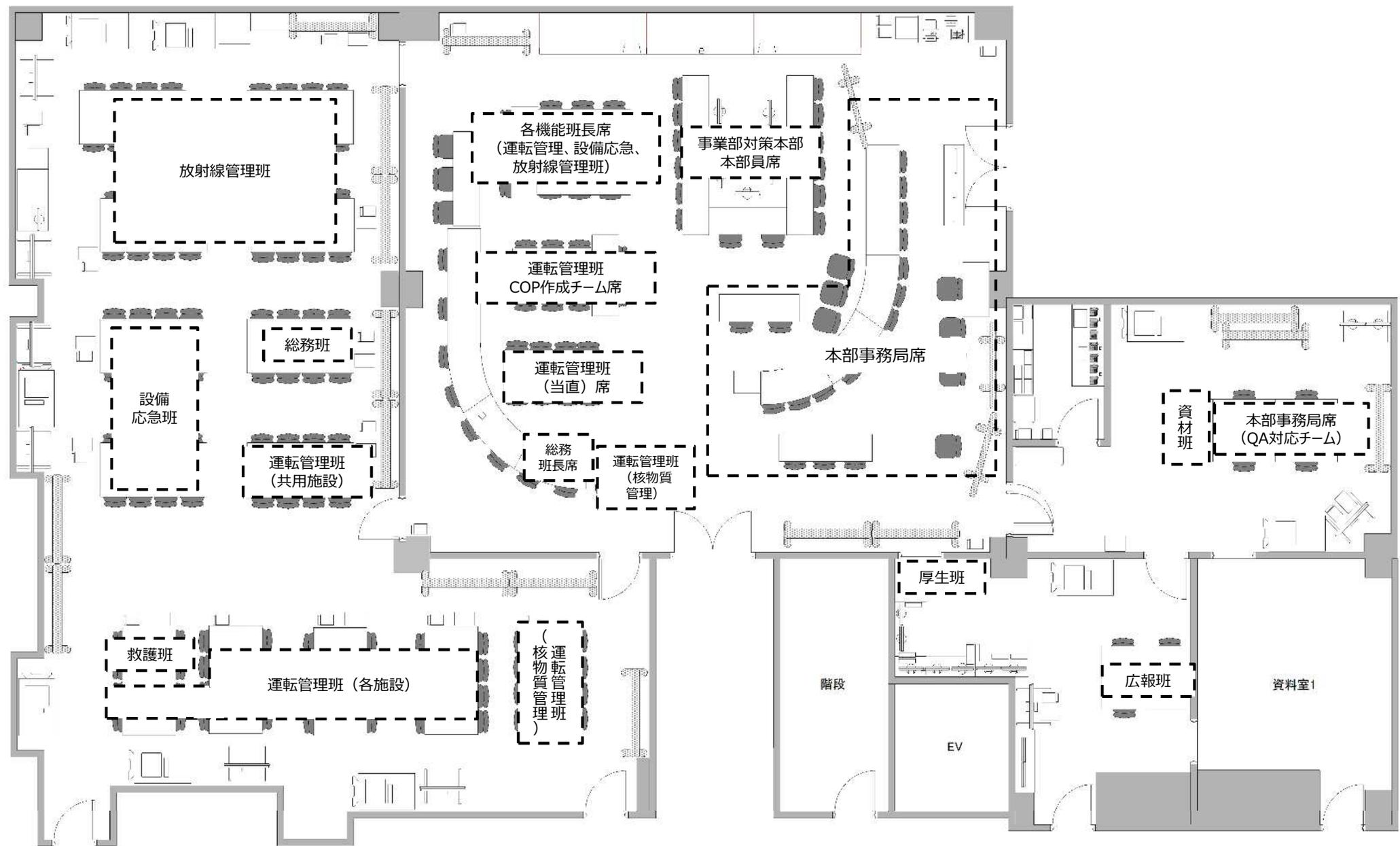
訓練シナリオ情報を含むため非公開

【検証ポイント(1)】
 ①事業部対策本部から情報共有ツールを用いて情報を入手できること。
 ②全社対策本部内において適切に情報共有が実施できること。
 ③社外関係箇所（ERC・OFC・報道機関等）に適切に情報発信できること。
 ④2022年総合訓練において抽出した課題に対する改善策が有効に機能していること。
 「ERC対応者は、COPでは確認できない情報について、社内情報シートを活用して説明できること」

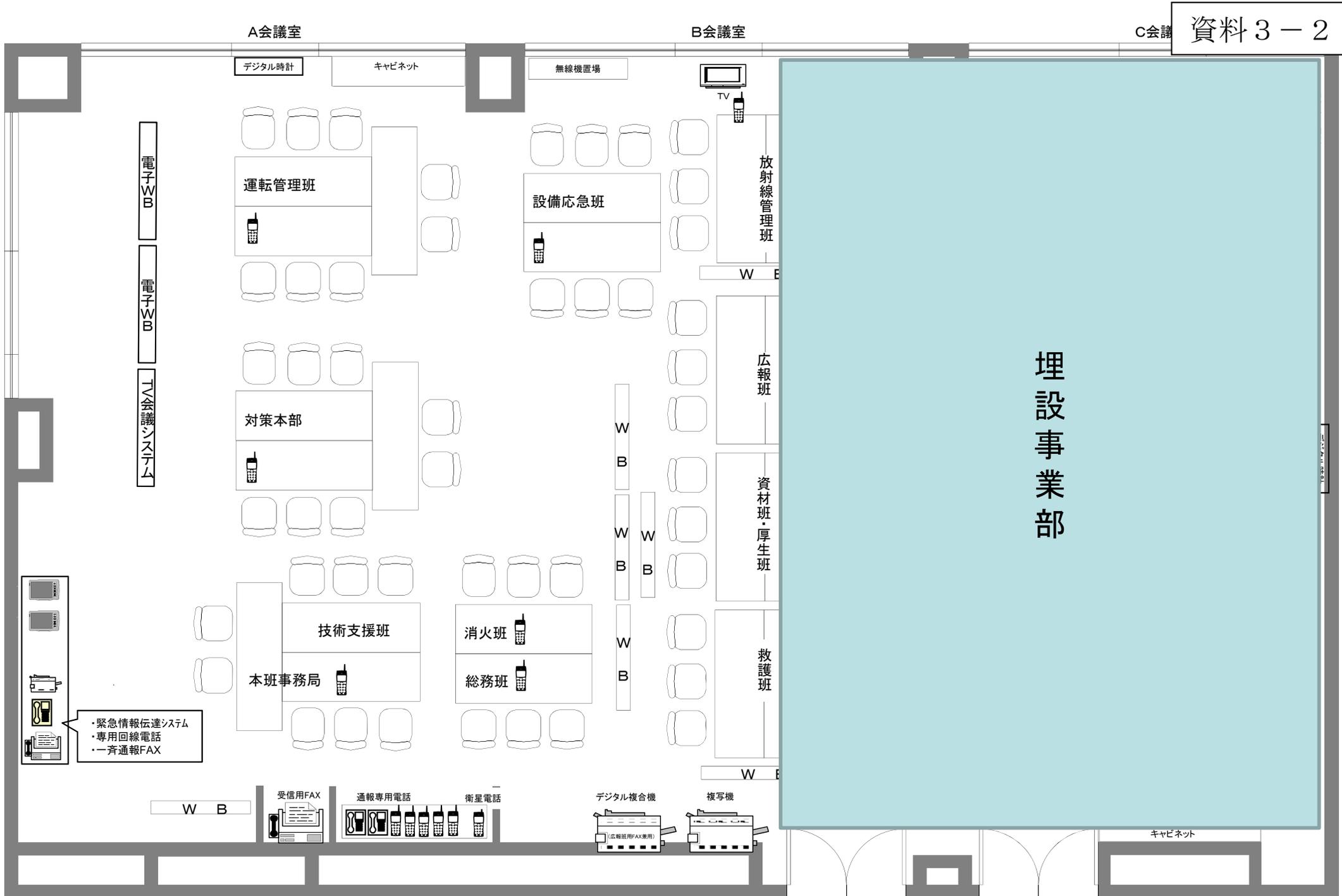
【検証ポイント(2)】
 ①事業部対策本部の支援に関する全社対策本部内の意思決定ができること。
 ②事業部対策本部との調整が機能班間で実施できること。

【検証ポイント(3)】
 ①提供すべき情報を新情報共有ツールを用いて不備なくリアルタイムに情報共有できること

訓練シナリオ情報を含むため非公開



再処理事業部対策本部（緊急時対策所）レイアウト図



事業部対策本部室（緊急時対策所）レイアウト図

A会議室

B会議室

C会議室

濃縮事業部



- ・緊急情報伝達システム
- ・専用回線電話
- ・一斉通報FAX

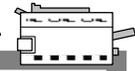
W B



デジタル複合機



複写機



W B

W B



放射線管理班

広報班

資材班・厚生班

救護班

W B

W B W B

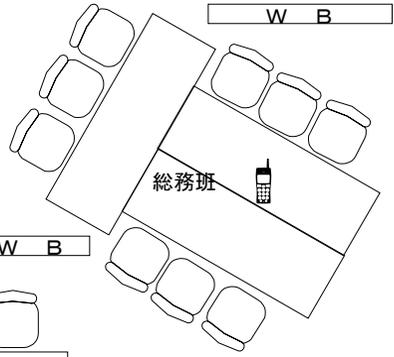
復旧班

技術班

書画

対策本部

本部事務局



消火班



電子WB

TV会議システム

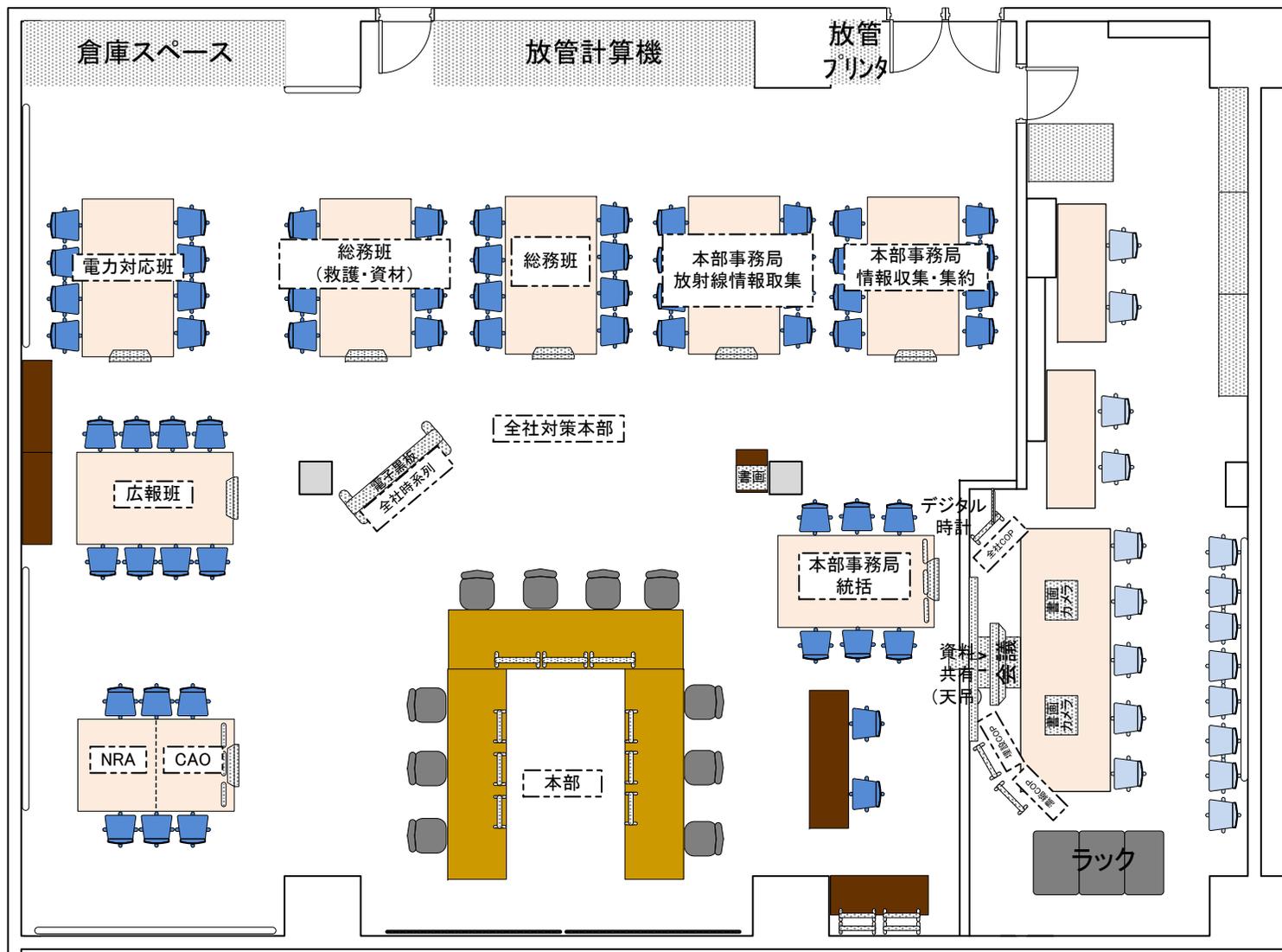
電子WB



デジタル時計

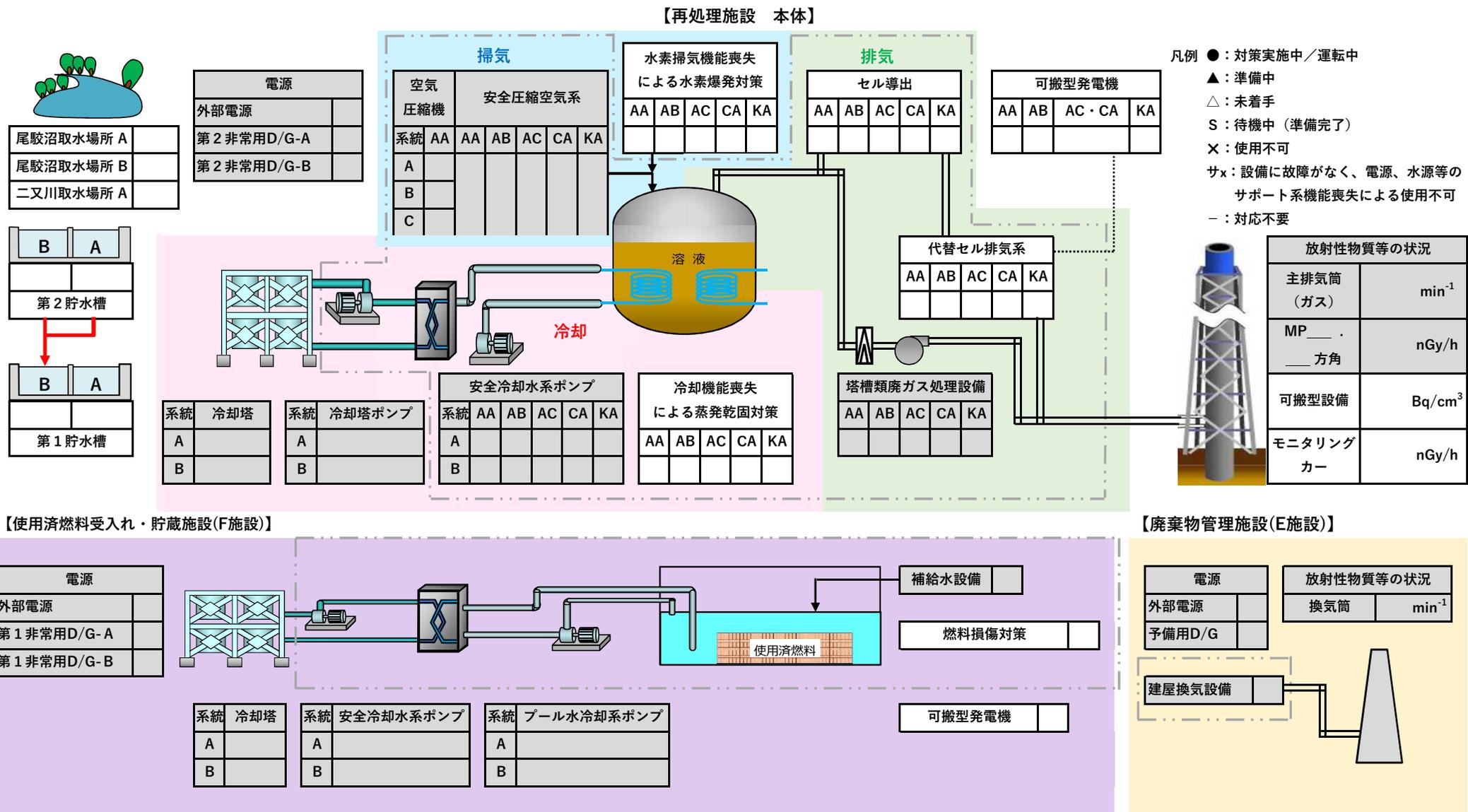
事業部対策本部室（緊急時対策所）レイアウト図

全社対策本部室 レイアウト図



再処理事業所 COP①-1 全体概要図

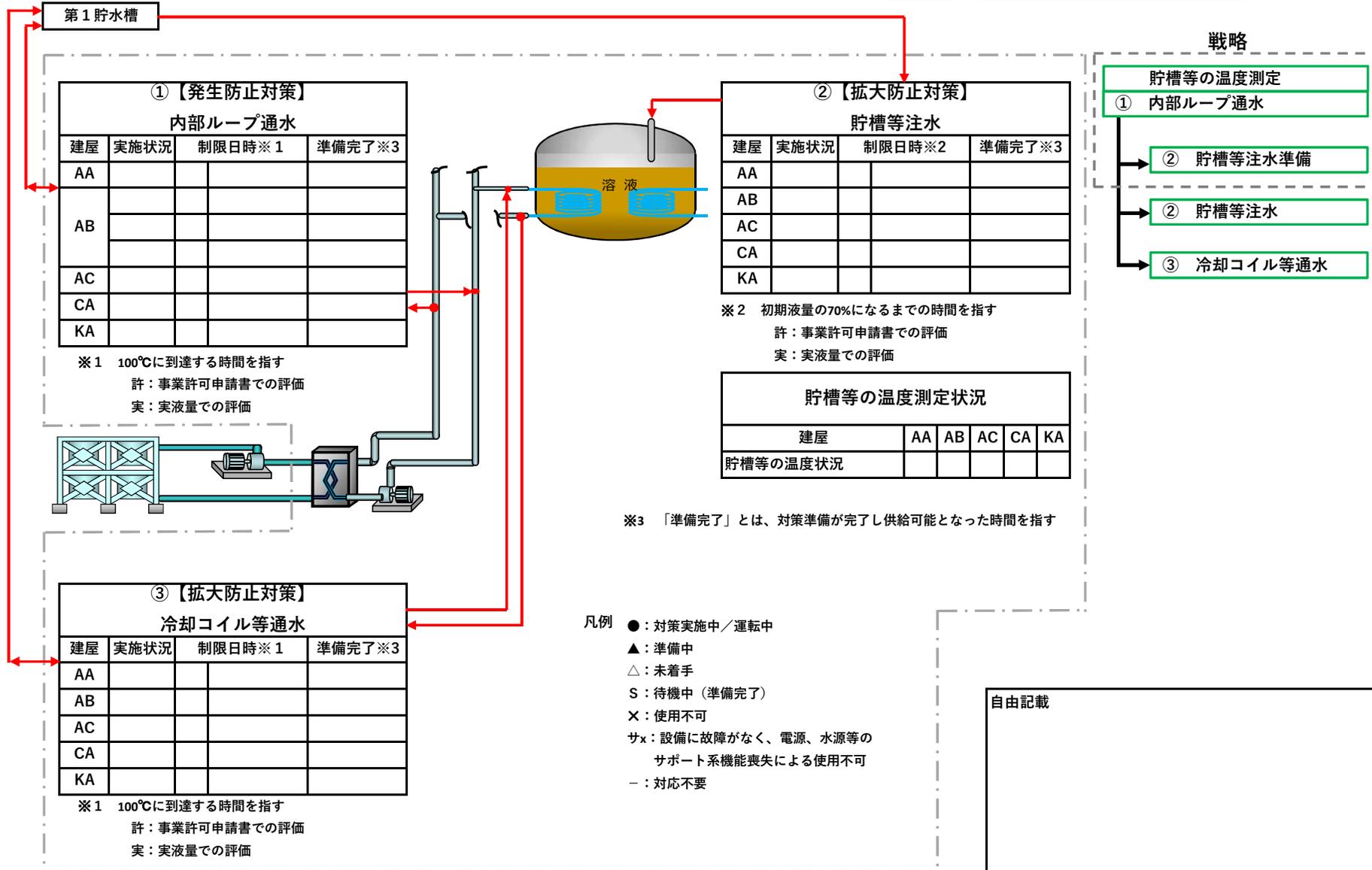
現在時刻



【建屋略称】 AA：前処理建屋 AB：分離建屋 AC：精製建屋 CA：ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 KA：高レベル廃液ガラス固化建屋

COP①-2 再処理施設 重大事故対策の対策状況 冷却機能喪失による蒸発乾固

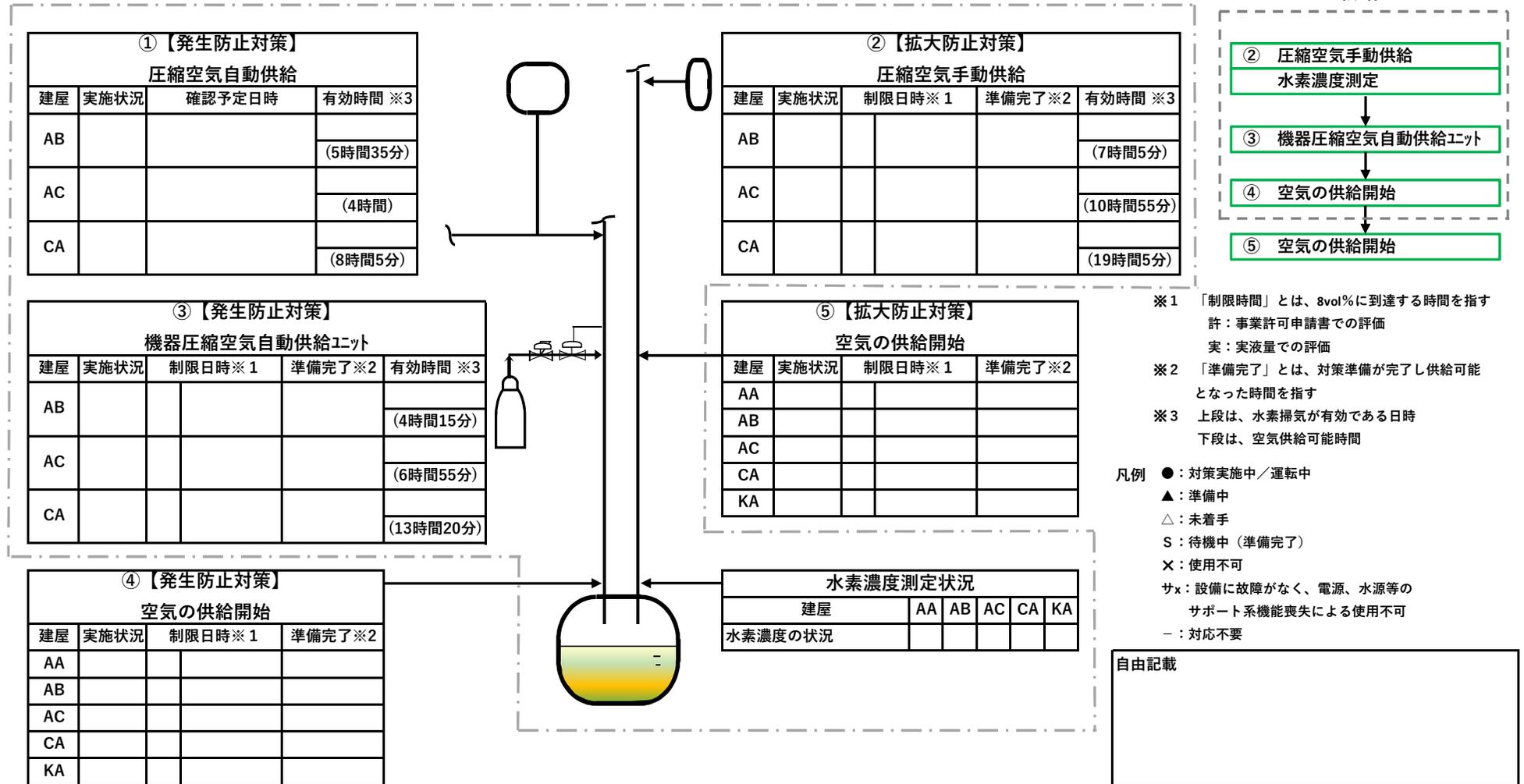
現在時刻 _____



【建屋略称】 AA：前処理建屋 AB：分離建屋 AC：精製建屋 CA：ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 KA：高レベル廃液ガラス固化建屋

COP①-3 再処理施設 重大事故対策の対策状況 水素掃気機能喪失による水素爆発

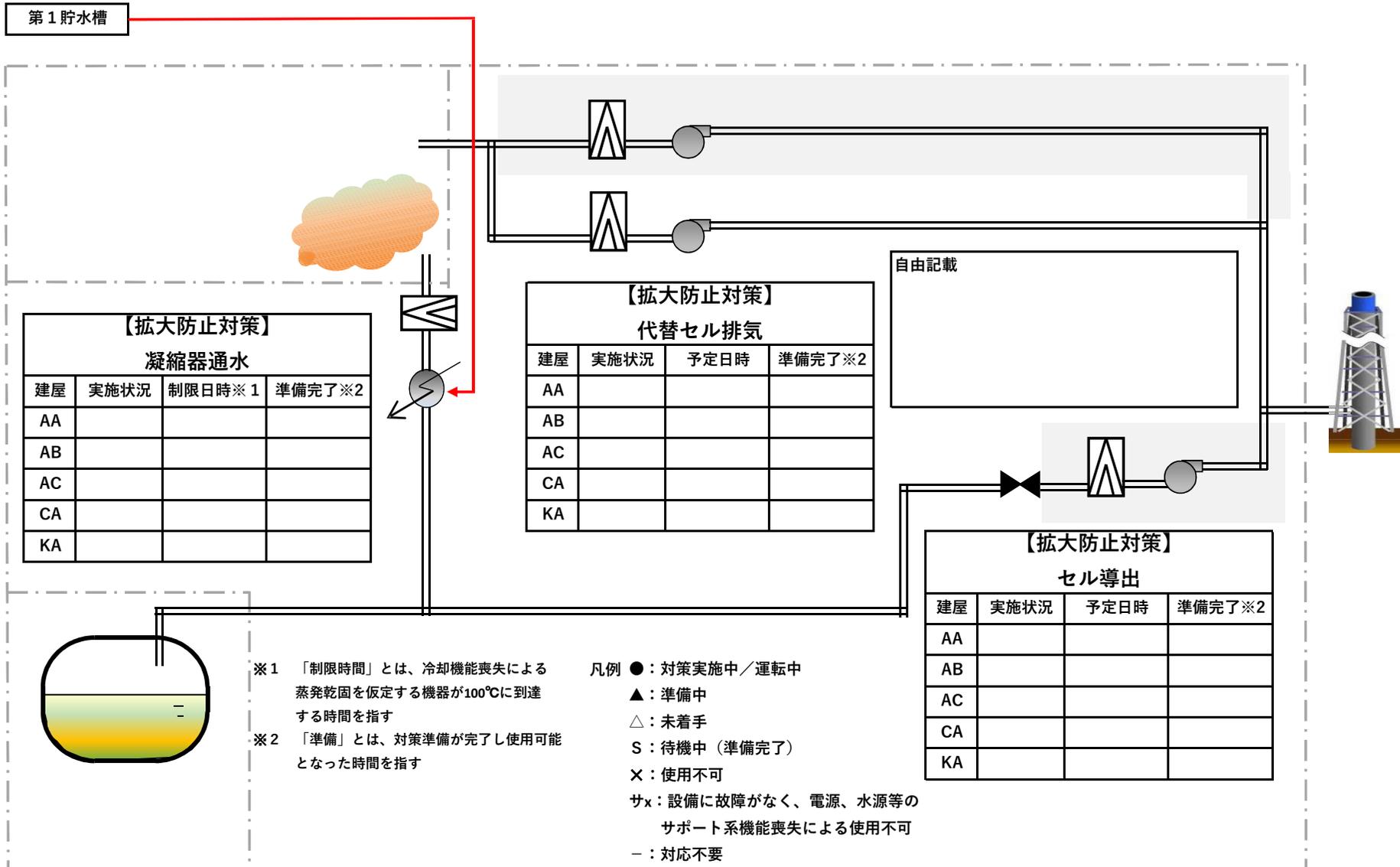
現在時刻



【建屋略称】 AA：前処理建屋 AB：分離建屋 AC：精製建屋 CA：ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 KA：高レベル廃液ガラス固化建屋

COP①-4 再処理施設 重大事故対策の対策状況 セル導出・代替セル排気

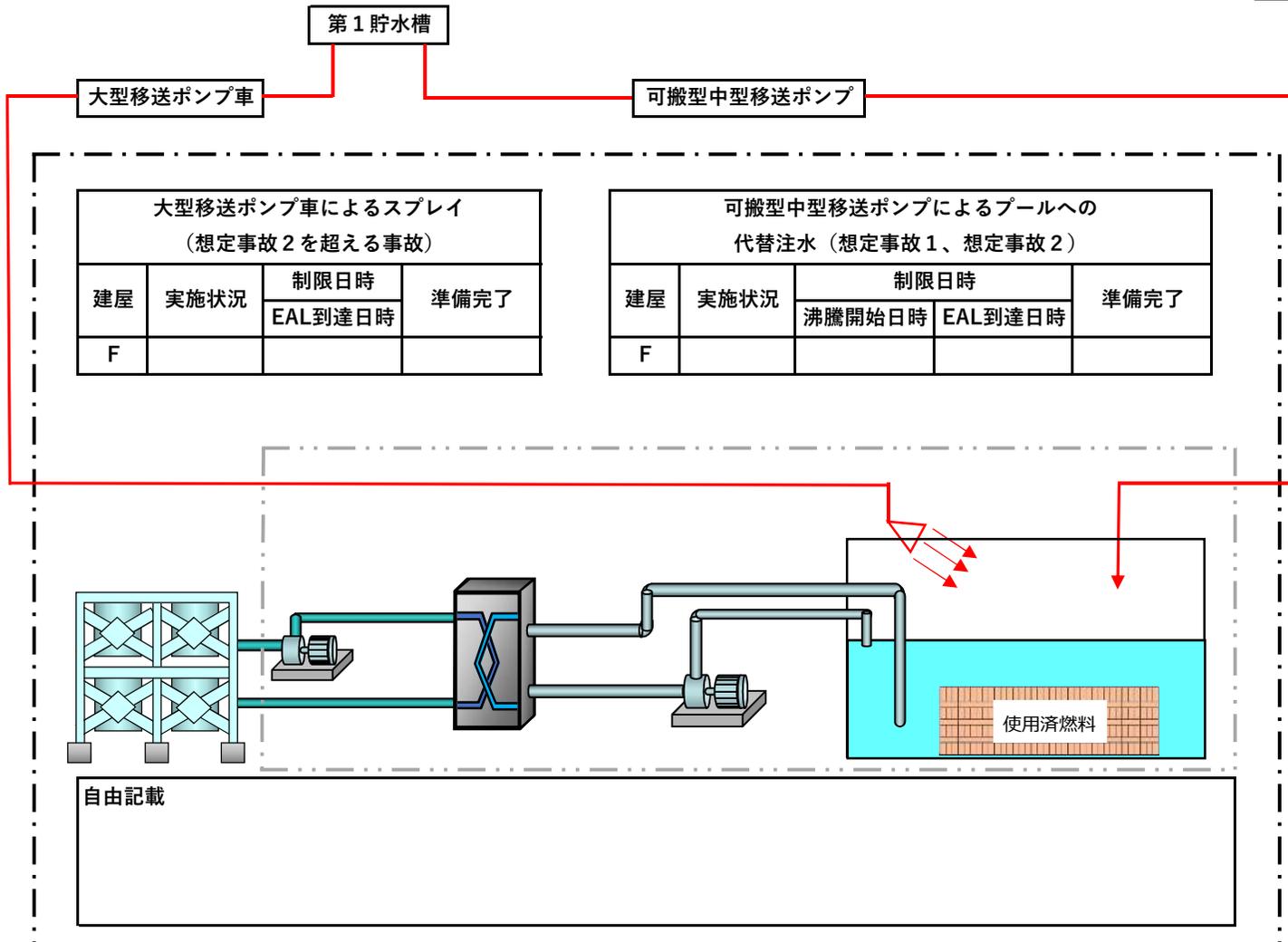
現在時刻 _____



【建屋略称】 AA：前処理建屋 AB：分離建屋 AC：精製建屋 CA：ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 KA：高レベル廃液ガラス固化建屋

COP①-5 再処理施設 重大事故対策の対策状況 燃料損傷

現在時刻 _____



大型移送ポンプ車によるスプレイ (想定事故2を超える事故)			
建屋	実施状況	制限日時	準備完了
		EAL到達日時	
F			

可搬型中型移送ポンプによるプールへの 代替注水 (想定事故1、想定事故2)				
建屋	実施状況	制限日時		準備完了
		沸騰開始日時	EAL到達日時	
F				

想定事故1	冷却機能が喪失し、供給設備による注水ができない場合
想定事故2	サイフォン現象および地震によるスロッシングにより、プール水の小規模な喪失が発生

- 凡例
- : 対策実施中／運転中
 - ▲ : 準備中
 - △ : 未着手
 - S : 待機中 (準備完了)
 - X : 使用不可
 - サx : 設備に故障がなく、電源、水源等のサポート系機能喪失による使用不可
 - : 対応不要

【建屋略称】 F : 使用済燃料受入れ・貯蔵施設

再処理事業所 COP② (1/8) 設備状況シート

現在時刻

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

屋外

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	共通		冷却			燃料損傷		換気	放出抑制					確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要)
				ルート確保	第1貯水槽への水の補給	内部ループ通水	貯槽等への注水	冷却コイル等への注水	燃料貯蔵プール等への注水	燃料貯蔵プール等へのスプレイ	セルへの導出経路	燃料貯蔵プール等への大容量の注水	建屋放水	主排気筒内への散水	航空機火災等	航空機火災等に対する延焼防止措置	放射性物質の流出抑制	MM/DD	
SA	屋外エリア	ホイールローダ																	
	保管庫	第1貯水槽 A,B																	
	保管庫	第2貯水槽 A,B																	
	屋外エリア	ホース展張車																	
	屋外エリア	運搬車																	
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ運搬車																	
	屋外エリア	大型移送ポンプ車																	
	屋外エリア	可搬型放水砲																	
	コンテナエリア	可搬型建屋内ホース (プール等へのスプレイ用、放出抑制用)																	
	コンテナエリア	可搬型汚濁水拡散防止フェンス																	
	コンテナエリア	放射性物質吸着材																	
	保管庫	小型船舶																	
	敷地外水源	尾駁沼取水場所 A																	
敷地外水源	尾駁沼取水場所 B																		
敷地外水源	二又川取水場所 A																		
SA、自主	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース																	
DB、自主	屋外	主排気筒																	
自主	屋外	スプレイノズル																	
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ																	
	屋外エリア	大型化学高所放水車																	
	屋外エリア	消防ポンプ付水槽車																	
	屋外エリア	化学粉末消防車																	
	屋外	屋外消火栓又は防火水槽																	
	敷地外水源	二又川取水場所 B																	

再処理事業所 COP② (2/8) 設備状況シート

現在時刻 _____

GA建屋 (非常用電源建屋)

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要)
				MM/DD	HH:MM	
DB	GA	第2非常用ディーゼル発電機A(同期発電機) 公開制限情報を含むため非公開				
	GA	第2非常用ディーゼル発電機B(同期発電機) 公開制限情報を含むため非公開				
	GA	冷却水循環ポンプ 公開制限情報を含むため非公開				
	GA	冷却水循環ポンプ 公開制限情報を含むため非公開				
自主	屋外	共通電源車A				
	屋外	共通電源車B				
	屋外	共通電源車C				

再処理事業所 COP② (3/8) 設備状況シート

現在時刻

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

AA建屋 (前処理建屋)

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	冷却						排気		掃気			確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要)	
				重大事故対策			自主対策			重大事故対策		重大事故対策		自主対策	MM/DD	HH:MM		
				内部ループ 通過	貯槽等へ の注水	冷却コイル 等への 通水	中間熱交換 器バイパス 操作による 冷却	使用済燃料 の受入れ施 設及び貯蔵 施設用の安 全冷却水系 による冷却	給水処理 設備等か ら貯槽等 への注水	セルへの 導出	代替セル 排気	水素爆発 を未然に 防止する ための空 気の供給	水素爆発 の再発を 防止する ための空 気の供給	水素爆発 を未然に 防止する ための空 気の一括 供給				
DB、自主	A4	安全冷却水A冷却塔																
	AA	安全冷却水A循環ポンプA																
	AA	安全冷却水A循環ポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
	A4	安全冷却水B冷却塔																
	AA	安全冷却水B循環ポンプA																
	AA	安全冷却水B循環ポンプB																
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループA)																
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループB)																
	F1	安全冷却水系冷却塔A																
	F1	安全冷却水系冷却塔B																
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプA	公開制限情報を含むため非公開															
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプB																
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプC																
	AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループA)																
	AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループB)																
	AA	純水ポンプA	公開制限情報を含むため非公開															
	AA	純水ポンプB																
	AA	配管、弁(給水処理設備、化学薬品貯蔵設備)																
	AA	内部ループ1：安全冷却水1AポンプA																
	AA	内部ループ1：安全冷却水1AポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
AA	内部ループ1：安全冷却水1A中間熱交換器																	
SA、DB、自主	AA	内部ループ1：安全冷却水1A内部ループ(配管、弁等を含む系統)																
DB、自主	AA	内部ループ1：安全冷却水1BポンプA																
	AA	内部ループ1：安全冷却水1BポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
SA、DB、自主	AA	内部ループ1：安全冷却水1B中間熱交換器																
	AA	内部ループ1：安全冷却水1B内部ループ(配管、弁等を含む系統)																
DB、自主	AA	内部ループ2：安全冷却水2ポンプA																
	AA	内部ループ2：安全冷却水2ポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
SA、DB、自主	AA	内部ループ2：安全冷却水2中間熱交換器																
	AA	内部ループ2：安全冷却水2内部ループ(配管、弁等を含む系統)																
SA	AA	貯槽等への注水用(配管、弁等を含む系統)																
	AA	可搬型建屋内ホース(内部ループ通水)																
SA	AA	可搬型建屋内ホース(貯槽等への注水)																
	AA	可搬型建屋内ホース(冷却コイル等への通水)																
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)																
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AA用)(冷却用、換気用)																
	コンテナエリア	可搬型排水受槽(AA用)(冷却用、換気用)																
SA	屋外	可搬型発電機(AA用)(情報把握計装用と共用)																
SA、DB	屋外	主排気筒																
SA、DB	AA	セル導出系統(配管、弁、ダクト、ダンパ)																
	AA	可搬型建屋内ホース																
SA	AA	凝縮器																
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)																
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AA用)(冷却用、換気用)																
SA、DB	コンテナエリア	可搬型排水受槽(AA用)(冷却用、換気用)																
	AA	代替セル排気系統(ダクト、ダンパ)																
SA	AA	可搬型ダクト																
	AA	可搬型フィルタ																
	AA	可搬型排風機																
DB	AA	安全空気圧縮装置A																
	AA	安全空気圧縮装置B																
	AA	安全空気圧縮装置C																
SA	AA	可搬型建屋外ホース																
	AA	可搬型建屋内ホース																
SA、DB、自主	AA	配管、弁(水素掃気、機器圧縮空気供給)																
SA、自主	屋外	可搬型空気圧縮機(AA-AB-KA共用)																
自主	AA	可搬型一括供給用建屋外ホース																
	AA	可搬型一括供給用建屋内ホース																

再処理事業所 COP② (4/8) 設備状況シート

現在時刻

AB建屋 (分離建屋)

凡例 ●：使用可能 X：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	冷却						排気		掃気			確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要)	
				重大事故対策			自主対策			重大事故対策		重大事故対策		自主対策	MM/DD	HH:MM		
				内部ループ通水	貯槽等への注水	冷却コイル等への通水	中間熱交換器バイパス操作による冷却	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却	給水処理設備等から貯槽等への注水	セルへの導出	代替セル排気	水素爆発を未然に防止するための空気の供給	水素爆発を未然に防止するための空気の供給	自主対策を未然に防止するための空気の供給				
A系	B系	A系	B系	A系	B系													
DB、自主	A4	安全冷却水A冷却塔																
	AA	安全冷却水A循環ポンプA																
	AA	安全冷却水A循環ポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
	A4	安全冷却水B冷却塔																
	AA	安全冷却水B循環ポンプA																
	AA	安全冷却水B循環ポンプB																
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループA)																
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループB)																
	F1	安全冷却水系冷却塔A																
	F1	安全冷却水系冷却塔B																
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプA	公開制限情報を含むため非公開															
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプB																
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプC																
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループA)																
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループB)																
	AB	純水ポンプA	公開制限情報を含むため非公開															
	AB	純水ポンプB																
	AB	配管、弁(給水処理設備、化学薬品貯蔵設備)																
	AB	安全冷却水外部ループA(配管、弁等を含む系統)																
	AB	安全冷却水外部ループB(配管、弁等を含む系統)																
	AB	内部ループ1：冷却水循環ポンプA																
	AB	内部ループ1：冷却水循環ポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
	AB	内部ループ1：中間熱交換器A																
	SA、DB、自主	AB	内部ループ1：中間熱交換器A内部ループ(配管、弁を含む系統)															
DB、自主	AB	内部ループ1：冷却水循環ポンプC																
	AB	内部ループ1：冷却水循環ポンプD	公開制限情報を含むため非公開															
SA、DB、自主	AB	内部ループ1：中間熱交換器B内部ループ(配管、弁を含む系統)																
	AB	内部ループ2：安全冷却水1AポンプA	公開制限情報を含むため非公開															
DB、自主	AB	内部ループ2：安全冷却水1AポンプB																
	AB	内部ループ2：安全冷却水1A中間熱交換器																
SA、DB、自主	AB	内部ループ2：安全冷却水1A内部ループ(配管、弁等を含む系統)																
	AB	内部ループ2：安全冷却水1BポンプA	公開制限情報を含むため非公開															
DB、自主	AB	内部ループ2：安全冷却水1BポンプB																
	AB	内部ループ2：安全冷却水1B中間熱交換器																
SA、DB、自主	AB	内部ループ2：安全冷却水1B内部ループ(配管、弁等を含む系統)																
	AB	安全冷却水2ポンプA																
DB、自主	AB	安全冷却水2ポンプB	公開制限情報を含むため非公開															
	AB	安全冷却水2中間熱交換器																
SA、DB、自主	AB	安全冷却水2内部ループ(配管、弁等を含む系統)(内部ループ3)																
SA、DB	AB	貯槽等への注水用(配管、弁等を含む系統)																
	AB	可搬型建屋内ホース(内部ループ通水)																
SA	AB	可搬型建屋内ホース(貯槽等への注水)																
	AB	可搬型建屋内ホース(冷却コイル等への通水)																
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)																
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)																
	コンテナエリア	可搬型排水受槽(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)																
SA	屋外	可搬型発電機(AB用)(情報把握計装用と共用)																
SA、DB	屋外	主排気筒																
SA、DB	AB	セル導出系統(配管、弁、ダクト、ダンパ)																
	AB	可搬型建屋内ホース																
SA	AB	凝縮器																
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)																
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)																
	コンテナエリア	可搬型排水受槽(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)																
SA、DB	AB	代替セル排気系統(ダクト、ダンパ)																
	AB	可搬型ダクト																
	AB	可搬型フィルタ																
DB	AB	可搬型排風機																
	AA	安全空圧圧縮装置A																
	AA	安全空圧圧縮装置B																
SA	AA	安全空圧圧縮装置C																
	AC	圧縮空気自動供給貯槽																
	AC	機密圧縮空気自動供給ユニット																
	AC	圧縮空気手動供給ユニット																
	AB	可搬型建屋外ホース																
SA、DB、自主	AB	可搬型建屋内ホース																
	AB	配管、弁(水素掃気、機器圧縮空気供給)																
SA、自主	屋外	可搬型空圧圧縮機(AA-AB-KA共用)																
	AA	可搬型一括供給用建屋外ホース																
自主	AA	可搬型一括供給用建屋内ホース																

再処理事業所 COP② (5/8) 設備状況シート

現在時刻

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

AC建屋 (精製建屋)

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	冷却				排気		掃気			確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要)	
				重大事故対策		自主対策		重大事故対策		重大事故対策		自主対策	MM/DD	HH:MM		
				内部ルーブ通水	貯槽等への注水	冷却コイル等への通水	中間熱交換器バイパス操作による冷却 A系 B系 A系 B系	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却	給水処理設備等から貯槽等への注水	セルへの導出	代替セル排気	水素爆発を未然に防止するための空気の供給				水素爆発の再発を防止するための空気の供給
DB、自主	A4	安全冷却水A冷却塔	公開制限情報を含むため非公開													
	AA	安全冷却水A循環ポンプA														
	AA	安全冷却水A循環ポンプB														
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループA)														
	A4	安全冷却水B冷却塔	公開制限情報を含むため非公開													
	AA	安全冷却水B循環ポンプA														
	AA	安全冷却水B循環ポンプB														
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループB)														
	F1	安全冷却水系冷却塔A														
	F1	安全冷却水系冷却塔B	公開制限情報を含むため非公開													
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプA														
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプB														
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプC														
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループA)														
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループB)														
	AC	酸除染液調整槽ポンプ	公開制限情報を含むため非公開													
	AC	純水ポンプA														
	AC	純水ポンプB														
	AC	配管、弁(給水処理設備、化学薬品貯蔵設備、塔槽類廃ガス処理設備)														
	AC	安全冷却水外部ループA(配管、弁等を含む系統)														
AC	安全冷却水外部ループB(配管、弁等を含む系統)															
AC	内部ループ1：安全冷却水AポンプA															
AC	内部ループ1：安全冷却水AポンプB	公開制限情報を含むため非公開														
AC	内部ループ1：安全冷却水中間熱交換器A															
SA、DB、自主	AC	内部ループ1：安全冷却水A内部ループ(配管、弁等を含む系統)														
DB、自主	AC	内部ループ1：安全冷却水BポンプA														
	AC	内部ループ1：安全冷却水BポンプB	公開制限情報を含むため非公開													
AC	内部ループ1：安全冷却水中間熱交換器B															
SA、DB、自主	AC	内部ループ1：安全冷却水B内部ループ(配管、弁等を含む系統)														
DB、自主	AC	内部ループ2：安全冷却水CポンプA														
	AC	内部ループ2：安全冷却水CポンプB	公開制限情報を含むため非公開													
AC	内部ループ2：安全冷却水中間熱交換器C															
SA、DB、自主	AC	内部ループ2：安全冷却水C内部ループ(配管、弁等を含む系統)														
SA	AC	貯槽等への注水用(配管、弁等を含む系統)														
	AC	可搬型建屋内ホース(内部ループ通水)														
	AC	可搬型建屋内ホース(貯槽等への注水)														
	AC	可搬型建屋内ホース(冷却コイル等への通水)														
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)														
屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)															
コンテナエリア	可搬型排水受槽(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)															
SA	屋外	可搬型発電機(AC-CA共用)(情報把握計装用と共用)														
SA、DB	屋外	主排気筒														
SA、DB	AC	セル導出系統(配管、弁、ダクト、ダンパ)														
	AC	可搬型建屋内ホース														
SA	AC	凝縮器														
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)														
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)														
コンテナエリア	可搬型排水受槽(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)															
SA、DB	AC	代替セル排気系統(ダクト、ダンパ)														
	AC	可搬型ダクト														
	AC	可搬型フィルタ														
DB	AC	可搬型排気機														
	AA	安全空気圧縮装置A														
	AA	安全空気圧縮装置B														
SA	AA	安全空気圧縮装置C														
	AC	圧縮空気自動供給貯槽														
	AC	機器圧縮空気自動供給ユニット														
	AC	圧縮空気手動供給ユニット														
	AC	可搬型建屋外ホース														
SA、DB、自主	AC	可搬型建屋内ホース														
	屋外	可搬型空気圧縮機(AC-CA共用)														
自主	AC	配管・弁(水素掃気、機器圧縮空気供給)														
	屋外	可搬型空気圧縮機(AA-AB-KA共用)														
	AA	可搬型一括供給用建屋外ホース														
AA	可搬型一括供給用建屋内ホース															

再処理事業所 COP② (6/8) 設備状況シート

現在時刻

CA建屋 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	冷却					排気		掃気			確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要)
				重大事故対策			自主対策		重大事故対策		重大事故対策		自主対策	MM/DD	HH:MM	
				内部ループ通水	貯槽等への注水	冷却コイル等への通水	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却	給水処理設備等から貯槽等への注水	セルへの導出	代替セル排気	水素爆発を未然に防止するための空気の供給	水素爆発の再発を防止するための空気の供給	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給			
DB、自主	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループA)														
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループB)														
	F1	安全冷却水系冷却塔A														
	F1	安全冷却水系冷却塔B	公開制限情報を含むため													
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプA	非公開													
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプB														
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプC														
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループA)														
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループB)														
	CA	硝酸溶液供給ポンプA	公開制限情報を含むため非公開													
	CA	硝酸溶液供給ポンプB														
	CA	純水移送ポンプA														
	CA	純水移送ポンプB														
	CA	配管、弁(給水処理設備、化学薬品貯蔵設備)														
	CA	安全冷却水外部ループA(配管、弁等を含む系統)														
	CA	安全冷却水外部ループB(配管、弁等を含む系統)														
	CA	安全冷却水A第2中間熱交換器														
	CA	安全冷却水B第2中間熱交換器	公開制限情報を含むため非公開													
CA	冷水移送ポンプA															
CA	冷水移送ポンプB															
CA	安全冷却水A第1中間熱交換器															
SA、DB、自主	CA	安全冷却水A内部ループ(配管、弁等を含む系統)														
CA	冷水移送ポンプC															
DB、自主	CA	冷水移送ポンプD	公開制限情報を含むため非公開													
	CA	安全冷却水B第1中間熱交換器														
SA、DB、自主	CA	安全冷却水B内部ループ(配管、弁等を含む系統)														
SA、DB	CA	貯槽等への注水用(配管、弁等を含む系統)														
	CA	可搬型建屋内ホース(内部ループ通水)														
SA	CA	可搬型建屋内ホース(貯槽等への注水)														
	CA	可搬型建屋内ホース(冷却コイル等への通水)														
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)														
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)														
コンテナエリア	可搬型排水受槽(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)															
SA	屋外	可搬型発電機(AC-CA共用)(情報把握計装用と共用)														
SA、DB	屋外	主排気筒														
SA、DB	CA	セル導出系統(配管、弁、ダクト、ダンパ)														
	CA	可搬型建屋内ホース														
SA	CA	凝縮器														
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)														
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)														
	コンテナエリア	可搬型排水受槽(AB-AC-CA共用)(冷却用、換気用)														
SA、DB	CA	代替セル排気系統(ダクト、ダンパ)														
	CA	可搬型ダクト														
SA	CA	可搬型フィルタ														
	CA	可搬型排風機														
	AA	安全空気圧縮装置A														
DB	AA	安全空気圧縮装置B														
	AA	安全空気圧縮装置C														
	AC	圧縮空気自動供給ユニット														
SA	AC	機器圧縮空気自動供給ユニット														
	AC	圧縮空気手動供給ユニット														
	CA	可搬型建屋外ホース														
	CA	可搬型建屋内ホース														
	屋外	可搬型空気圧縮機(AC-CA共用)														
SA、DB、自主	CA	配管・弁(水素掃気、機器圧縮空気供給)														
	屋外	可搬型空気圧縮機(AA-AB-KA共用)														
自主	AA	可搬型一括供給用建屋外ホース														
	AA	可搬型一括供給用建屋内ホース														

再処理事業所 COP② (7/8) 設備状況シート (472/2)

現在時刻

KA建屋 (高レベル廃液ガラス固化建屋)

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	冷却						確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要等)											
				重大事故対策			自主対策			MM/DD	HH:MM												
				内部ループ通水	貯槽等への注水	冷却コイル等への通水	中間熱交換器バイパス操作による冷却	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却				給水処理設備等から貯槽等への注水										
A系	B系	A系	B系	A系	B系																		
DB、自主	A4	安全冷却水A冷却塔																					
	AA	安全冷却水A循環ポンプA	公開制限情報を含むため非公開																				
	AA	安全冷却水A循環ポンプB																					
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループA)																					
	A4	安全冷却水B冷却塔																					
	AA	安全冷却水B循環ポンプA	公開制限情報を含むため非公開																				
	AA	安全冷却水B循環ポンプB																					
	AA、洞道	配管、弁(再処理本体用外部ループB)																					
	F1	安全冷却水系冷却塔A																					
	F1	安全冷却水系冷却塔B																					
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプA	公開制限情報を含むため非公開																				
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプB																					
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプC																					
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループA)																					
	F1、洞道、AA	配管、弁(使用済燃料受入れ及び貯蔵施設用外部ループB)																					
	G9	冷却塔																					
	G9	冷却水循環ポンプ	公開制限情報を含むため非公開																				
	G9	冷却水循環ポンプ																					
	G9	冷却水循環ポンプ																					
	G9	配管、弁(一般冷却水ループ)																					
	KA	純水供給ポンプA	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	純水供給ポンプB																					
	KA	貯槽、弁(給水処理設備、化学薬品貯蔵設備)																					
	KA	安全冷却水外部ループA(配管、弁等を含む系統)																					
KA	安全冷却水外部ループB(配管、弁等を含む系統)																						
KA	内部ループ1：安全冷却水1AポンプA																						
KA	内部ループ1：安全冷却水1AポンプB	公開制限情報を含むため非公開																					
KA	内部ループ1：安全冷却水1A中間熱交換器																						
SA、DB、自主	KA	内部ループ1：安全冷却水1A内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
DB、自主	KA	内部ループ1：安全冷却水1BポンプA	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ1：安全冷却水1BポンプB																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ1：安全冷却水1B中間熱交換器																					
	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプA	公開制限情報を含むため非公開																				
DB、自主	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプB																					
	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ2：第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ3：第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ4：安全冷却水A系ポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ4：安全冷却水A系ポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ4：安全冷却水A系中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ4：安全冷却水A系内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ4：安全冷却水B系ポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ4：安全冷却水B系ポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ4：安全冷却水B系中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ4：安全冷却水B系内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水AポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水AポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水A中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水A内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水BポンプA																					
DB、自主	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水BポンプB	公開制限情報を含むため非公開																				
	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水B中間熱交換器																					
SA、DB、自主	KA	内部ループ5：高レベル廃液共用貯槽冷却水B内部ループ(配管、弁等を含む系統)																					
	KA	貯槽等への注水用(配管、弁等を含む系統)																					
SA	KA	冷却水給排水配管・弁																					
	KA	機器注水配管・弁																					
	KA	可搬型建屋内ホース(内部ループ通水)																					
	KA	可搬型建屋内ホース(貯槽等への注水)																					
	KA	可搬型建屋内ホース(冷却コイル等への通水)																					
コテナエリア	可搬型建屋外ホース(冷却用、換気用)																						
屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(KA用)(冷却用、換気用)																						
コテナエリア	可搬型排水受槽(KA用)(冷却用、換気用)																						

COP = 12

472

再処理事業所 COP② (7/8) 設備状況シート (473/2)

現在時刻 _____

KA建屋 (高レベル廃液ガラス固化建屋)

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	排気		掃気			確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要等)
				重大事故対策		重大事故対策		自主対策	MM/DD	HH:MM	
				セルへの導出	代替セル排気	水素爆発を未然に防止するための空気の供給	水素爆発の再発を防止するための空気の供給	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給			
SA	屋外	可搬型発電機(KA用)(情報把握計装用と共用)									
SA、DB	屋外	主排気筒									
SA、DB	KA	セル導出系統(配管、弁、ダクト、ダンパ)									
SA	KA	可搬型建屋内ホース									
	KA	可搬型配管									
	KA	凝縮器									
	KA	凝縮器冷却水給排水配管・弁									
	コンテナエリア	可搬型建屋外ホース (冷却用、換気用)									
	屋外エリア	可搬型中型移送ポンプ(KA用) (冷却用、換気用)									
	コンテナエリア	可搬型排水受槽(KA用) (冷却用、換気用)									
SA、DB	KA	代替セル排気系統(ダクト、ダンパ)									
SA	KA	可搬型ダクト									
	KA	可搬型フィルタ									
	KA	可搬型排風機									
DB	AA	安全空気圧縮装置A									
	AA	安全空気圧縮装置B									
	AA	安全空気圧縮装置C									
SA	KA	可搬型建屋外ホース									
	KA	可搬型建屋内ホース									
SA、DB、自主	KA	配管・弁(水素掃気、機器圧縮空気供給)									
SA、自主	屋外	可搬型空気圧縮機(AA-AB-KA共用)									
自主	AA	可搬型一括供給用建屋外ホース									
	AA	可搬型一括供給用建屋内ホース									

再処理事業所 COP② (8/8) 設備状況シート

現在時刻 _____

FA建屋 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)

凡例 ●：使用可能 ×：使用不可 ▲：準備中 サx：未確認

設備区分	保管場所	設備名称	使用可否	燃料損傷				確認完了予定時刻		自由記述 (事象概要等)	
				重大事故対策		自主対策		MM/DD	HH:MM		
				燃料貯蔵プール等への注水	燃料貯蔵プール等へのスプレイ	共通電源車を 用いた冷却機能及び注水機能の復旧					漏えい緩和
						A系	B系				
DB	FA	第1非常用ディーゼル発電機A	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	第1非常用ディーゼル発電機B	公開制限情報を含むため非公開								
SA	保管庫	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機									
	屋外	可搬型中型移送ポンプ									
	コンテナ	可搬型建屋外ホース (プール等への注水用)									
	コンテナ	可搬型建屋内ホース (プール等への注水用)									
	屋外	大型移送ポンプ車									
	コンテナ	可搬型建屋外ホース (プール等へのスプレイ用、放出抑制用)									
	コンテナ	可搬型建屋内ホース (プール等へのスプレイ用、放出抑制用)									
	コンテナ	可搬型建屋内ホース (プール等へのスプレイ用)									
DB、自主	F1	安全冷却水系冷却塔 A	公開制限情報を含むため非公開								
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプ A	公開制限情報を含むため非公開								
	F1, FA, 洞道	配管、弁 (安全冷却水系外部ループ A系)									
	F1	安全冷却水系冷却塔 B	公開制限情報を含むため非公開								
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプ B	公開制限情報を含むため非公開								
	F1, FA, 洞道	配管、弁 (安全冷却水系外部ループ B系)									
	F1	安全冷却水系冷却水循環ポンプ C	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	プール水冷却系ポンプ A	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	プール水冷却系熱交換器 A	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	配管、弁 (プール水冷却系内部ループ A系)									
	FA	プール水冷却系ポンプ B	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	プール水冷却系熱交換器 B	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	配管、弁 (プール水冷却系内部ループ B系)									
	FA	プール水冷却系ポンプ C	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	プール水冷却系熱交換器 C	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	補給水槽	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	補給水設備ポンプ A	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	補給水設備ポンプ B	公開制限情報を含むため非公開								
	FA	配管、弁 (補給水設備)									
	自主	屋外	共通電源車								
コンテナ		止水材 (ステンレス鋼板、ロープ等)									

再処理事業所 COP③ 戦略シート1/6 (初動対応：屋内)

現在時刻

カテゴリ	建屋 優先順位		戦略・指示事項									
	No.	建屋	対応手段	目標時間	準備開始		準備完了		決定 ルート		特記事項	
初動対応	1	AC		発災から 90分後	予定		予定		第1			
					実績		実績		第2			
	2	CA			予定		予定		第1			
					実績		実績		第2			
	3	AB			予定		予定		第1			
					実績		実績		第2			
	4	KA			予定		予定		第1			
					実績		実績		第2			
	5	AA			予定		予定		第1			
					実績		実績		第2			
	6	F			発災から 90分後	実績		実績		第1		
										第2		

再処理事業所 COP③ 戦略シート2/6 (屋外)

現在時刻

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項								
初動対応	No.	対応手段	目標時間	準備開始		準備完了		決定ルート		特記事項
屋外	1		発災から 70分後	予定		予定		南		
				実績		実績		北		

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項					詳細情報	
屋外	No.	対応手段		準備開始	準備完了	使用開始	制限時間	特記事項
	1		予定 実績					
	2		予定 実績					
	3		予定 実績					
	4		予定 実績					
	5		予定 実績					
	6		予定 実績					
	(備考)							

現在時刻

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報	
		No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	制限時間
冷却	1		予定 実績				
	2		予定 実績				
	3		予定 実績				
	4		予定 実績				
	5		予定 実績				
	6		予定 実績				
	(備考)						

上記対策が失敗した場合のバックアップ

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報	
		No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	制限時間
冷却			予定 実績				
			予定 実績				
			予定 実績				
			予定 実績				
			予定 実績				
			予定 実績				
			予定 実績				
	(備考)						

再処理事業所 COP③ 戦略シート4 / 6 (掃気)

現在時刻

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報		
		No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	制限時間	特記事項
掃気	1		予定 実績					
	2		予定 実績					
	3		予定 実績					
	4		予定 実績					
	5		予定 実績					
	(備考)							

上記対策が失敗した場合のバックアップ

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報		
		No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	制限時間	特記事項
掃気			予定 実績					
			予定 実績					
			予定 実績					
			予定 実績					
			予定 実績					
			予定 実績					
	(備考)							

現在時刻

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報		
		No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	特記事項	
排気	1		予定 実績					
	2		予定 実績					
	3		予定 実績					
	4		予定 実績					
	5		予定 実績					
	(備考)							

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報		
		No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	特記事項	
主排気筒	1		予定 実績					
	2		予定 実績					
	3		予定 実績					
	4		予定 実績					
	5		予定 実績					
	(備考)							

再処理事業所 COP③ 戦略シート6／6（燃料損傷、廃棄物管理施設）

現在時刻

カテゴリ	優先順位	戦略・指示事項				詳細情報	
燃料損傷	No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	制限日時	特記事項
	1		予定				
			実績				
	2		予定				
			実績				
3		予定					
		実績					
(備考)							
廃棄物 管理施設	No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	特記事項	
	1		予定				
			実績				
	2		予定				
			実績				
3		予定					
		実績					
(備考)							
その他	No.	対応手段	準備開始	準備完了	使用開始	特記事項	
	1		予定				
			実績				
	2		予定				
			実績				
3		予定					
		実績					
(備考)							

加工施設COP① (濃縮 設備状況)		体制	災害情報				大津波警報	入力状況及び時間	随時更新中	No.				
								0000年00月00日 00時00分						
EAL		放射性物質の放出状況				UF ₆ 漏えい対処				火災対処				
区分	事象確認時刻	EAL判断時刻	機器	平常値 (測定範囲)	測定値	単位	状態	火災発報		火災の状況		公設消防連絡		
	:	:	排気用モニタ A (監視盤)※	1.0E+00 (1.0E+00~1.0E+04)		min ⁻¹	地震インターロック							
	:	:	排気用モニタ B (監視盤)※	1.0E+00 (1.0E+00~1.0E+04)		min ⁻¹	加熱機器類							
EAL到達予想時刻 (基準値: 75000cpm)			初動対応状況				局所排気系ダンパ	発生場所		燃焼物		遠隔ハロン		
							均質槽緊急遮断弁	遠隔ハロン		(□中制 □現場)		(□中制 □現場)		
							溢水遮断弁	遠隔CO ₂		(□中制 □現場)		(□中制 □現場)		
							建屋送排気系ダンパ	初期消火						
							2号発回均質室シャッタ前カーテン目張り	本格消火 (消火班)						
							2号発回均質室入口 HFセンサ(上限値: 9.00)	公設消防						
							1号均質室入口 HFセンサ(上限値: 9.00)	負傷者情報		(負傷者合計		名)		
気象情報			MP値等				建屋放水 (消火班)		行方不明者 (□有 □無)		行方不明者情報:			
天気			MP-1※	0.02 (0.02~10.0)		μ Sv/h	建屋放水 (消火班)		【初期情報】		負傷者情報 (詳細)			
気温 (°C)			MP-2※	0.02 (0.02~10.0)		μ Sv/h	建屋放水 (消火班)		氏名:		氏名:			
風向			MP-3※	0.02 (0.02~10.0)		μ Sv/h	建屋放水 (消火班)		場所:		場所:			
風速 (m/s)			モニタリングカー (測定場所: No.24地下水採取No.5付近)	0.02 (0.02~10.0)		μ Sv/h	建屋放水 (消火班)		症状:		症状:			
大気安定度			EAL到達予想時刻 (基準値: 5 μ Sv/h)				建屋放水 (消火班)		氏名:		氏名:			
共通設備状況			異常発生設備				建屋放水 (消火班)		場所:		場所:			
カスケード設備			設備		設備		建屋放水 (消火班)		症状:		症状:			
プラント監視			機器		機器		建屋放水 (消火班)		氏名:		氏名:			
外部電源			HFセンサ	ppm	HFセンサ	ppm	建屋放水 (消火班)		場所:		場所:			
非常用DG-A			温度センサ	°C	温度センサ	°C	建屋放水 (消火班)		症状:		症状:			
非常用DG-B			その他				建屋放水 (消火班)		氏名:		氏名:			
送排風機							建屋放水 (消火班)		場所:		場所:			
局所排風機							建屋放水 (消火班)		症状:		症状:			
ゲート、道路状況							建屋放水 (消火班)		【初期情報】		負傷者情報 (詳細)			
工場入域ゲート							建屋放水 (消火班)		氏名:		氏名:			
周辺監視区域内道路							建屋放水 (消火班)		場所:		場所:			
立入制限区域内道路							建屋放水 (消火班)		症状:		症状:			
敷地外道路							建屋放水 (消火班)		氏名:		氏名:			

※: EAL判断に使用する機器
 : 本部事務局
 : 運転管理班
 : 放射線管理班
 : 設備応急班
 : 消火班
 : 総務班

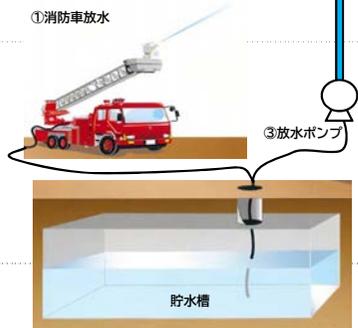
COP②（加工施設【ウラン濃縮工場】設備概要図）

No. _____

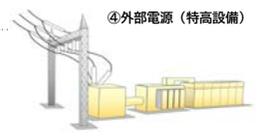
現在時刻 0000/00/00 00:00

屋外等

漏えい閉じ込め		
① 消防車放水	:	
② 屋上放水装置	:	
③ 放水ポンプ	:	



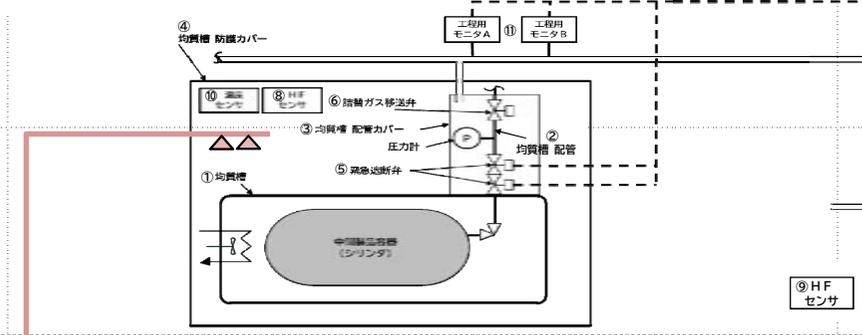
漏えい閉じ込め		
④ 外部電源（特高設備）	:	
⑤ 非常用DG-A	:	
⑤ 非常用DG-B	:	



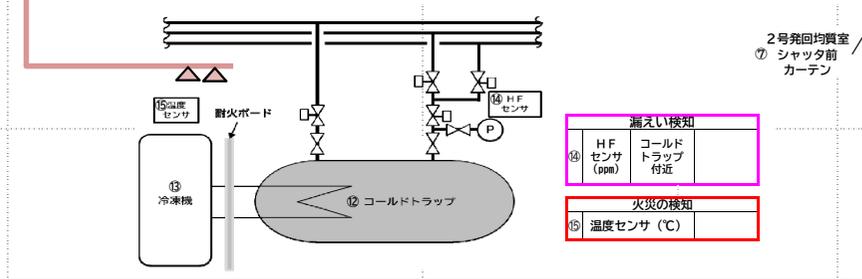
②屋上放水装置

漏えい閉じ込め			漏えい検知		
① 均質槽（号機）	:	⑤ 緊急遮断弁	H F センサ (ppm)	⑧	⑨
② 均質槽 配管	:	⑥ 詰替ガス移送弁	⑩ 温度センサ (°C)		
③ 均質槽 配管カバー	:	⑦ 2号発回均質槽 シャツ前カーテン			
④ 均質槽 防護カバー	:				

2号工程用モニタ (ppm)		
A		
B		



漏えい閉じ込め		
⑫ コールドトラップ (その他)	:	⑬ 冷凍機



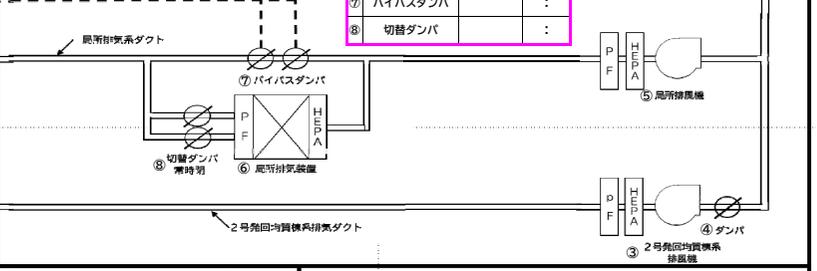
漏えい検知		
H F センサ (ppm)	⑭	⑮
コールドトラップ付近		

火災の検知		
⑮ 温度センサ (°C)		

漏えい閉じ込め		
① 排気用モニタ (min-1)	A	
	B	
② 排気用H F モニタ (ppb)	A	
	B	

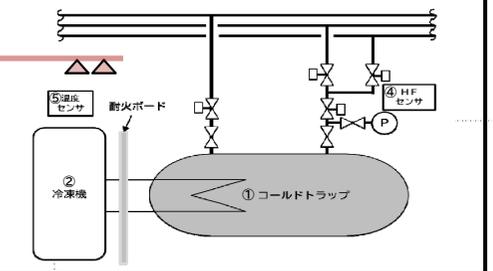
漏えい閉じ込め		
③ 建屋送排風機	:	
④ 2号発回均質槽系 排風機	:	
⑤ ダンパ	:	
⑥ 局所排風機	:	
⑦ 局所排気装置	:	
⑧ バイパスダンパ	:	
⑧ 切替ダンパ	:	

① 排気用モニタA	
① 排気用モニタB	
② 排気用H FモニタA	
② 排気用H FモニタB	



火災対策		
1号均質室	遠隔消火設備 (AD)	
2号均質室	遠隔消火設備 (CO2)	
2号均質室	遠隔消火設備 (CO2)	

漏えい閉じ込め			漏えい検知		
① コールドトラップ (その他)	:		H F センサ (ppm)	③	④
② 冷凍機	:		③ 室入口付近		
			④ コールドトラップ付近		



火災対策		
1号均質室	遠隔消火設備 (AD)	
2号均質室	遠隔消火設備 (CO2)	
2号均質室	遠隔消火設備 (AD)	
2号均質室	遠隔消火設備 (CO2)	

(凡例) 設備の記載する時間は起動時間などを示す。

1

2

3

4

5

加工施設 COP③（戦略シート） 【U F₆漏えい】

No.

現在時刻 0000/00/00 00:00

優先順位	戦略内容					開始目標日時	開始日時	進捗状況	完了日時
1						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
2						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
3						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
4						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
5						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
6						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
7						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
8						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：

加工施設 COP③（戦略シート） 【火災】

No.

現在時刻 0000/00/00 00:00

優先順位	戦略内容					開始目標日時	開始日時	進捗状況	完了日時
1						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
2						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
3						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
4						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
5						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
6						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
7						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
8						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：

加工施設 COP③（戦略シート） 【人災】

No.

現在時刻 0000/00/00 00:00

優先順位	戦略内容					開始目標日時	開始日時	進捗状況	完了日時
1						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
2						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
3						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
4						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
5						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
6						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
7						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
8						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：

加工施設 COP③（戦略シート） 【その他】

No.

現在時刻 0000/00/00 00:00

優先順位	戦略内容					開始目標日時	開始日時	進捗状況	完了日時
1						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
2						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
3						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
4						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
5						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
6						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
7						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：
8						/	/		/
	場所：		対応人数：		装備：		：	：	：

**廃棄物埋設施設
COP① (施設状況図)**

非常時体制・防災体制

災害情報

現在	
----	--

埋 No.

EAL		
区分	事象確認時刻	EAL判断時刻

操業状況	
1号埋設地	
2号埋設地	
管理建屋	

気象情報	
天候	
気温 (°C)	
風向	
風速 (m/s)	
大気安定度	

1号埋設地			
火災対応	状況		詳細
	発生場所		
	初期消火		
	公設消防		
	消火班		
	消火専門隊		
設備状況	埋設設備		
	埋設クレーン		
	輸送車両		
	廃棄体		

2号埋設地			
火災対応	状況		詳細
	発生場所		
	初期消火		
	公設消防		
	消火班		
	消火専門隊		
設備状況	埋設設備		
	埋設クレーン		
	輸送車両		
	廃棄体		

低レベル廃棄物管理建屋 等					
火災対応	状況		設備状況	払い出しトラック室	
	発生場所			廃棄体一時貯蔵室	
	火報発報			検査室	
	初期消火			廃棄体一時仮置台	
	公設消防			受入れトラック室	
	消火班				
	消火専門隊				
詳細					

放射性物質の放出状況			
機器	平常時	測定値	単位
MP-1	0.02		μSv/h
MP-2	0.02		μSv/h
MP-3	0.02		μSv/h
モニタリングカー	0.02		μSv/h
MP : 5μSv/h 以上でEAL判断			

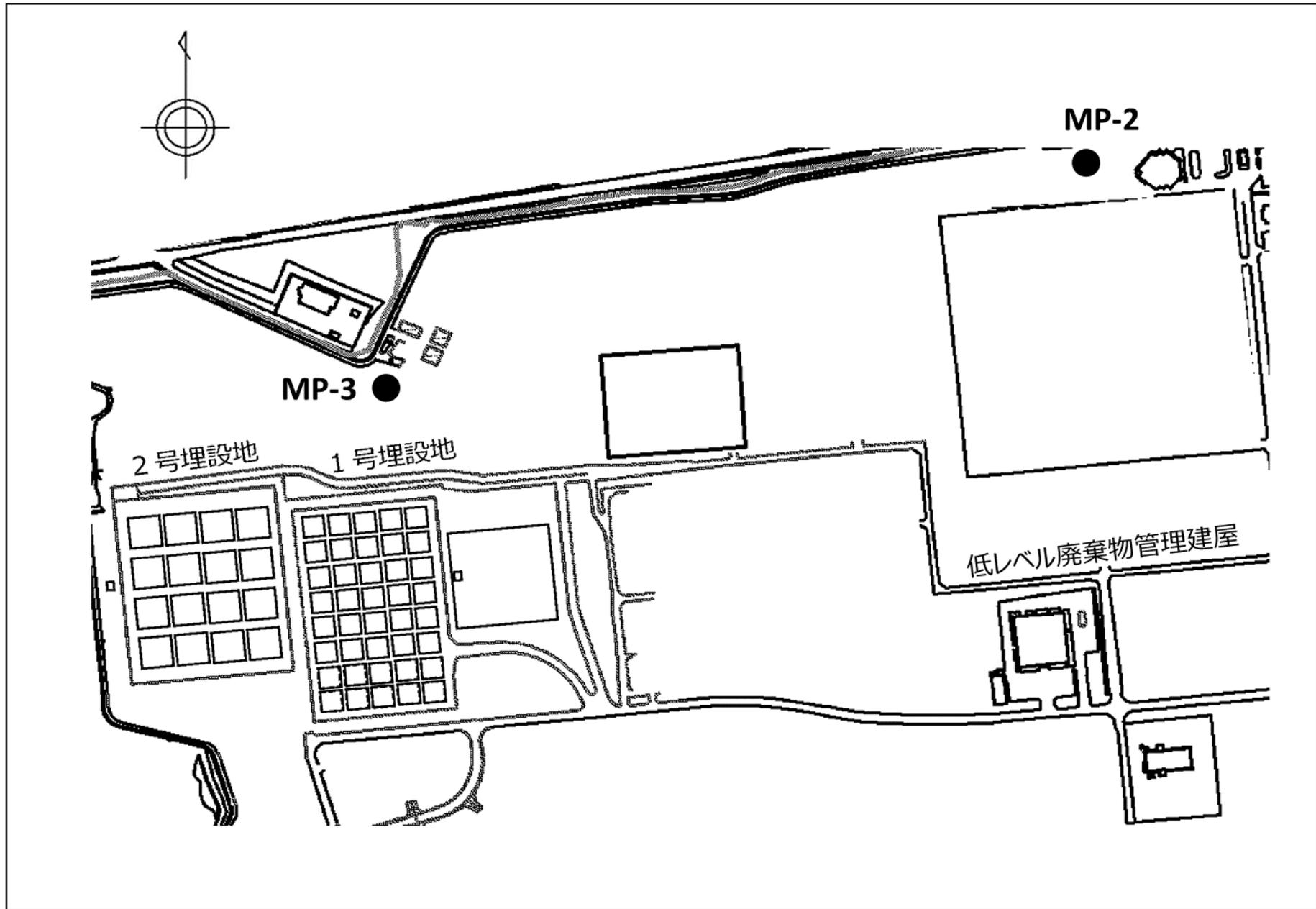
設備関係			
外部電源		バックアップ設備なし	
建屋制御室監視		-	
	平常値	測定値	単位
排気用モニタA	600		min ⁻¹
排気用モニタB	600		min ⁻¹
排気用モニタの検出上限は100,000min ⁻¹ である。			

負傷者情報等		負傷者 合計	名
詳細			

■ : 異常あり ■ : 確認中 ■ : 異常なし

廃棄物埋設施設 COP②-1 (施設全体)

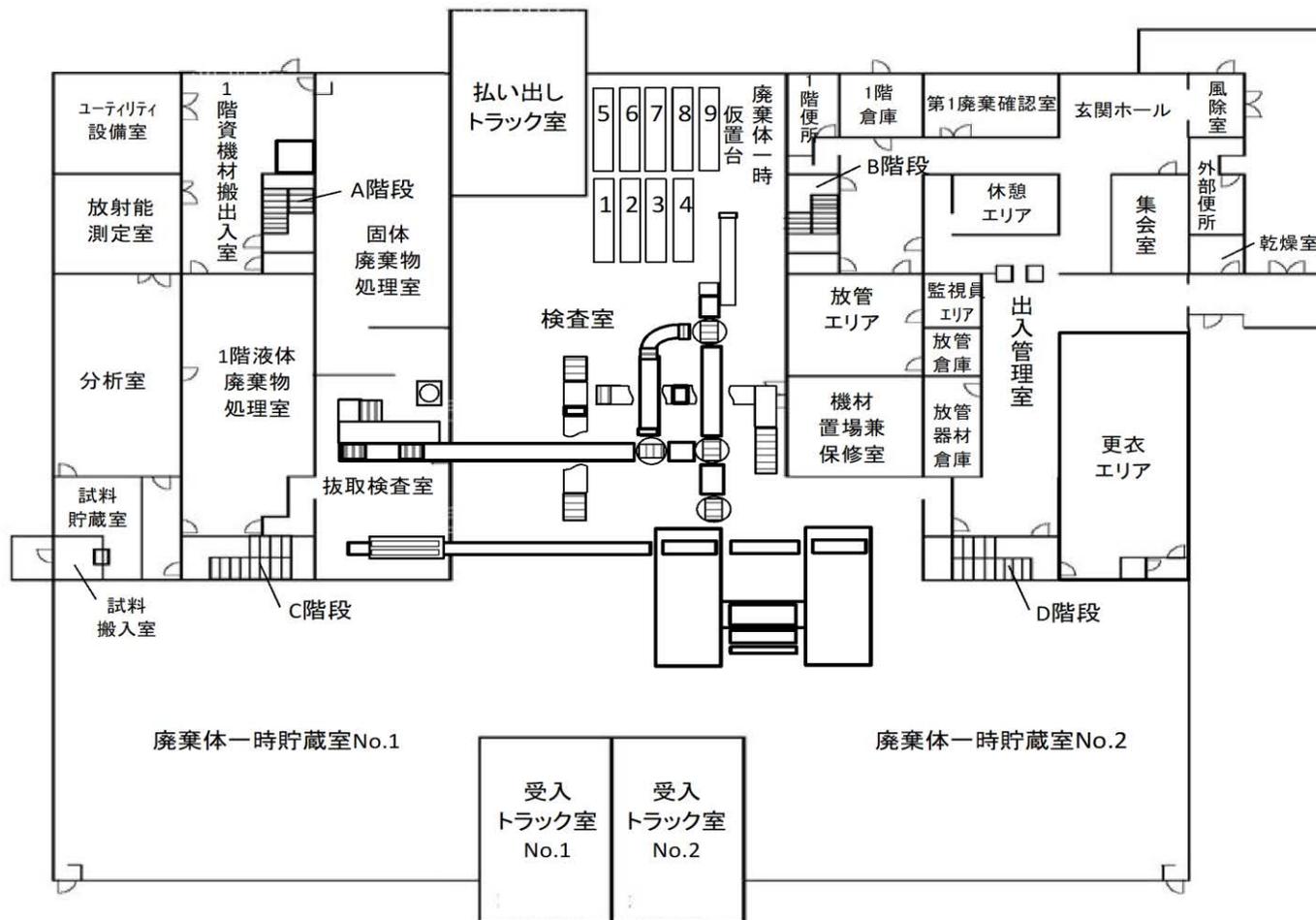
現在時刻



*異常発生場所等を図示する。

廃棄物埋施設 COP②-2 (低レベル廃棄物管理建屋 1F)

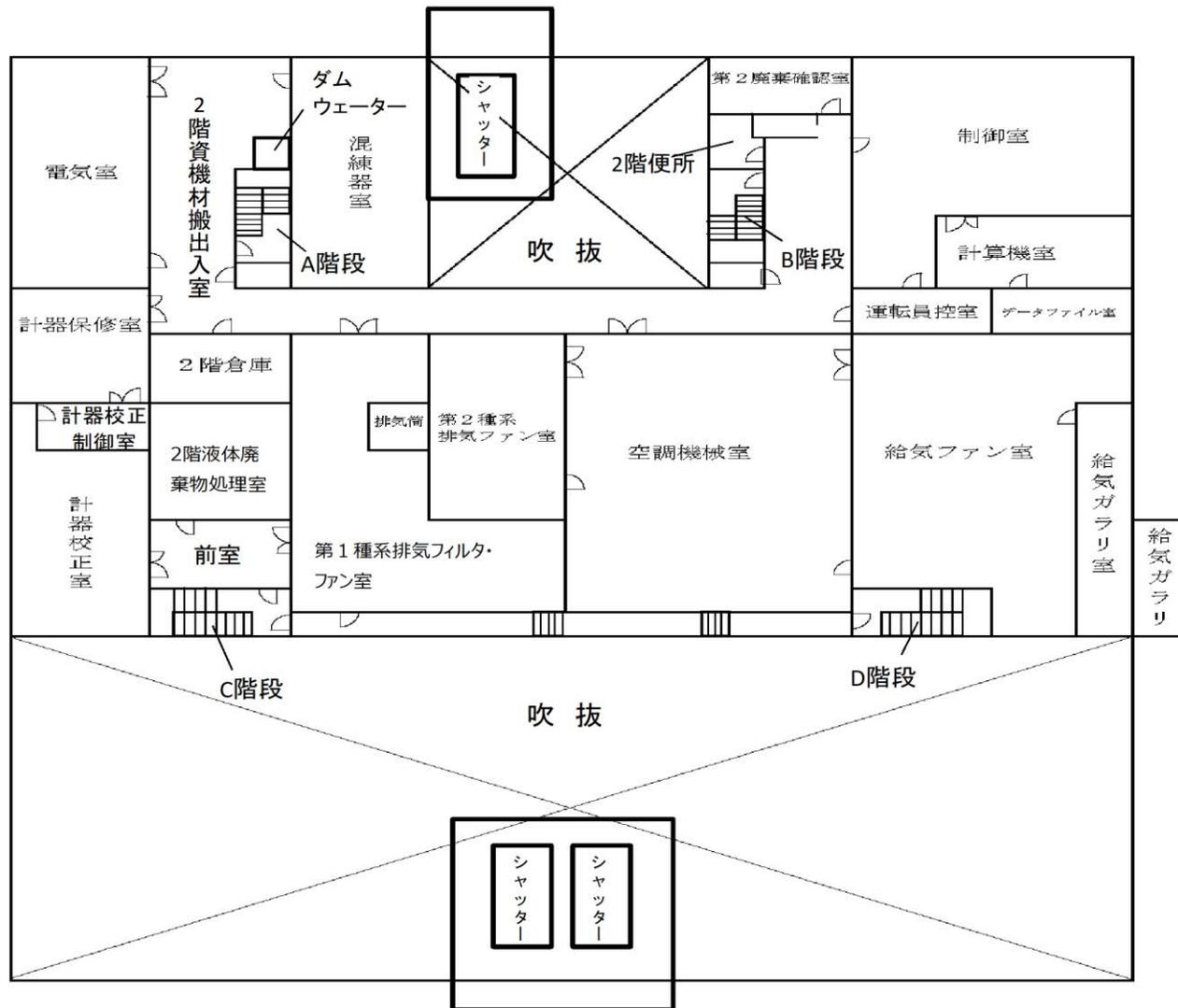
現在時刻



*異常発生場所等を図示する。

廃棄物埋設施設 COP②-3 (低レベル廃棄物管理建屋 2F)

現在時刻



*異常発生場所等を図示する。

廃棄物埋施設 COP③(戦略シート)

現在時刻

優先順位1	開始時刻(予定)	:	所要時間	:	完了時刻(予定)	:
戦略						進捗状況
戦術	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
備考	対応人数					
	装備					

優先順位2	開始時刻(予定)	:	所要時間	:	完了時刻(予定)	:
戦略						進捗状況
戦術	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
備考	対応人数					
	装備					

優先順位3	開始時刻(予定)	:	所要時間	:	完了時刻(予定)	:
戦略						進捗状況
戦術	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
備考	対応人数					
	装備					

再処理施設および廃棄物管理施設 原子力防災に係る概要資料

本資料は機密事項を含むため、本提出目的以外に使用されることは御遠慮ください。
また、当社の同意なく本資料の全部または一部を第三者に公開、開示されることのないように願います。



日本原燃株式会社

改定経緯表



改定日	改正内容
令和5年〇月〇日	<p>以下の見直しおよび追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・章番号を削除し、通し番号のみへ修正 ・章番号の削除による目次の修正 ・P41、P42、143 セル導出および代替セル排気の概要図修正 ・P70～110 冷却機能喪失による蒸発乾固に係る作業詳細の概要図修正 ・P146～148 水素掃気機能喪失による水素爆発の発生を仮定する機器の一覧表に「溶液性状」を追加 ・P173～177 水素濃度測定ポイント概要図を追加 ・P191～233 水素掃気機能喪失による水素爆発に係る作業詳細の概要図修正 ・P426～431 社内情報①－1の採番方法の見直し ・P435～445 社内情報③－2(冷却機能喪失による蒸発乾固)の構成見直し、実液量での評価時間を追加 ・P446～455 社内情報③－3(水素掃気機能喪失による水素爆発)の構成見直し、実液量での評価時間を追加 ・P458～460 社内情報 廃棄物管理施設を社内情報④－1～④－3に修正 ・P461～465 COP①－1全体概要図、COP①－2～①－5(各対策の詳細情報)の修正 ・P466 COP②(1/8)設備状況シートに敷地外水源を追加 ・P475～480 COP③ 戦略シートの構成見直しによる修正および追加 ・P536 改定経緯表の旧版を別添－1として追加

※改定経緯表の旧版分については別添－1に記載する

目次(1/10)



項目		章番号	ページ
概要等			
再処理施設の原子力防災体制		概要-1	13
再処理施設関連拠点		概要-2	14
再処理施設の概要		概要-3	15
重大事故の発生を仮定する建屋と貯槽等の数		概要-6	18
再処理施設一般配置図		概要-7	19
主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所		概要-8	20
屋外のアクセスルート図	南ルート	概要-9	21
	北ルート	概要-10	22
モニタリング設備	主要建屋とモニタリングポストの位置関係図	概要-11	23
	モニタリングポスト	概要-12	24
	可搬型環境モニタリング設備配置場所等	概要-13	25
	気象観測装置配置場所等	概要-14	26
重大事故対策			
冷却機能の喪失による蒸発乾固	冷却機能喪失による蒸発乾固 事故の特徴	冷却-1	27
	冷却機能喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器	冷却-4	30
	冷却機能喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器の仕様	冷却-7	33
	対策の概要(1/9)【発生防止対策(①内部ループ通水)】	冷却-9	35
	対策の概要(2/9)【内部ループへの通水対策時の事象進展】	冷却-10	36
	対策の概要(3/9)【拡大防止対策(②貯槽等注水)】	冷却-11	37
	対策の概要(4/9)【貯槽等注水対策時の事象進展】	冷却-12	38
	対策の概要(5/9)【拡大防止対策(③冷却コイル等への通水)】	冷却-13	39
	対策の概要(6/9)【③冷却コイル等への通水対策時の事象進展】	冷却-14	40
	対策の概要(7/9)【拡大防止対策(セルへの導出等)】	冷却-15	41
	対策の概要(8/9)【拡大防止対策(代替セル排気)】	冷却-16	42
	対策の概要(9/9)【各建屋の事象進展の代表例】	冷却-17	43
	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート(発災後0~48時間)	冷却-18	44
	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート(発災後48~140時間)	冷却-19	45

目次(2/10)



項目		章番号	ページ
重大事故対策			
冷却機能の喪失による蒸発乾固	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート 精製建屋(AC)	冷却-20	46
	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート 分離建屋(AB)	冷却-21	47
	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(CA)	冷却-23	49
	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート 高レベル廃液ガラス固化建屋(KA)	冷却-24	50
	冷却機能喪失による蒸発乾固対策の全体タイムチャート 前処理建屋(AA)	冷却-26	52
	【冷却機能喪失による蒸発乾固対策 事象進展トレンド(AA)】	冷却-27	53
	【冷却機能喪失による蒸発乾固対策 事象進展トレンド(AB)】	冷却-28	54
	【冷却機能喪失による蒸発乾固対策 事象進展トレンド(AC)】	冷却-29	55
	【冷却機能喪失による蒸発乾固対策 事象進展トレンド(CA)】	冷却-30	56
	【冷却機能喪失による蒸発乾固対策 事象進展トレンド(KA)】	冷却-31	57
	冷却機能喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(内部ループへの通水)	冷却-32	58
	冷却機能喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(貯槽等への注水)	冷却-33	59
	冷却機能喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(冷却コイル等への通水)	冷却-34	60
	冷却機能喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図 (セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応)	冷却-35	61
	前処理建屋における冷却機能喪失による蒸発乾固への各対策に係る時間	冷却-36	62
	分離建屋における冷却機能喪失による蒸発乾固への各対策に係る時間	冷却-37	63
	精製建屋における冷却機能喪失による蒸発乾固への各対策に係る時間	冷却-38	64
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における冷却機能喪失による蒸発乾固への 各対策に係る時間	冷却-39	65
	高レベル廃液ガラス固化建屋における冷却機能喪失による蒸発乾固への 各対策に係る時間	冷却-40	66
	冷却機能喪失による蒸発乾固の発生及び拡大防止対策における対応フロー	冷却-41	67
	作業詳細図(内部ループ通水)	冷却-42	68
	作業詳細図(貯槽等への注水)	冷却-52	78
	作業詳細図(冷却コイル等への通水)	冷却-62	88
作業詳細図(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応)	冷却-72	98	
自主対策	冷却-87	113	

目次(3/10)



項目		章番号	ページ
重大事故対策			
冷却機能の喪失による蒸発乾固	冷却機能喪失による蒸発乾固が発生した場合における敷地境界被ばく線量	冷却-95	121
	対策の概要【対策に必要な水の供給系統】	冷却-96	122
	主要ポンプ一覧	冷却-97	123
	水供給設備の系統概要図 (冷却機能喪失による蒸発乾固への対処及び燃料貯蔵プール等への注水)	冷却-98	124
	水源及び補給源の配置図	冷却-99	125
	「水源の確保」及び「第1貯水槽へ水を供給するための対応」の手順の対応フロー	冷却-100	126
	可搬型建屋屋外ホース敷設ルート	冷却-101	127
	「主排気筒内への散水」の手順の対応フロー	冷却-111	137
	主排気筒内への散水の概要図	冷却-112	138
	「主排気筒内への散水」に係る作業と所要時間	冷却-113	139
	放射線分解により発生する水素による爆発	放射線分解により発生する水素による爆発への対策	水素-1
対策の概要【発生防止対策(代替安全圧縮空気系による掃気)】		水素-2	141
対策の概要【拡大防止対策(異なる接続口からの掃気)】		水素-3	142
対策の概要【拡大防止対策(セル導出・代替セル排気)】		水素-4	143
安全圧縮空気系の概要		水素-5	144
水素掃気機能喪失による水素爆発の発生を仮定する機器		水素-6	145
水素掃気機能喪失による水素爆発の発生を仮定する機器の仕様		水素-10	149
対策の概要【発生防止対策(可搬型空気圧縮機による掃気)】		水素-12	151
対策の概要【発生防止対策 (圧縮空気自動供給系及び機器圧縮空気自動供給ユニットによる掃気)】		水素-13	152
対策の概要【拡大防止対策(異なる接続口からの掃気)】		水素-14	153
対策の概要【拡大防止対策(セルへの導出経路の構築)】		水素-15	154
対策の概要【拡大防止対策(代替セル排気)】		水素-16	155
水素掃気機能喪失による水素爆発想定時の機器の健全性について		水素-17	156
水素掃気機能喪失による水素爆発対策の全体タイムチャート(発災後0~16時間)		水素-19	158
水素掃気機能喪失による水素爆発対策の全体タイムチャート (発災後16時間~76時間)	水素-20	159	

目次(4/10)



	項目	章番号	ページ
	重大事故対策		
放射線分解により発生する水素による爆発	水素掃気機能喪失による水素爆発対策のタイムチャート(AC建屋)	水素-21	160
	水素掃気機能喪失による水素爆発対策のタイムチャート(CA建屋)	水素-22	161
	水素掃気機能喪失による水素爆発対策のタイムチャート(AB建屋)	水素-23	162
	水素掃気機能喪失による水素爆発対策のタイムチャート(KA建屋)	水素-24	163
	水素掃気機能喪失による水素爆発対策のタイムチャート(AA建屋)	水素-25	164
	【水素掃気機能喪失による水素爆発対策 事象進展トレンド(AA)】	水素-26	165
	【水素掃気機能喪失による水素爆発対策 事象進展トレンド(AB)】	水素-27	166
	【水素掃気機能喪失による水素爆発対策 事象進展トレンド(AC)】	水素-28	167
	【水素掃気機能喪失による水素爆発対策 事象進展トレンド(CA)】	水素-29	168
	【水素掃気機能喪失による水素爆発対策 事象進展トレンド(KA)】	水素-30	169
	精製建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発を未然に防止するための 空気の供給の系統概要図	水素-31	170
	精製建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発の再発を防止するための 空気の供給の系統概要図	水素-32	171
	精製建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の系統概要図	水素-33	172
	水素濃度測定ポイント概要図(前処理建屋)	水素-34	173
	水素濃度測定ポイント概要図(分離建屋)	水素-35	174
	水素濃度測定ポイント概要図(精製建屋)	水素-36	175
	水素濃度測定ポイント概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	水素-37	176
	水素濃度測定ポイント概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)	水素-38	177
	前処理建屋における水素掃気機能喪失による水素爆発への各対策に係る時間	水素-39	178
	分離建屋における水素掃気機能喪失による水素爆発への各対策に係る時間	水素-40	179
	精製建屋における水素掃気機能喪失による水素爆発への各対策に係る時間	水素-41	180
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素掃気機能喪失による 水素爆発への各対策に係る時間	水素-42	181
	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素掃気機能喪失による 水素爆発への各対策に係る時間	水素-43	182

目次(5/10)



項目		章番号	ページ	
重大事故対策				
放射線分解により発生する水素による爆発	前処理建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	水素-44	183	
	分離建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	水素-45	184	
	精製建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	水素-46	185	
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	水素-47	186	
	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失による水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	水素-48	187	
	作業詳細図(水素掃気機能喪失による水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	水素-49	188	
	作業詳細図(水素掃気機能喪失による水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	水素-67	206	
	作業詳細図(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応)	水素-82	221	
	自主対策	水素-97	236	
	水素掃気機能喪失による水素爆発が発生した場合における敷地境界被ばく線量	水素-101	240	
	可搬型空気圧縮機及び可搬型排風機の仕様	水素-102	241	
	設計相当流量一覧	水素-103	242	
	使用済燃料の著しい損傷	設備の概要	SFP-1	244
		対策の概要【想定事故1に対する対策】	SFP-2	245
対策の概要【想定事故2に対する対策】		SFP-3	246	
対策の概要【想定事故2を超える事故に対する対策】		SFP-4	247	
使用済燃料プールの仕様		SFP-5	248	
対策の概要【想定事故1に対する対策時の事象進展】		SFP-6	249	
対策の概要【想定事故2に対する対策時の事象進展】		SFP-7	250	
対策の概要【燃料貯蔵プール等の水位の関係】		SFP-8	251	

目次(6/10)



	項目	章番号	ページ
	重大事故対策		
使用済燃料の著しい損傷	燃料損傷対策の全体タイムチャート	SFP-9	252
	使用済燃料貯蔵槽の水位概念図及びEAL判定基準	SFP-10	253
	サイフォンブレーカ設置箇所概要図	SFP-11	254
	プール水冷却系、安全冷却水系及び補給水設備の系統概要図	SFP-12	255
	燃料貯蔵プール等への注水 系統概要図	SFP-13	256
	燃料貯蔵プール等への水のスプレー 系統概要図	SFP-14	257
	燃料貯蔵プール等の状況監視 系統概要図	SFP-15	258
	燃料貯蔵プール等のプール水が沸騰に至るまでの時間(想定事故1)	SFP-16	259
	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水位の推移	SFP-17	260
	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水温の推移	SFP-18	261
	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水位と線量率の関係	SFP-19	262
	燃料貯蔵プール等のプール水が沸騰に至るまでの時間(想定事故2)	SFP-20	263
	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水位の推移	SFP-21	264
	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水温の推移	SFP-22	265
	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水位と線量率の関係	SFP-23	266
	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」の対処手順の概要(想定事故1) (対応フロー)	SFP-24	267
	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」の対処手順の概要(想定事故2) (対応フロー)	SFP-25	268
	自主対策	SFP-26	269
	対策の概要【対策に必要な水の供給系統】	SFP-28	271
	主要ポンプ一覧	SFP-29	272
	水供給設備の系統概要図(冷却機能喪失による蒸発乾固への対処及び 燃料貯蔵プール等への注水)	SFP-30	273
	水供給設備の系統概要図(燃料貯蔵プール等への水のスプレー、燃料貯蔵プール等 への大容量の注水に係る第1貯水槽への水の補給)	SFP-31	274
	水源及び補給源の配置図	SFP-32	275
	「水源の確保」及び「第1貯水槽へ水を補給するための対応」の手順の対応フロー	SFP-33	276
	可搬型建屋屋外ホース敷設ルート	SFP-34	277

目次(7/10)



項目		章番号	ページ
電源・計器他			
再処理施設 電源関係	再処理事業所 電源概要図	電源・計器-1	287
	受変電設備及びディーゼル発電設備単線結線図	電源・計器-2	288
	主要建屋内単線結線図	電源・計器-3	289
	直流電源設備単線結線図	電源・計器-8	294
	計測制御用交流電源設備単線結線図	電源・計器-9	295
	電源給電確保の手順の概要	電源・計器-10	296
	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図	電源・計器-11	297
	可搬型発電機の仕様	電源・計器-17	303
	可搬型発電機の機器配置概要図	電源・計器-18	304
再処理施設 計器関係	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(冷却機能喪失による蒸発乾固)	電源・計器-19	305
	計装設備の系統概要図(冷却機能喪失による蒸発乾固)	電源・計器-24	310
	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(水素掃気機能喪失による水素爆発)	電源・計器-25	311
	計装設備の系統概要図(水素掃気機能喪失による水素爆発)	電源・計器-29	315
	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(燃料損傷)	電源・計器-30	316
	計装設備の系統概要図(燃料損傷)	電源・計器-32	318
再処理施設 燃料関係	計測原理図	電源・計器-33	319
	可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図	電源・計器-46	332
地震観測点位置図	再処理施設内の地震観測点位置図	電源・計器-48	334
その他			
主要建屋 平面図	前処理建屋機器配置図	平面図-1	335
	分離建屋機器配置図	平面図-10	344
	精製建屋機器配置図	平面図-17	351
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図	平面図-26	360
	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図	平面図-30	364
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図	平面図-36	370

目次(8/10)



項目		章番号	ページ
その他			
廃棄物管理施設	廃棄物管理施設の概要	廃棄物-1	376
	廃棄物管理施設の設備概要[機器仕様]	廃棄物-6	381
	廃棄物管理施設工程概要図	廃棄物-8	383
	収納管排気設備及び換気設備の系統概要図	廃棄物-9	384
	廃水貯蔵設備の系統概要図	廃棄物-10	385
	受入れ建屋天井クレーン概要図	廃棄物-11	386
	ガラス固化体検査室天井クレーン概要図	廃棄物-12	387
	貯蔵建屋床面走行クレーン概要図	廃棄物-13	388
	貯蔵ピット概要図	廃棄物-14	389
	ガラス固化体概要図	廃棄物-15	390
	輸送容器概要図	廃棄物-16	391
	輸送容器搬送台車概要図	廃棄物-17	392
	廃棄物管理施設電源系統図	廃棄物-18	393
	ガラス固化体受入れ建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 機器配置図	廃棄物-22	397
	ガラス固化体貯蔵建屋B棟機器配置図	廃棄物-28	403
ERSS	ERSSデータポイントライブラリ	ERSS-1	409
	再処理施設の通信連絡設備の系統概要図	ERSS-10	418
	再処理施設の代替通信連絡設備の系統概要図	ERSS-11	419
	重大事故時にERSS伝送を行うパラメーター一覧 冷却機能喪失による蒸発乾固対策	ERSS-12	420
	重大事故時にERSS伝送を行うパラメーター一覧 水素掃気機能喪失による水素爆発対策	ERSS-13	421
	重大事故時にERSS伝送を行うパラメーター一覧 SFP対策	ERSS-15	423
	重大事故時にERSS伝送を行うパラメーター一覧 放射線管理情報	ERSS-16	424
社内情報シート	社内情報① 再処理施設の運転状況(発災直前→発災後)	社内情報-1	425
	社内情報①-1 事業所内状況	社内情報-2	426

目次(9/10)



項目		章番号	ページ
その他			
社内情報シート	社内情報①-2 再処理施設周辺 環境放射線情報	社内情報-3	427
	社内情報①-2 再処理施設周辺 環境放射線情報(平常値)	社内情報-4	428
	社内情報①-3 再処理事業所 放出予測	社内情報-5	429
	社内情報①-4 再処理事業所 構内水源	社内情報-6	430
	社内情報①-5 再処理事業所 燃料関係	社内情報-7	431
	社内情報② 再処理事業所 電源関係	社内情報-8	432
	社内情報③ SA対策戦略フロー図 (冷却機能喪失による蒸発乾固、水素掃気機能喪失による水素爆発、燃料損傷)	社内情報-9	433
	社内情報③-1 再処理施設 初動対応状況(屋内)	社内情報-10	434
	社内情報③-2 【冷却機能喪失による蒸発乾固】	社内情報-11	435
	社内情報③-3 【水素掃気機能喪失による水素爆発】	社内情報-22	446
	社内情報③-4 【燃料損傷】	社内情報-32	456
	社内情報③-5 再処理施設 屋外状況	社内情報-33	457
	社内情報④-1 廃棄物管理施設 ガラス固化体検査室 ガラス固化体落下 (異常時対処手順 No.6関連)	社内情報-34	458
	社内情報④-2 廃棄物管理施設 E-換気筒モニタレベル高 (異常時対処手順 No.5関連)	社内情報-35	459
	社内情報④-3 廃棄物管理施設 輸送容器の落下事象	社内情報-36	460
	COP資料	再処理事業所 COP①-1 全体概要図	COP-1
再処理事業所 COP①-2 再処理施設 重大事故対策の対策状況 冷却機能喪失による蒸発乾固		COP-2	462
再処理事業所 COP①-3 再処理施設 重大事故対策の対策状況 水素掃気機能喪失による水素爆発		COP-3	463
再処理事業所 COP①-4 再処理施設 重大事故対策の対策状況 セル導出・代替セル排気		COP-4	464
再処理事業所 COP①-5 再処理施設 重大事故対策の対策状況 燃料損傷		COP-5	465
再処理事業所 COP② 設備状況シート		COP-6	466
再処理事業所 COP③ 戦略シート1/6(初動対応:屋内)		COP-15	475
再処理事業所 COP③ 戦略シート2/6(屋外)		COP-16	476

目次(10/10)



項目		章番号	ページ
その他			
COP資料	再処理事業所 COP③ 戦略シート3/6 (冷却)	COP-17	477
	再処理事業所 COP③ 戦略シート4/6 (掃気)	COP-18	478
	再処理事業所 COP③ 戦略シート5/6 (排気・主排気筒)	COP-19	479
	再処理事業所 COP③ 戦略シート6/6 (燃料損傷、廃棄物管理施設)	COP-20	480
EAL	連絡及び通報基準	EAL-1	481
	EAL判断フロー	EAL-34	514
用語集	建屋略称一覧	用語-1	535
別添-1 旧版改定経緯表			536

加工施設 原子力防災に係る概要資料



改定経緯表



改定日	改定内容
2020年11月24日	新規制定
2021年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P69 非常用発電機の仕様、外部電源系統の電気供給停止した場合の設計追加 ・ P87 耐震貯水槽の水量、各設備による放水可能時間を追加 ・ P92 化学防護服での活動許容濃度、活動可能時間を追加 ・ P94 漏えい発生箇所に対する収束方法の追加 ・ P98 UF₆の取扱い上の注意事項等（HFの化学毒性含む） ・ P101 建屋損傷状況報告方法を追加 ・ 「初動時情報提供シート」を添付1に追加 ・ その他記載の適正化
2021年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ （全体）ページ番号の修正 ・ COP名称変更および記載内容修正 ・ その他記載の適正化
2021年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P73 概略系統図（非常用電源）の記載内容を一部修正 ・ P74 単線結線図の記載方法について修正（P75~P78新たに追加） ・ COP名称変更 ・ ページ番号の修正 ・ その他記載の適正化
2022年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業機微情報（図等）などを削除し、公開可能な資料に修正 ・ 保安規定との整合（設備名称変更、設備追加など） ・ 漏えい箇所閉止方法（大気圧以上のUF₆の場合の具体的対処例）を追加 ・ 反省事項を踏まえたCOP記載内容修正 ・ その他記載の適正化（項目名称の変更、ページ番号の修正）
2022年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ P76, P90, 102 建屋排風機ダンパの整合および追加 ・ P90 対処手順の修正 ・ その他記載の適正化

項目	ページ
概要等	
原子力防災体制	5
加工施設関連拠点	7
加工施設の概要	8
1. 敷地内配置概要図（建物）	14
2. カスケード設備	15
3. UF ₆ 処理設備	16
4. 均質・ブレンディング設備	18
5. 付着ウラン回収設備	20
6. 高周波電源設備	22
7. 貯蔵設備	23
8. 気体廃棄物の廃棄設備	25
9. 液体廃棄物の廃棄設備	27
10. 固体廃棄物の廃棄設備	30
11. 放射線管理施設	32
12. 通信連絡設備	32
13. 非常用設備	33
14. 核燃料物質の検査設備	34
15. 核燃料物質の計量設備	35
16. 洗缶設備	36
17. 除染設備	37
18. 搬送設備	38
19. 溢水防護設備	39
20. 竜巻防護設備	39
21. 重大事故等対処資機材	39
22. 恒温水・低温水設備、冷却水設備	40
23. ボイラ設備、熱水設備	41
24. 計装空気設備	42
25. 窒素設備	43
26. 水処理設備	44
27. 排水処理設備	45

目次



項目	ページ
概要等	
28. 所内電気設備	46
29. 計測制御設備	47
電源・計器・平面図等	
加工施設 主要施設平面図（周辺監視区域図）	48
加工施設 主要施設平面図（敷地内配置図）	49
加工施設 主要施設平面図（ウラン濃縮建屋などの管理区域図）	50
加工施設 主要施設平面図（補助建屋の部屋配置図）	53
モニタリングポスト・気象観測装置配置場所等	54
加工工程図	55
概略系統図（排気）	59
概略系統図（管理廃水処理）	60
概略系統図（付着ウラン回収工程）	61
概略系統図（非常用電源）	62
単線結線図	63
電源喪失時の工程状態図	68
主要事象の対応等	
UF ₆ 漏えいに係る措置（UF ₆ 漏えいが想定される事象）	70
UF ₆ 漏えいに係る措置（漏えいリスクの低減）	72
UF ₆ 漏えいに係る措置（従事者保護対策）	73
UF ₆ 漏えいに係る措置（UF ₆ 漏えいの検知）	76
UF ₆ 漏えいに係る措置（UF ₆ 漏えい事象把握）	79
UF ₆ 漏えいに係る措置（UF ₆ 漏えい事象対処）	80
火災に係る措置（火災の検知）	87
火災に係る措置（火災の消火）	88
外部放出可能性ルートおよび対処方法	90
UF ₆ の取扱い上の注意事項等（HFの化学毒性（濃度と健康影響）含む）	93
建屋損傷状況報告方法	96
添付	
日本原燃 加工施設（ウラン濃縮工場）初動時 情報提供シート	100
COP	101
EAL判断基準	105

廃棄物埋設施設 原子力防災に係る概要資料

本資料は、本提出目的以外に使用されることは御遠慮ください。
また、当社の同意なく本資料の全部または一部を第三者に公開、開示されることのないように願います。



改定経緯表



改正日	改正内容
2023年9月 日	<p>以下の内容を見直し、改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">●モニタリングポスト測定範囲見直しに伴う修正 P.10 モニタリングポスト測定下限値修正●記載の適正化 P.20 2023年9月末時点の埋設状況反映 P.24、33、34、37、38、43、47、48、49、51 用語の統一／誤記修正 P.26、58 埋設施設図の設備名称の記載位置の見直し P.56、57 初動対応シート／COP① 排気用モニタ単位修正および当該平常値など値の修正

※改定経緯表の旧版分については別添－1に記載する

目次



項目	ページ
概要等	
原子力防災体制	6
廃棄物埋施設設関連拠点	7
廃棄物埋施設設の概要	8
敷地内配置図	9
モニタリングポスト・気象観測装置配置場所等	10
廃棄物埋施設設の工程概要	
全体工程	11
個別工程	12
施設構造等	
埋設設備の構造	20
低レベル廃棄物管理建屋の構造	21
埋設する廃棄体の種類	22
計器系統図	
単線結線図	24
空調系概略系統図	25

目次



項目	ページ
平面図	
廃棄物埋設施設全体平面図	26
埋設地周辺平面図	27
低レベル廃棄物管理建屋平面図	28
低レベル廃棄物管理建屋内鳥瞰図	30
主な応急措置対策手順	
受入れ時 : 輸送容器落下による廃棄体内容物の飛散	31
廃棄体取扱時 : 輸送容器落下による廃棄体内容物の飛散	32
廃棄体取扱時 : 廃棄体落下による廃棄体内容物の飛散	33
構内輸送時 : 構内輸送車両事故による廃棄体内容物の飛散	37
埋設クレーン取扱時 : 廃棄体落下による廃棄体内容物の飛散	38
輸送容器・廃棄体取扱時 : 電源喪失	39
廃棄体・輸送容器内面の主な養生方法	40
廃棄体の主な移送方法 : 管理区域内	42
廃棄体の主な移送方法 : 屋外→管理区域内	50

目次



項目	ページ
添付	
廃棄物埋設施設 初動対応情報シート	56
COP	57
EAL判断フロー	62
その他	
別添-1 旧改定経緯表	92

ERCとの情報共有における情報フロー

2023年8月8日
再処理事業部



日本原燃株式会社

目次

1. E R C対応ブース（全社）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着まで＞

2. E R C対応ブース（再処理）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着後＞

3. 情報フロー図

a. 再処理事業部における全体情報フロー図

b. EALに関する情報フロー

c. 通報文に関する情報フロー

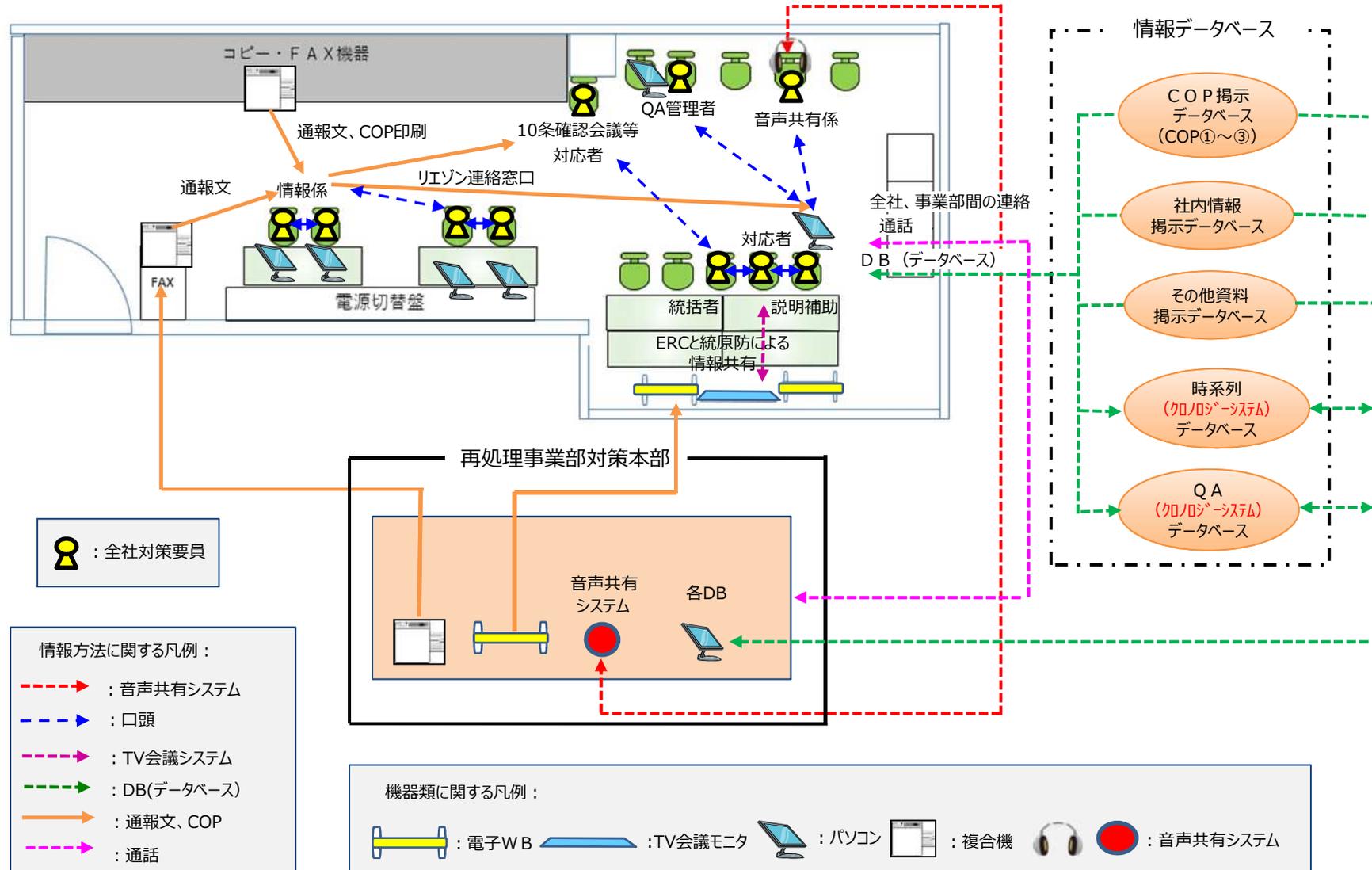
d. 施設状況、事象収束戦略、進捗状況に関する情報フロー

e. 質問対応に関する情報フロー

1. E R C 対応ブース (全社) 配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着まで＞

【H1】事務本館 E R C 対応ブース＜配席図、構成＞



1. E R C 対応ブース（全社）配席図・構成・役割

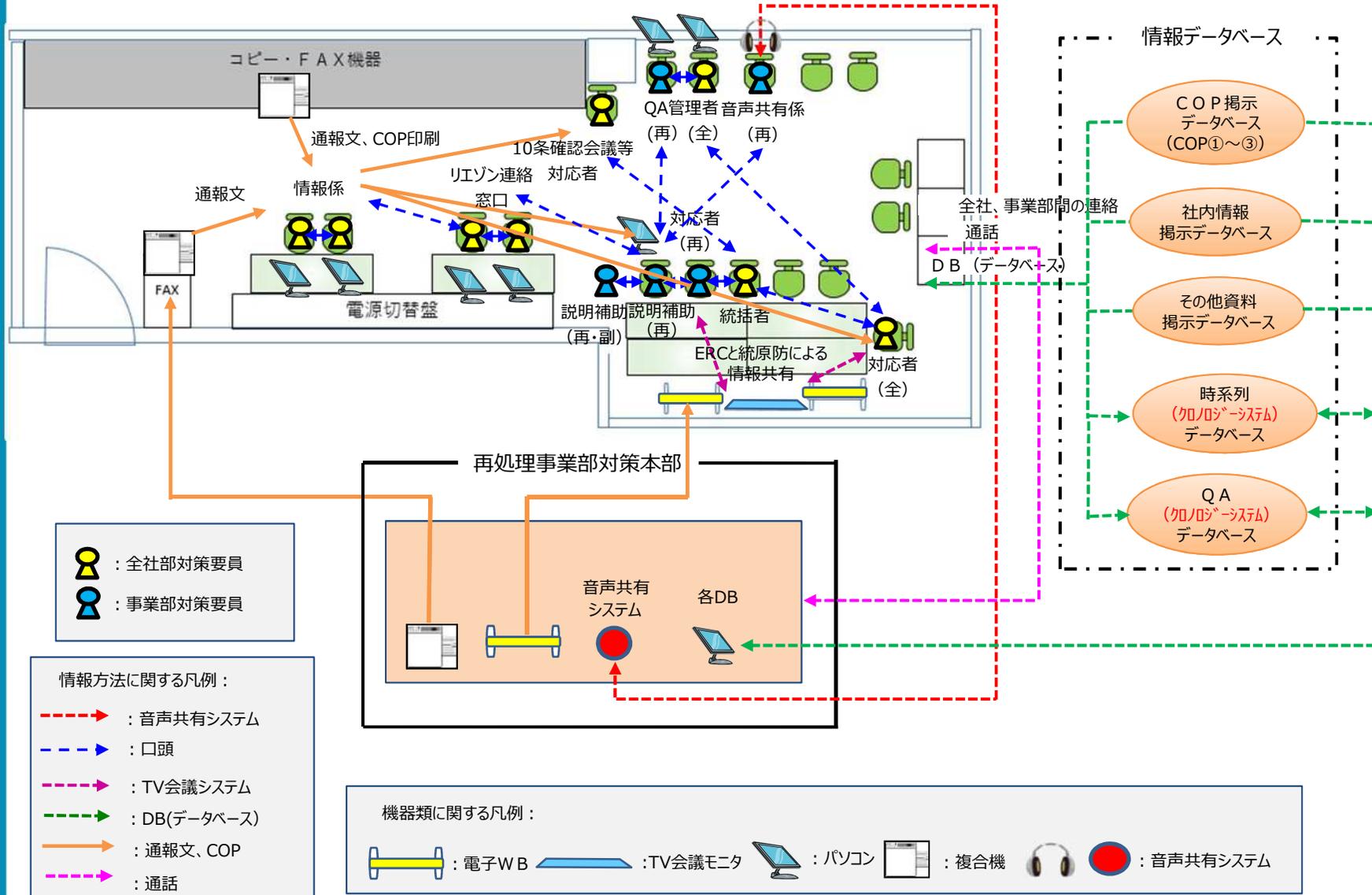
＜事業部連絡員到着まで＞

名称	実施すべき役割
統括者（全社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 対応の全体統括（ERCプラント班への説明の優先順位の判断を含む） ・ 全体の仕切り ・ E R C 対応者が本筋から外れた説明をした際の修正・フォロー ・ E A L 判断時の発話確認 ・ 1 0 条確認会議等対応者への情報共有 ・ 説明用のCOPの判断
1 0 条確認会議等対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0 条確認会議・1 5 条認定会議対応者
ERC対応者（全社） 【再処理および廃棄物管理施設のメインスピーカー】	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー（全体の仕切りの補助を兼ねる） ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 警戒態勢の発令、警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態経過連絡、第 1 次緊急時態勢の発令、原災法第 1 0 条通報、第 2 次緊急時態勢の発令、原災法第 1 5 条通報、原災法第 2 5 条報告、設備の状況（C O P, モニタリングポストデータ、プラントデータ等）、進展予測・事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、E R C 質問回答
ERC対応補助者（全社） （説明補助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 対応者（全社）への情報共有（説明すべき情報のスクリーニングを含む） ・ 説明の補助（資料（C O P, 通報文、備付け資料等）へのマーカーなど） ・ 説明用C O P に最新情報を記入（情報が古い場合） ・ Q A 管理者から連絡を受けた質問回答を確認し、E R C 対応者（全社）へ情報共有 ・ サブスピーカー（メインスピーカー（E R C 対応者（全社）のフォロー）＜緊急情報の割り込みも含む＞ ・ E R C 対応者（全社）が不在の場合の代行者 ・ E R C 対応者（全社）へクロノロジーシステムの情報共有
ERC対応補助者（全社）（音声共有係）再処理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理事業部の状況について音声共有システムによる情報入手および情報提供 ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）へ再処理事業部のクロノロジーシステム情報共有
ERC対応補助者（全社）（情報係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理情報の E R C 対応補助者（全社）（説明補助）への提供 ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）に変更・追加点の説明 ・ E R C 対応ブース内の情報の全社対策本部事務局への提供 ・ E R C リエゾン連絡窓口への情報提供
ERCリエゾン連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 派遣者（東京）との情報連絡窓口 ・ E R C リエゾンへの資料送付・管理 ・ リエゾンのQA管理
QA管理者（全社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C プラント班からの質問事項をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）へ質問回答を指示する ・ 質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・ 適宜 Q A 管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す

2. ERC対応ブース（再処理）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着後＞

【H1】事務本館 ERC対応ブース＜配席図、構成＞

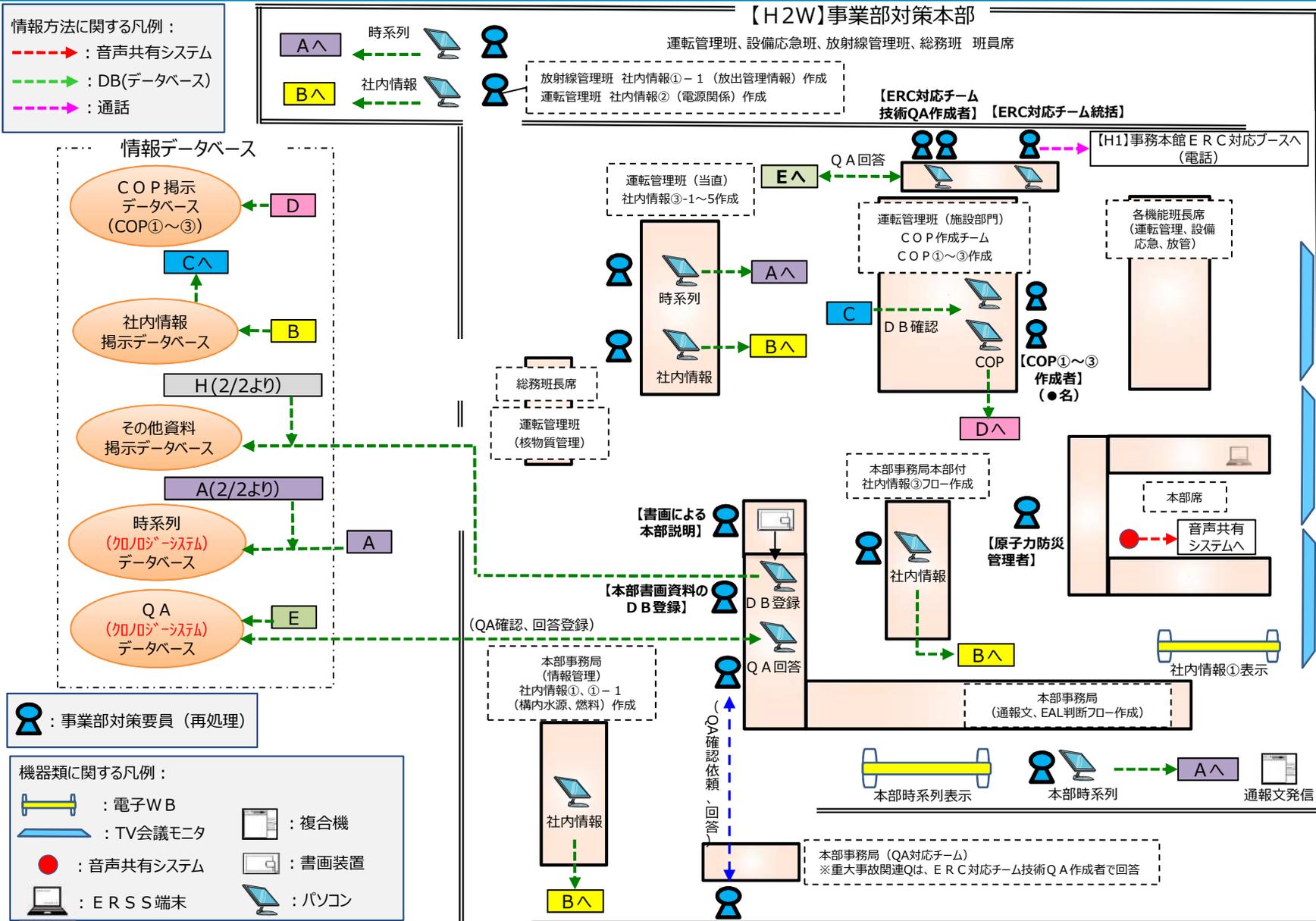


2. E R C 対応ブース（再処理）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着後＞

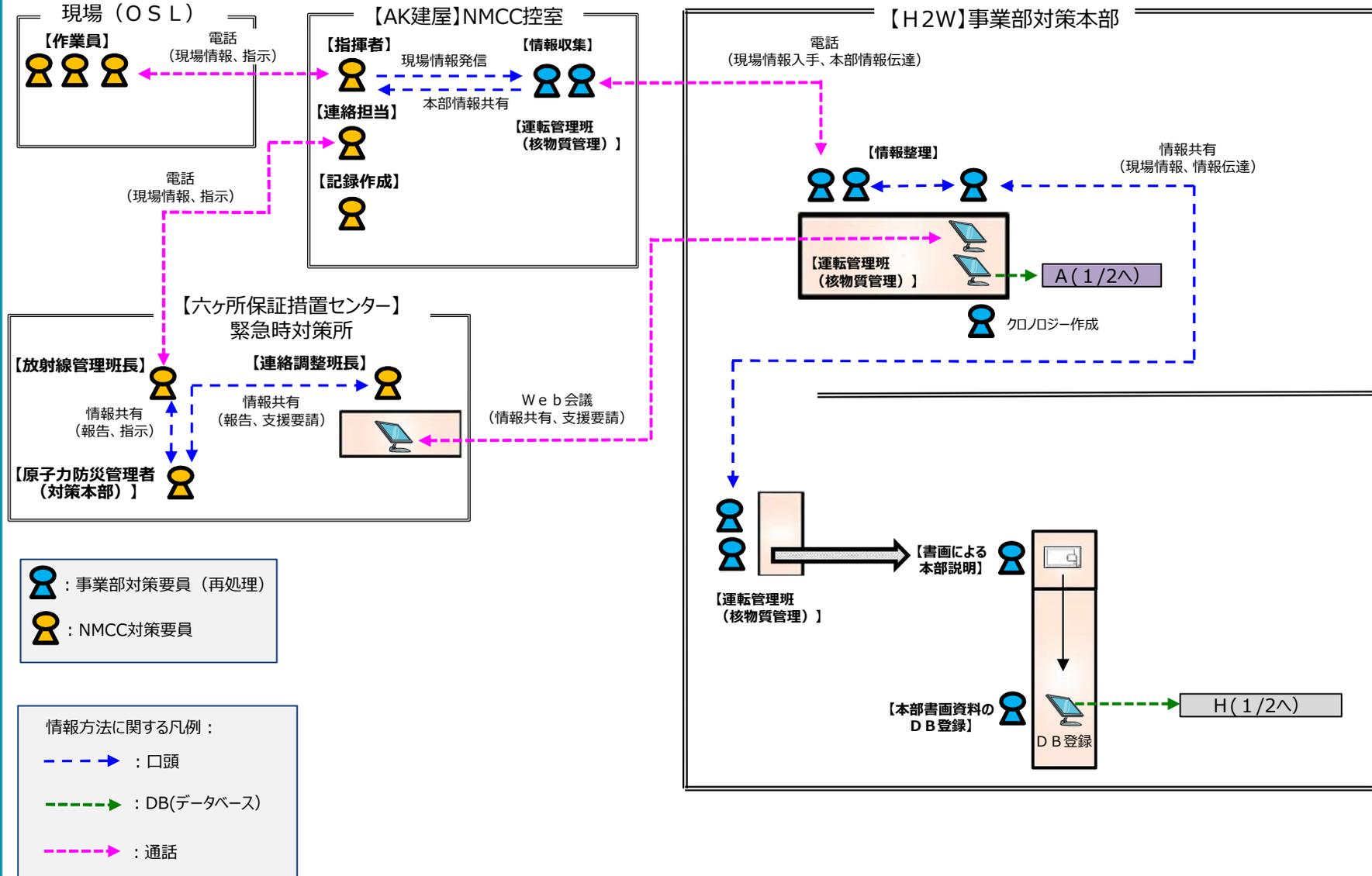
名称	実施すべき役割
統括者（全社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 対応の全体統括（ERCプラント班への説明の優先順位の判断を含む） ・ 全体の仕切り ・ E R C 対応者が本筋から外れた説明をした際の修正・フォロー ・ E A L 判断時の発話確認 ・ 1 0 条確認会議等対応者への情報共有 ・ 説明用のCOPの判断
1 0 条確認会議等対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0 条確認会議・1 5 条認定会議対応者
ERC対応者（全社） 【全社のメインスピーカー】	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー（全体の仕切りの補助を兼ねる） ・ E R C 対応補助者（全社）（情報係）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 全社関連情報（火災、負傷者の情報を含む）、後方支援関係の情報、E R C 質問回答
ERC対応者（再処理） 【再処理および廃棄物管理施設のメインスピーカー】	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー ・ E R C 対応補助者（再処理）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 警戒態勢の発令、警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態経過連絡、第 1 次緊急時態勢の発令、原災法第 1 0 条通報、第 2 次緊急時態勢の発令、原災法第 1 5 条通報、原災法第 2 5 条報告、設備の状況（C O P , モニタリングポストデータ、プラントデータ等）、進展予測・事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、E R C 質問回答
ERC対応補助者（再処理） （説明補助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 対応者（再処理）への情報共有（説明すべき情報のスクリーニングを含む） ・ 説明の補助（資料（C O P , 通報文、備付け資料等）へのマーカーなど） ・ 説明用C O P に最新情報を記入（情報が古い場合） ・ Q A 管理者から連絡を受けた質問回答を確認し、E R C 対応者（再処理）へ情報共有 ・ ザブスピーカー（メインスピーカー（E R C 対応者（再処理）のフォロー）＜緊急情報の割り込みも含む＞ ・ E R C 対応者（再処理）が不在の場合の代行者 ・ E R C 対応者（再処理）へクロノロジーシステムの情報共有
ERC対応補助者（再処理） （音声共有係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理事業部の状況について音声共有システムによる情報入手および情報提供 ・ E R C 対応補助者（再処理）（説明補助）へ再処理事業部のクロノロジーシステム情報共有
ERC対応補助者（全社） （情報係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理情報のE R C 対応補助者（再処理）（説明補助）への提供 ・ E R C 対応補助者（再処理）（説明補助）に変更・追加点の説明 ・ E R C 対応ブース内の情報の全社対策本部事務局への提供 ・ E R C リエゾン連絡窓口への情報提供
ERCリエゾン連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 派遣者（東京）との情報連絡窓口 ・ E R C リエゾンへの資料送付・管理 ・ リエゾンのQA管理
QA管理者（全社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C プラント班からの質問事項（全社関連）をクロノロジーシステムに入力する ・ 適宜E R C プラント班からの質問事項（再処理関連）をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C 対応補助者へ質問回答を指示する ・ 質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・ 適宜Q A 管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す
QA管理者（再処理）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C プラント班からの質問事項（再処理関連）をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C 対応補助者へ質問回答を指示する ・ 質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・ 適宜Q A 管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す

3-a. 再処理事業部における全体情報フロー図 (1/2)



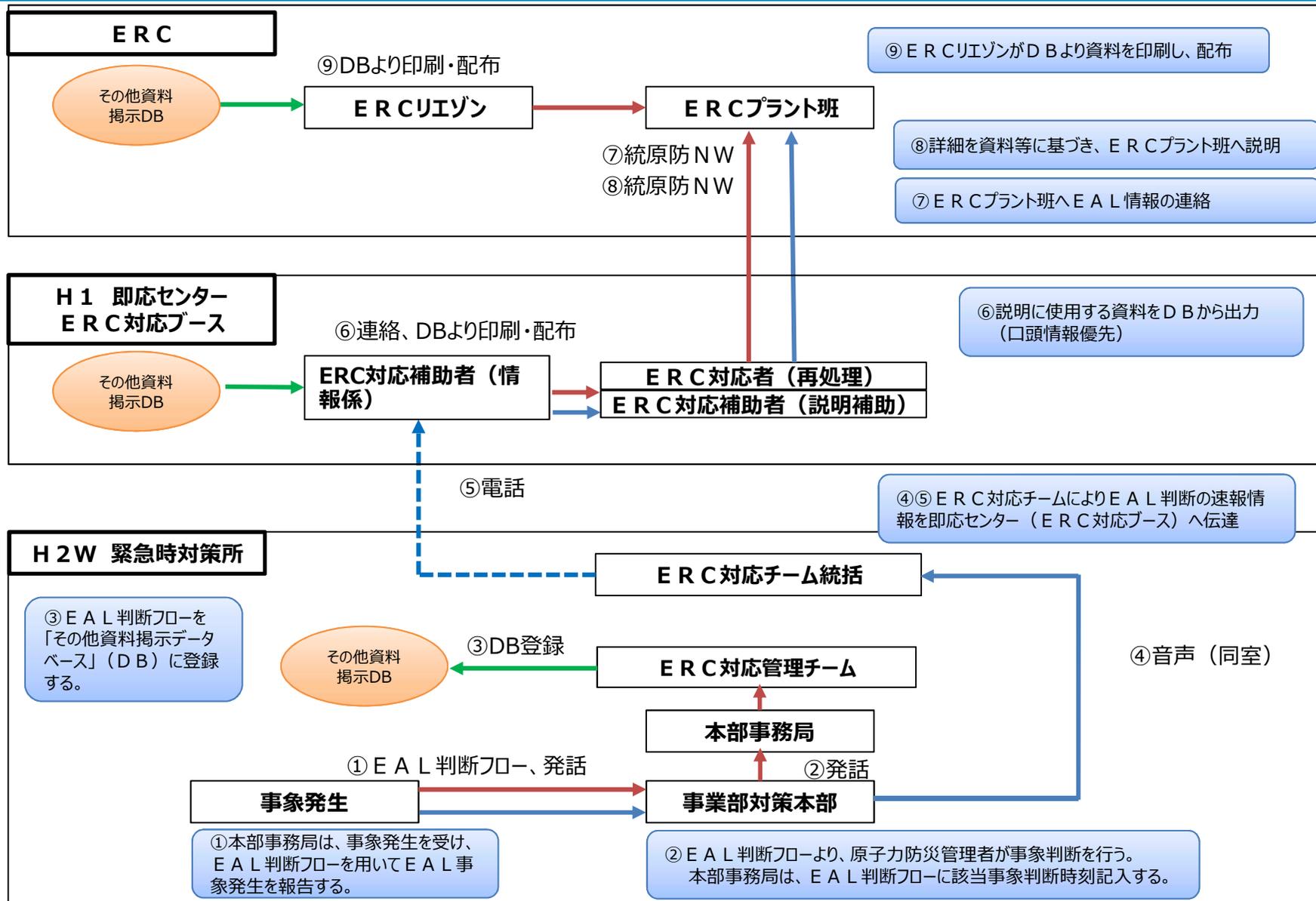
3-a. 再処理事業部における全体情報フロー図 (2/2)

<NMCCとの情報共有>



3-b. EALに関する情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ

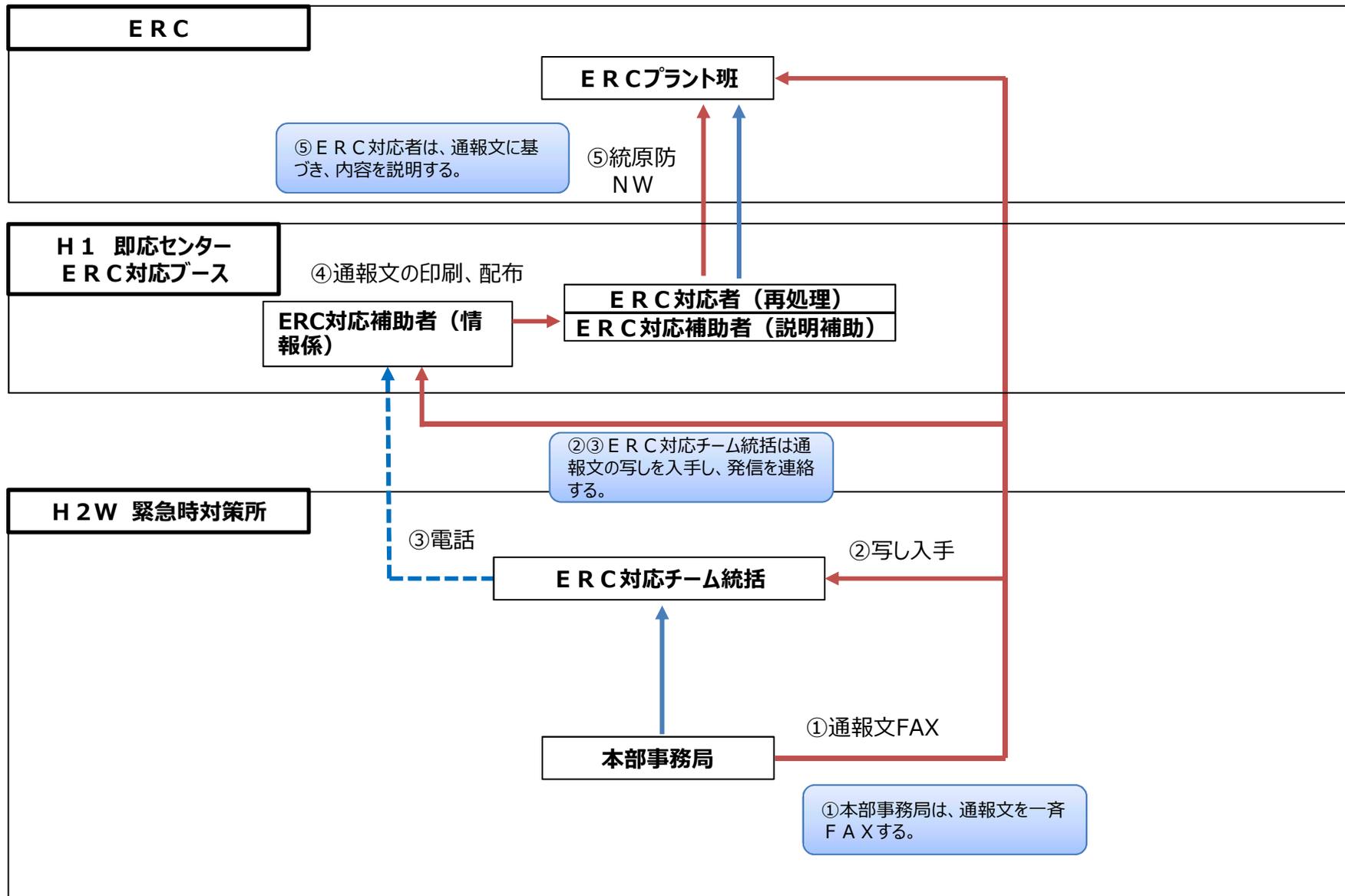


3-b. EALに関する情報フロー

	いつ	だれが	誰に	何の情報を	どうやって
①	EAL該当事象発生時	本部事務局	事業部対策本部長	EALに該当するプラント状況になった旨を報告	EAL判断フロー、発話
②	①報告了解後	事業部対策本部長	緊急時対策所内	EAL該当事象発生の判断	発話（本部復唱確認） ※本部事務局は該当事象判断時刻をEAL判断フローに記入。
③	②によりEAL該当事象発生の情報が共有された時	ERC対応管理チーム	ERC対応補助者（情報係）、ERC対応チーム統括、ERCリエゾン	EAL判断フロー（該当事象判断時刻記入）	その他資料揭示データベース登録
④	②によりEAL該当事象発生の情報が共有された時	事業部対策本部長	ERC対応チーム統括	EAL該当事象発生の判断	本部発話の音声聞き取り
⑤	②によりEAL該当事象発生の情報が共有された時	ERC対応チーム統括	ERC対応補助者（情報係）	EAL判断の速報情報	電話
⑥	⑤の連絡を確認した時	ERC対応補助者（再処理）（情報係）	ERC対応補助者（説明補助）（→ERC対応者（再処理））	再処理からEAL情報の連絡	口頭、その他資料揭示データベースの印刷資料
⑦	⑥の連絡を確認した時	ERC対応者（再処理）	ERCプラント班	EAL判断の説明（速報）	統原防NW（口頭）
⑧	⑦の情報を確認した時	ERC対応者（再処理）	ERCプラント班	EAL判断の説明	統原防NW（書画装置）
⑨	③のDB登録後	ERCリエゾン	ERCプラント班	EAL判断の説明	印刷・配布

3-c. 通報文に関する情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ



3- c . 通報文に関する情報フロー

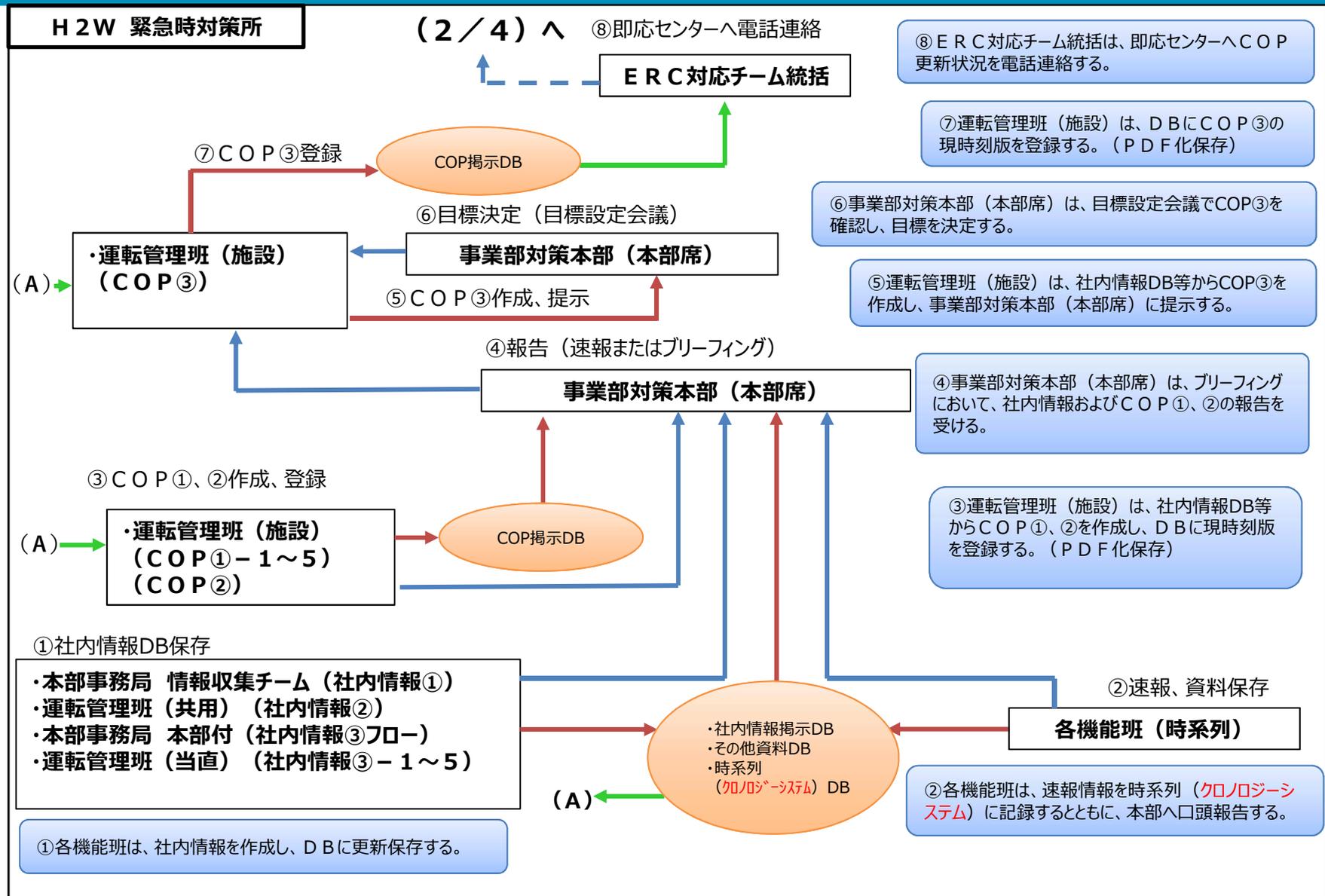
	いつ	だれが	誰に	何の情報を	どうやって
①	通報連絡様式を作成したとき	本部事務局	E R Cプラント班 (H 1 即応センターへも同時発信)	通報文 (AL・AL経過・SE・GE・25条)	F A X
②	①の通報文発信後	本部事務局	E R C対応チーム統括	通報文 (AL・AL経過・SE・GE・25条)	通報文(写)の印刷配布
③	②通報文(写)を受領	E R C対応チーム統括	E R C対応補助者 (情報係)	通報文の発信連絡	電話
④	①通報文(F A X)の受信または、③の通報文の発信連絡時	E R C対応補助者 (情報係)	E R C対応補助者 (説明補助) (→E R C対応者(再処理))	通報文の発信連絡	統原防NW
⑤	①通報文(F A X)の受信または、③の通報文の発信連絡時	E R C対応(再処理)	E R Cプラント班	通報文の説明	統原防NW(口頭、書画装置)

<補足>

- 着信確認の都度、事象内容は統原防NWで説明することをE R Cに確認し、了承が得られた場合通報文発信者から説明を省略する。
- 通報文を説明する前に、E A L判断フローにて主要な内容は説明していることが考えられるため説明省略の了解を得た場合には、説明は不要とする。

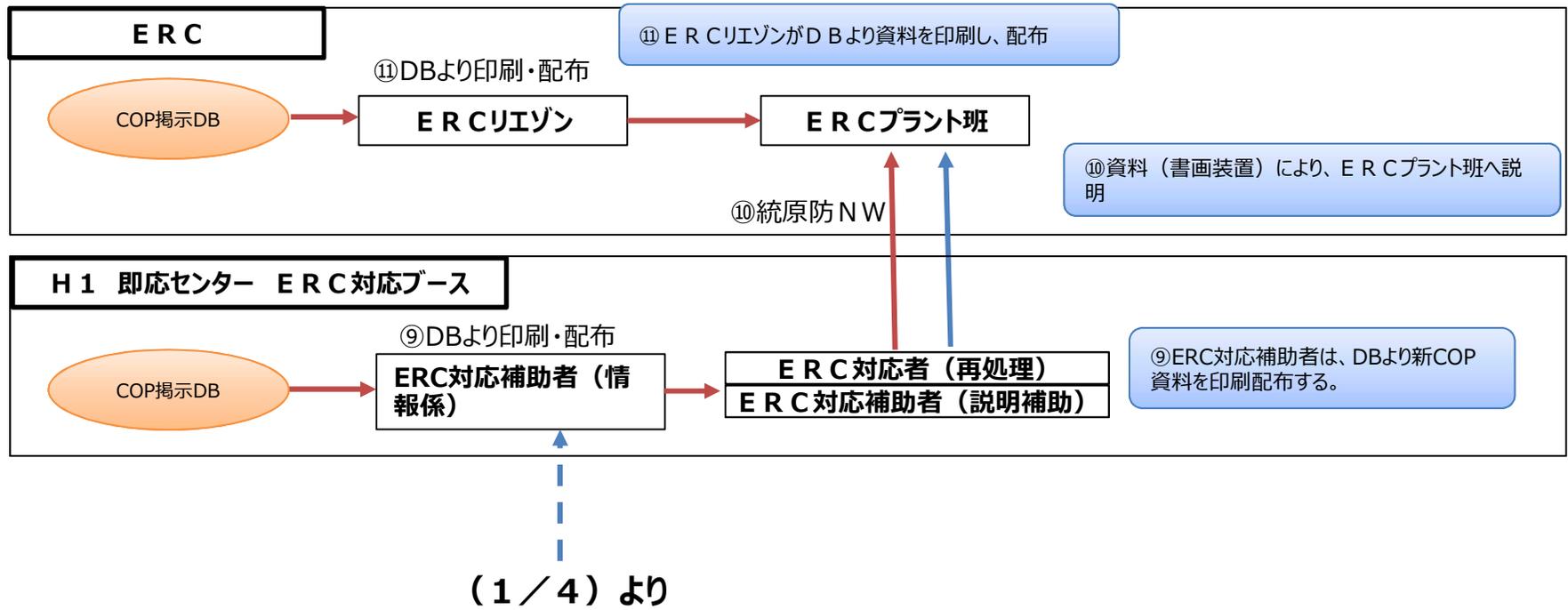
3-d. 施設状況、事象収束戦略、進捗状況に関する情報フロー (1/4)

青：音声
赤：資料
緑：データ



3-d. 施設状況、事象収束戦略、進捗状況に関する情報フロー (2/4)

青：音声
赤：資料
緑：データ



3-d. 施設状況、事象収束戦略、進捗状況に関する情報フロー (3/4)

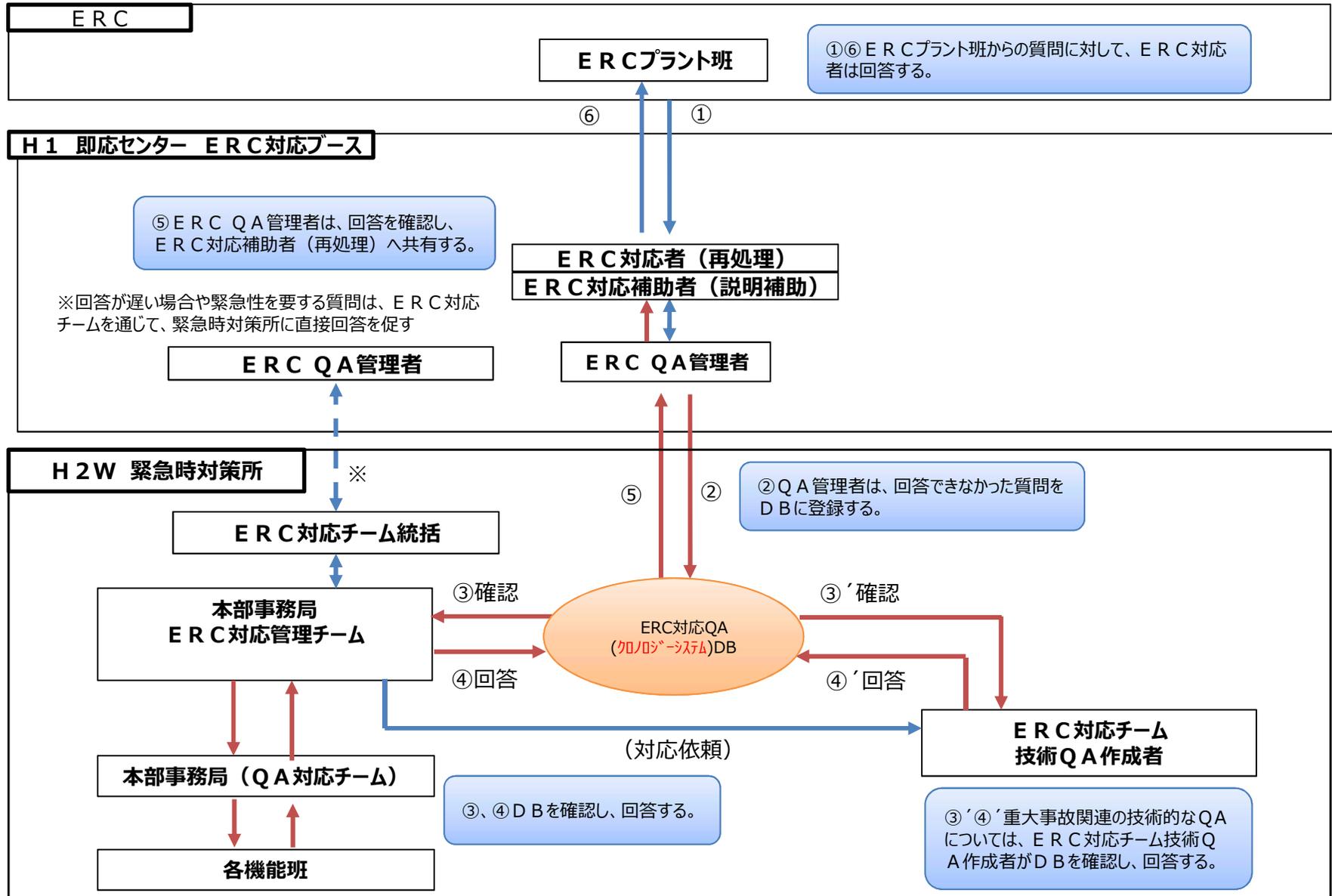
	いつ	だれが	誰に	何の情報を	どうやって
①	適宜（事象発生時、状況変化時）	本部事務局 情報収集チーム、本部事務局 本部付、運転管理班（共用、当直）	D B 入力	事故、プラント状況（社内情報①） 電源状況（社内情報②） S A 作業概要（社内情報③フロー） S A 作業進捗（社内情報③- 1 ~ 5）	社内情報揭示 D B への入力、保存
②	適宜（事象発生時、状況変化時）	事業部対策本部内の各機能班	事業部対策本部（本部席）及び D B 入力	事故・プラント状況（速報、時系列情報）	口頭報告 その他資料 D B、時系列（クロノロジーシステム） D B への入力、保存
③	適宜（事象発生時、状況変化時）	運転管理班（施設部門）	D B 入力	C O P ①（全体概要図、重大事故対策の対策状況） C O P ②（設備状況シート）	C O P 揭示 D B への入力、P D F 化保存
④	ブリーフィング実施時	本部事務局 情報収集チーム、本部事務局 本部付、運転管理班（共用、当直）、運転管理班（施設部門）	事業部対策本部（本部席）	事故、プラント状況（社内情報①） 電源状況（社内情報②） S A 作業概要（社内情報③フロー） S A 作業進捗（社内情報③- 1 ~ 5） C O P ①（全体概要図、重大事故対策の対策状況） C O P ②（設備状況シート）	口頭報告 D B 情報表示（画面表示）
⑤	目標設定会議時	運転管理班（施設部門）	事業部対策本部（本部席）	C O P ③（戦略シート）	口頭報告 D B 情報表示（画面表示）

3-d. 施設状況、事象収束戦略、進捗状況に関する情報フロー (4/4)

	いつ	だれが	誰に	何の情報を	どうやって
⑥	目標設定会議時	事業部対策本部（本部席）	-	COP③（戦略シート）	口頭指示（戦略目標決定）
⑦	目標設定会議終了後	運転管理班（施設部門）	COP揭示DB	COP③（戦略シート）（目標設定会議結果反映）	COP揭示DBへの入力、PDF化保存
⑧	COP揭示DBの更新時	ERC対応チーム統括	ERC対応補助者（情報係）	COPのDB登録	電話
⑨	⑧の連絡を確認時	ERC対応補助者（情報係）	ERC対応補助者（説明補助）（→ERC対応者（再処理））	事故・プラント状況、戦略目標の整理結果（COP①～③）	印刷・配布
⑩	⑨の情報を確認した時	ERC対応者（再処理）	ERCプラント班	事故・プラント状況、戦略目標の整理結果（COP①～③）	統原防NW（口頭、書画装置）
⑪	COP揭示DBへの入力、保存時	ERCリエゾン	ERCプラント班	COP、連絡報	印刷・配布

3-e. 質問対応に関する情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ



3-e. 質問対応に関する情報フロー

	いつ	だれが	誰に	何の情報を	どうやって
①	質問事項があった時	E R C 対応者（再処理）	E R C プラント班	E R C プラント班への質問回答	統原防 NW
②	①の質問に対して、確認を要する場合	E R C Q A 管理者	D B 入力	質問内容	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への入力
③	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への質問入力時	E R C 対応管理チーム	-	質問内容	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B の確認
③'	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への質問入力時	E R C 対応チーム技術 Q A 作成者	-	質問内容（重大事故関連の技術的質問）	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B の確認
④	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への質問回答時	E R C 対応管理チーム	D B 入力	質問に対する回答	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への入力
④'	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への質問回答時	E R C 対応チーム技術 Q A 作成者	D B 入力	質問に対する回答（重大事故関連の技術的質問）	E R C 対応 Q A（クロノロジーシステム）D B への入力
⑤	④、④'の回答入手時	Q A 管理者（再処理）	E R C 対応補助者（説明補助）	質問に対する回答、質問に対する回答（重大事故関連の技術的質問）	口頭（必要に応じ資料印刷）
⑥	④、④'の回答入手時	E R C 対応者（再処理）	E R C プラント班	E R C プラント班への質問回答	統原防 NW

ERCとの情報共有における情報フロー

2023年8月8日
加工施設（ウラン濃縮工場）



日本原燃株式会社

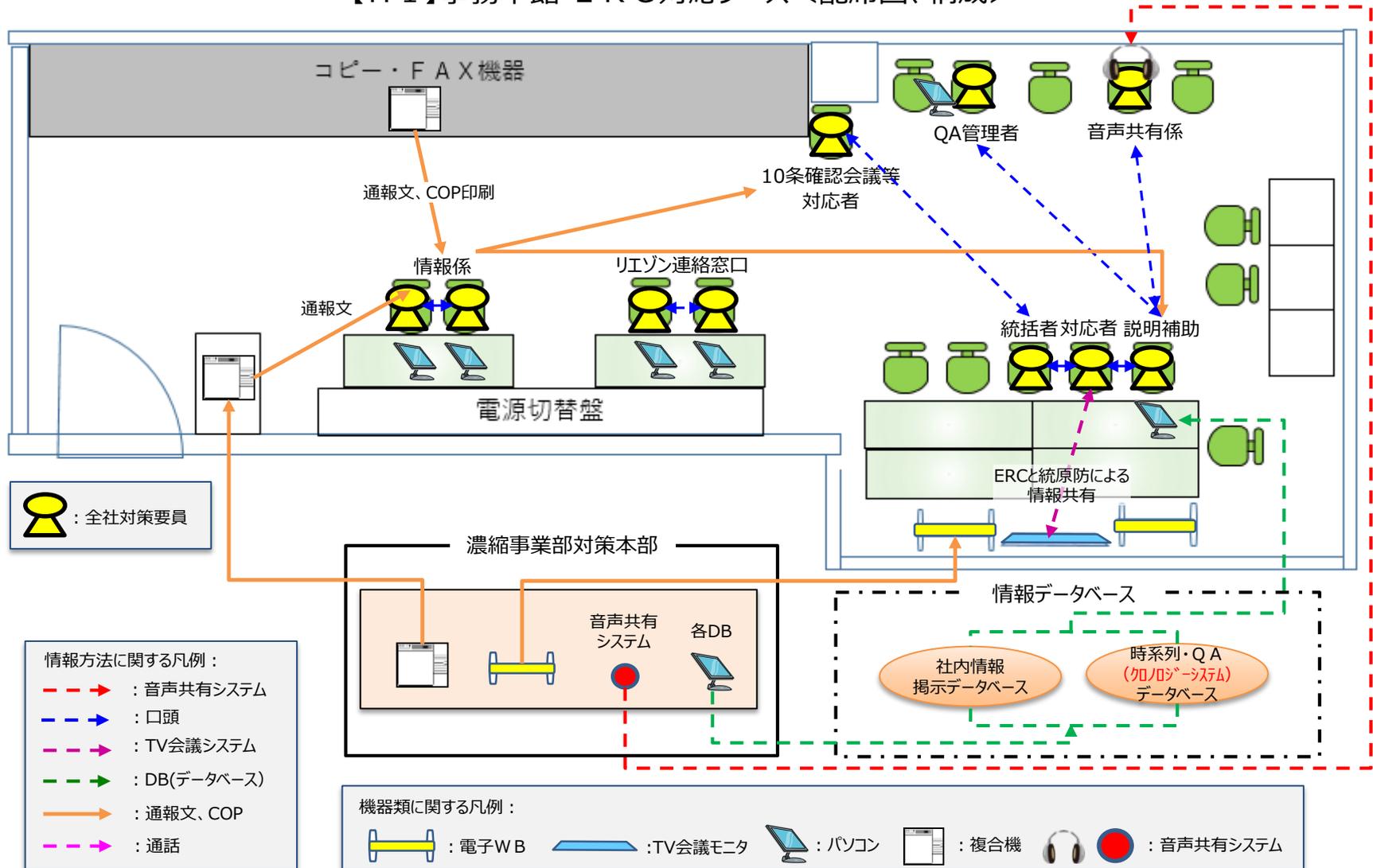
目次

1. E R C対応ブース（全社）配席図・構成・役割
＜事業部連絡員到着まで＞
2. E R C対応ブース（濃縮）配席図・構成・役割
＜事業部連絡員到着後＞
3. 情報フロー図
 - a. 濃縮事業部における全体情報フロー図
＜現場⇔緊急時対策所⇒E R C対応ブース（全社緊急時対策所含む）の情報の流れ＞
 - b. E R C対応ブース移動までの情報フロー
 - c. E A Lに関する情報フロー
 - d. 通報文に関する情報フロー
 - e. 事故・プラント状況に関する情報フロー
 - f. 事故収束戦略に関する情報フロー
 - g. 戦略の進捗状況に関する情報フロー
 - h. 質問対応に関する情報フロー

1. E R C対応ブース（全社）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着まで＞

【H1】事務本館 E R C対応ブース＜配席図、構成＞



1. E R C対応ブース（全社）配席図・構成・役割

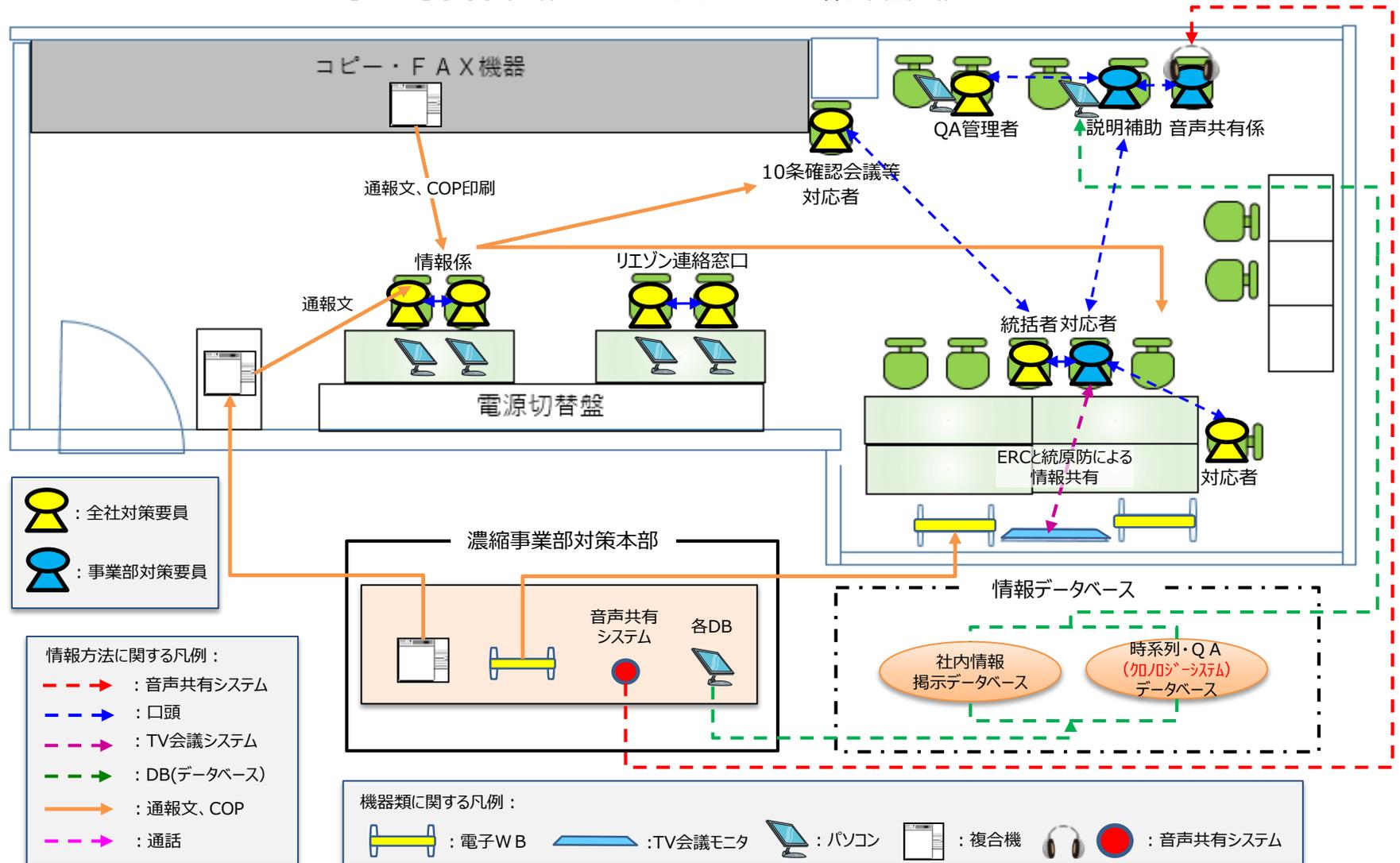
＜事業部連絡員到着まで＞

名称	対応者	実施すべき役割
統括者（全社）	全社対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C対応の全体統括（ERCプラント班への説明の優先順位の判断を含む）、全体の仕切り ・ E R C対応者が本筋から外れた説明をした際の修正・フォロー ・ E A L 判断時の発話確認 ・ 1 0 条確認会議等対応者への情報共有 ・ 説明用のCOPの判断
1 0 条確認会議等対応者	全社対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0 条確認会議・1 5 条認定会議対応者
E R C対応者（全社）	全社対策要員 （全社対策本部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー ・ E R C対応補助者（全社）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 【事業部連絡員（濃縮）（埋設）が到着するまでの間、加工施設・廃棄物埋設施設に係る以下の情報】 警戒態勢の発令、警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態経過連絡、第1次緊急事態の発令、原災法第10条通報、 第2次緊急事態の発令、原災法第15条通報、原災法第25条報告、設備の状況（COP, モニタリングポストデータ、 プラントデータ等）、進展予測・事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、E R C質問回答
E R C対応補助者（全社） （説明補助）	全社対策要員 （全社対策本部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C対応者（全社）への情報共有（説明すべき情報のスクリーニングを含む） ・ 説明の補助（資料（COP、通称文、備付け資料等）へのマーカーなど） ・ 説明用COPに最新情報を記入（情報が古い場合） ・ QA管理者から連絡を受けた質問回答を確認し、E R C対応者（全社）へ情報共有 ・ サブスピーカー（メインスピーカー（E R C対応者（全社）のフォロー）＜緊急情報の割り込みも含む＞ ・ E R C対応者（全社）が不在の場合の代行者 ・ E R C対応者（全社）へクロノロジーシステムの情報共有
E R C対応補助者（全社） （音声共有係）濃縮担当	全社対策要員 （全社対策本部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃縮事業部の状況について音声共有システムによる情報入手および情報提供 ・ E R C対応補助者（全社）（説明補助）へ濃縮事業部のクロノロジーシステム情報共有
E R C対応補助者（全社） （情報係）	全社対策要員 （全社対策本部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃縮情報のE R C対応補助者（全社）（説明補助）への提供 ・ E R C対応補助者（全社）（説明補助）に変更・追加点の説明 ・ E R C対応ブース内の情報の全社対策本部事務局への提供 ・ E R Cリエゾン連絡窓口への情報提供
E R Cリエゾン連絡窓口	全社対策要員 （全社対策本部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C派遣者（東京）との情報連絡窓口およびE R Cリエゾンへの資料送付 ・ リエゾンのQA管理
E R CQA管理者	全社対策要員 （全社対策本部長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R Cプラント班からの質問事項をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C対応補助者（全社）（説明補助）へ質問回答を指示する ・ 質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・ 適宜QA管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す

2. E R C対応ブース（濃縮）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着後＞

【H1】事務本館 E R C対応ブース <配席図、構成>



2. E R C対応ブース（濃縮）配席図・構成・役割

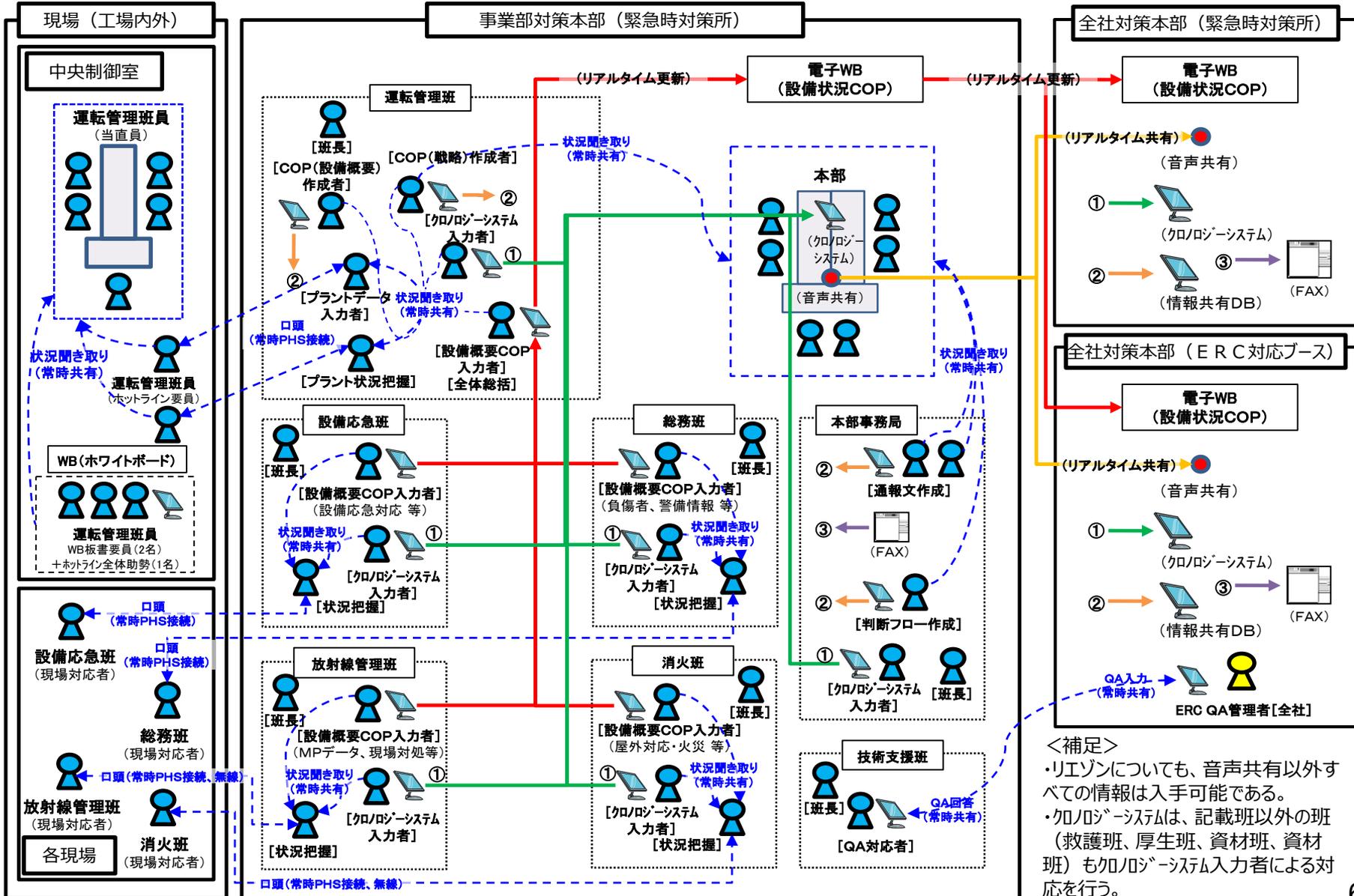
＜事業部連絡員到着後＞

名称	対応者	実施すべき役割
統括者（全社）	全社対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C対応の全体統括（ERCプラント班への説明の優先順位の判断を含む）、全体の仕切り ・ E R C対応者が本筋から外れた説明をした際の修正・フォロー ・ E A L判断時の発話確認 ・ 1 0条確認会議等対応者への情報共有 ・説明用のCOPの判断
1 0条確認会議等対応者	全社対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0条確認会議・1 5条認定会議対応者
E R C対応者（全社）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・メインスピーカー（全体の仕切りの補助を兼ねる） ・ E R C対応補助者（全社）（情報係）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 全社関連情報（火災、負傷者の情報を含む）、後方支援関係の情報、E R C質問回答
事業部連絡要員 （E R C対応者（濃縮））	濃縮事業部対策要員 （濃縮事業部対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・メインスピーカー ・ E R C対応補助者（濃縮）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 警戒態勢の発令、警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態経過連絡、第1次緊急事態勢の発令、原災法第1 0条通報、第2次緊急事態勢の発令、原災法第1 5条通報、原災法第2 5条報告、設備の状況（C O P, モニタリングポストデータ、プラントデータ等）、進展予測・事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、E R C質問回答
E R C対応補助者（全社） （説明補助）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C対応者（濃縮）への情報共有（説明すべき情報のスクリーニングを含む） ・説明の補助（資料（C O P, 通報文、備付け資料等）へのマーカーなど） ・説明用C O Pに最新情報を記入（情報が古い場合） ・ Q A管理者から連絡を受けた質問回答を確認し、E R C対応者（濃縮）へ情報共有 ・サブスピーカー（メインスピーカー（E R C対応者（濃縮）のフォロー）<緊急情報の割り込みも含む>） ・ E R C対応者（濃縮）が不在の場合の代行者 ・ E R C対応者（濃縮）へクロノロジーシステムの情報共有
事業部連絡要員 （E R C対応補助者（濃縮） 説明補助）	濃縮事業部対策要員	<ul style="list-style-type: none"> ・上記加えて、C O P, 通報文、クロノロジーシステムからの情報収集および情報整理 ・ E R CプラントとのC O Pの情報共有タイミングの判断 ・ E R C対応者（濃縮）が不在の場合の代行者
事業部連絡要員 （E R C対応補助者（濃縮） 音声共有係）	濃縮事業部対策要員	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮事業部の状況について音声共有システムによる情報入手および情報提供 ・ E R C対応補助者（濃縮）（説明補助）へ濃縮事業部のクロノロジーシステム情報共有
E R C対応補助者（全社） （情報係）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮情報のE R C対応補助者（濃縮）（説明補助）への提供 ・ E R C対応補助者（濃縮）（説明補助）に変更・追加点の説明 ・ E R C対応ブース内の情報の全社対策本部事務局への提供 ・ E R Cリエゾン連絡窓口への情報提供
ERCリエゾン連絡窓口	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C派遣者（東京）との情報連絡窓口 ・ E R Cリエゾンへの資料送付・管理 ・リエゾンのQA管理
E R C Q A管理者	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R Cプラント班からの質問事項をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C対応補助者へ質問回答を指示する ・質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・適宜 Q A管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す

※：各事業部の連絡員が到着しない場合は、ERC対応補助者（全社）（音声共有係）が、引き続き各事業部の情報入手および情報提供を行う。

3- a . 濃縮事業部における全体情報フロー図

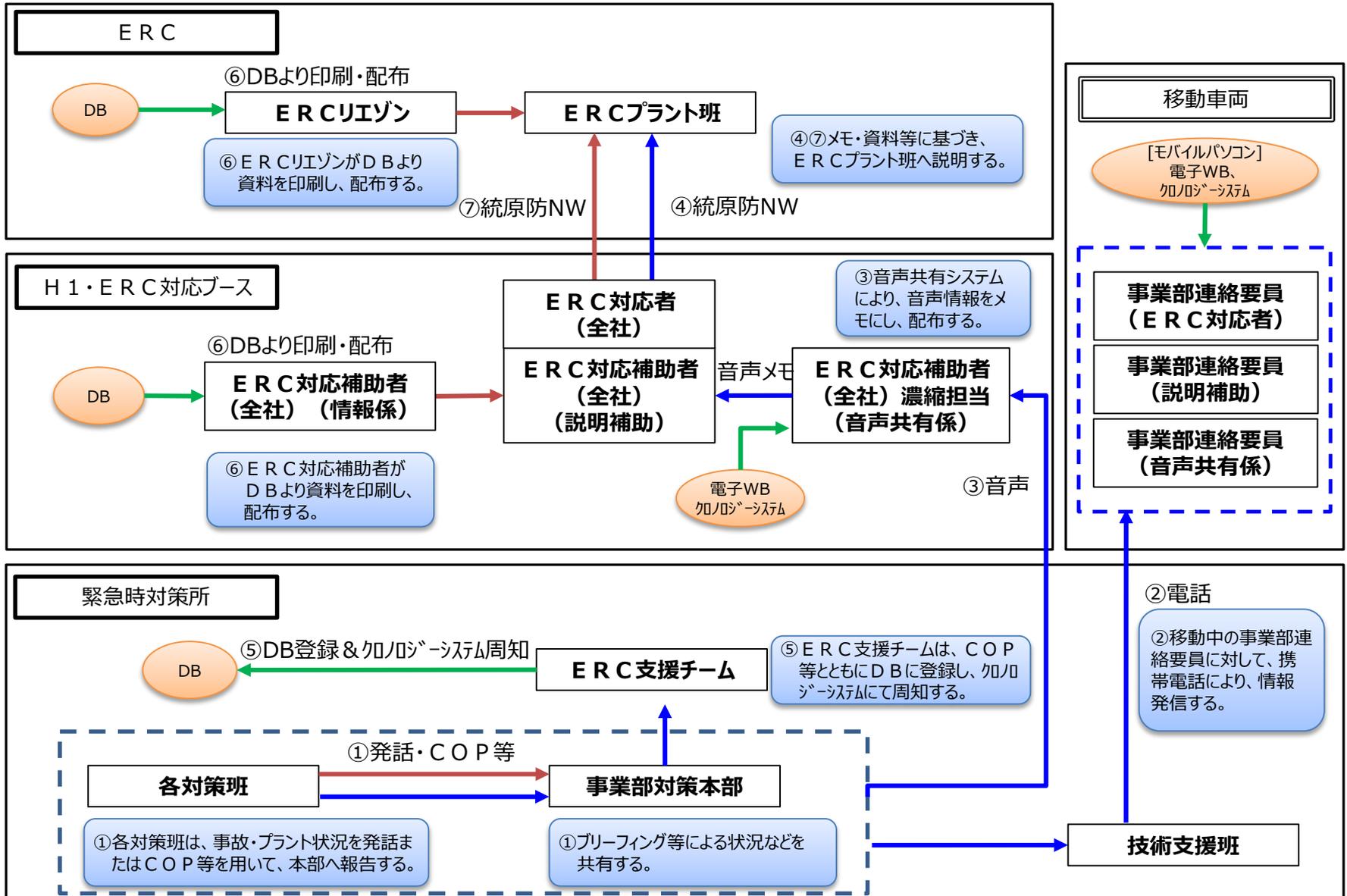
＜現場⇔緊急時対策所⇒E R C対応ブース（全社緊急時対策所含む）の情報の流れ＞



＜補足＞
 ・リエゾンについても、音声共有以外すべての情報は入手可能である。
 ・クロノジーシステムは、記載班以外の班（救護班、厚生班、資材班、資材班）もクロノジーシステム入力者による対応を行う。

3-b. E R C対応ブース移動までの情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ



3-b. E R C対応ブース移動までの情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	事故・プラント状況の情報を入手した時	各対策班	本部内	事故・プラント状況の情報	発話・C O P等
	本部内でブリーフィング等により事故・プラント状況を共有した時	本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	発話
②	①発話した時	技術支援班	事業部連絡要員 (音声共有係)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	携帯電話
③	①発話した時	本部長 (原子力防災管理者)	E R C対応補助者 (全社) (音声共有係)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	音声共有システム
④	③受領し、E R C対応ブース内で共有した時	E R C対応者 (全社) およびE R C対応補助者 (全社) (説明補助)	E R Cプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	統原防NW
⑤	①発話した時	運転管理班 (E R C支援チーム)	E R C対応補助者 (全社) (情報係)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、C O P等	D B登録・加ノジーステム
⑥	⑤受領し、E R C対応ブースで共有した時	E R C対応補助者 (全社) (E R C情報係)	E R C対応者 (全社) およびE R C対応補助者 (全社) (説明補助)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、C O P等	D B資料印刷・配布
	⑤受領した時	E R Cリエゾン	E R Cプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、C O P等	D B資料印刷・配布
⑦	⑤受領し、E R C対応ブースで共有した時	E R C対応者 (全社) およびE R C対応補助者 (全社) (説明補助)	E R Cプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、C O P等	統原防NW

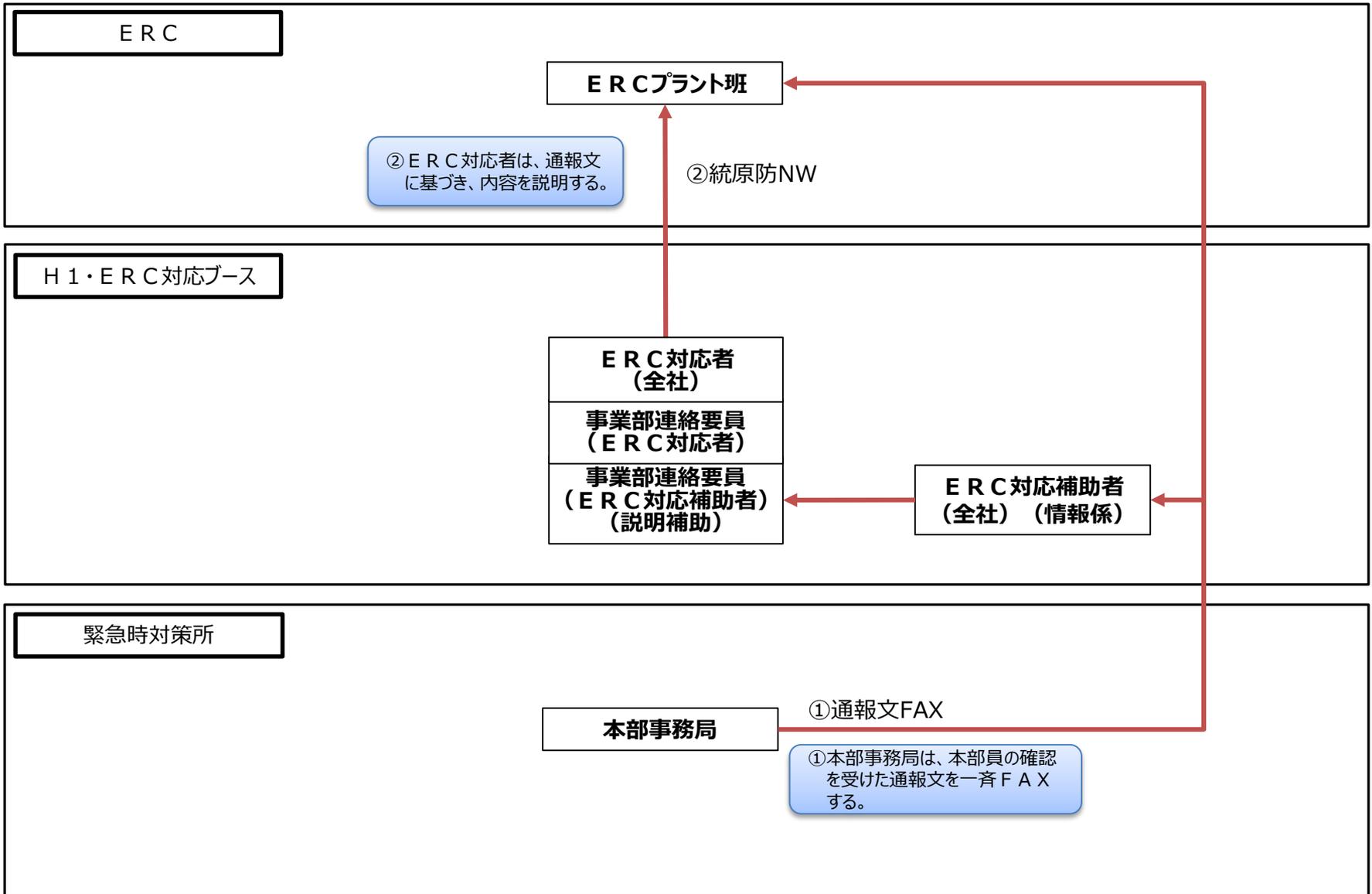
<補足>

○事業部連絡員は、E R Cブースへ車両移動中②の共有方法以外に、モバイルパソコンにより電子W Bおよび加ノジーステムの内容を確認する。

3-c. EALに関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	EAL該当事象発生時	運転管理班または 放射線管理班	本部内	EAL判断フロー	発話 EAL判断フロー
②	①報告後	本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	本部長がEAL事象の該当 を判断	発話 (ブリーフィング)
③	②EALを判断した時	本部長 (原子力防災管理者)	事業部連絡要員 (ERC 対応補助者 (音声共有 係))	EAL該当事象発生	音声共有システム
④	③受領後、ERC対応 ブース内で共有した時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ERCプラント班	EAL該当事象発生 (速 報)	統原防NW
⑤	②によりEAL事象を判 断し、「EAL通報基 準」様式を作成した時	ERC支援チーム (本部事務局)	ERC対応補助者 (全社) (情報係)	EAL通報基準様式	DB登録・加ノジ- システム
⑥	⑤受領後、ERC対応 ブース内で共有した時	ERC対応補助者 (全社) (情報係)	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	EAL通報基準様式	DB資料印刷・配 布
	⑤受領後	ERCリエゾン	ERCプラント班	EAL判断フロー	DB資料印刷・配 布
⑦	⑥受領後、ERC対応 ブース内で共有した時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ERCプラント班	EAL該当事象発生 (確 定)	統原防NW

3-d. 通報文に関する情報フロー



3-d. 通報文に関する情報フロー

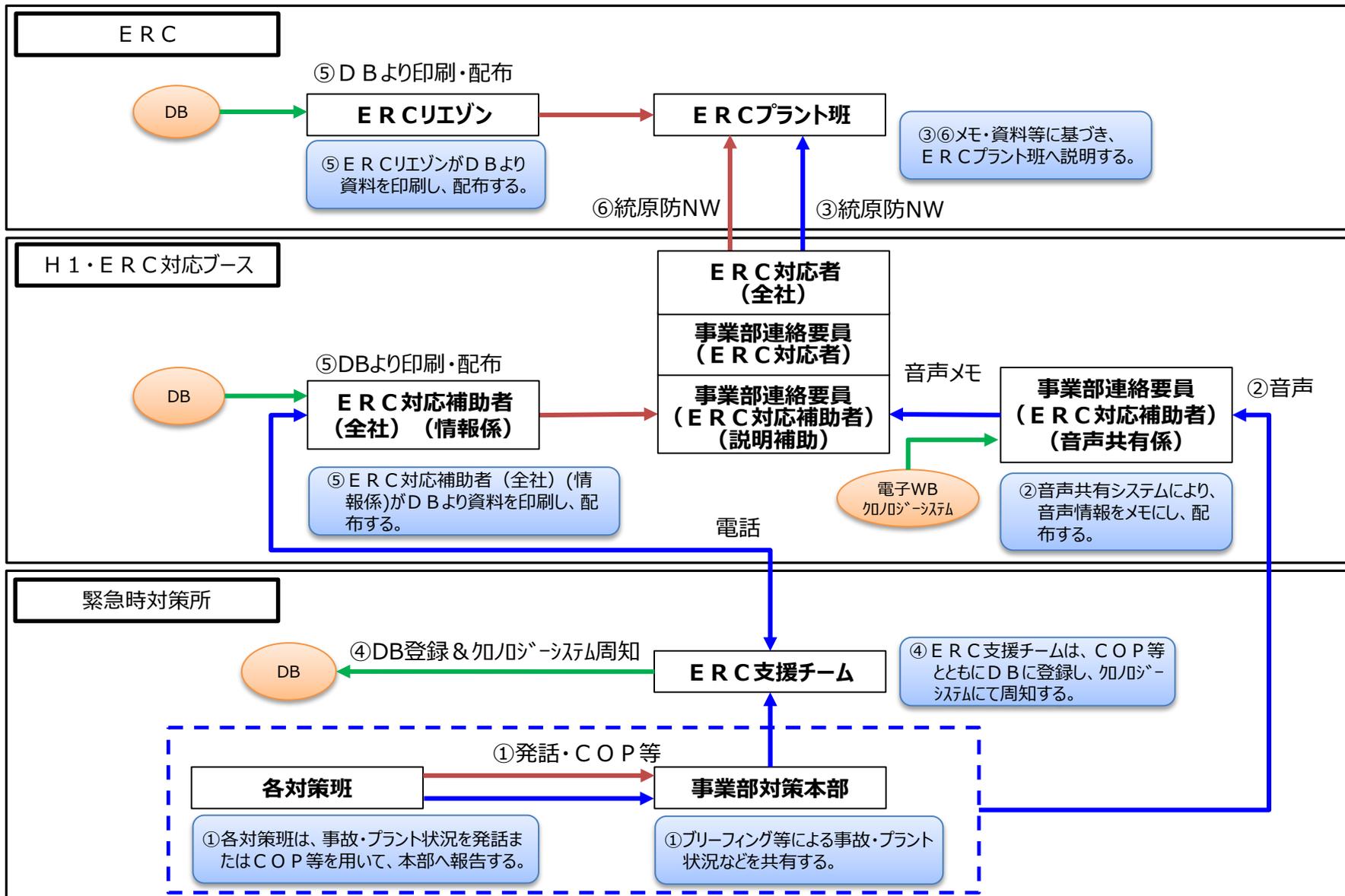
	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	通報連絡様式を作成し 本部員による通報文の内容 確認後	本部事務局	・ E R C プラント班 ・ E R C 対応補助者（全社） （情報係）	各種通報文	F A X
②	②受領後、E R C ブース 内で共有した時	事業部連絡要員（E R C 対 応者および E R C 対応補助 者（説明補助））	E R C プラント班	各種通報文	統原防NW

<補足>

- 着信確認の都度、事象内容は統原防NWで説明することを E R C に確認し、了承が得られた場合、説明を省略する。
- 通報文を説明する前に、E A L 判断フローにて主要な内容は説明していることが考えられるため、説明省略の了解を得た場合には、説明を省略する。

3-e. 事故・プラント状況に関する情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ

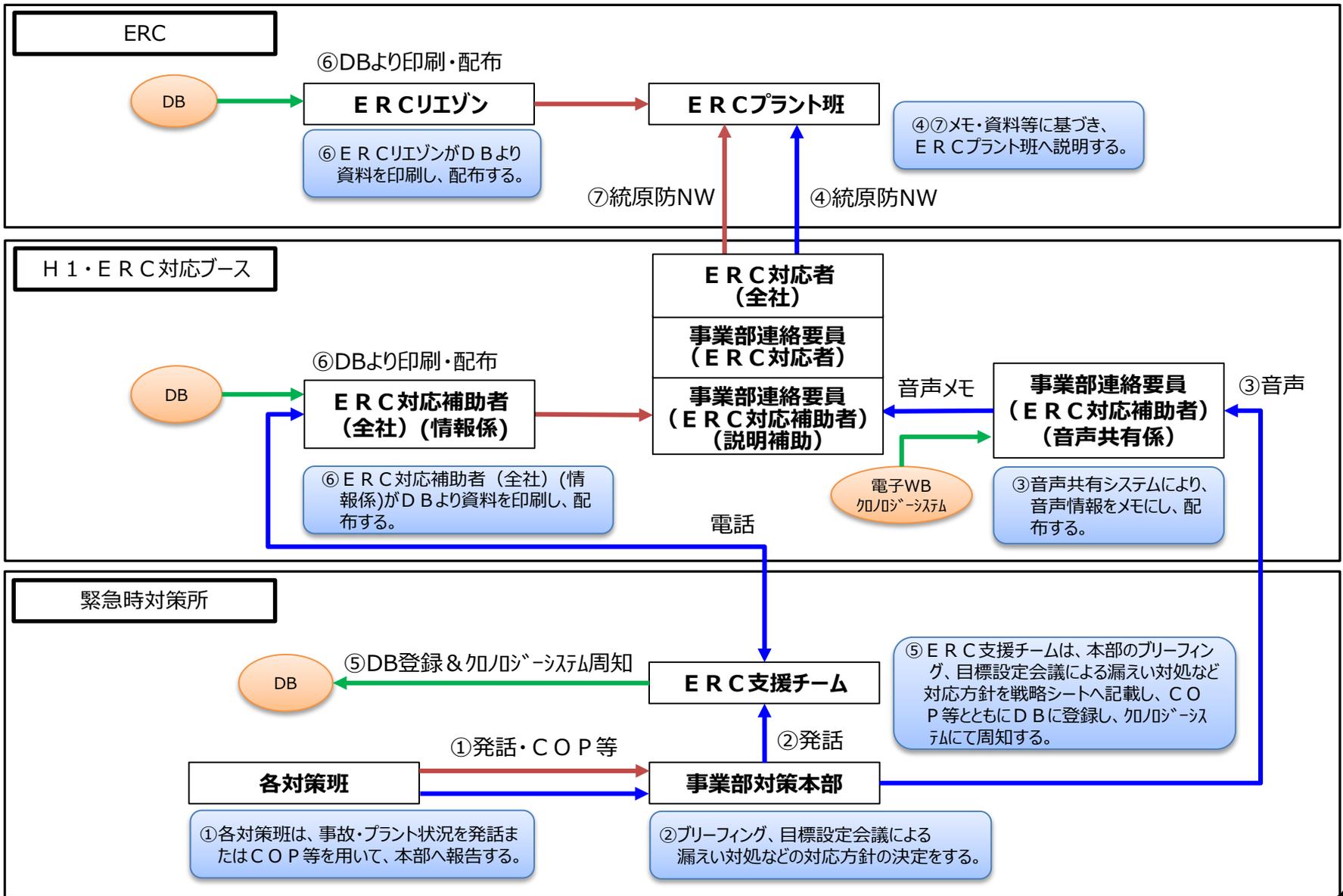


3-e. 事故・プラント状況に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	事故・プラント状況の情報を入手した時	各対策班	本部内	事故・プラント状況の情報	発話・COP等
	本部内でブリーフィング等により事故・プラント状況を共有した時	本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	発話
②	①発話した時	本部長 (原子力防災管理者)	事業部連絡要員 (ERC 対応補助者 (音声共有 係))	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	音声共有システム
③	②受領し、ERC対応チーム内で共有した時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ERCプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	統原防NW
④	①発話した時	ERC支援チーム	ERC対応補助者 (全 社) (情報係)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、COP等	DB登録・加ノジータム
⑤	④受領し、ERC対応チームで共有した時	ERC対応補助者 (全 社) (情報係)	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、COP等	DB資料印刷・配布
	④受領した時	ERCリエゾン	ERCプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、COP等	DB資料印刷・配布
⑥	⑤受領し、ERC対応チームで共有した時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ERCプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況、COP等	統原防NW

3-f. 事象収束戦略に関する情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ

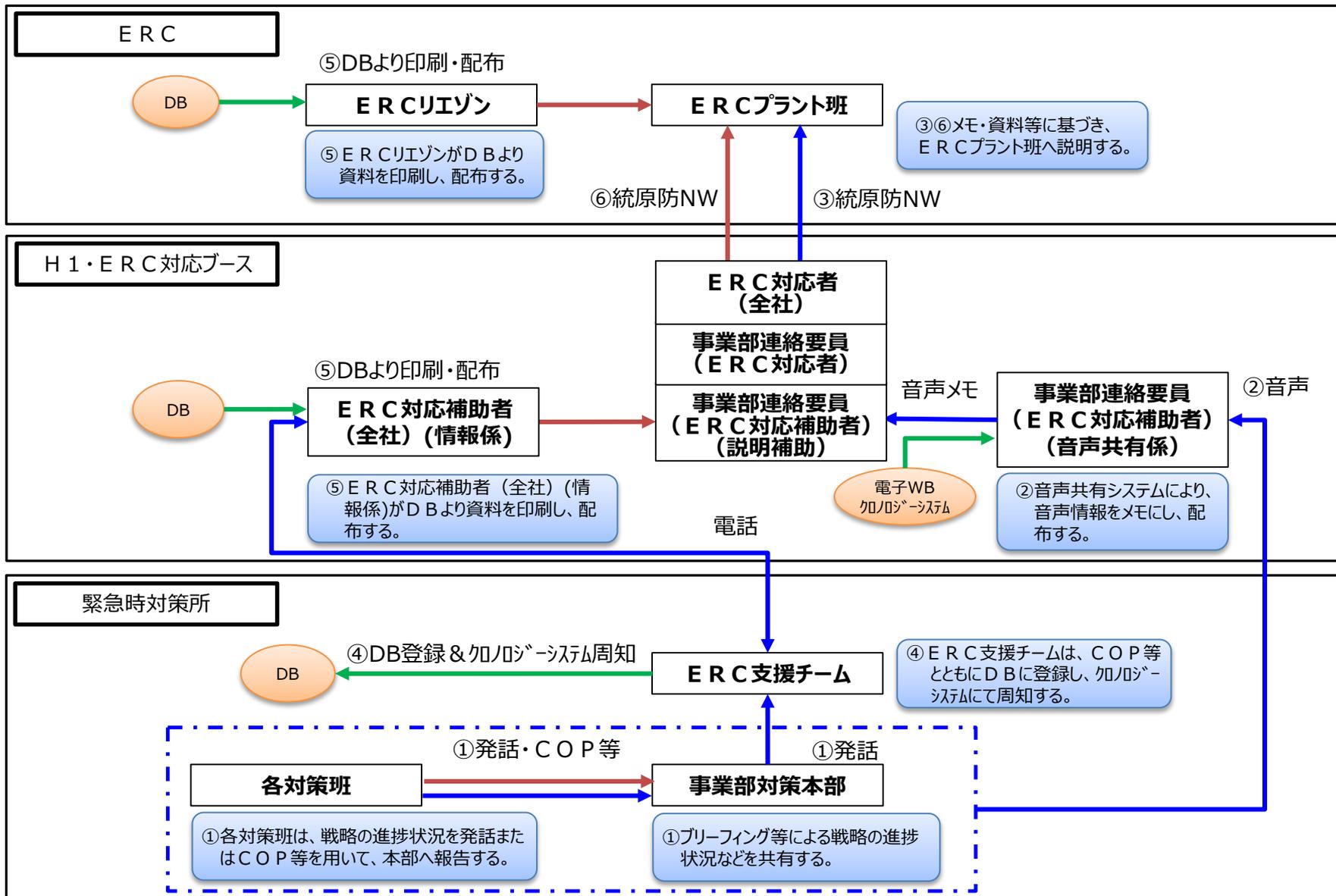


3-f. 事象収束戦略に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	事故・プラント状況の情報 を入手した時	各対策班	本部内	事故・プラント状況の情報	発話・COP等
②	本部内でブリーフィング、 目標設定会議により対 応方針を決定した時	本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針	発話
③	②発話した時	本部長 (原子力防災管理者)	事業部連絡要員（ERC 対応補助者（音声共有 係））	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針	音声共有システム
④	③受領し、ERC対応 チーム内で共有した時	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC対応 補助者（説明補助））	ERCプラント班	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針	統原防NW
⑤	②発話した時	ERC支援チーム	ERC対応補助者（全 社）（情報係）	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針を記載し た戦略シート、COP等	DB登録・加ノジース テム
⑥	⑤受領し、ERC対応 チームで共有した時	ERC対応補助者（全 社）（情報係）	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC対応 補助者（説明補助））	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針を記載し た戦略シート、COP等	DB資料印刷・配布
	⑤受領した時	ERCリエゾン	ERCプラント班	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針を記載し た戦略シート、COP等	DB資料印刷・配布
⑦	⑥受領し、ERC対応 チームで共有した時	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC対応 補助者（説明補助））	ERCプラント班	ブリーフィング、目標設定会議に より決定した対応方針を記載し た戦略シート、COP等	統原防NW

3-g. 戦略の進捗状況に関する情報フロー

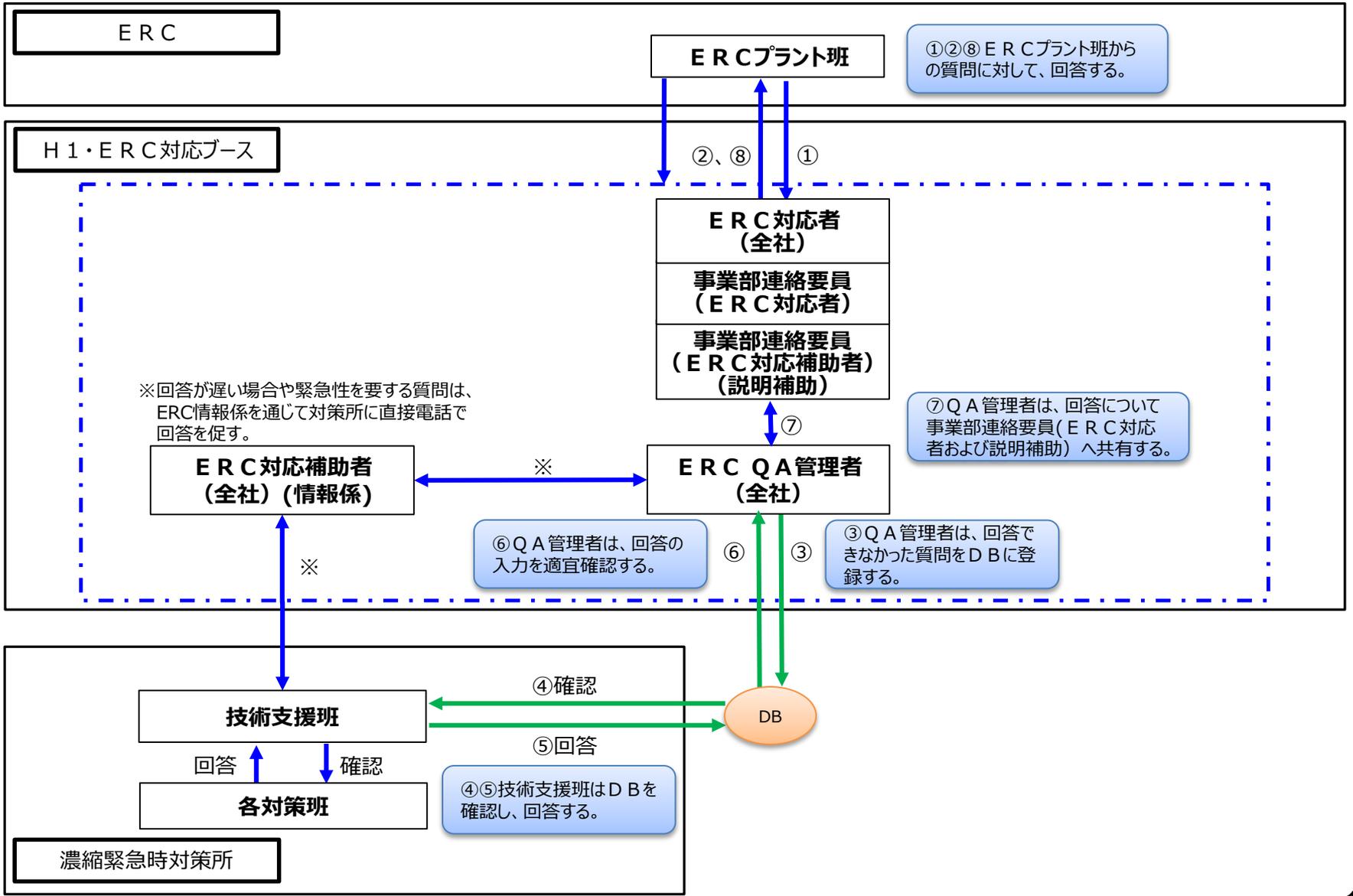
青：音声
赤：資料
緑：データ



3-g. 戦略の進捗状況に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	戦略の進捗状況を入手した時	各対策班	本部内	戦略の進捗状況の情報	発話・COP等
	本部内でブリーフィング等により戦略の進捗状況を共有した時	本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況	発話
②	①発話した時	本部長 (原子力防災管理者)	事業部連絡要員（ERC 対応補助者（音声共有 係））	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況	音声共有システム
③	②受領し、ERC対応 チーム内で共有した時	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC対応 補助者（説明補助））	ERCプラント班	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況	統原防NW
④	①発話した時	ERC支援チーム	ERC対応補助者（全 社）（情報係）	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況、COP等	DB登録・加ノジータム
⑤	④受領し、ERC対応 チームで共有した時	ERC対応補助者（全 社）（情報係）	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC対応 補助者（説明補助））	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況、COP等	DB資料印刷・配布
	④受領した時	ERCリエゾン	ERCプラント班	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況、COP等	DB資料印刷・配布
⑥	⑤受領し、ERC対応 チームで共有した時	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC対応 補助者（説明補助））	ERCプラント班	ブリーフィング等により共有された戦略の進捗状況、COP等	統原防NW

3-h. 質問対応に関する情報フロー



3-h. 質問対応に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	E R Cプラント班が質問がある時	E R Cプラント班	事業部連絡要員（E R C対応者およびE R C対応補助者（説明補助））	E R Cプラント班からの質問	統原防NW
②	①の質問に対して即時回答できる時	事業部連絡要員（E R C対応者およびE R C対応補助者（説明補助））	E R Cプラント班	質問に対する回答	統原防NW
③	①の質問に即時に回答できず、各対策班への確認が必要な時	E R C Q A管理者（全社）	事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）	E R Cプラント班からの質問	発話・D B登録
④	①の質問に即時に回答できず、各対策班への確認が必要な時	事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）	技術支援班	E R Cプラント班からの質問	発話
⑤	①の質問に即時に回答できず、各対策班への確認が必要な時	技術支援班	各対策班	E R Cプラント班からの質問	発話
⑥	質問回答の準備ができた時	各対策班	技術支援班	E R Cプラント班からの質問回答	発話
⑦	質問回答の準備ができた時	技術支援班	事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）	E R Cプラント班からの質問回答	発話・D B登録
⑧	⑦の情報をE R C対応チームで共有した時	事業部連絡要員（E R C対応者およびE R C対応補助者（説明補助））	E R Cプラント班	質問に対する回答	統原防NW

<補足>

回答が遅い場合や緊急性を要する質問は、事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）を通じて緊急対策所の技術支援班へ直接電話で回答を促す。

ERCとの情報共有における情報フロー

2023年8月8日
廃棄物埋設施設



日本原燃株式会社

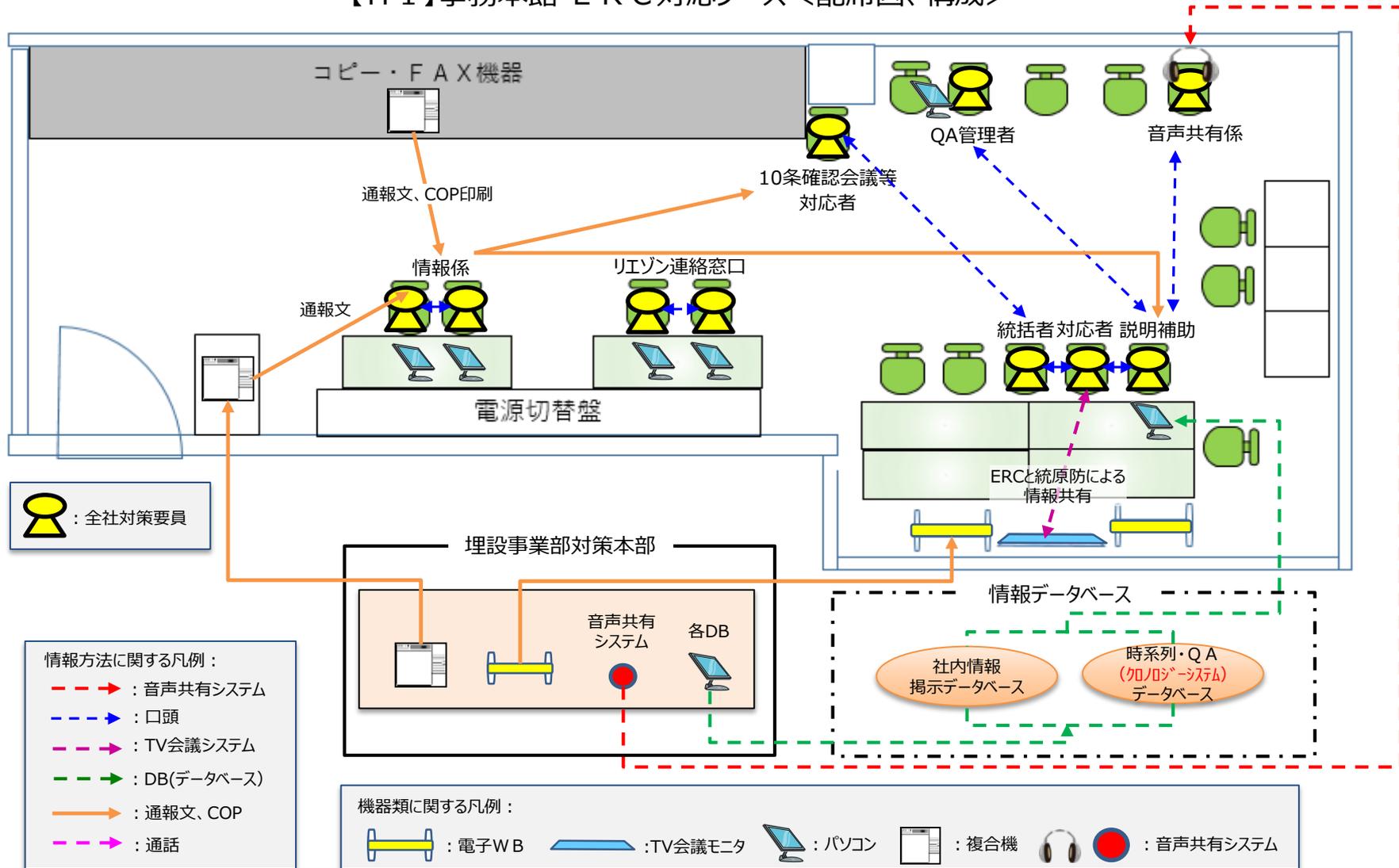
目次

1. E R C対応ブース（全社）配席図・構成・役割
＜事業部連絡員到着まで＞
2. E R C対応ブース（埋設）配席図・構成・役割
＜事業部連絡員到着後＞
3. 情報フロー図
 - a. 埋設事業部における全体情報フロー図
＜現場⇔緊急時対策所⇒E R C対応ブース（全社緊急時対策所含む）の情報の流れ＞
 - b. E R C対応ブース移動までの情報フロー
 - c. E A Lに関する情報フロー
 - d. 通報文に関する情報フロー
 - e. 事故・プラント状況に関する情報フロー
 - f. 事故収束戦略に関する情報フロー
 - g. 戦略の進捗状況に関する情報フロー
 - h. 質問対応に関する情報フロー

1. E R C対応ブース（全社）配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着まで＞

【H1】事務本館 E R C対応ブース＜配席図、構成＞



1 . E R C 対応ブース（全社）配席図・構成・役割

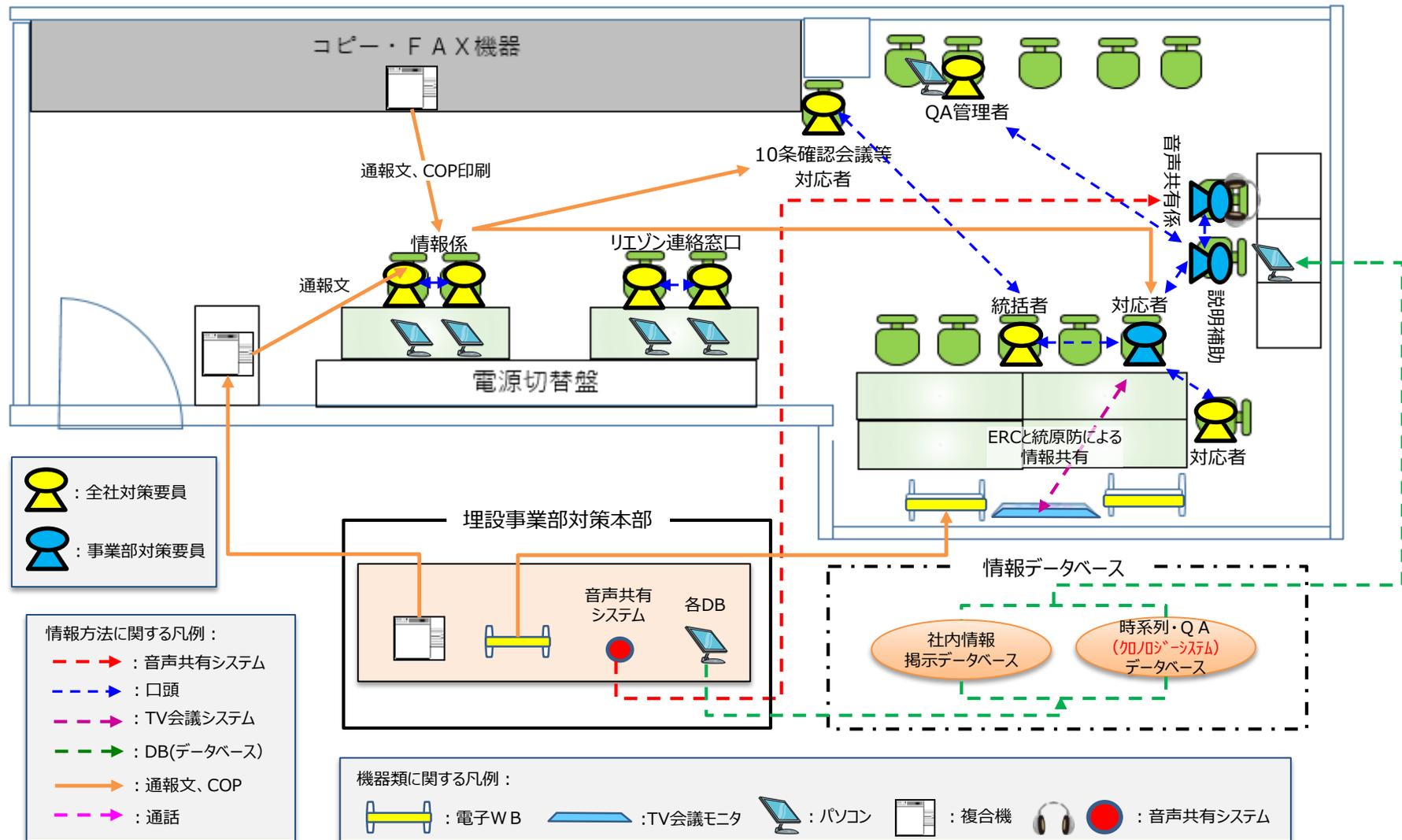
<事業部連絡員到着まで>

名称	対応者	実施すべき役割
統括者（全社）	全社対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 対応の全体統括（ERCプラント班への説明の優先順位の判断を含む）および全体の仕切り ・ E R C 対応者が本筋から外れた説明をした際の修正・フォロー、E A L 判断時の発話確認 ・ 1 0 条確認会議等対応者への情報共有、説明用の C O P の判断
1 0 条確認会議等対応者	全社対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0 条確認会議・1 5 条認定会議対応者
E R C 対応者（全社）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー ・ E R C 対応補助者から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 <ul style="list-style-type: none"> 【事業部連絡員（濃縮）（埋設）が到着するまでの間、加工施設・廃棄物埋設施設に係る以下の情報】 警戒態勢の発令、警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態経過連絡、第 1 次緊急時態勢の発令、原災法第 1 0 条通報、第 2 次緊急時態勢の発令、原災法第 1 5 条通報、原災法第 2 5 条報告、設備の状況（C O P , モニタリングポストデータ、プラントデータ等）、進展予測・事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、E R C 質問回答
E R C 対応補助者（全社） （説明補助）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 対応者（全社）への情報共有（説明すべき情報のスクリーニングを含む） ・ 説明の補助（資料（C O P , 通報文、備付け資料等）へのマーカーなど） ・ 説明用 C O P に最新情報を記入（情報が古い場合） ・ Q A 管理者から連絡を受けた質問回答を確認し、E R C 対応者（全社）へ情報共有 ・ サブスピーカー（メインスピーカー（E R C 対応者（全社）のフォロー）<緊急情報の割り込みも含む>） ・ E R C 対応者（全社）が不在の場合の代行者 ・ E R C 対応者（全社）へクロノロジーシステムの情報共有
E R C 対応補助者（全社） （音声共有係）埋設担当	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設事業部の状況について音声共有システムによる情報入手および情報提供 ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）へ埋設事業部のクロノロジーシステム情報共有
E R C 対応補助者（全社） （情報係）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設情報の E R C 対応補助者（全社）（説明補助）への提供 ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）に変更・追加点の説明 ・ E R C 対応ブース内の情報の全社対策本部事務局への提供 ・ E R C リエゾン連絡窓口への情報提供
E R C リエゾン連絡窓口	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C 派遣者（東京）との情報連絡窓口および E R C リエゾンへの資料送付 ・ リエゾンの Q A 管理
E R C Q A 管理者	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C プラント班からの質問事項をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C 対応補助者（全社）（説明補助）へ質問回答を指示する ・ 質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・ 適宜 Q A 管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す

2. E R C対応ブース (埋設) 配席図・構成・役割

＜事業部連絡員到着後＞

【H1】事務本館 E R C対応ブース <配席図、構成>



2. E R C対応ブース（埋設）配席図・構成・役割

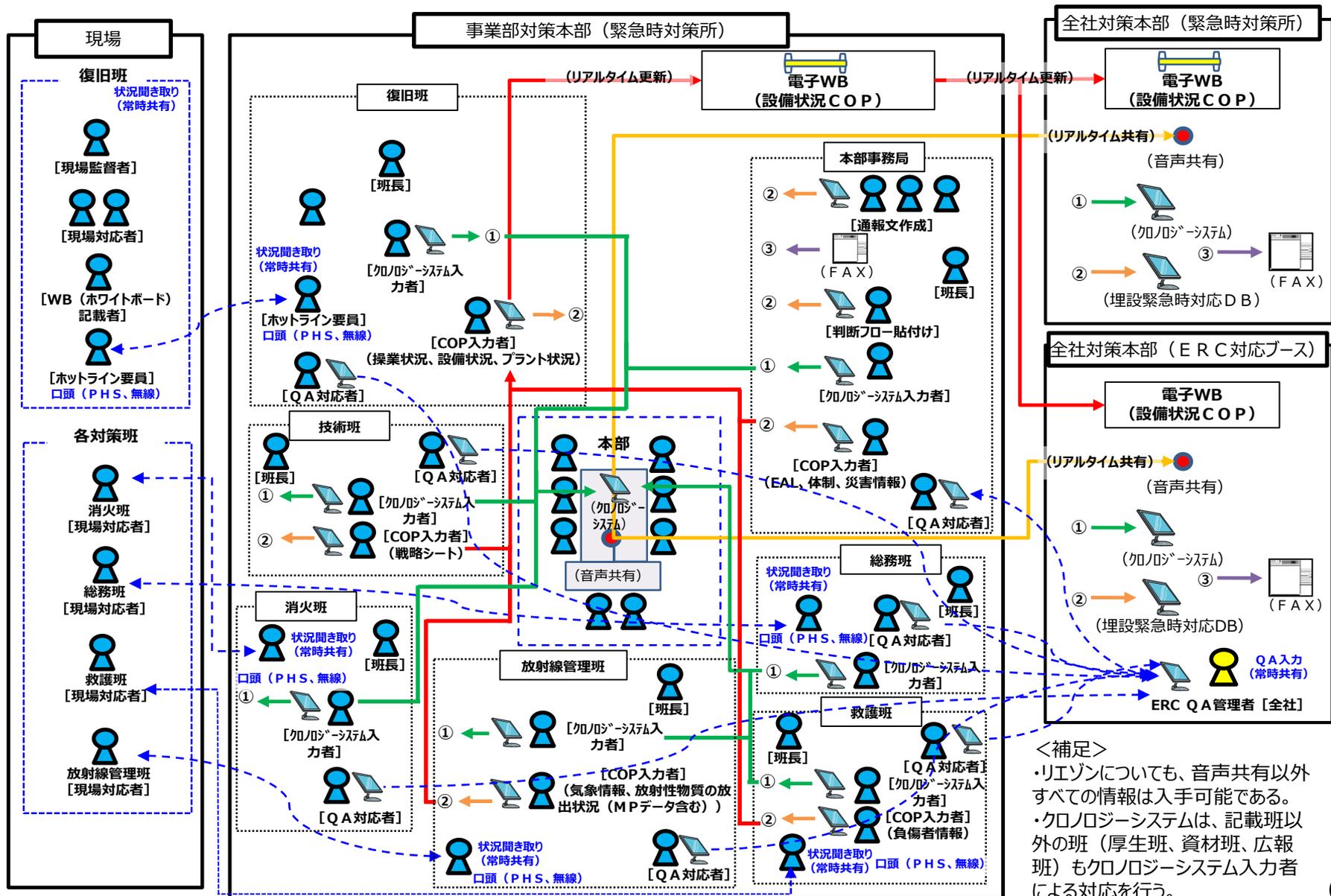
＜事業部連絡員到着後＞

名称	対応者	実施すべき役割
統括者（全社）	全社対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C対応の全体統括（ERCプラント班への説明の優先順位の判断を含む）および全体の仕切り ・ E R C対応者が本筋から外れた説明をした際の修正・フォロー、E A L判断時の発話確認 ・ 1 0条確認会議等対応者への情報共有
1 0条確認会議等対応者	全社対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 0条確認会議・1 5条認定会議対応者
E R C対応者（全社）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー（全体の仕切りの補助を兼ねる） ・ E R C対応補助者（全社）（情報係）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 全社関連情報（火災、負傷者の情報を含む）、後方支援関係の情報、E R C質問回答
事業部連絡要員 （E R C対応者（埋設））	埋設事業部対策要員	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインスピーカー ・ E R C対応補助者（埋設）から得た以下の情報について、統合原子力防災ネットワークを用い、情報提供をする。 警戒態勢の発令、警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態経過連絡、第1次緊急時態勢の発令、原災法第10条通報、第2次緊急時態勢の発令、原災法第15条通報、原災法第25条報告、設備の状況（C O P , モニタリングポストデータ、プラントデータ等）、進展予測・事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、E R C質問回答
E R C対応補助者（全社） （説明補助）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C対応者（埋設）への情報共有（説明すべき情報のスクリーニングを含む） ・ 説明の補助（資料（C O P , 通報文、備付け資料等）へのマーカーなど） ・ 説明用C O Pに最新情報を記入（情報が古い場合） ・ Q A管理者から連絡を受けた質問回答を確認し、E R C対応者（埋設）へ情報共有 ・ サブスピーカー（メインスピーカー（E R C対応者（埋設）のフォロー）＜緊急情報の割り込みも含む＞ ・ E R C対応者（埋設）が不在の場合の代行者 ・ E R C対応者（埋設）へクロノロジーシステムの情報共有
事業部連絡要員 （E R C対応補助者（埋設） 説明補助）	埋設事業部対策要員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記加えて、C O P , 通報文、クロノロジーシステムからの情報収集および情報整理 ・ ERCプラントとのC O Pの情報共有タイミングの判断 ・ E R C対応者（埋設）が不在の場合の代行者
事業部連絡要員 （E R C対応補助者（埋設） 音声共有係）	埋設事業部対策要員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設事業部の状況について音声共有システムによる情報入手および情報提供 ・ E R C対応補助者（埋設）（説明補助）へ埋設事業部のクロノロジーシステム情報共有
E R C対応補助者（全社） （情報係）	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設情報のE R C対応補助者（埋設）（説明補助）への提供 ・ E R C対応補助者（埋設）（説明補助）に変更・追加点の説明 ・ E R C対応ブース内の情報の全社対策本部事務局への提供 ・ E R Cリエゾン連絡窓口への情報提供
ERCリエゾン連絡窓口	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R C派遣者（東京）との情報連絡窓口 ・ E R Cリエゾンへの資料送付・管理 ・ リエゾンのQA管理
E R C Q A管理者	全社対策要員 （全社対策本部員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R Cプラント班からの質問事項をクロノロジーシステムに入力する ・ E R C対応補助者へ質問回答を指示する ・ 質問回答が完了後、クロノロジーシステムにその旨を入力する ・ 適宜Q A管理表を確認し、回答の遅い事項について、回答を促す

※：各事業部の連絡員が到着しない場合は、ERC対応補助者（全社）（音声共有係）が、引き続き各事業部の情報入手および情報提供を行う。

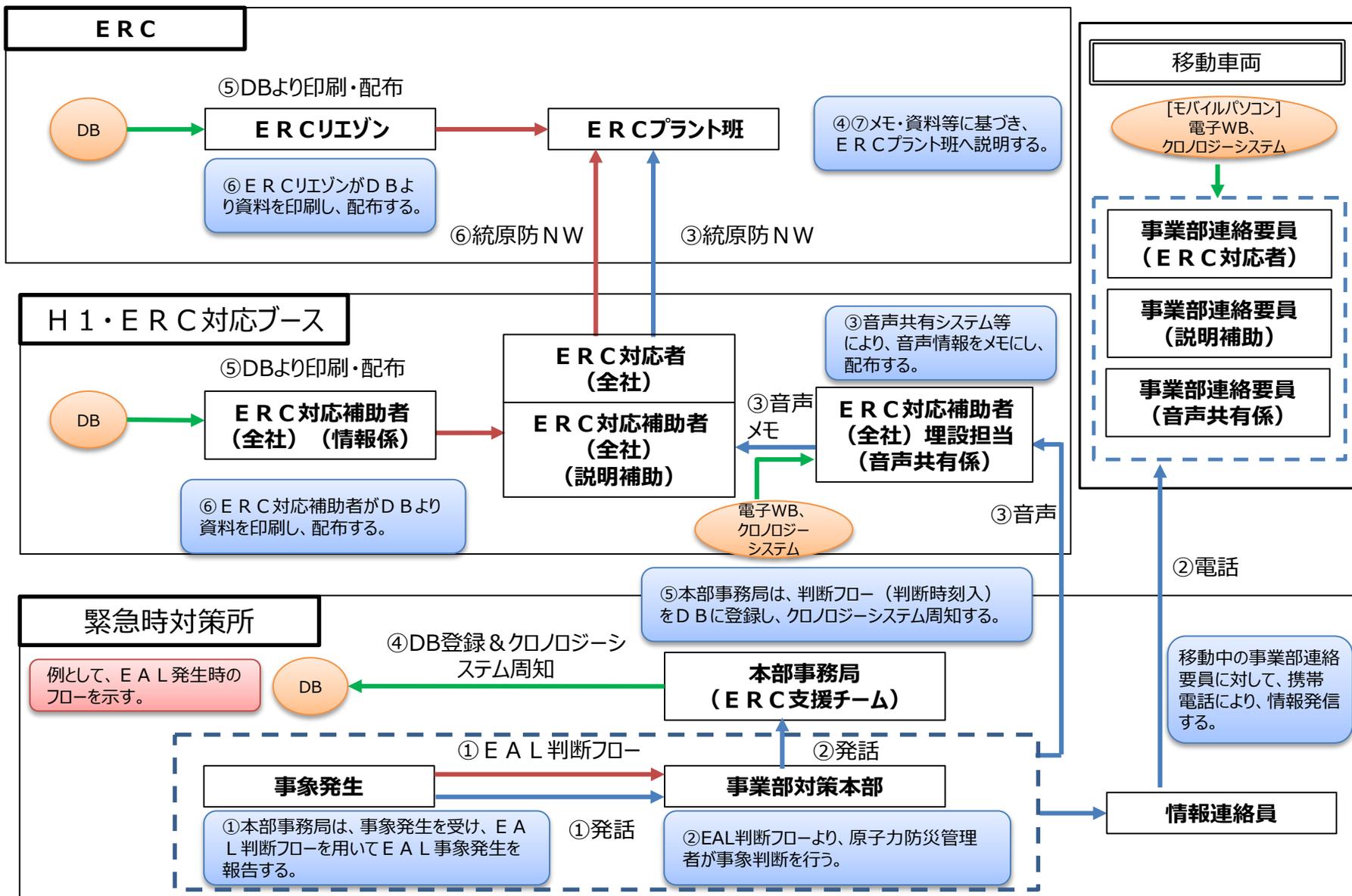
3 - a . 埋設事業部における全体情報フロー図

<現場⇔緊急時対策所⇒全社緊急時対策所（ERC対応ブース含む）の情報の流れ>



3-b. ERC対応ブース移動までの情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ



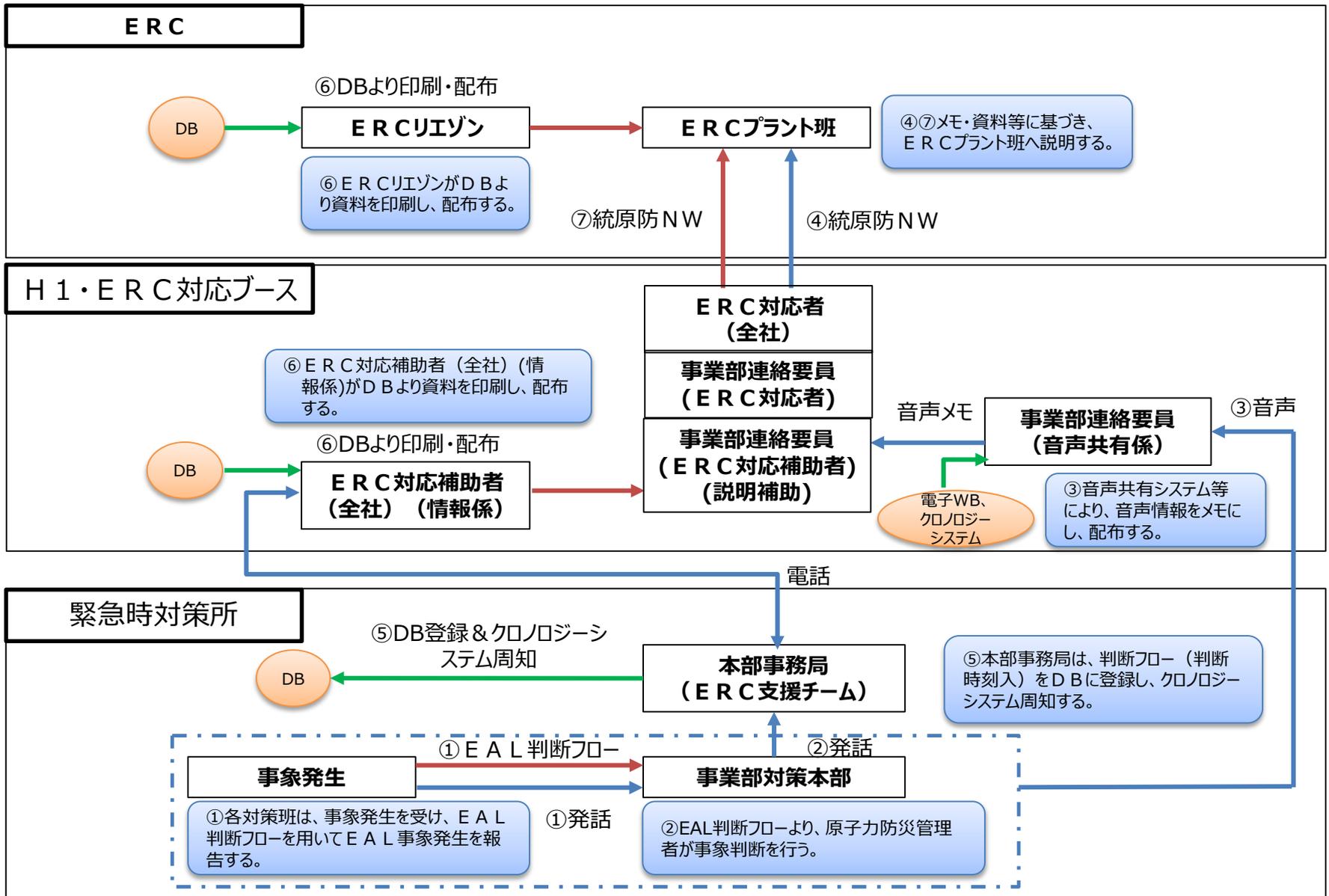
3-b. E R C対応ブース移動までの情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	事故・プラント状況の情報を入手した時	各対策班	本部内	事故・プラント状況の情報	発話・COP等
	本部内でブリーフィング等により事故・プラント状況を共有した時	対策本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	発話
②	①発話した時	情報連絡員	事業部連絡要員 (音声共有係)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	携帯電話
		対策本部長 (原子力防災管理者)	E R C対応補助者(全社) (音声共有係)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	音声共有システム
③	②の情報を受領し、E R C対応ブースで共有した時	E R C対応者(全社) およびE R C対応補助者(全社) (説明補助)	E R Cプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	統原防NW
④	①発話した時	本部事務局 (E R C支援チーム)	・E R C対応補助者(全社) (情報係) ・E R Cリエゾン	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	社内NW(D B登録/クロノロジーシステム周知)
⑤	④よりDB登録された後	E R C対応補助者(全社) (情報係)	E R C対応者(全社) およびE R C対応補助者(全社) (説明補助)	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	DB資料印刷・配布
		E R Cリエゾン	E R Cプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	DB資料印刷・配布
⑥	⑤受領後、E R C対応ブースで共有した時	E R C対応者(全社) およびE R C対応補助者(全社) (説明補助)	E R Cプラント班	ブリーフィング等により共有された事故・プラント状況	統原防NW

※事業部連絡員は、E R Cブースへ車両移動中②の共有方法以外に、モバイルパソコンにより電子WBおよびクロノロジーシステムの内容を確認する。

3-c. EALに関する情報フロー

青：音声
赤：資料
緑：データ

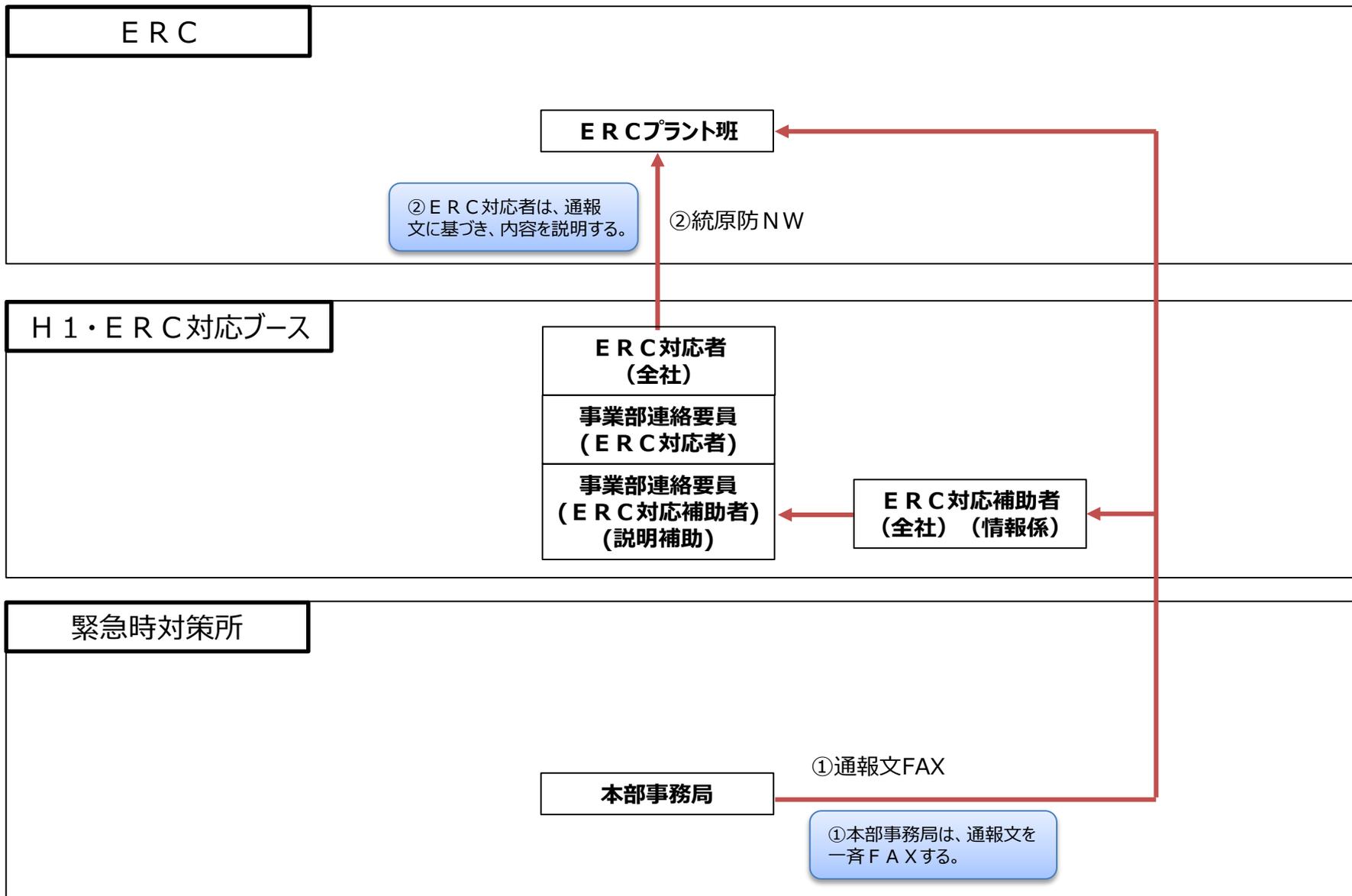


3-c. EALに関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	EAL該当事象発生時	該当するEALを観察する対策班	本部内	EALに該当するプラント状況になった旨を報告	EAL判断フロー（発話）
②	①報告了解後	対策本部長（原子力防災管理者）	緊急時対策所内	EAL該当事象発生判断情報	発話（ブリーフィング）
③	②によりEAL該当事象発生を判断した時	対策本部長（原子力防災管理者）	事業部連絡要員（ERC対応補助者（音声共有係））	EAL該当事象発生情報	音声共有システム
④	③受領後、ERC対応ブースで共有した時	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	ERCプラント班	EAL該当事象発生（速報）	統原防NW
⑤	②によりEAL判断フローを作成した時	本部事務局（ERC支援チーム）	・ERC対応補助者（全社）（情報係） ・ERCリエゾン	EAL判断フロー	社内NW（DB登録/クロノジーシステム周知）
⑥	⑤よりDB登録された後	ERC対応補助者（全社）（情報係）	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	EAL判断フロー	DB資料印刷・配布
		ERCリエゾン	ERCプラント班	EAL判断フロー	DB資料印刷・配布
⑦	⑥受領後、ERC対応ブース内で共有した時	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	ERCプラント班	EAL判断フロー（確定）	統原防NW

3-d. 通報文に関する情報フロー

赤：資料



3-d. 通報文に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	通報連絡したとき	本部事務局	・ERCプラント班 ・ERC対応補助者 (全社) (情報係)	各種通報文	F A X
②	②受領後、ERCチーム 内で共有した時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応補 助者 (説明補助))	ERCプラント班	各種通報文	統原防NW

<補足>

- 着信確認の都度、事象内容は統原防NWで説明することをERCに確認し、了承が得られた場合、説明は省略する。
- 通報文を説明する前に、EAL判断フローにて主要な内容は説明していることが考えられるため、説明省略の了解を得た場合には、説明は省略する。

3-e. 事故・プラント状況に関する情報フロー

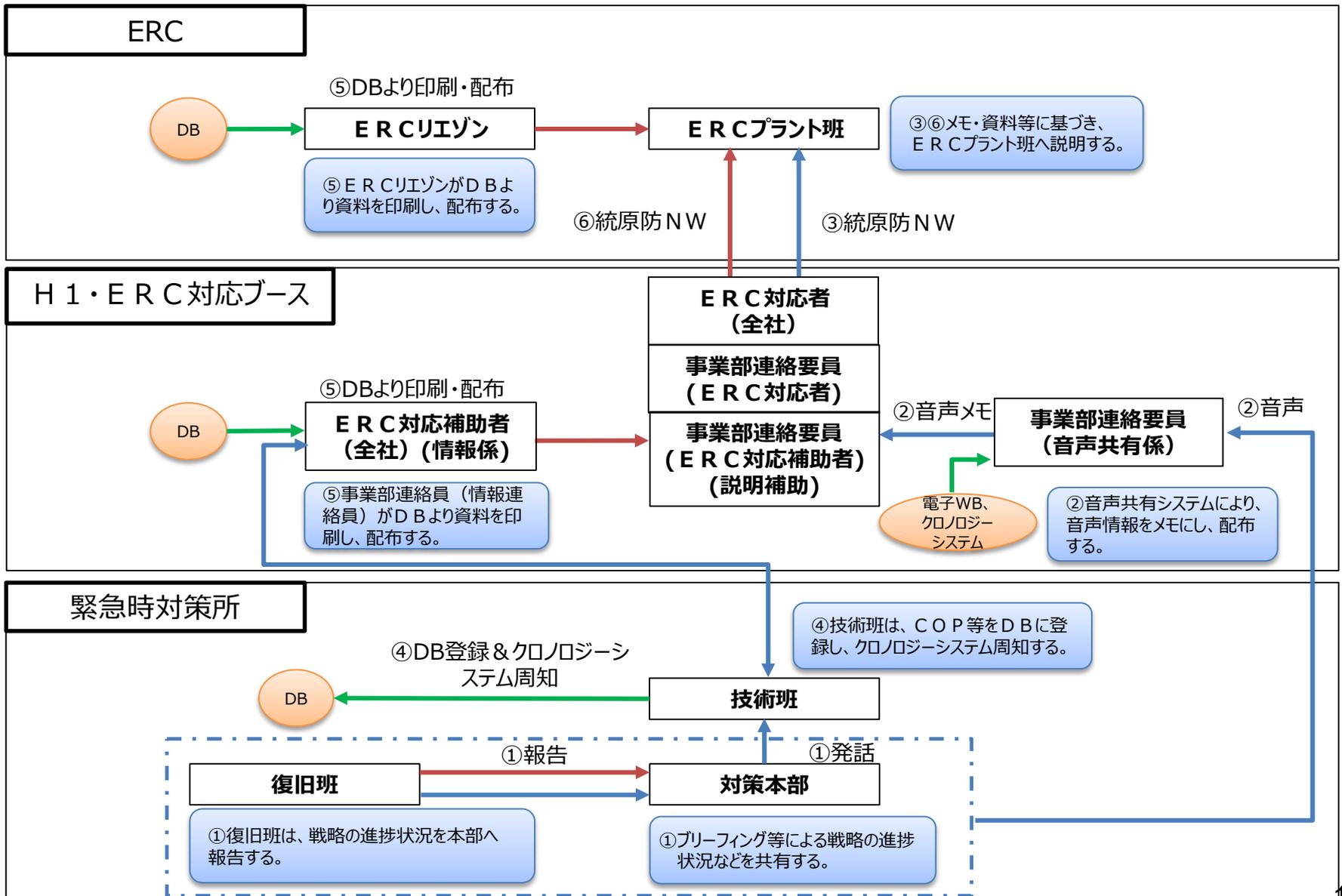
	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	事故・プラント状況の情報を入手した時	各対策班	本部内	事故・プラント状況の情報	発話・COP等
			事業部連絡要員（ERC対応補助者（音声共有係））	事故・プラント状況の情報	音声共有システム
	本部内でブリーフィングを実施した時	対策本部長（原子力防災管理者）	緊急時対策所内	事故・プラント状況の情報	発話
			事業部連絡要員（ERC対応補助者（音声共有係））	事故・プラント状況の情報	音声共有システム
②	①より情報が共有された時	事業部連絡要員（ERC対応補助者（音声共有係））	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	事故・プラント状況の情報	音声情報メモ
③	②により音声メモを受け取った時	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	ERCプラント班	事故・プラント状況の情報（速報）	統原防NW
④	①により、発話後	各対策班	・ERC対応補助者（全社）（情報係） ・ERCリエゾン	COP等	社内NW（DB登録/クロノジーシステム周知）
⑤	④確認後	ERC対応補助者（全社）（情報係）	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	COP等	DB資料印刷・配布
		ERCリエゾン	ERCプラント班	COP等	DB資料印刷・配布
⑥	⑤受領後、ERCチーム内で共有した時	事業部連絡要員（ERC対応者およびERC対応補助者（説明補助））	ERCプラント班	COP等	統原防NW

3-f. 事象収束戦略に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	事象収束戦略の立案・変更の都度	技術班	対策本部内	COP (戦略シート)	発話
②	ブリーフィングが必要と判断した時	対策本部長 (原子力防災管理者)	緊急時対策所内	事象収束戦略	発話 (決定)
			事業部連絡要員 (ERC 対応補助者 (音声共有 係))	事象収束戦略 (ブリーフィング内容)	音声共有システム
③	②により事象収束戦略が共有された時	事業部連絡要員 (ERC 対応補助者 (音声共有 係))	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	事象収束戦略	音声情報メモ
④	③により音声情報メモを受け取った時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ERCプラント班	事象収束戦略 (速報)	統原防NW
⑤	②ブリーフィング後、戦略が決定した時	技術班	・ERC対応補助者 (全 社) (情報係) ・ERCリエゾン	COP (戦略シート)	社内NW (DB登録/クロノ ジシステム周知)
⑥	⑤確認後	ERC対応補助者 (全 社) (情報係)	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	COP (戦略シート)	DB資料印刷・配布
		ERCリエゾン	ERCプラント班	COP (戦略シート)	DB資料印刷・配布
⑦	⑥受領後、ERCチーム内で共有した時	事業部連絡要員 (ERC 対応者およびERC対応 補助者 (説明補助))	ERCプラント班	COP (戦略シート)	統原防NW

3-g. 戦略の進捗状況に関する情報フロー

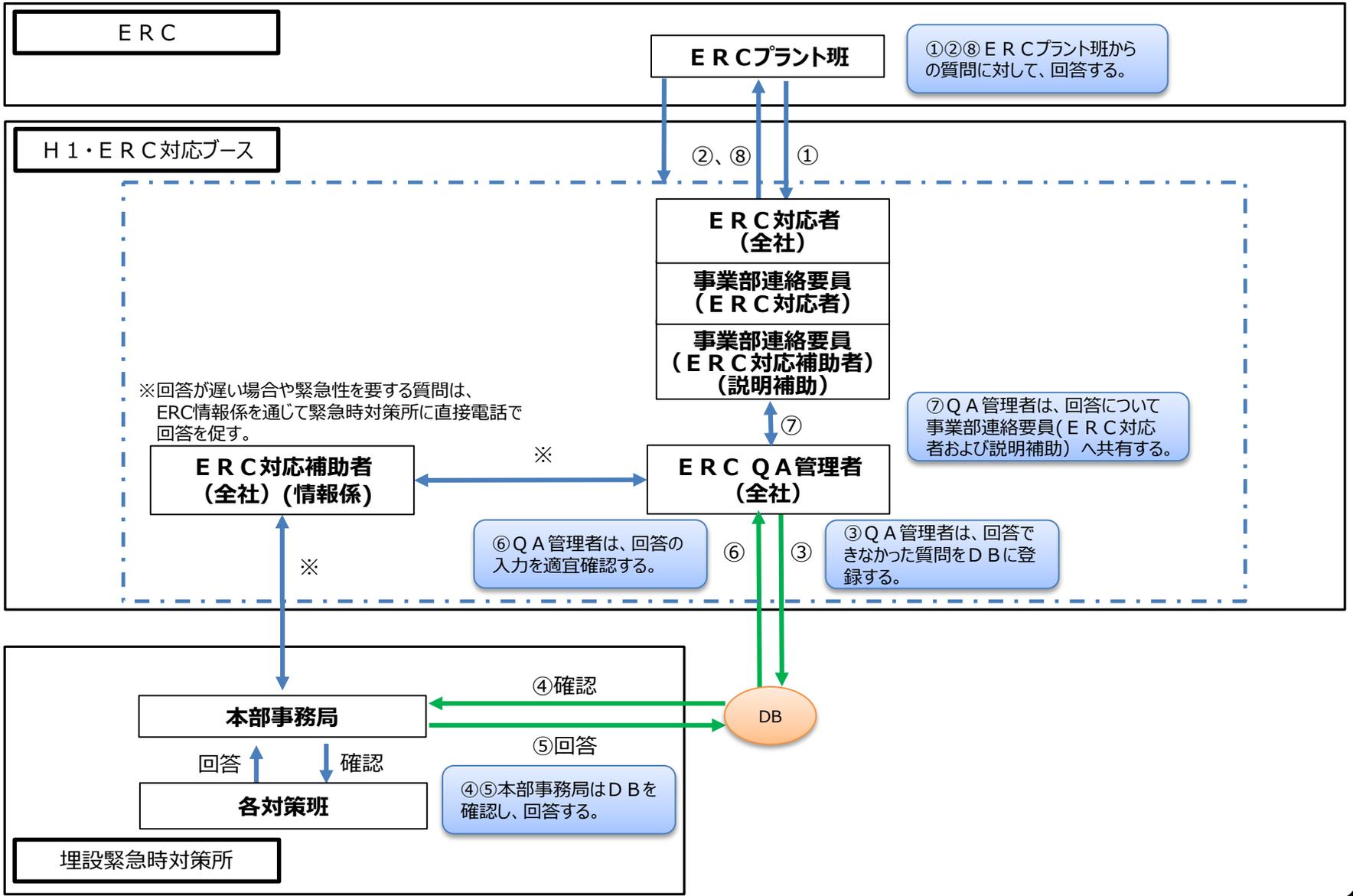
青：音声
赤：資料
緑：データ



3-g. 戦略の進捗状況に関する情報フロー

	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	戦略の進捗状況を入力した時	復旧班長	対策本部内 技術班	戦略の進捗状況	発話・COP等
			事業部連絡要員（ERC対応 補助者（音声共有係））	戦略の進捗状況	音声共有システム
②	①により、進捗状況を確認した時	事業部連絡要員（ERC 対応補助者（音声共有 係））	事業部連絡要員（ERC対応 者およびERC対応補助者（説 明補助））	戦略の進捗状況	音声情報メモ
③	②により音声情報メモ を受け取った時	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC 対応補助者（説明補 助））	ERCプラント班	戦略の進捗状況 （速報）	統原防NW
④	①により、発話後	技術班	・ERC対応補助者（全社） （情報係） ・ERCリエゾン	COP等	社内NW （DB登録/クロノ ジーシステム周知）
⑤	④確認後	ERC対応補助者（全 社）（情報係）	事業部連絡要員（ERC対応 者およびERC対応補助者（説 明補助））	COP等	DB資料印刷・配布
		ERCリエゾン	ERCプラント班	COP等	DB資料印刷・配布
⑥	⑤確認後、ERCチー ム内で共有した時	事業部連絡要員（ERC 対応者およびERC 対応補助者（説明補 助））	ERCプラント班	COP等	統原防NW

3-h. 質問対応に関する情報フロー



3-h. 質問対応に関する情報フロー

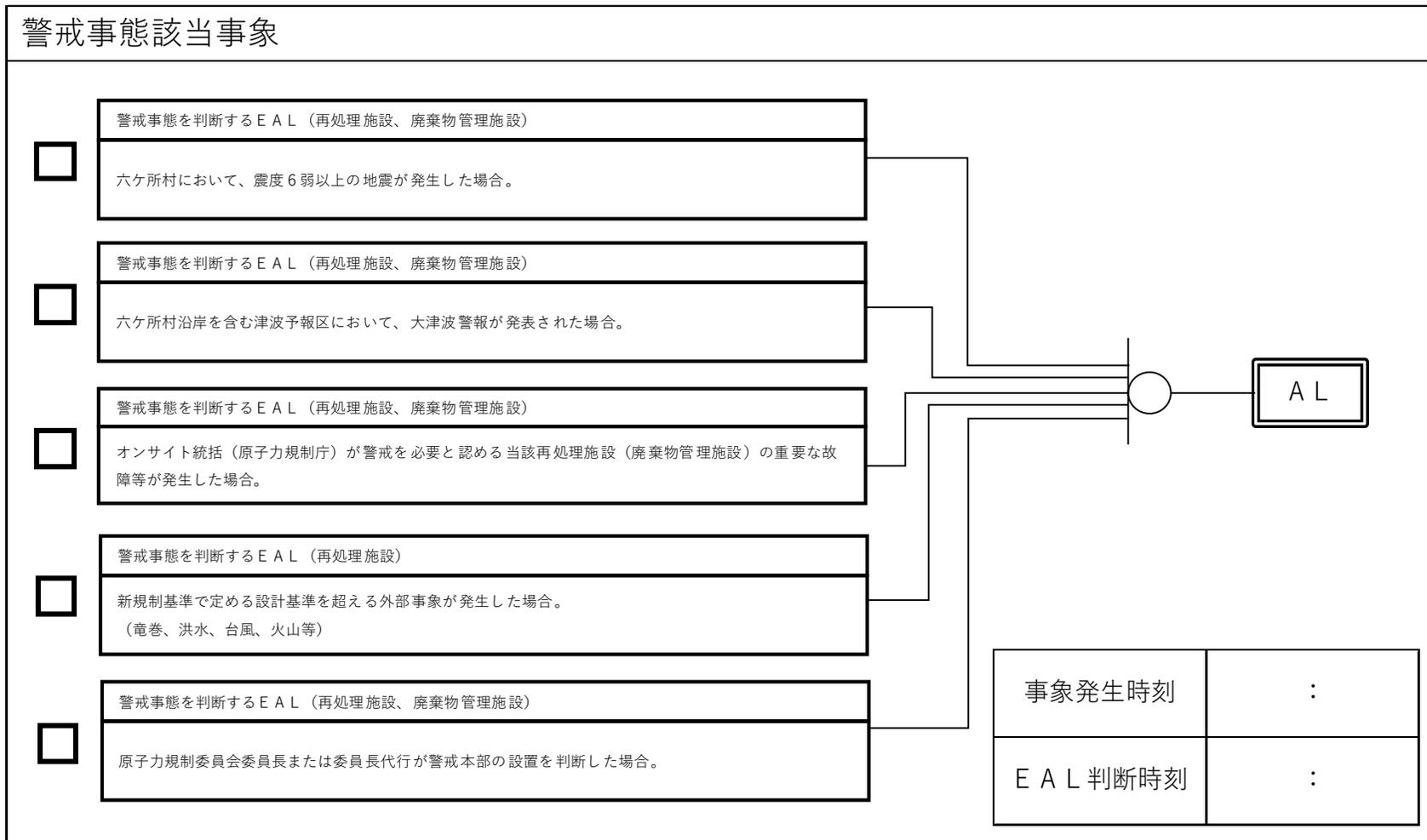
	いつ	誰が	誰に	何の情報を	どうやって
①	E R Cプラント班が質問がある時	E R Cプラント班	事業部連絡要員（E R C対応者およびE R C対応補助者（説明補助））	E R Cプラント班からの質問	統原防NW
②	①の質問に対して即時回答できる時	事業部連絡要員（E R C対応者およびE R C対応補助者（説明補助））	E R Cプラント班	質問に対する回答	統原防NW
③	①の質問に即時に回答できず、各対策班への確認が必要な時	E R C Q A管理者（全社）	事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）	E R Cプラント班からの質問	発話・D B登録
④	①の質問に即時に回答できず、各対策班への確認が必要な時	事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）	本部事務局	E R Cプラント班からの質問	発話
⑤	①の質問に即時に回答できず、各対策班への確認が必要な時	本部事務局	各対策班	E R Cプラント班からの質問	発話
⑥	質問回答の準備ができた時	各対策班	本部事務局	E R Cプラント班からの質問回答	発話
⑦	質問回答の準備ができた時	本部事務局	事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）	E R Cプラント班からの質問回答	発話・D B登録
⑧	⑦の情報をE R C対応チームで共有した時	事業部連絡要員（E R C対応者およびE R C対応補助者（説明補助））	E R Cプラント班	質問に対する回答	統原防NW

<補足>

回答が遅い場合や緊急性を要する質問は、事業部連絡要員（E R C対応補助者（説明補助））またはE R C対応補助者（全社）（情報係）を通じて緊急対策所の本部事務局へ直接電話で回答を促す。



【EAL判断フロー】 警戒事態該当事象 (AL)



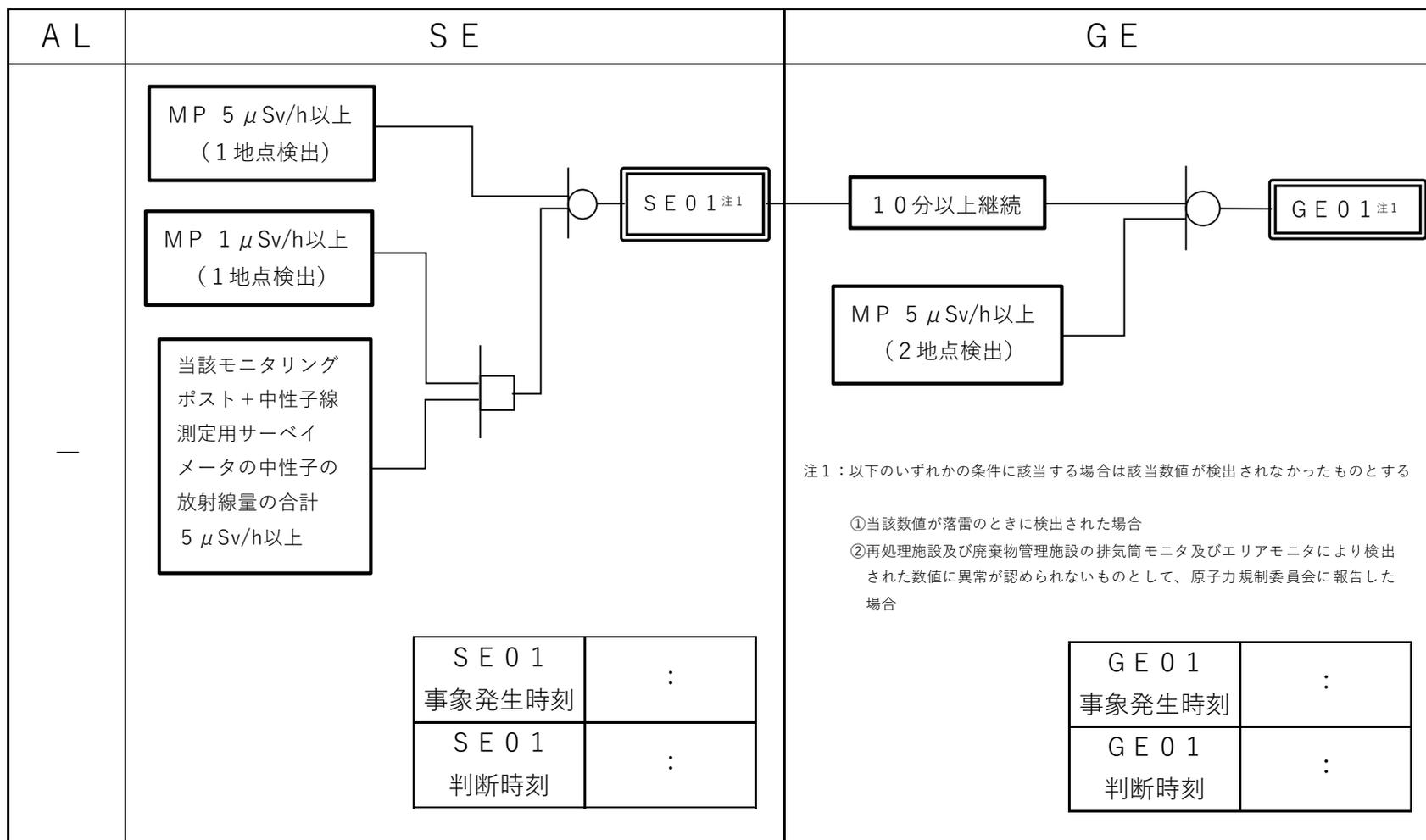
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (2/21)



【EAL判断フロー】 SE01/GE01



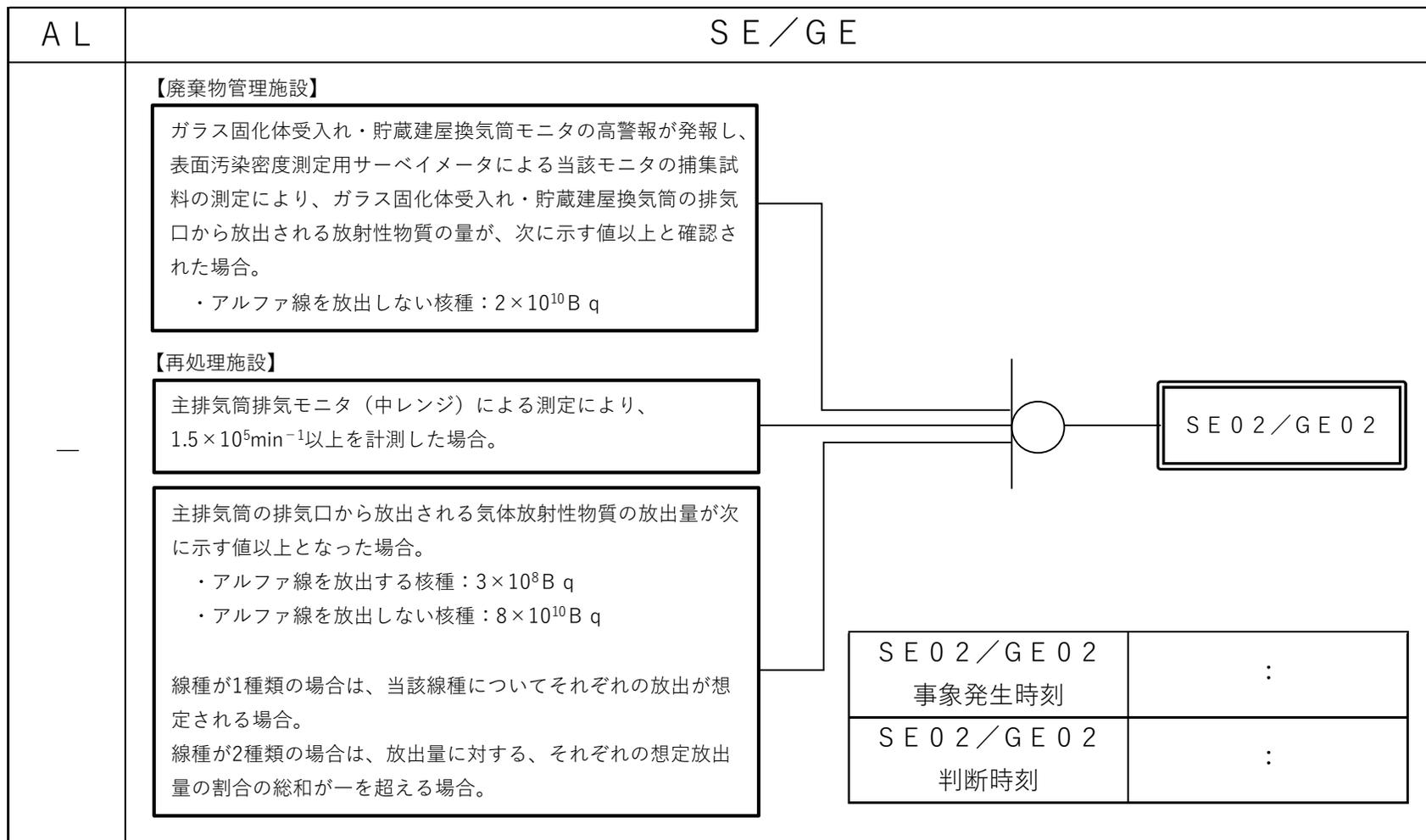
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (3 / 21)



【EAL判断フロー】 SE02/GE02



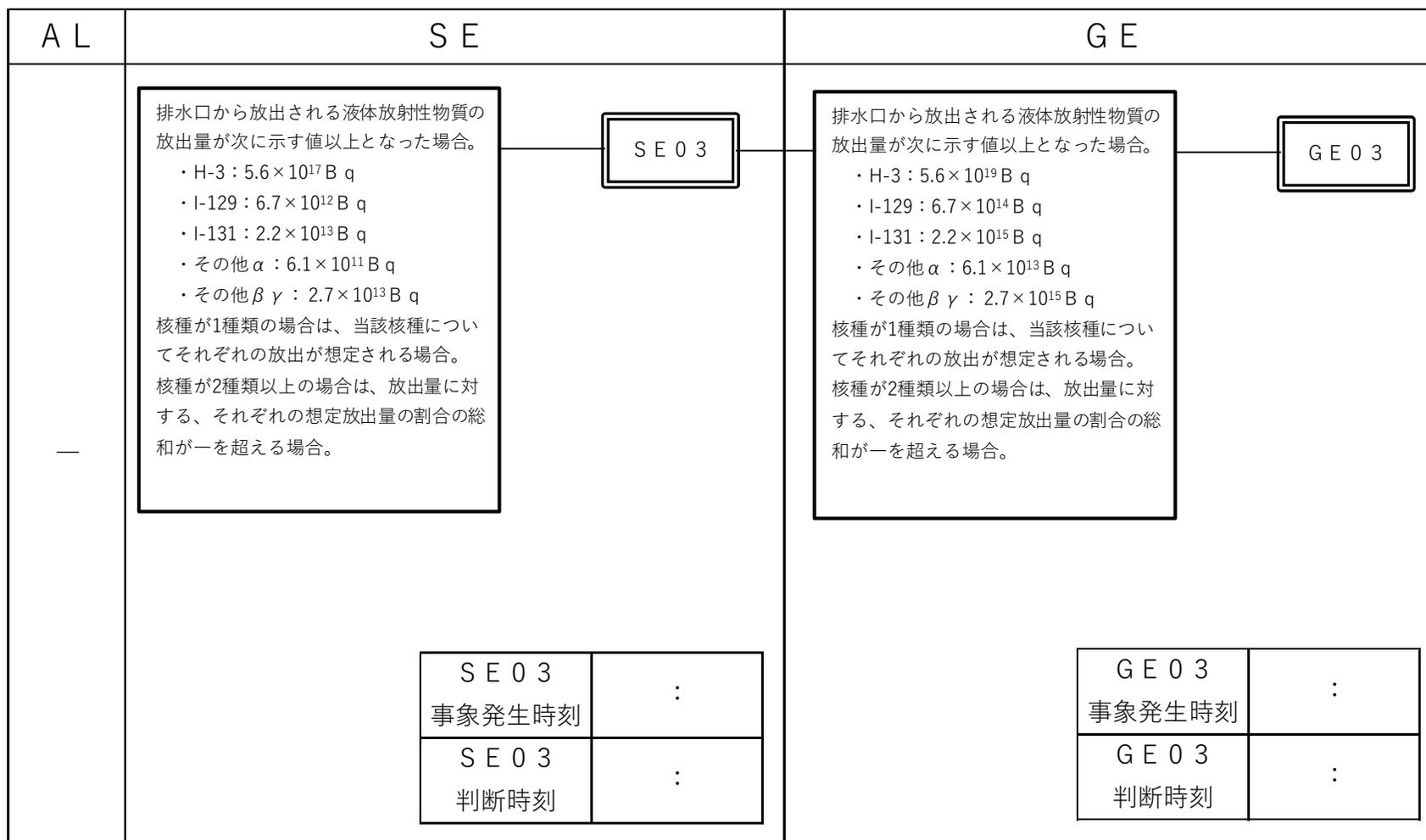
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (4 / 21)



【EAL判断フロー】 SE03 / GE03



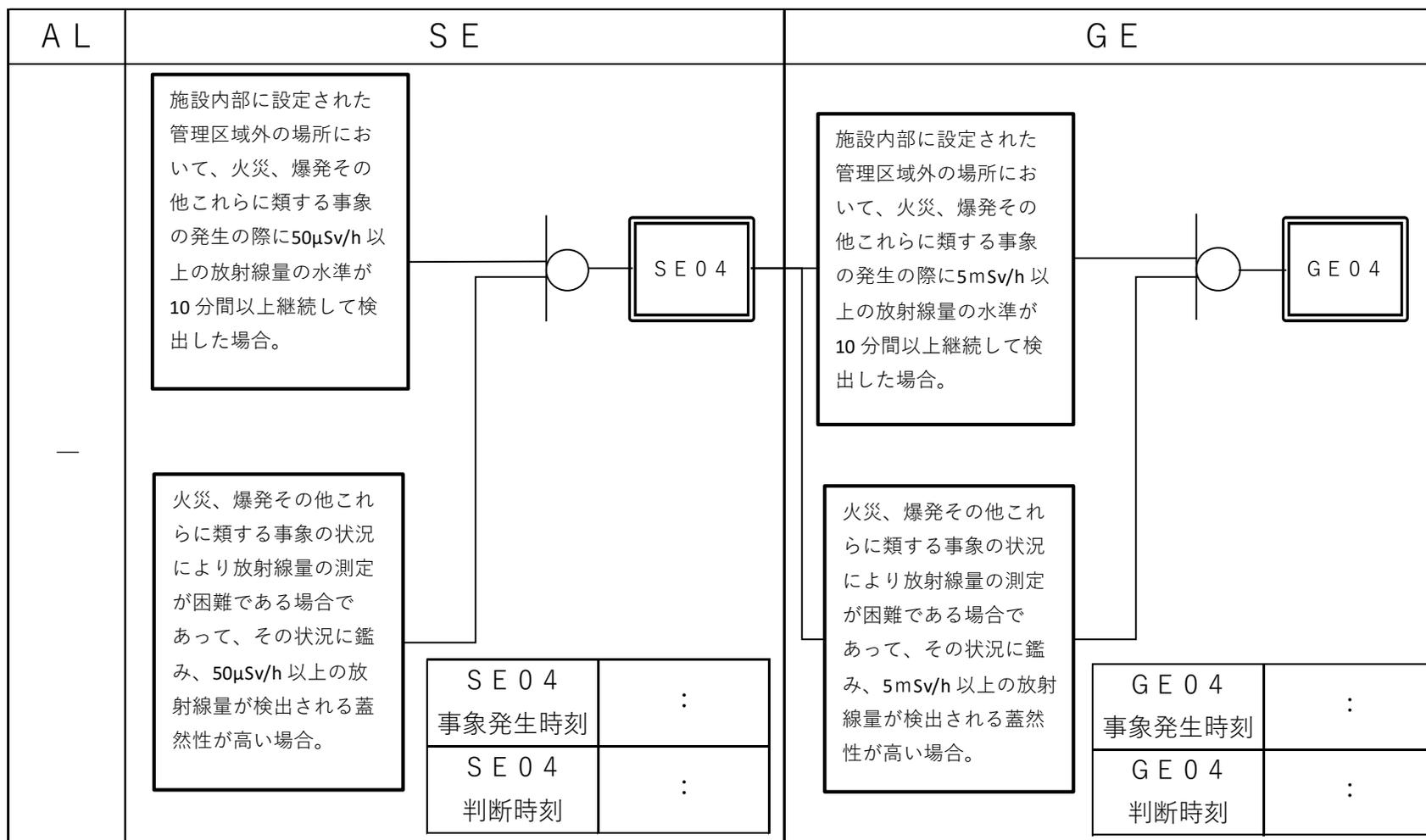
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (5 / 21)



【EAL判断フロー】 SE04 / GE04



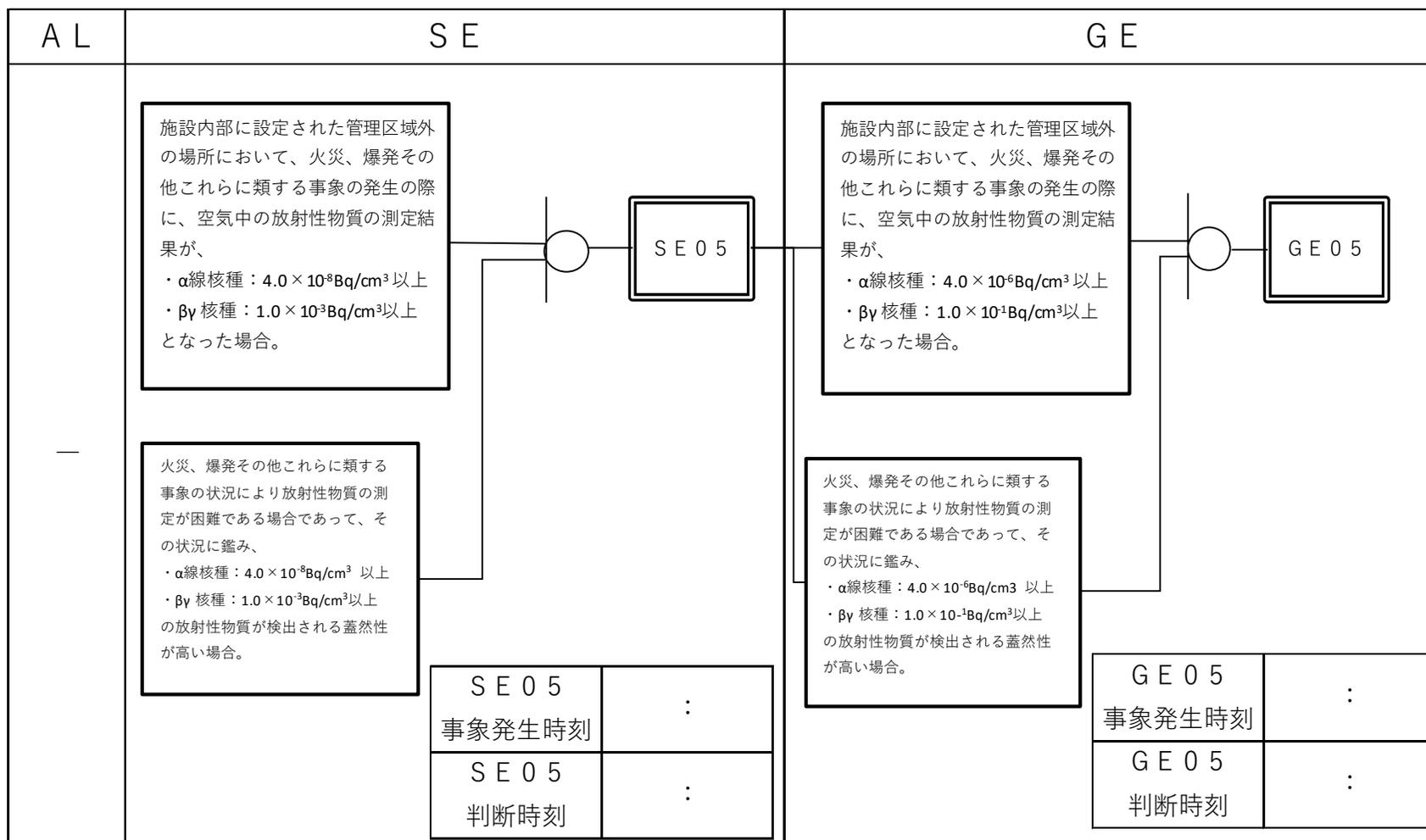
凡例：  ANDを示す

 ORを示す

EAL判断フロー (6 / 21)



【EAL判断フロー】 SE05 / GE05



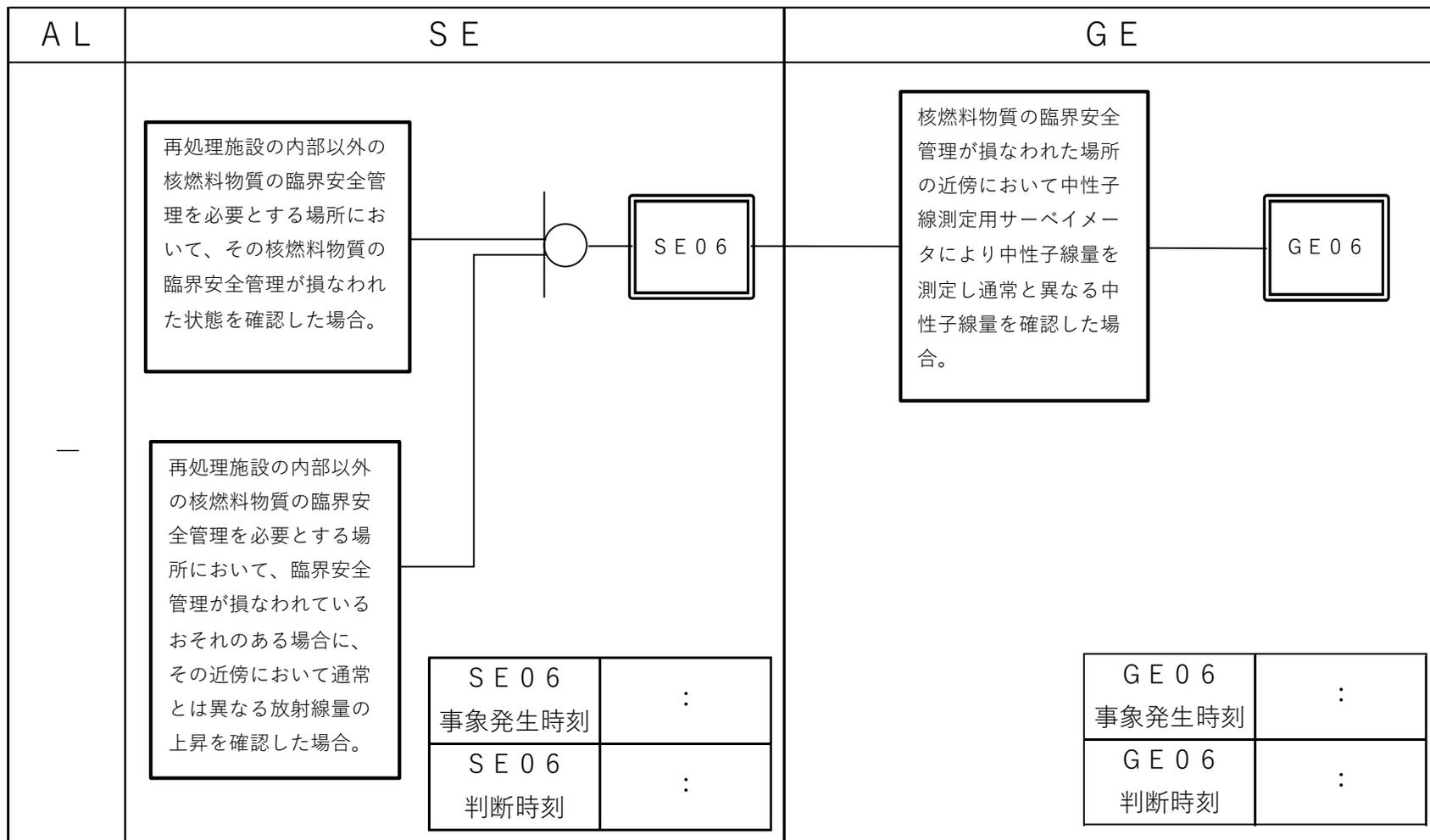
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (7 / 21)



【EAL判断フロー】 SE06 / GE06



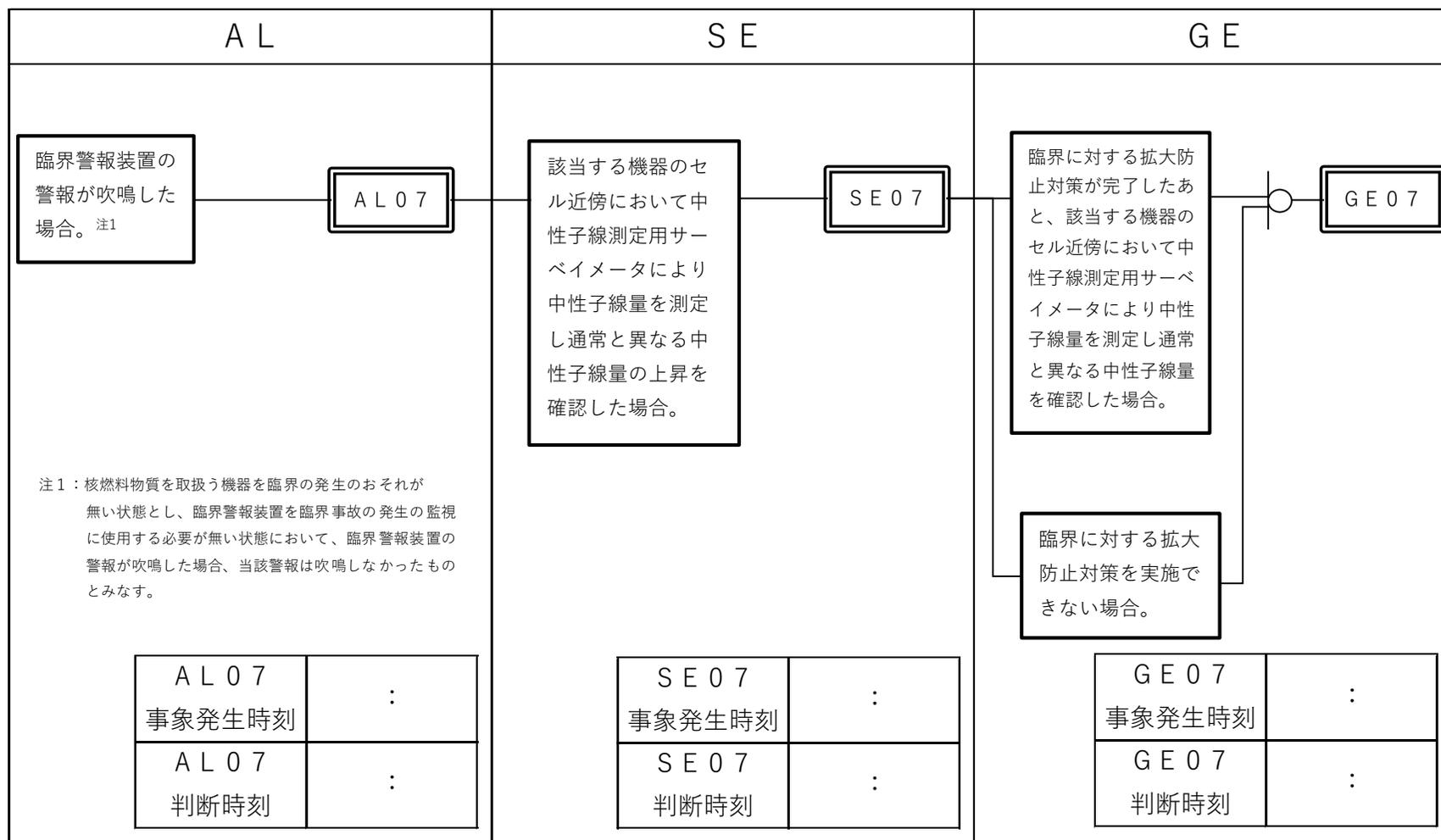
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (8 / 21)



【EAL判断フロー】 AL07 / SE07 / GE07



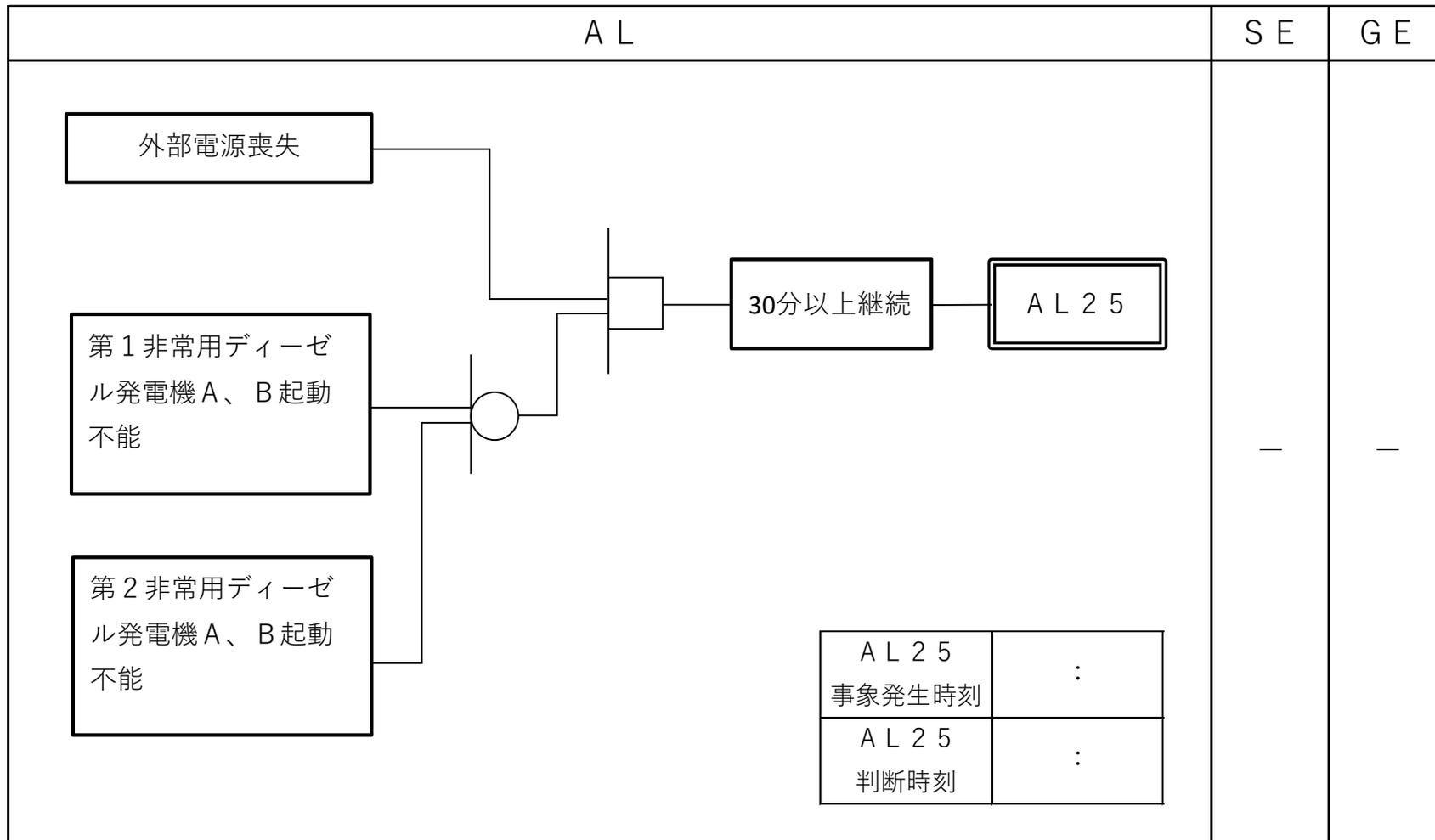
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (9 / 21)



【EAL判断フロー】 AL25



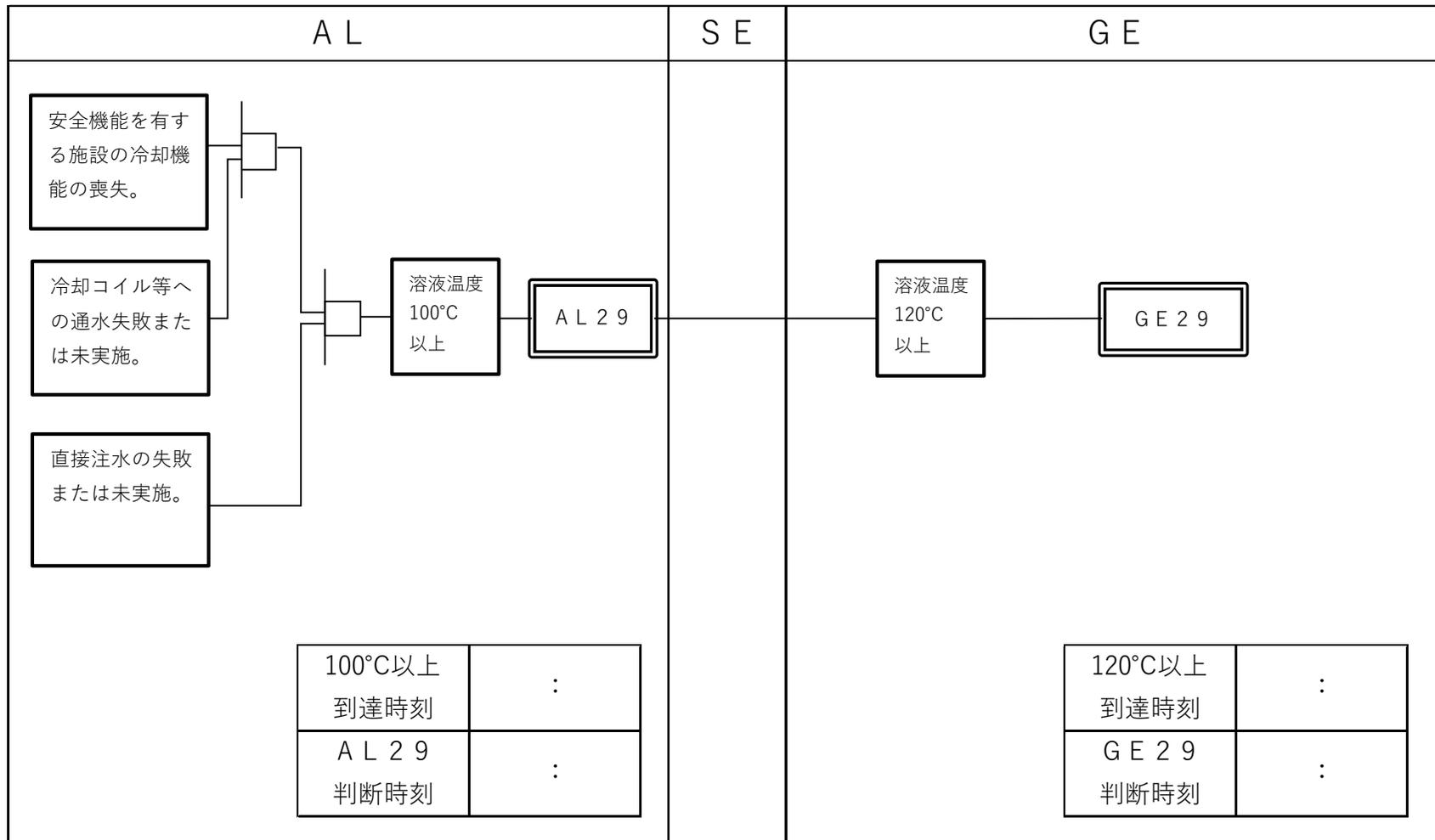
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (10/21)



【EAL判断フロー】 AL29/GE29



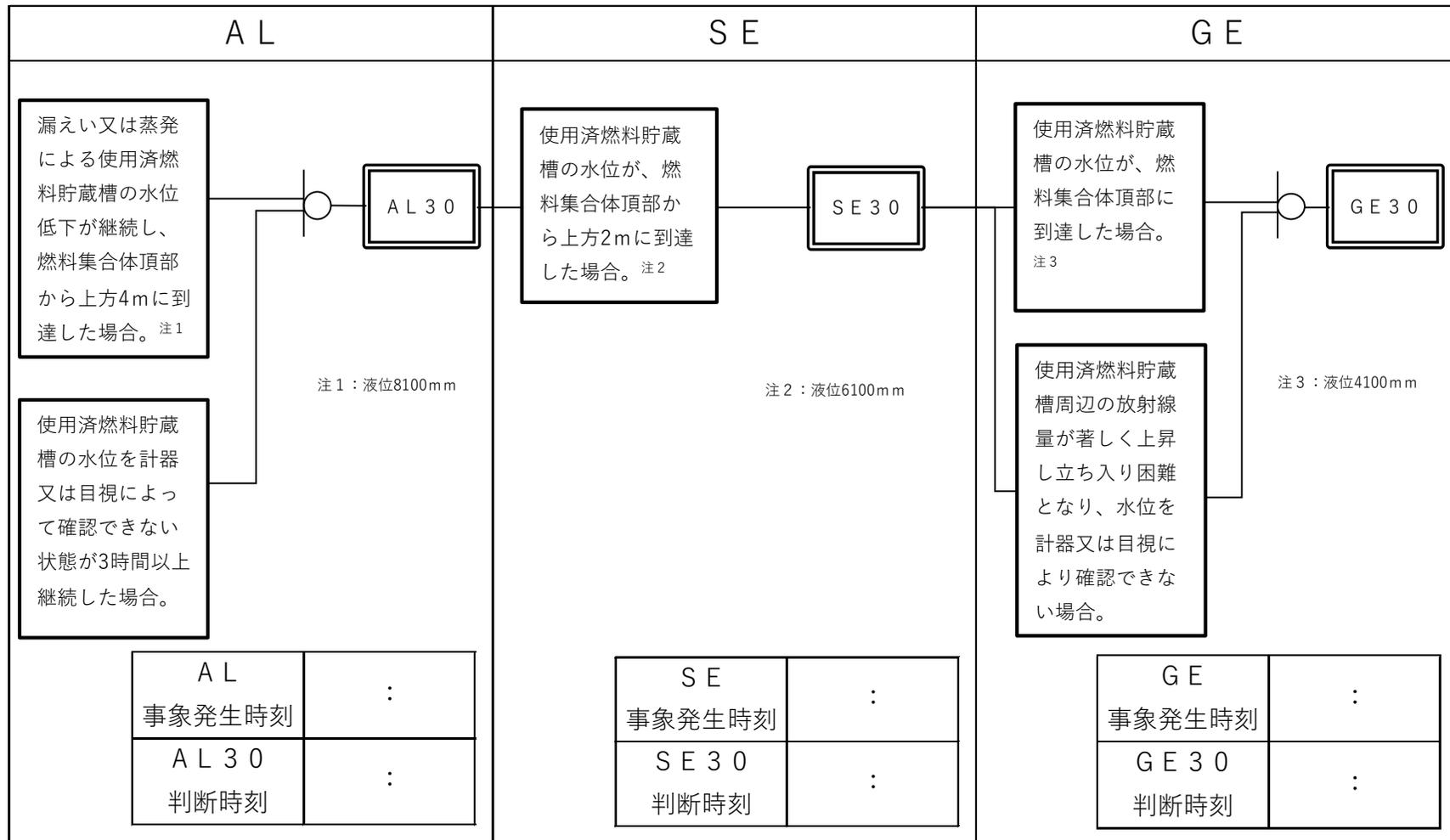
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (11/21)



【EAL判断フロー】 AL30/SE30/GE30



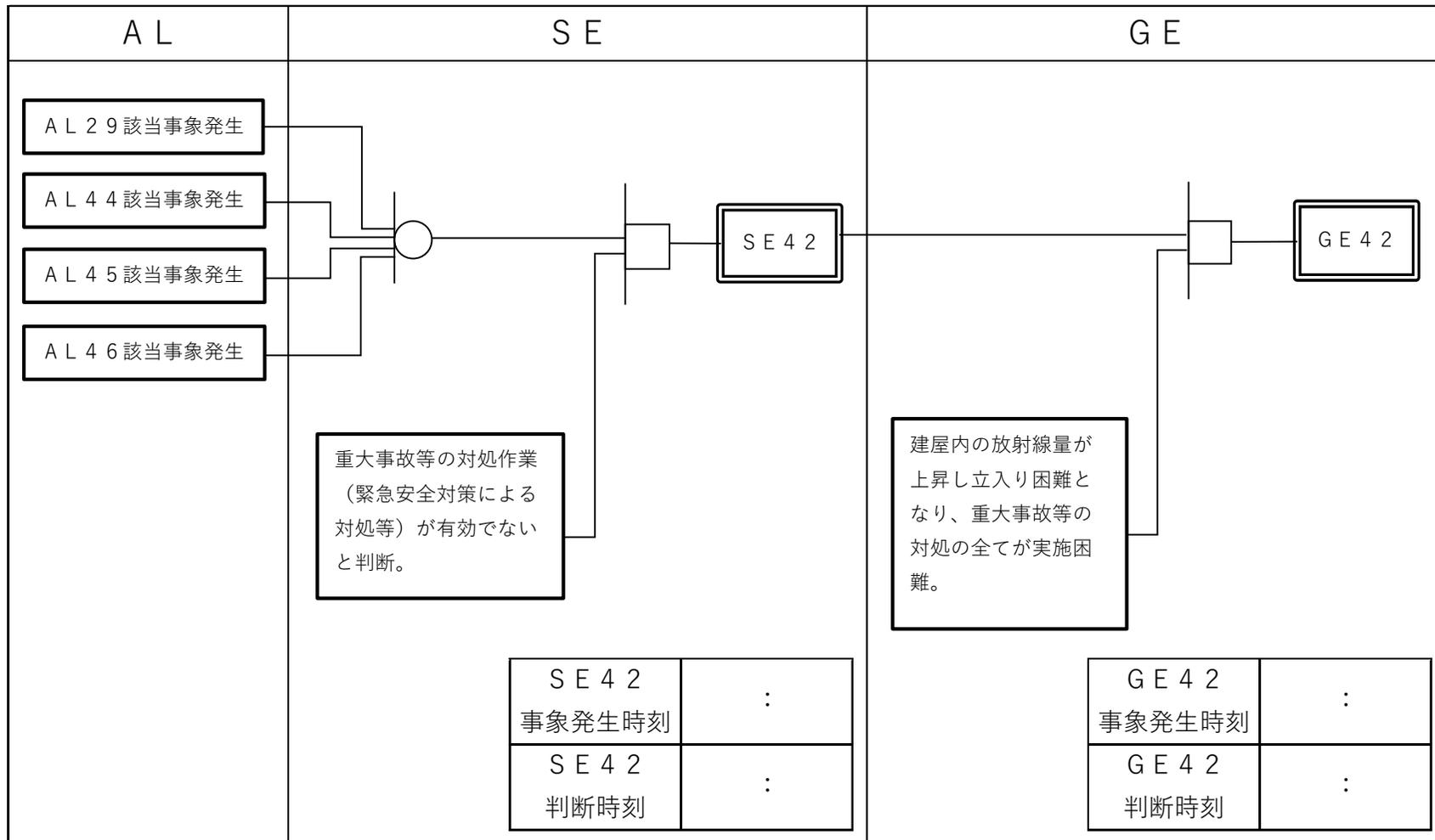
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (12/21)



【EAL判断フロー】 SE42/GE42



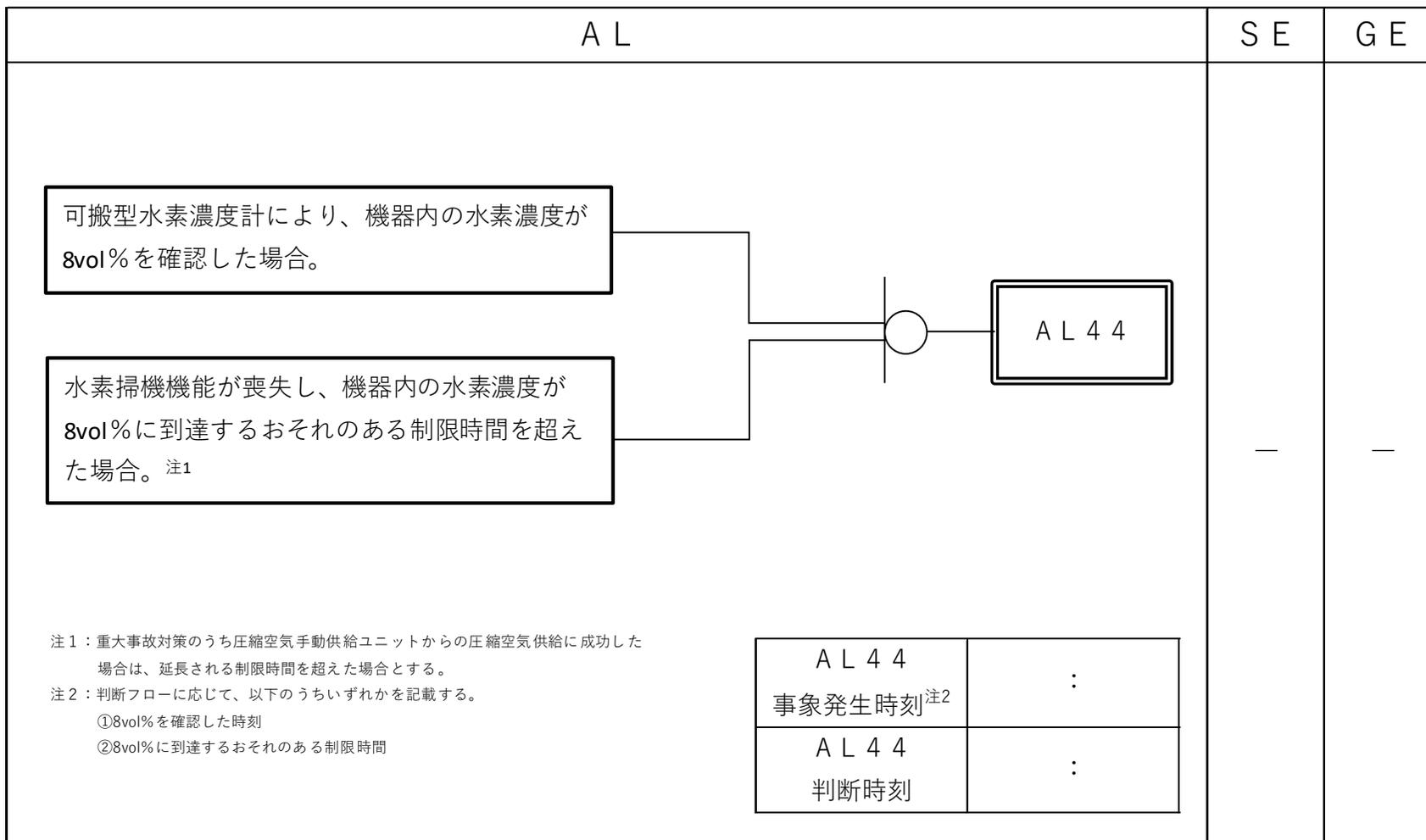
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (13 / 21)



【EAL判断フロー】 AL44



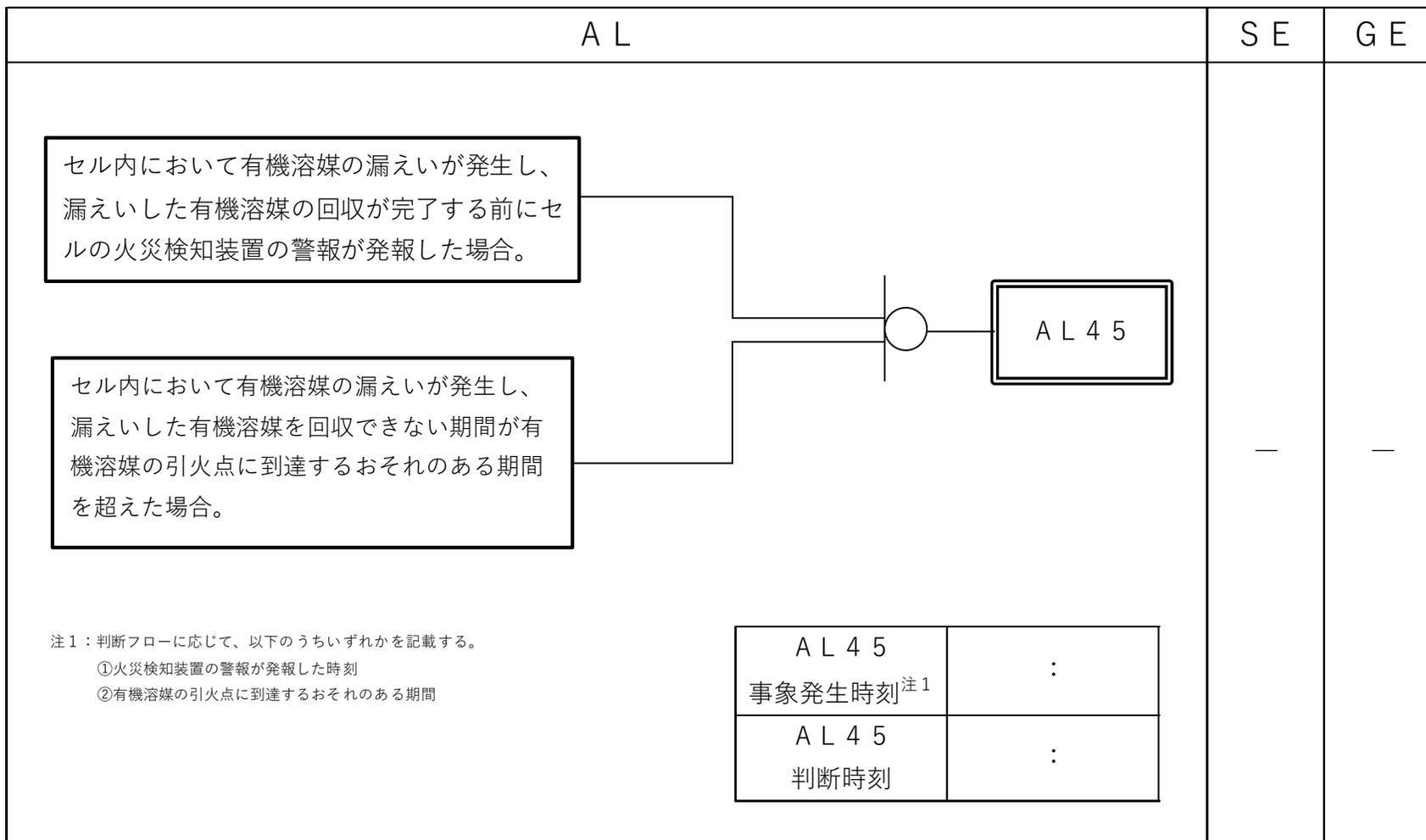
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (14 / 21)



【EAL判断フロー】 AL45



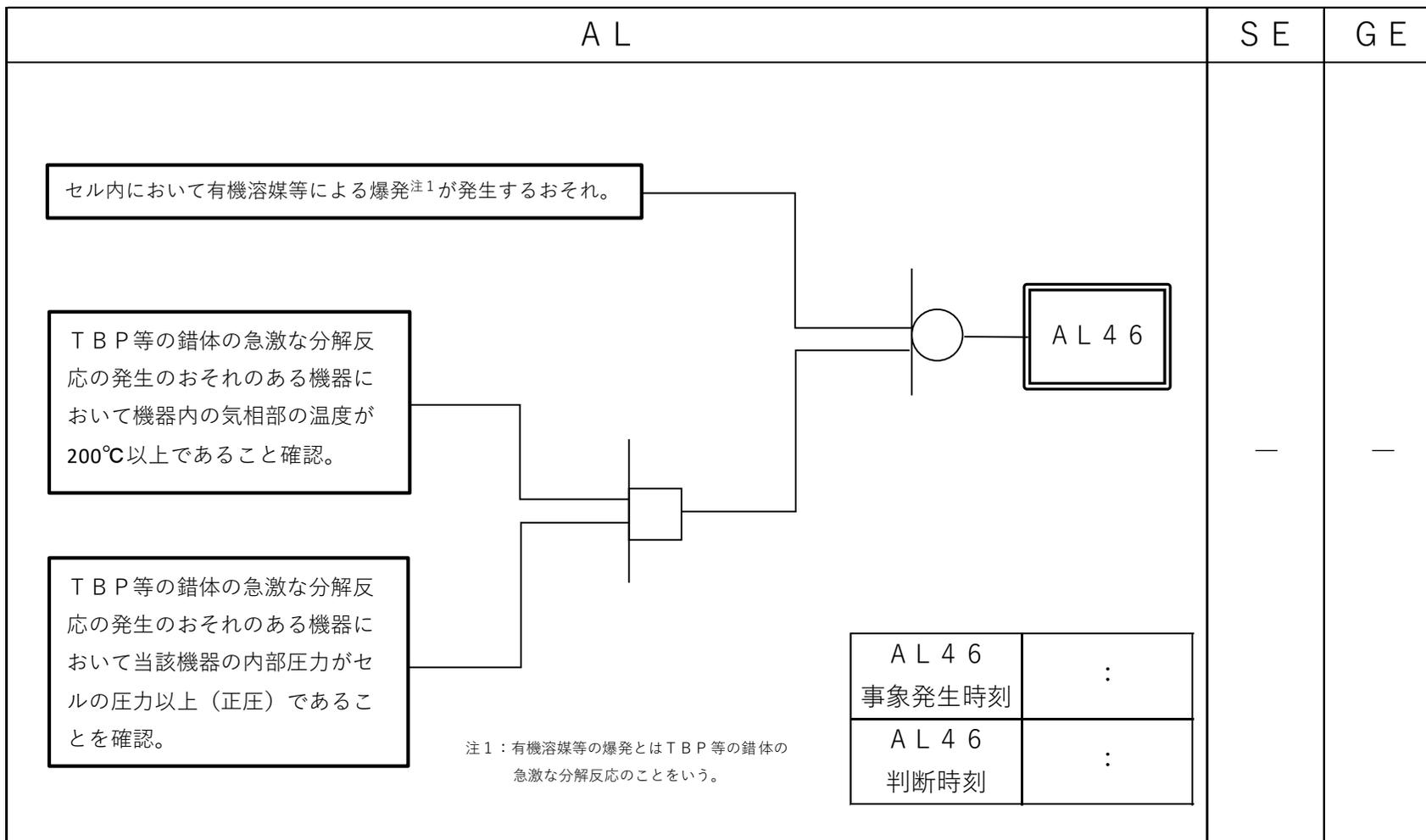
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (15 / 21)



【EAL判断フロー】 AL46



注1：有機溶媒等の爆発とはT B P等の錯体の急激な分解反応のことをいう。

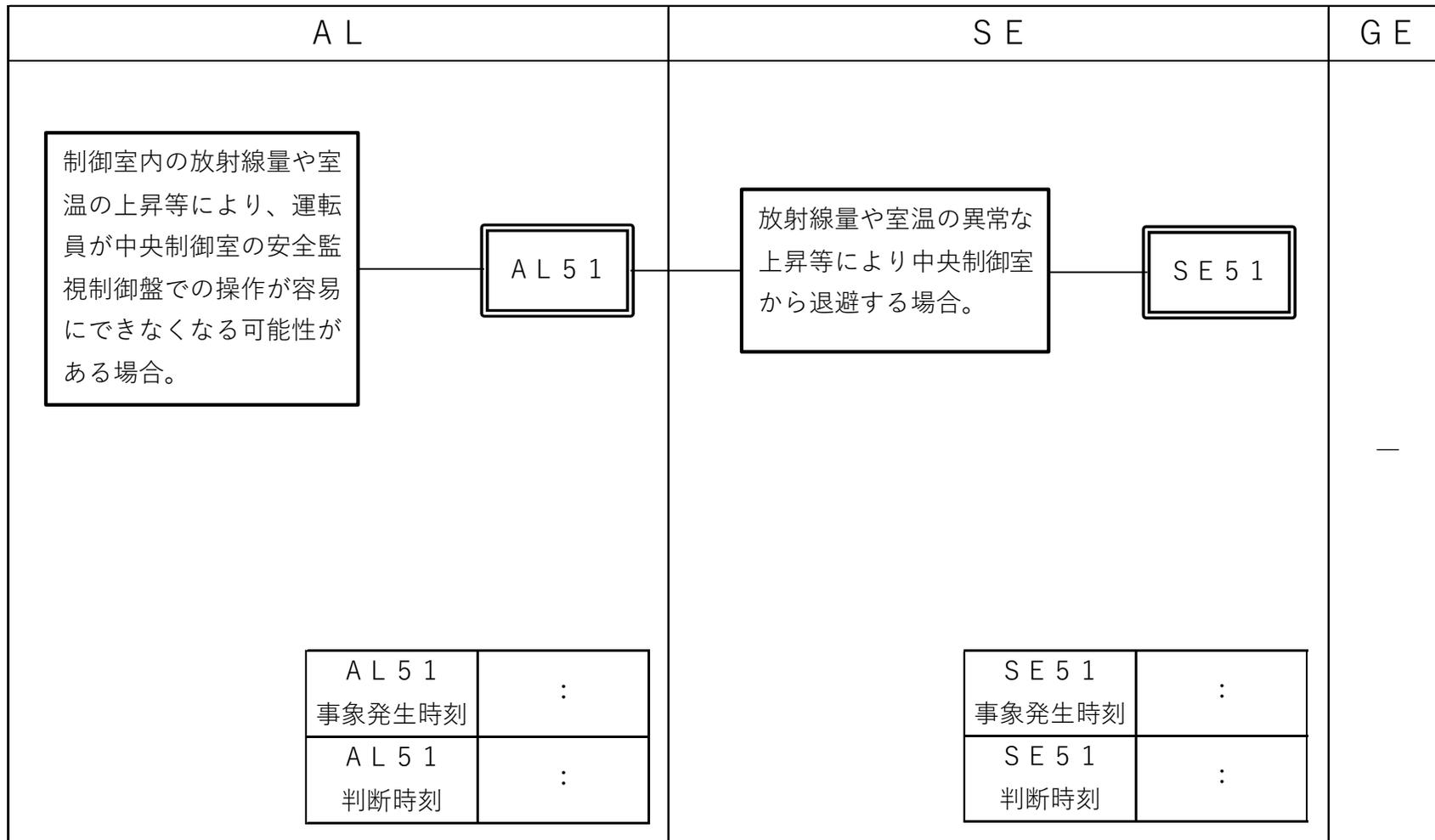
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (16 / 21)



【EAL判断フロー】 AL51 / SE51



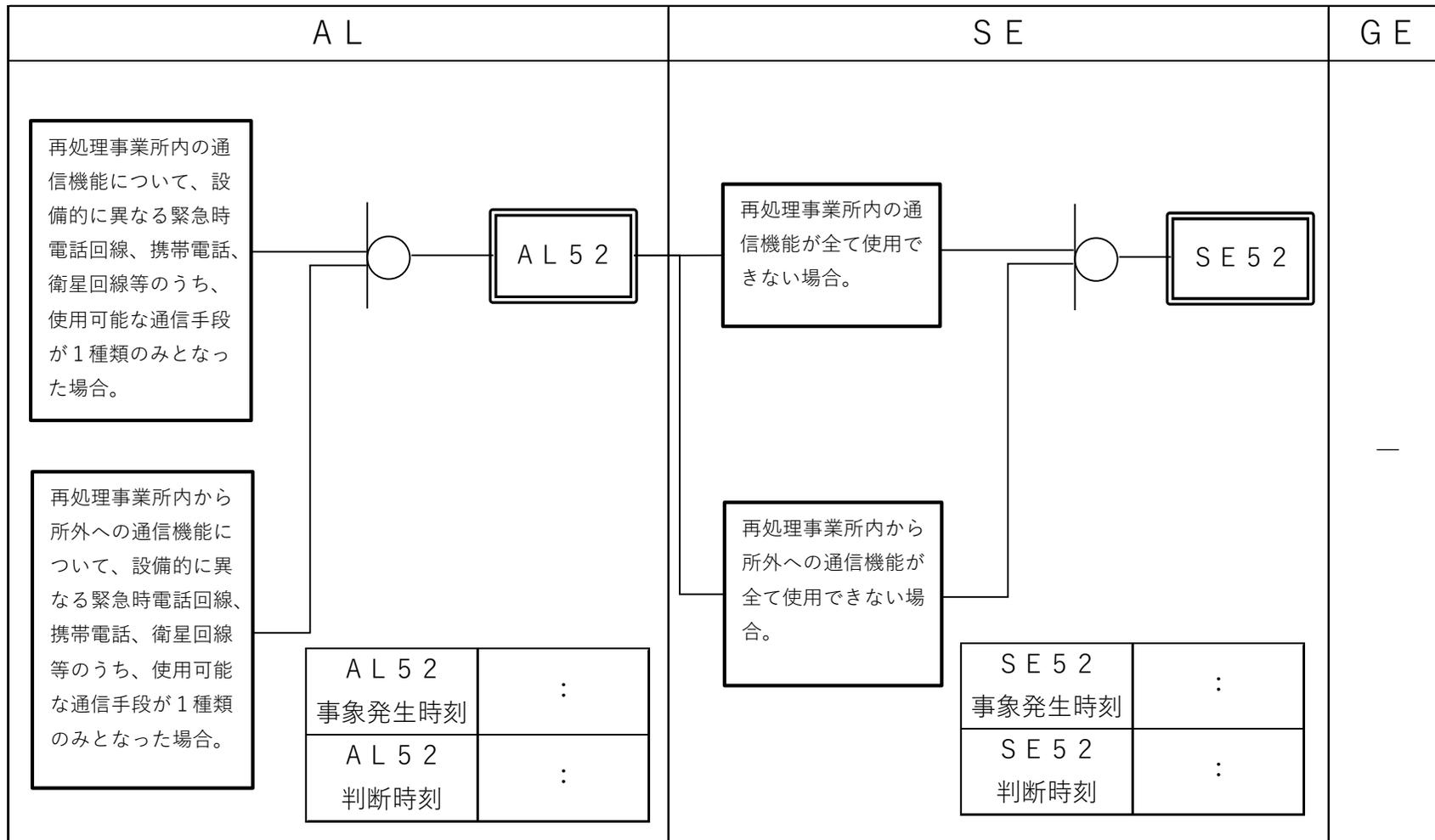
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (17 / 21)



【EAL判断フロー】 AL52 / SE52



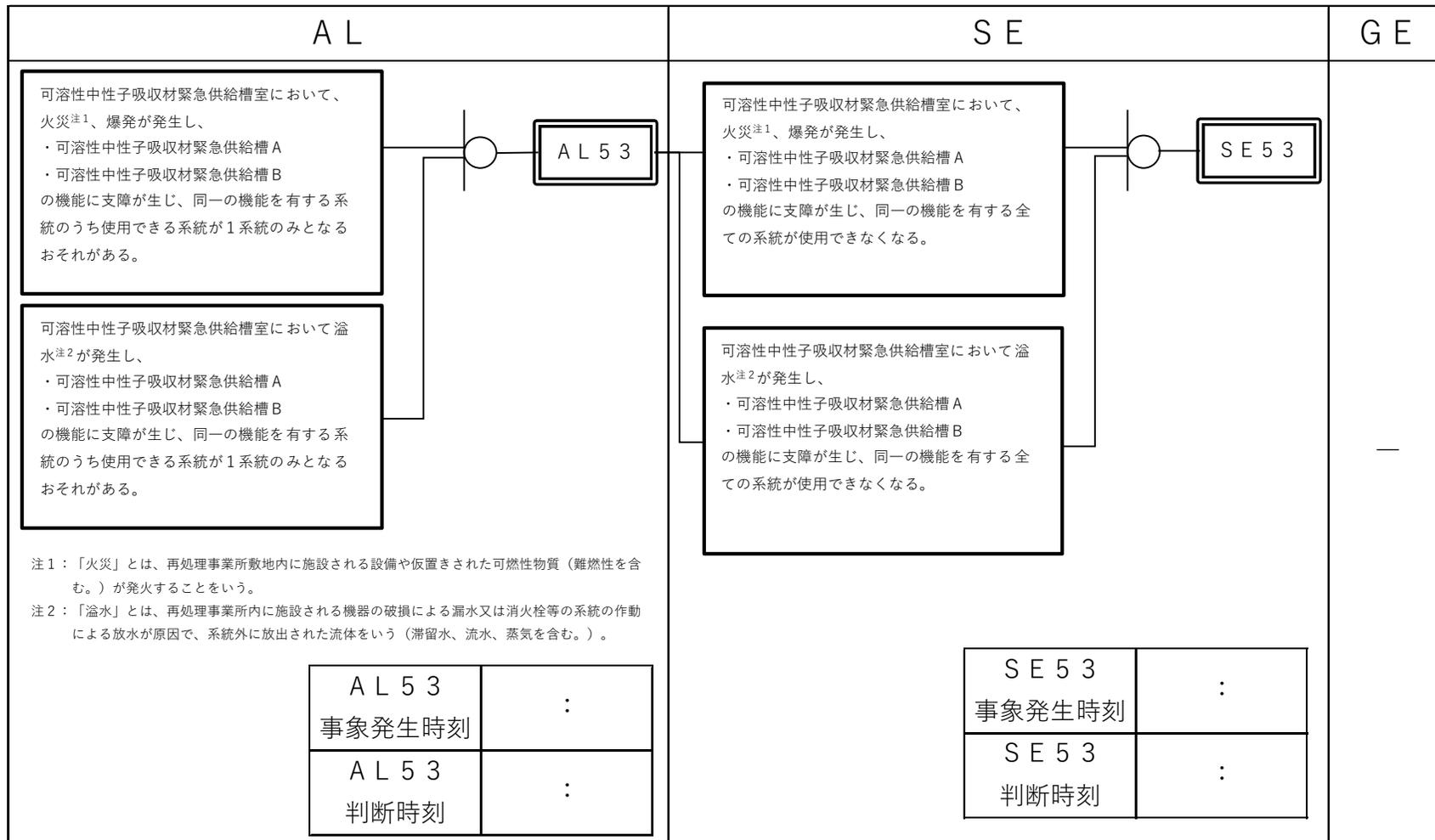
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (18 / 21)



【EAL判断フロー】 AL53 / SE53



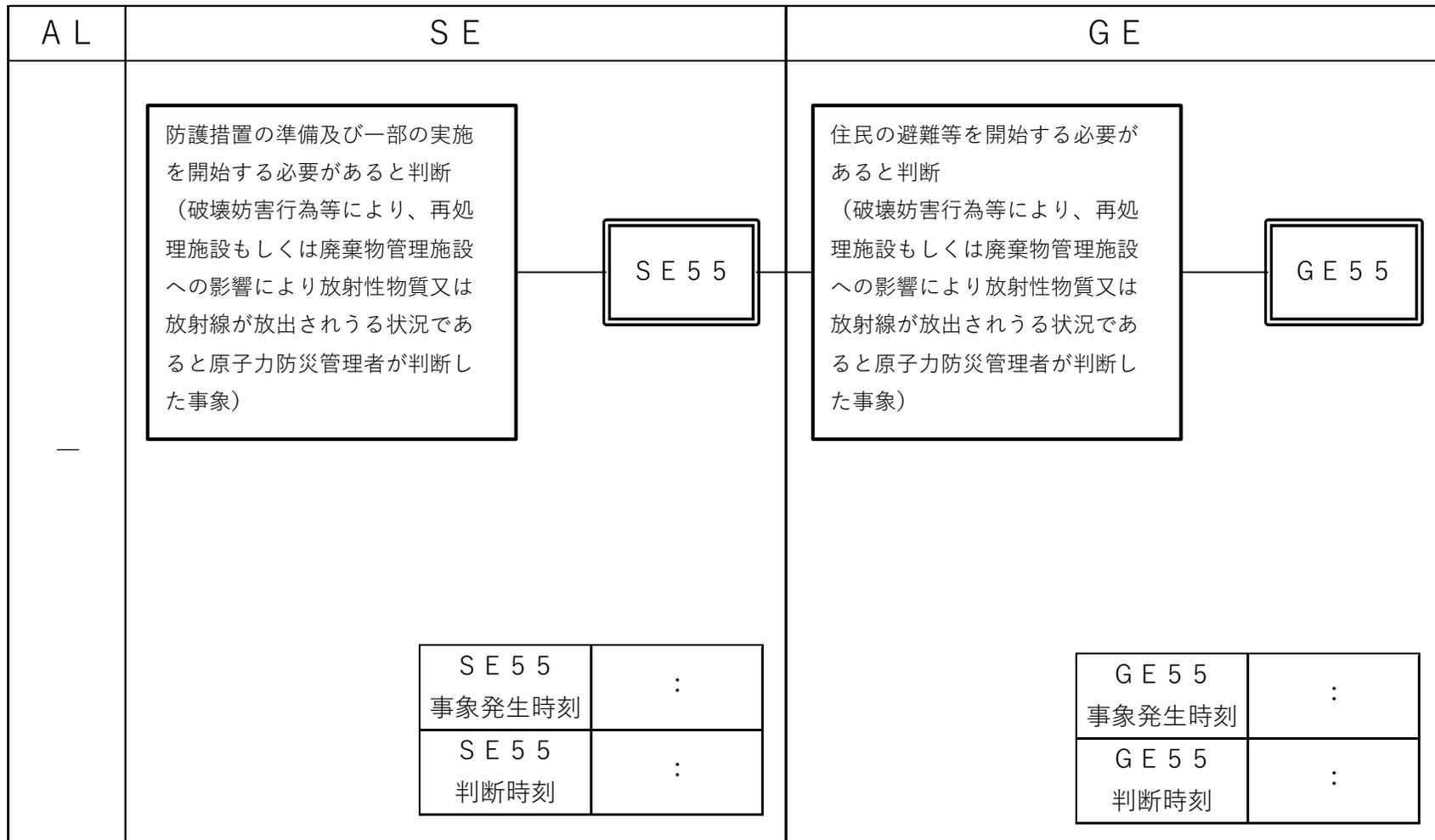
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (19 / 21)



【EAL判断フロー】 SE55 / GE55



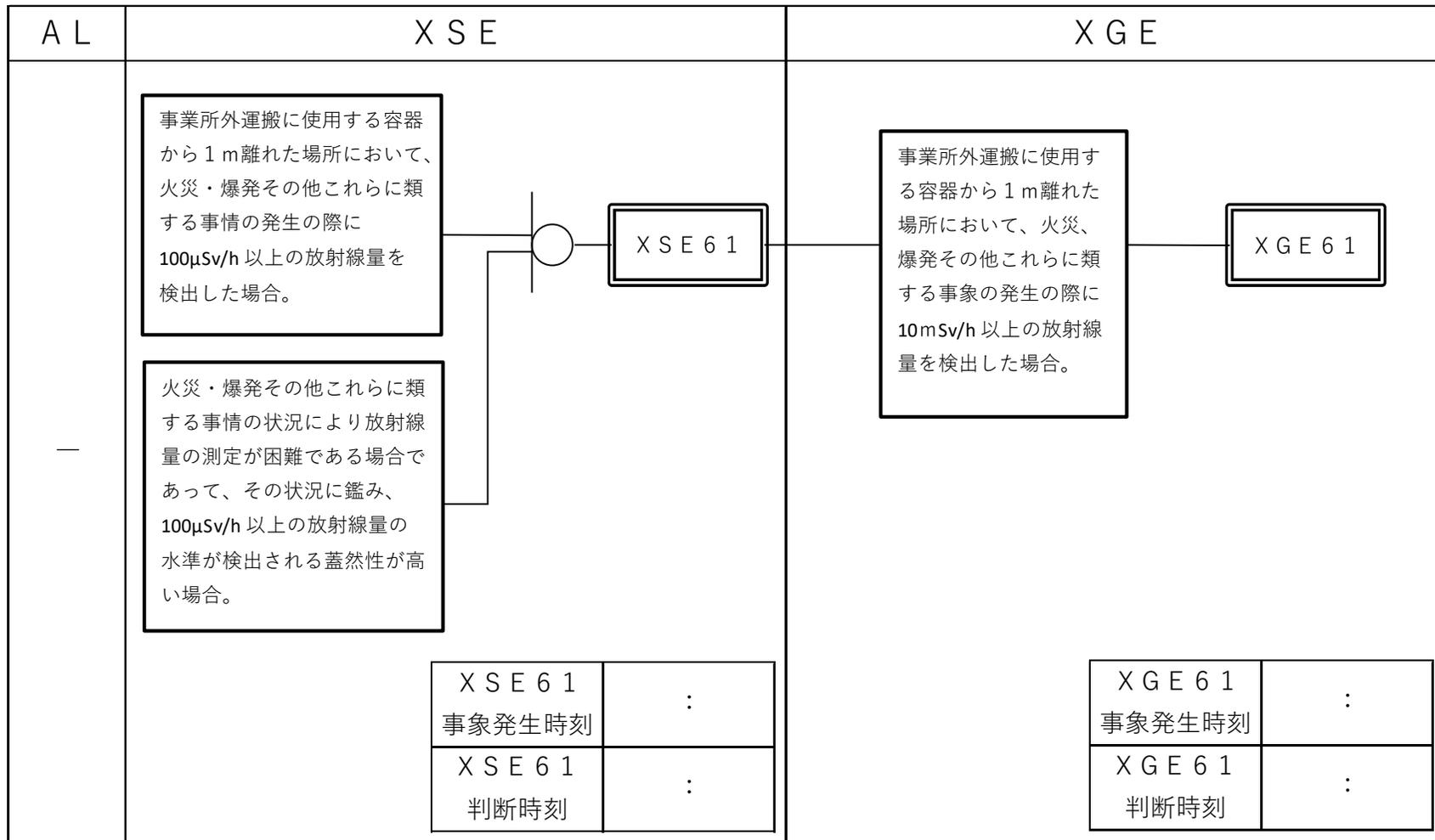
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (20/21)



【EAL判断フロー】 XSE61/XGE61



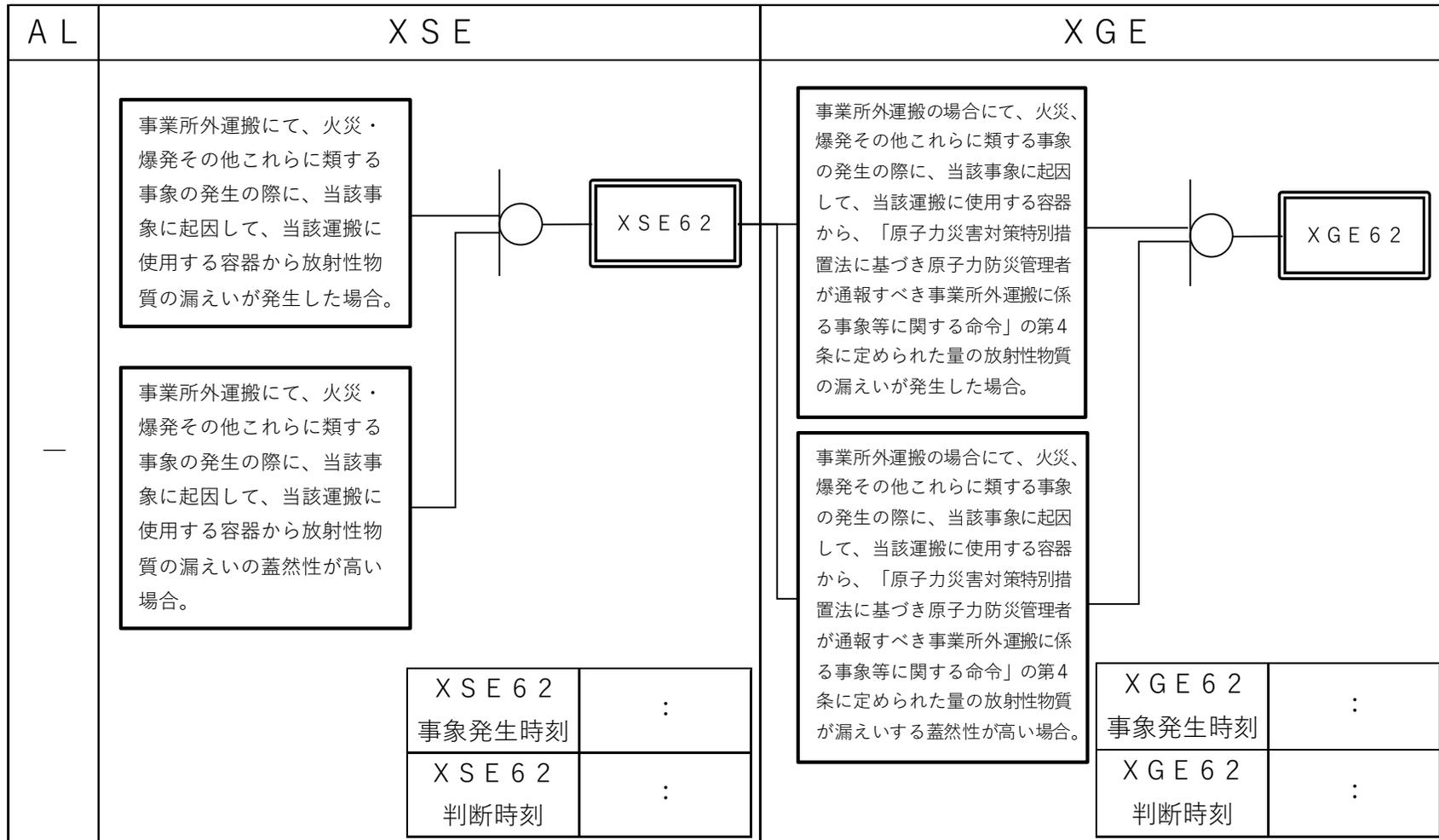
凡例： ANDを示す

ORを示す

EAL判断フロー (21 / 21)



【EAL判断フロー】 XSE62 / XGE62



凡例： ANDを示す

ORを示す

E A L 判断フロー

(兼 E A L 判断シート)

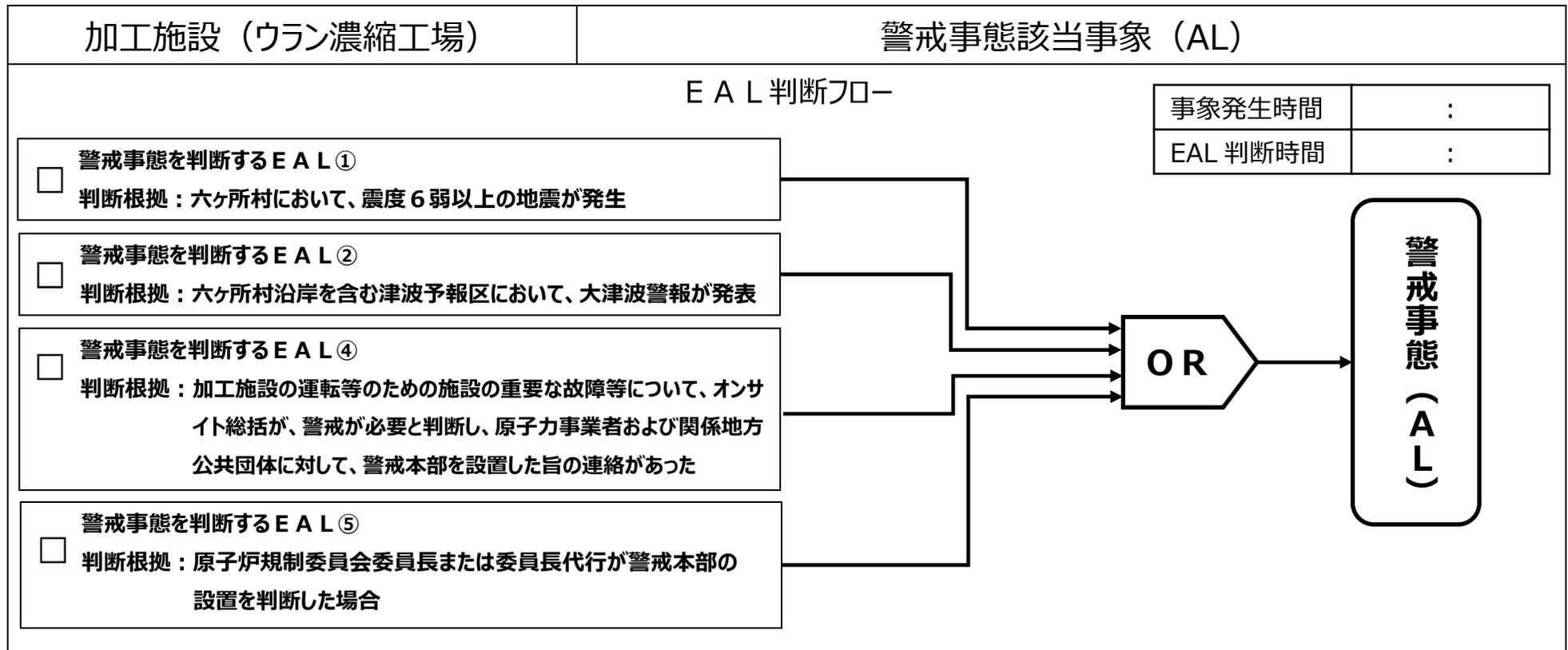
日本原燃株式会社

濃縮事業部

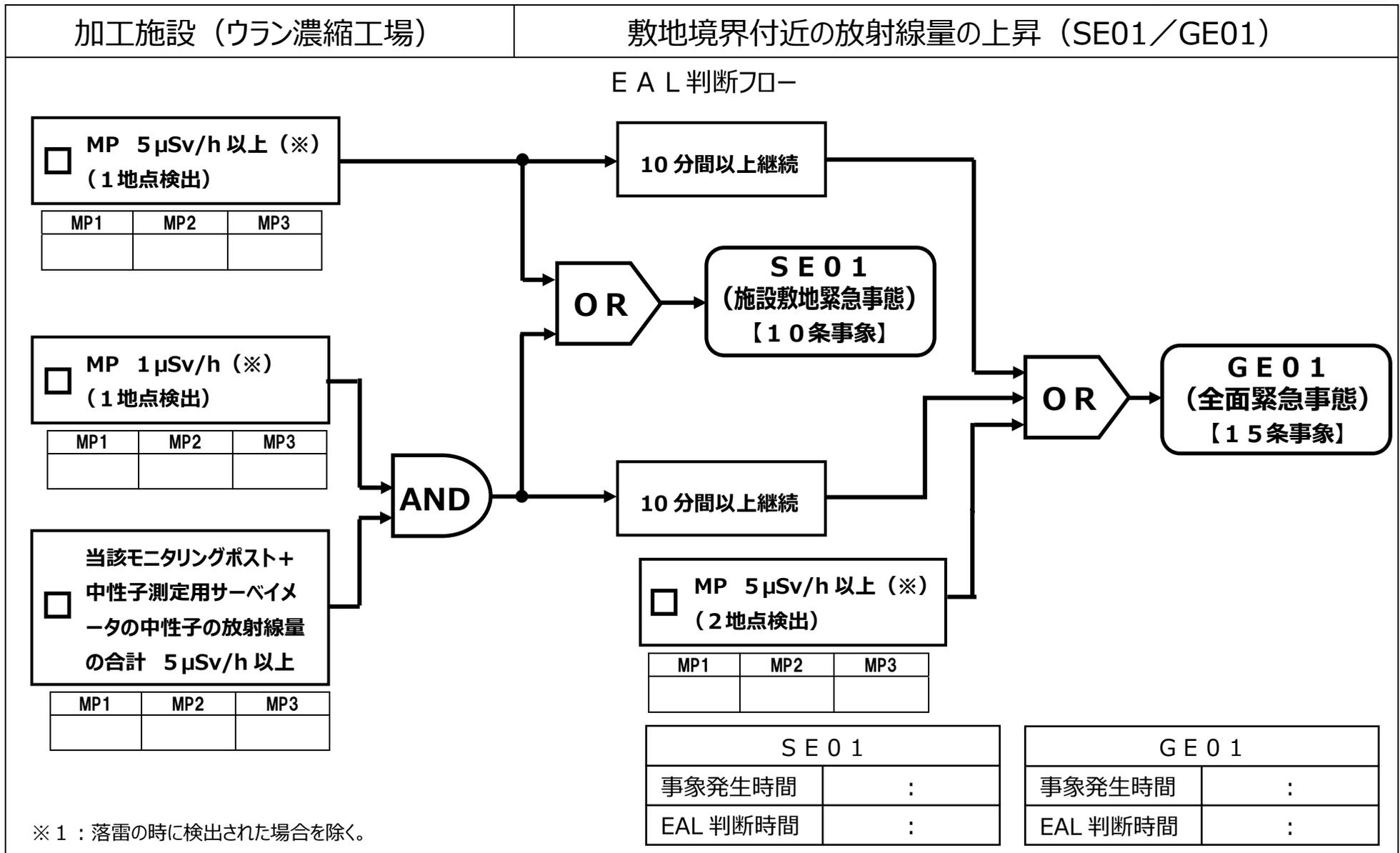
【加工施設】

日本原燃 加工施設 EAL 一覧表

EAL 区分		警戒事態 (AL)		施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)	
		EAL	EAL 略称	EAL	EAL 略称	EAL	EAL 略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
	06	—	—	SE06	臨界のおそれ	GE06	臨界の発生
その他の脅威	55	—	<ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・六ヶ所村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ・オンサイト総括（原子力規制庁）が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合 ・原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
事業所外運搬	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい



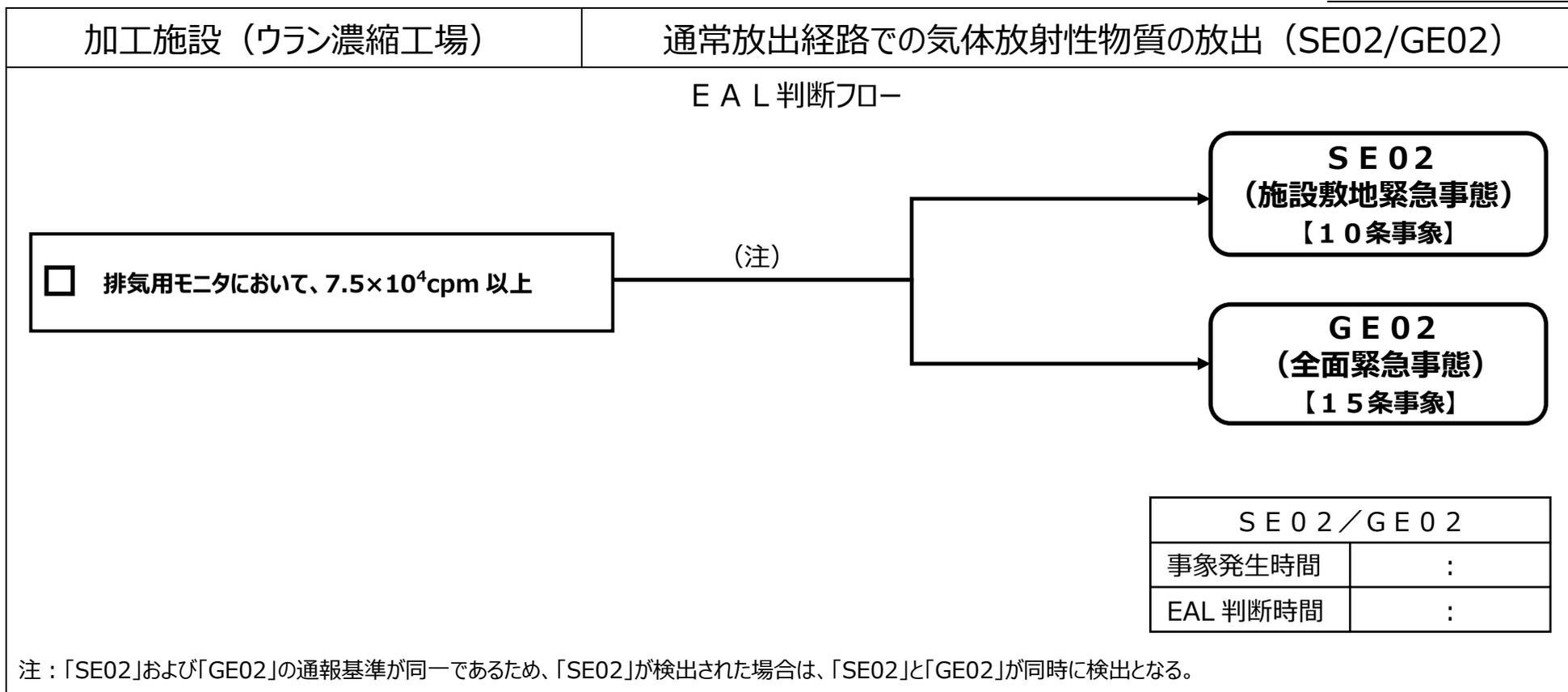
区分	その他の脅威	E A L の設定の考え方
番号／略称	指針 警戒事態を判断する E A L	
E A L の基準	指針 警戒事態を判断する E A L （③を除く） ①六ヶ所村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ②六ヶ所村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④オンサイト総括（原子力規制庁）が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	同左



注：「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

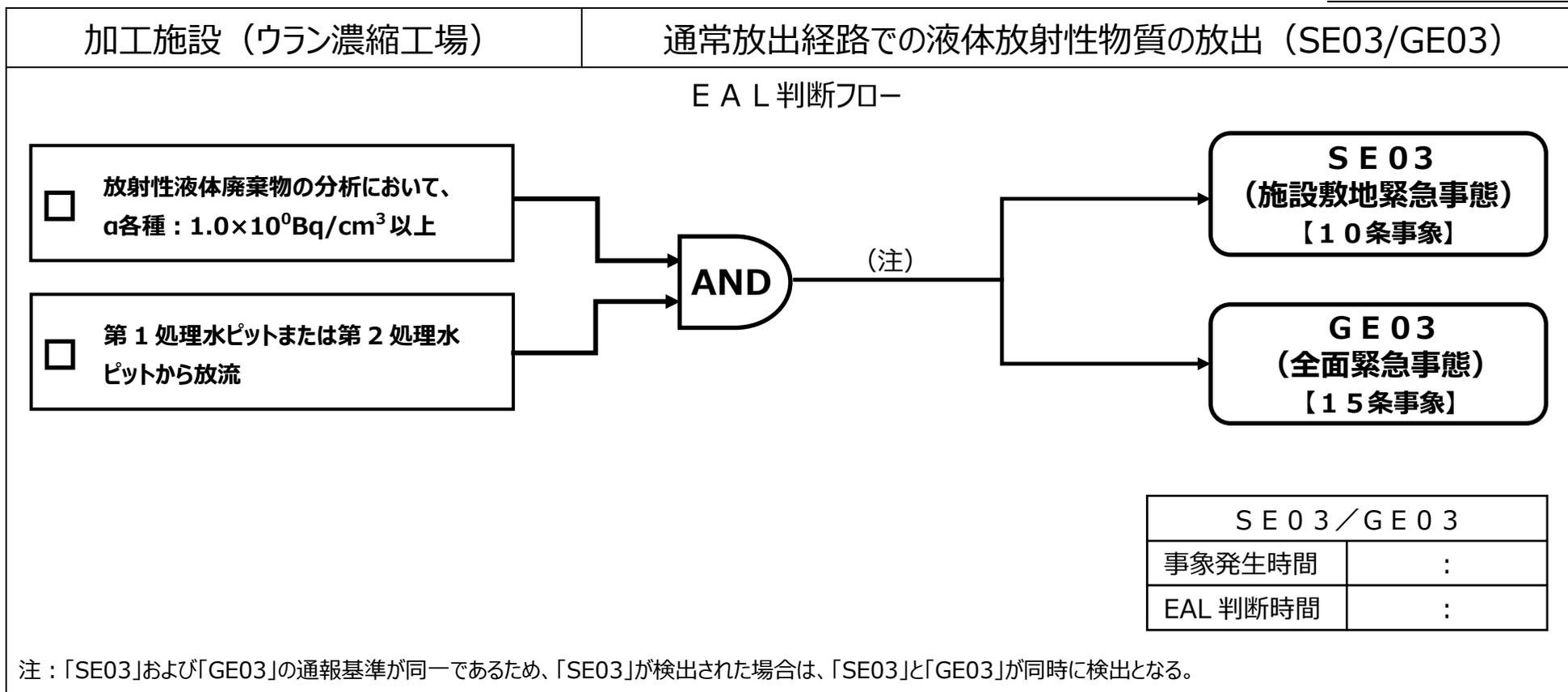
区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	SE01／敷地境界付近の放射線量の上昇	
EALの基準	<p>施行令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>施行令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量とする。</p> <p>施行令第4条第2項（第2項の定めるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>施行令第4条第3項（第3項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けられた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>(1) モニタリングポストで、1分ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。但し、当該数値が落雷の時に検出された場合は、検出されなかったこととする。</p> <p>(2) 全てのモニタリングポストで、$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、モニタポストの数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上である時は、当該モニタリングポストにおける放射線量と核燃料施設等の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$以上のものとなっているときは通報対象となる。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量(Gy/h)によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量(Sv/h)とする。(通報事象規則第8条第3号イ)</p>

区分	放射線量・放射性物質放出	EAL の設定の考え方
番号／略称	GE01 / 敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL の基準	<p>法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>施行令第 6 条第 1 項（政令で定める放射線測定設備） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がある都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>施行令第 6 条第 2 項（政令で定める測定方法） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間あたりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>施行令第 6 条第 3 項（政令で定める基準） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。）$5 \mu\text{Sv/h}$ 二 （以下、略） <p>[指針 全面緊急事態を判断する EAL ①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>(1) モニタリングポストにより特定事象が検出された場合について適用する。</p> <p>(2) モニタリングポストについて、1 分ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2 地点以上又は 10 分以上継続して検出された場合に限る。)が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出する場合。 但し、当該数値が落雷のときに検出された場合を除く。</p>



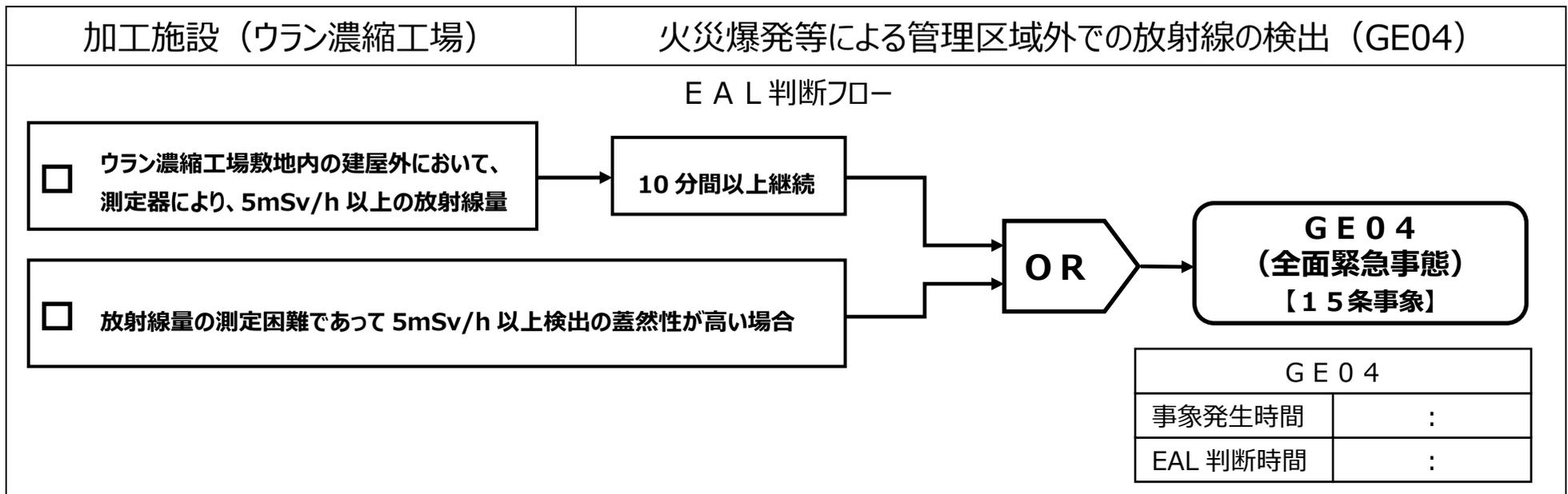
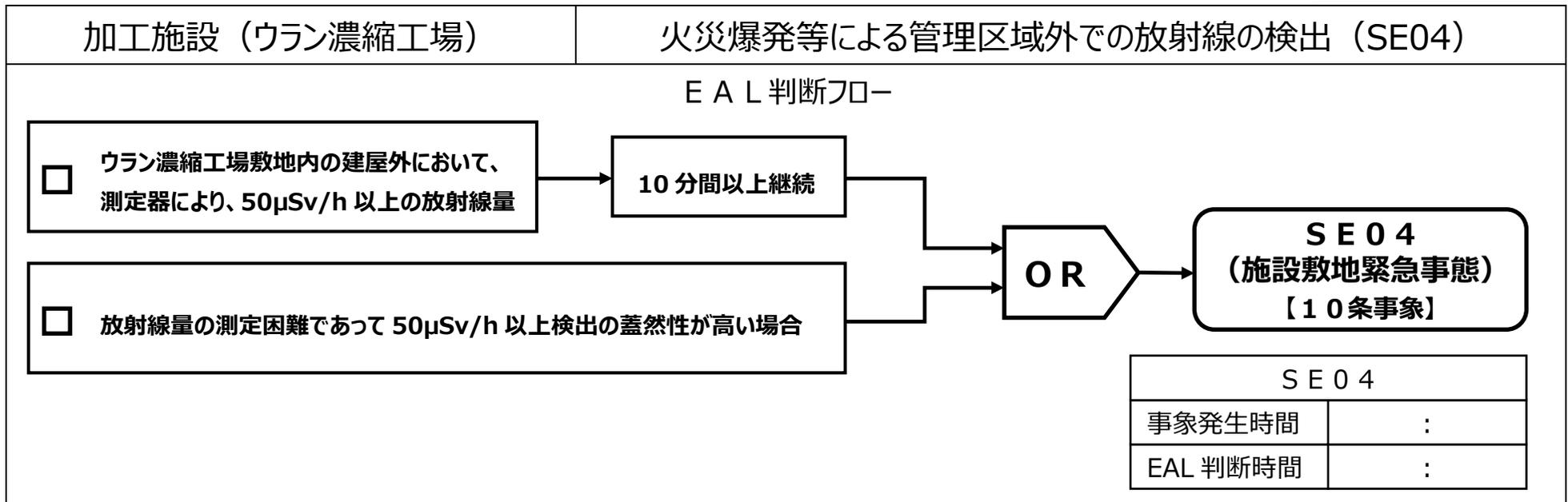
区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	SE02／通常放出経路での気体放射性物質の放出	
EALの基準	<p>施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h SE01 参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、次の表（本表「添付」参照）の左欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>排気用モニタによる測定で、7.5×10^4cpm 以上の計測値が検出された場合。</p> <p>SE02 が検出された場合は、GE02 にも該当するため、SE02 と GE02 は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。また、SE03 が検出された場合は、GE03 にも該当するため、SE03 と GE03 は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。</p>

区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	GE02／通常放出経路での気体放射性物質の放出	
EALの基準	<p>施行令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[指針 全面緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>排気用モニタによる測定で、7.5×10^4cpm 以上の計測値が検出された場合。</p>



区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号/略称	SE03/通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EALの基準	<p>施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h SE01 参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、次の表（本表「添付」参照）の左欄に掲げる場合に依り、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>排水口から放出される液体放射性物質の濃度が次に示す値以上となった場合。 α核種：1.0×10^0Bq/cm³</p> <p>SE02 が検出された場合は、GE02 にも該当するため、SE02 と GE02 は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。また、SE03 が検出された場合は、GE03 にも該当するため、SE03 と GE03 は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。</p>

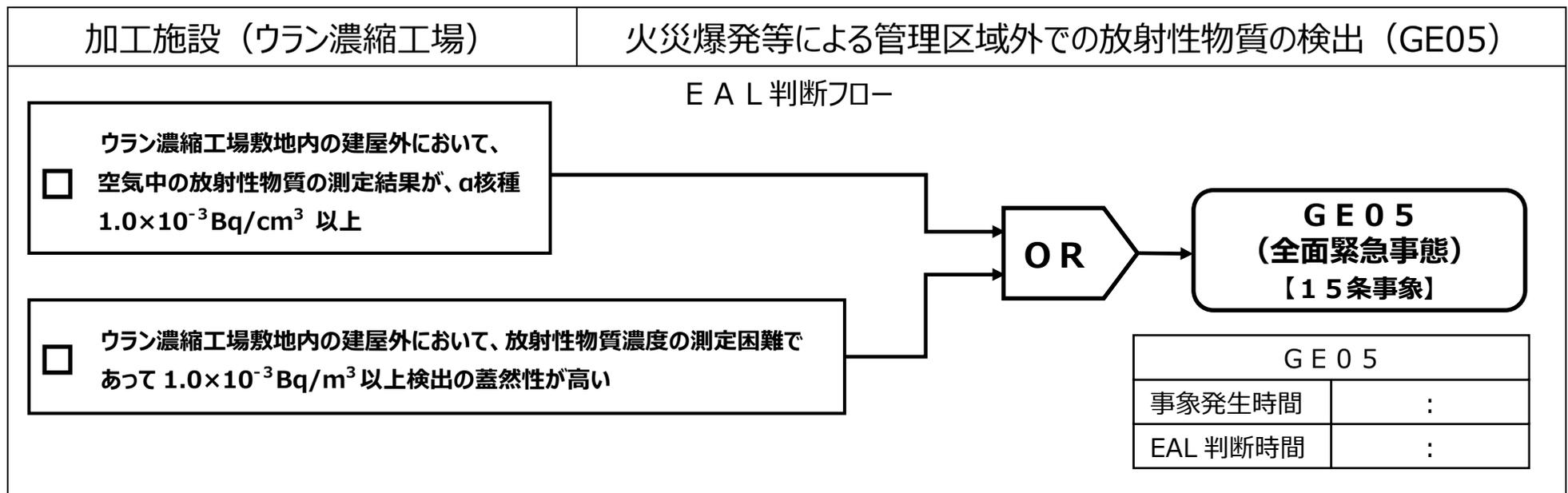
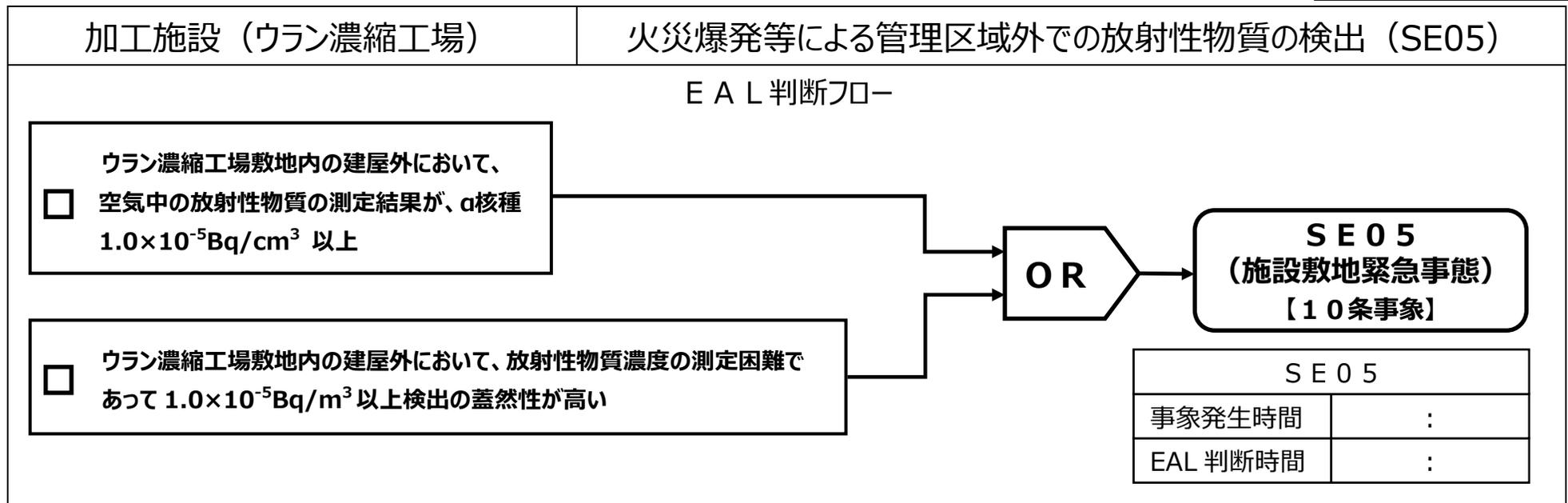
区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号/略称	GE03/通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EALの基準	<p>施行令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあつては、第5条の表の上覧に掲げる場合に依り、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[指針 全面緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>排水口から放出される液体放射性物質の放出量が次に示す値以上となった場合。 α核種：1.0×10^0Bq/cm³</p>



注：「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	SE04／通常放出経路での液体放射性物質の放出	EALの設定の考え方
EALの基準	<p>施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <p>加工事業者 核燃料物質の加工事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。</p> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（SE02、SE03）参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>

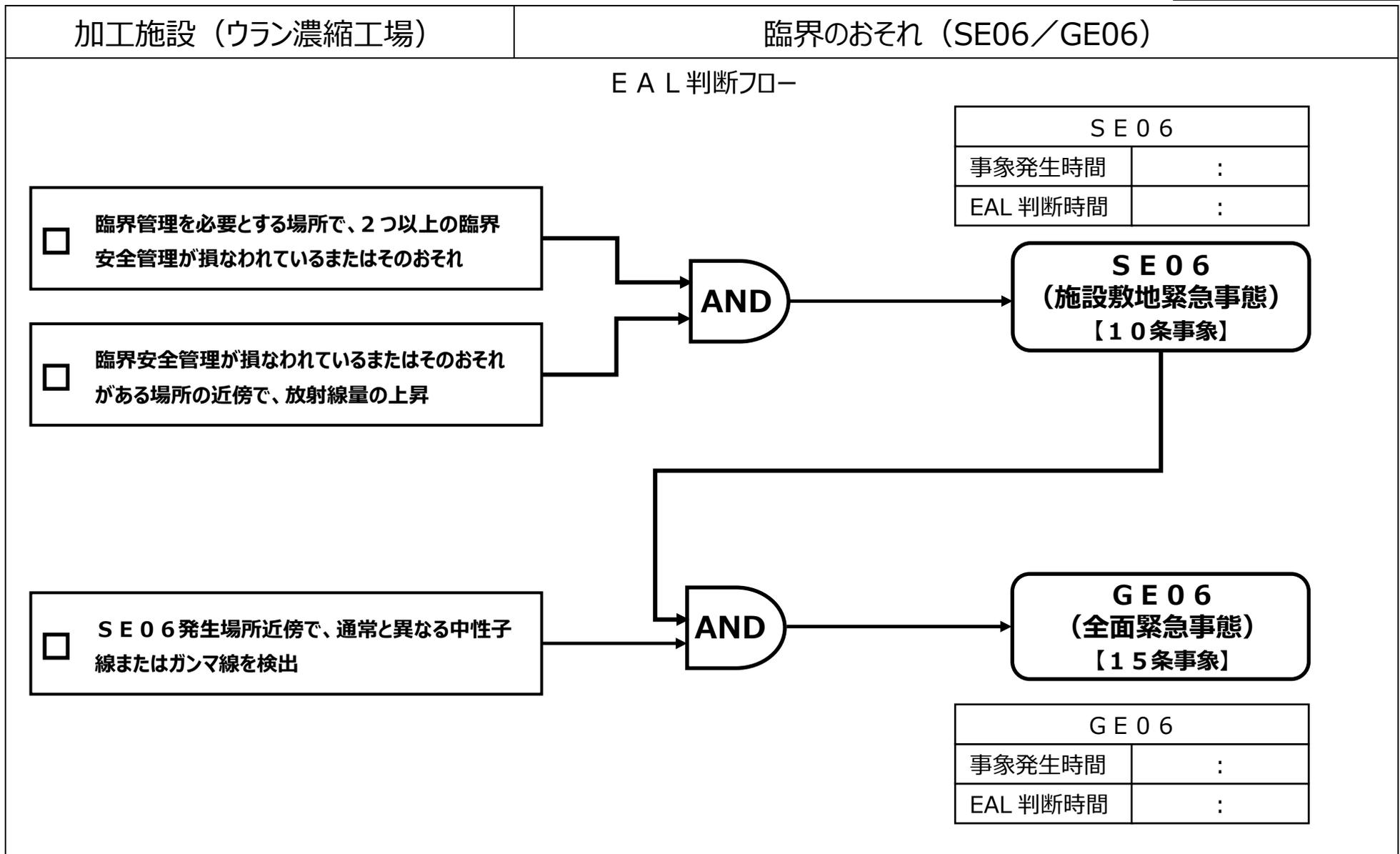
区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	GE04／通常放出経路での液体放射性物質の放出	EALの設定の考え方
EALの基準	<p>施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) <p>施行令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 <p>[指針 全面緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であっては、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>



注：「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	SE05／通常放出経路での液体放射性物質の放出	EALの設定の考え方
EALの基準	<p>施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <p>加工事業者 核燃料物質の加工事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。</p> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（SE02、SE03）参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空气中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、空气中の放射性物質の測定結果が、α核種については、1.0×10^{-5}Bq/cm³以上となった場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p>

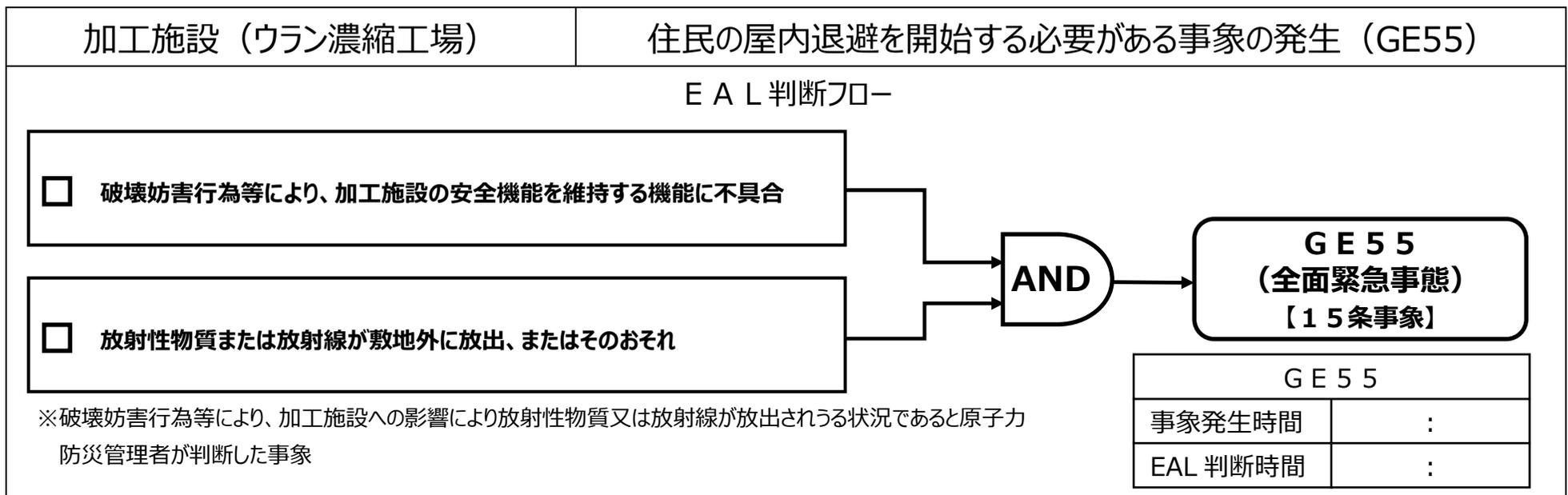
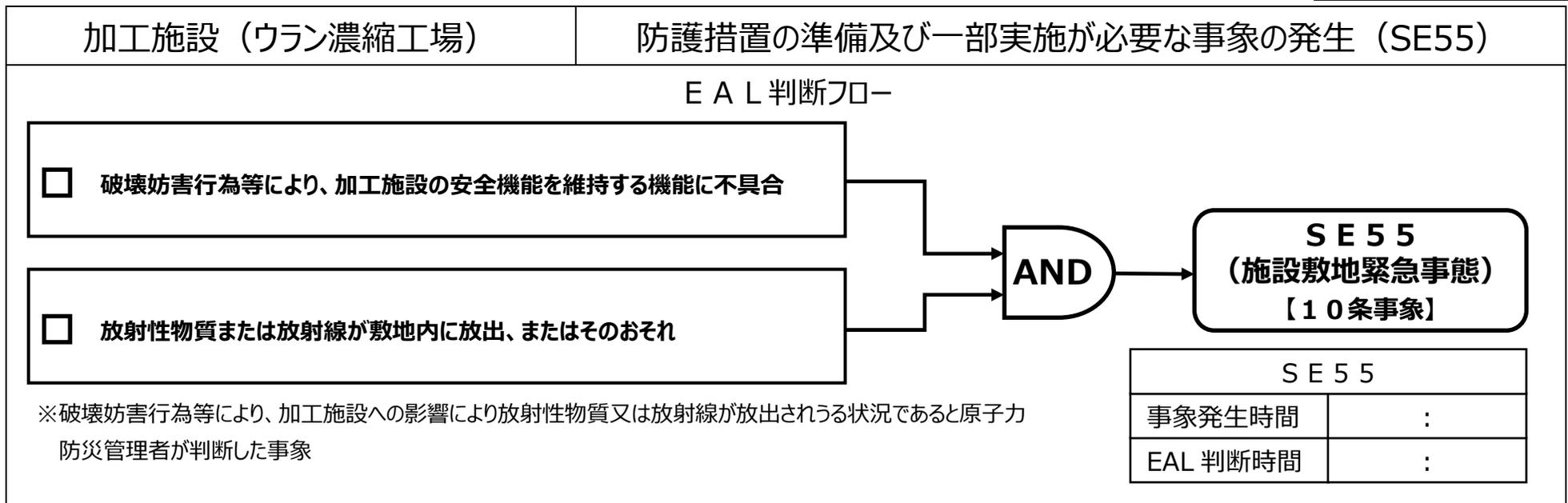
区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	GE05／通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EALの基準	<p>施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) <p>施行令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 <p>[指針 全面緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、空気中の放射性物質の測定結果が、α核種については、$1.0 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$以上となった場合。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p>



注：ウラン濃縮工場において、取扱う核燃料物質の物理的・化学的形態、取扱方法を踏まえると、技術的に見て本施設において発生し得るいかなる条件においても臨界が発生することはない。（事業許可変更申請書添付書類五）

区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	SE06／臨界の発生	
EALの基準	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条2項</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他、臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>加工施設の内部の核燃料物質の臨界安全管理を必要とする場所において、濃縮度異常が発生し、かつ、減速材としての水が存在する場合等の臨界安全管理が損なわれている場合、又は臨界安全管理が損なわれているおそれのある場合であつて、その近傍において通常とは異なる放射線量の上昇を確認した場合をいう。</p>

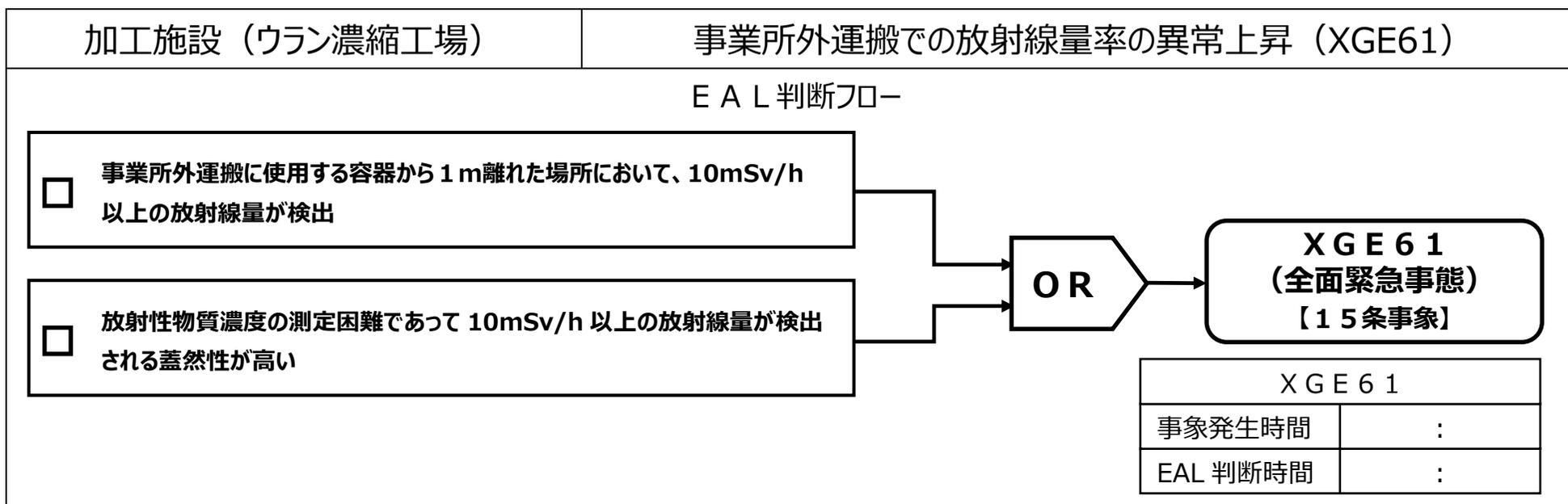
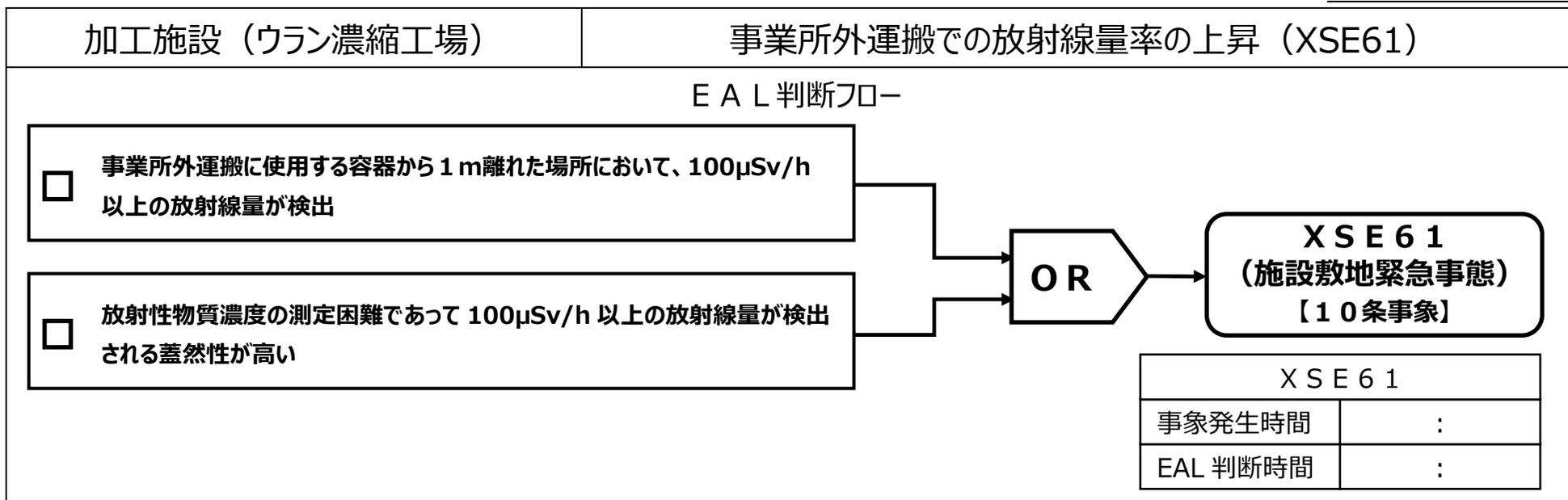
区分	放射線量・放射性物質放出	EALの設定の考え方
番号／略称	GE06／臨界の発生	
EALの基準	<p>施行令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p>	<p>臨界に関する施設敷地緊急事態（SE06）が発生し、核燃料物質の臨界安全管理が損なわれた場所の近傍において中性子線測定用サーベイメータ又はγ線測定用サーベイメータ等により、通常と異なる中性子線又はγ線量を確認した場合をいう。</p>



注：「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

区分	その他の脅威	EALの設定の考え方
番号/略称	SE55/防護措置の準備および一部実施が必要な事象の発生	
EALの基準	<p>通報事象規則第7条第1項又 [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL②] 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(1)「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、加工施設に影響を及ぼすおそれにより放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>

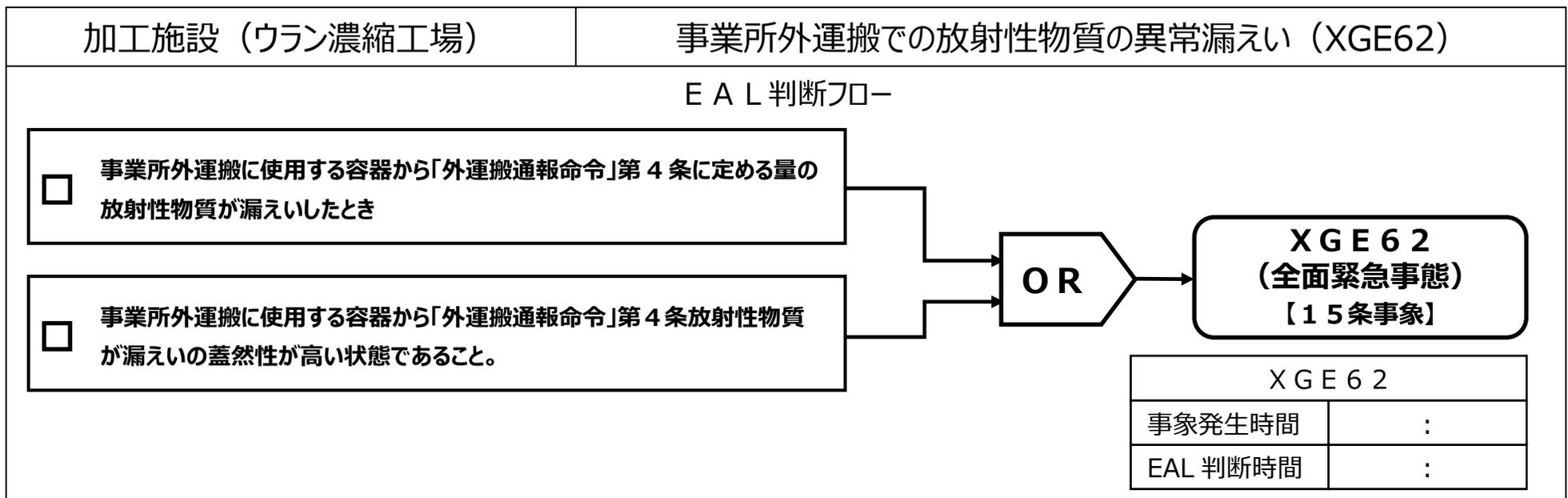
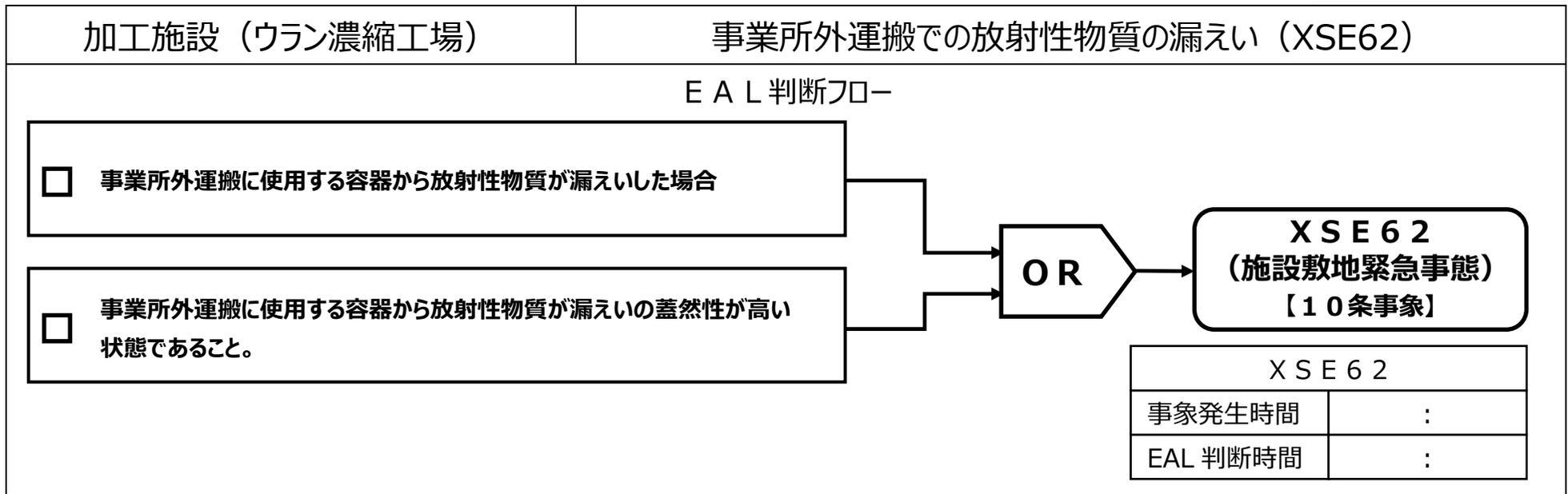
区分	その他の脅威	EALの設定の考え方
番号/略称	GE55/住民の屋内避難を開始する必要がある事象の発生	
EALの基準	<p>通報事象規則第14条第1号又 [指針 全面緊急事態を判断するEAL②] 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(1)「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、原子力施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」とは、加工施設への影響により放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>



注：「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

区分	事業所外運搬	EALの設定の考え方
番号/略称	XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇	
EALの基準	<p>施行令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」という。）第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100 μ Sv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態であること。

区分	事業所外運搬	EALの設定の考え方
番号/略称	XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
EALの基準	<p>施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。



注：「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

区分	事業所外運搬	EALの設定の考え方
番号/略称	XSE62/事業所外運搬での放射性物質の漏えい	
EALの基準	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発、その他これらに類する事象発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、または当該漏えいの蓋然性が高い状態であること。</p>

区分	事業所外運搬	EALの設定の考え方
番号/略称	XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	
EALの基準	<p>外運搬通報事象命令第4条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十条第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>

EAL判断フロー

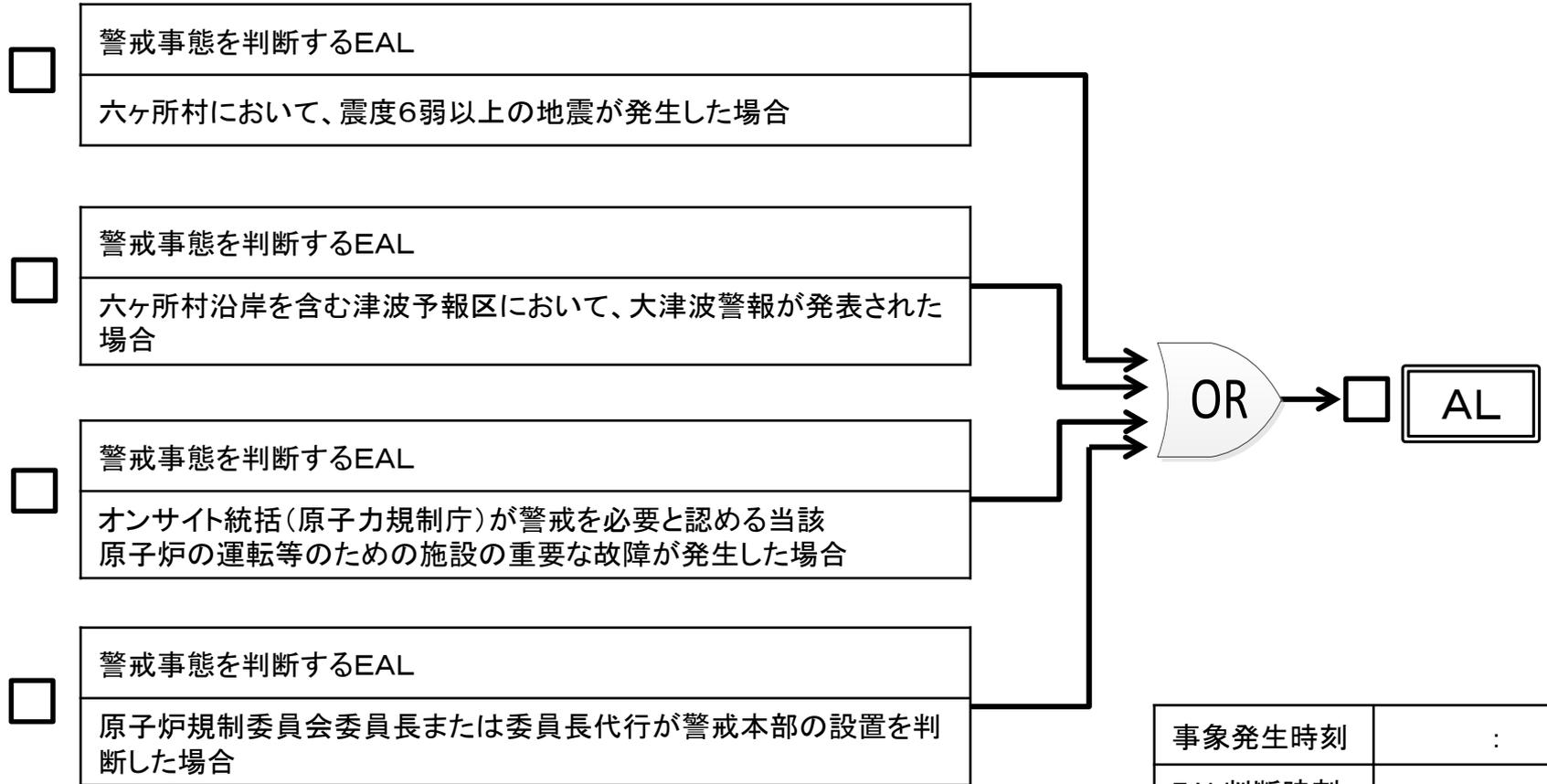
日本原燃株式会社
埋設事業部
廃棄物埋設施設

日本原燃 廃棄物埋設施設 EAL一覧表

EAL区分		警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
		EAL	EAL略称	EAL	EAL略称	EAL	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
	06	—	—	SE06	臨界のおそれ	GE06	臨界の発生
その他の脅威	55	—	<ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・六ヶ所村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ・オンサイト総括(原子力規制庁)が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合 ・原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
事業所外運搬	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】 警戒事態該当事象 (AL)



事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

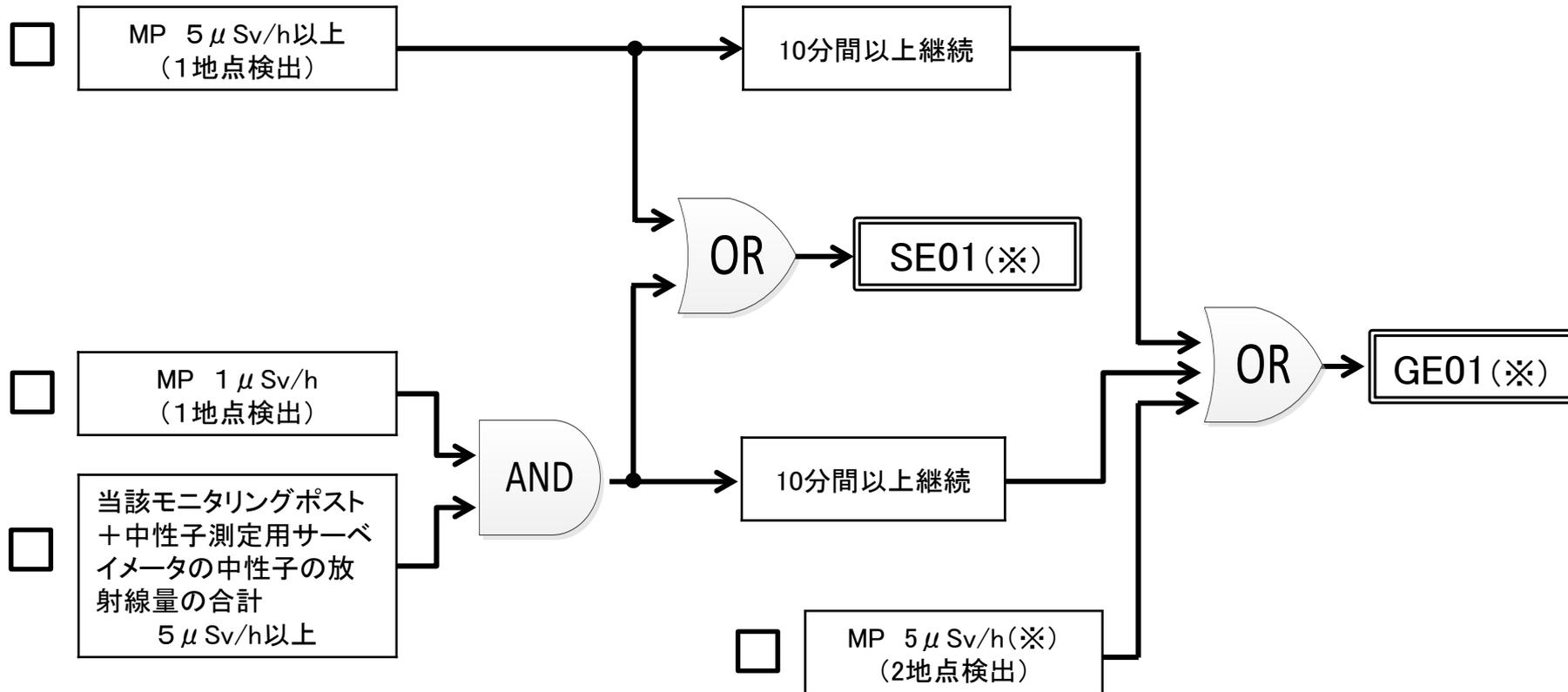
廃棄物埋施設

【EAL判断根拠】警戒事態該当事象(AL)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
その他脅威	指針 警戒事態を判断するEAL	<p>指針 警戒事態を判断するEAL(③を除く)</p> <p>①六ヶ所村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>②六ヶ所村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④オンサイト総括(原子力規制庁)が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	同左

廃棄物埋設施設

【EAL判断フロー】 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01/GE01)



※ 除外規定あり(次ページ)

SE01	
事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

GE01	
事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

注:「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01/GE01)

除外規定

以下のいずれかに該当する場合は、検出されなかったものとみなす。

落雷の時に検出された場合

放射性廃棄物の取扱い作業中(運転中)において、低レベル廃棄物管理建屋の排気用モニタにより異常が認められない場合、かつ、埋設地の埋設設備の外観目視により異常が認められない場合

放射性廃棄物の取扱い作業を実施していない(停止中)場合

除外規定該当判断

判断時刻

:

廃棄物埋施設

【EAL判断根拠】 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01/GE01)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE01／敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>施行令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>施行令第4条第1項(第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。</p> <p>施行令第4条第2項(第2項の定めるところ) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他廃棄物埋施設に異常が認められない場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※廃棄物埋施設に異常が認められない場合とは、次の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①放射性廃棄物の取扱い作業中(運転中)の低レベル廃棄物管理建屋においては、排気用モニタで異常が検出されなかった場合 ②放射性廃棄物の取扱い作業中(運転中)の埋設地においては、埋設設備の外観目視で異常が認められない場合 ③放射性廃棄物の取扱い作業を実施していない(停止中)場合 </div>	<p>(1)モニタリングポストで、1分ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。</p> <p>但し、以下のいずれかに該当する場合は当該数値が検出されなかったこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該数値が落雷の時に検出された場合 b. 放射性廃棄物の取扱い作業中(運転中)において、低レベル廃棄物管理建屋の排気用モニタにより検出された数値に異常が認められないこと及び埋設地の埋設設備の外観目視で異常が認められないことを原子力規制委員会に報告した場合 c. 放射性廃棄物の取扱い作業を実施していないこと(停止中)を原子力規制委員会に報告した場合

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01/GE01)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) SE01/ 敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>(つづき) 施行令第4条第3項(第3項の定めるところ) 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1 \mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>(つづき) (2)全てのモニタリングポストで、$5 \mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの数値が$1 \mu\text{Sv/h}$以上であるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と核燃料施設等の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、$5 \mu\text{Sv/h}$以上のものとなっているときは通報対象とする。</p> <p>「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量(Gy/h)によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量(Sv/h)とする。(通報事象規則第8条第3号イ)</p>

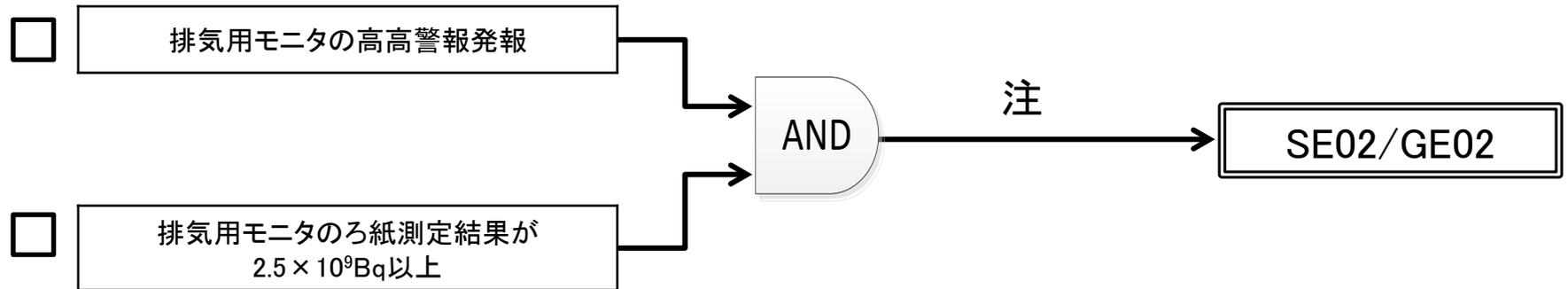
廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01/GE01)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE01／敷地境界付近の放射線量の上昇	<p>法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>施行令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>施行令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>施行令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。)5 μ Sv/h</p> <p>二 (以下、略)</p>	<p>(1)モニタリングポストにより特定事象が検出された場合について適用する。</p> <p>(2)モニタリングポストについて、1分ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上又は10分以上継続して検出された場合に限る。)が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出する場合。但し、当該数値が落雷のときに検出された場合を除く。</p>

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02/GE02)



注: 「SE02」および「GE02」の通報基準は同一であるため、「SE02」が検出された場合は、「GE02」にも該当する。

事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

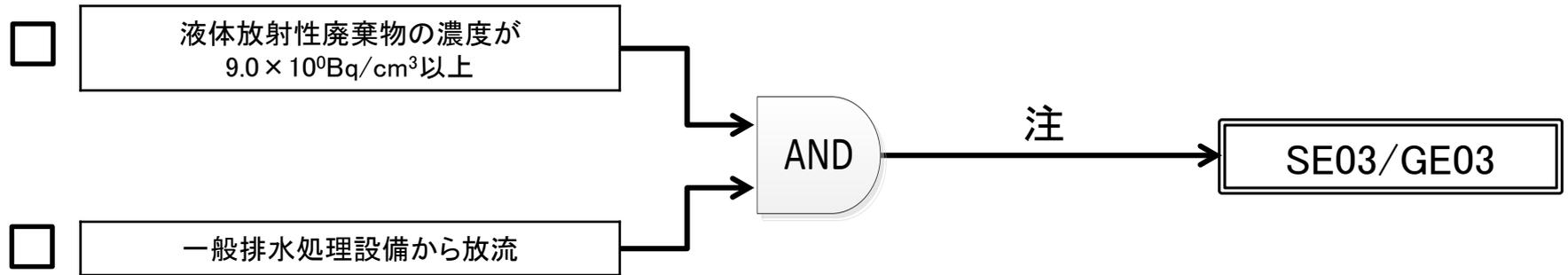
廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02/GE02)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE02／ 通常放出経路での気体放射性物質の放出	<p>施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量: $5 \mu\text{Sv/h}$ SE01参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第5条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表(本表「添付」参照)の左欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>低レベル廃棄物管理建屋排気用モニタの高高警報が発報し、表面汚染密度測定用サーベイメータ又は可搬型ダスト測定器による当該モニタの捕集試料の測定により、低レベル廃棄物管理建屋排気筒の排気口から放出される放射性物質の量が、次に示す値以上と確認された場合。 アルファ線を放出しない核種: $2.5 \times 10^9\text{Bq}$</p> <p>SE02が検出された場合は、GE02にも該当するため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。</p>

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03/GE03)



注: 「SE03」および「GE03」の通報基準は同一であるため、「SE03」が検出された場合は、「GE03」にも該当する。

事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

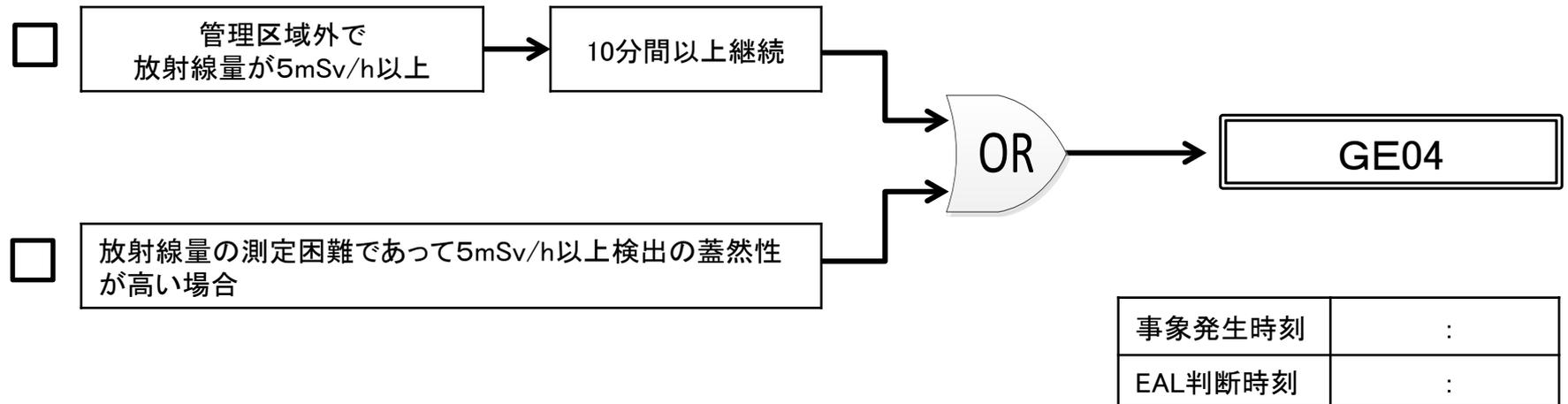
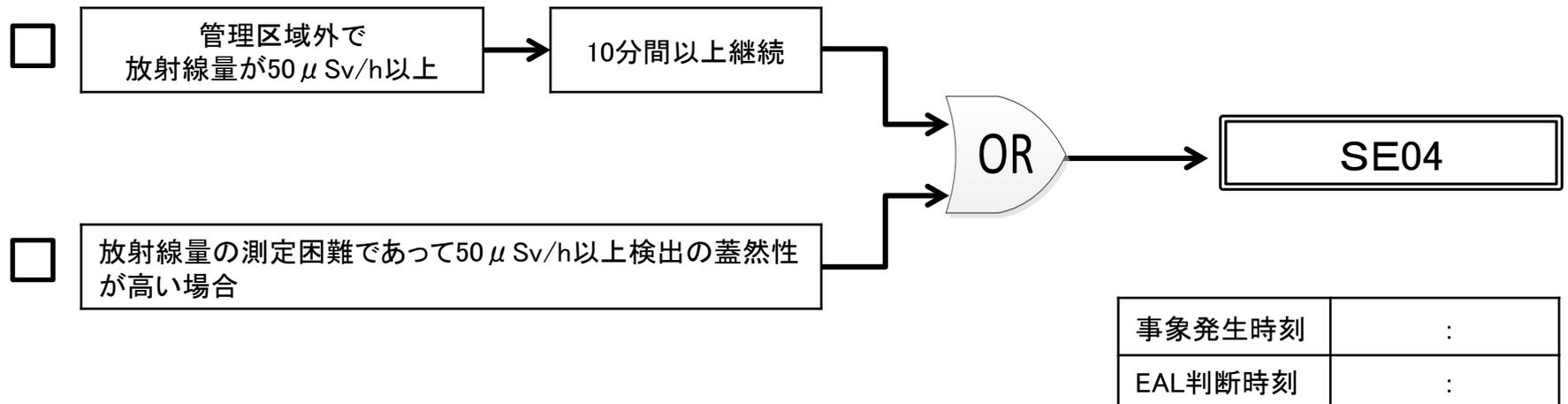
廃棄物埋施設

【EAL判断根拠】 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03/GE03)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE03／ 通常放出経路での液体放射性物質の放出	<p>施行令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p>	<p>排水口から放出される液体放射性物質の濃度が次に示す値以上となった場合。 β核種：9.0×10^0 Bq/cm³</p>
		<p>第1項に規定する放射線量：5μ Sv/h SE01参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第5条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ)</p> <p>令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表(本表「添付」参照)の左欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	<p>SE03が検出された場合は、GE03にも該当するため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象の通報様式により、通報を行う。</p>

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 (SE04/GE04)



注:「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 (SE04/GE04)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方		
放射線量・放射性物質放出	SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	<p>施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μ Sv/h以上の放射線量 ロ (略)</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="461 758 1528 946" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 758 1528 822">廃棄事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 822 1528 946">原子炉等規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。</td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所: 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。(SE02、SE03)参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 (略)</p> <p>(次ページにつづく)</p>	廃棄事業者	原子炉等規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</p>
廃棄事業者					
原子炉等規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。					

廃棄物埋施設

【EAL判断根拠】火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 (SE04/GE04)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) SE04/ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	(つづき) 通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	—

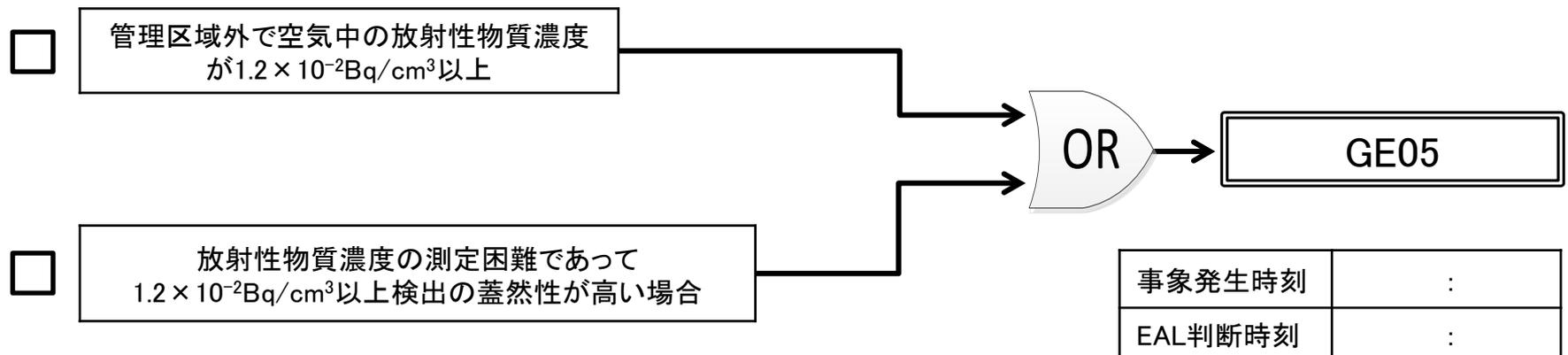
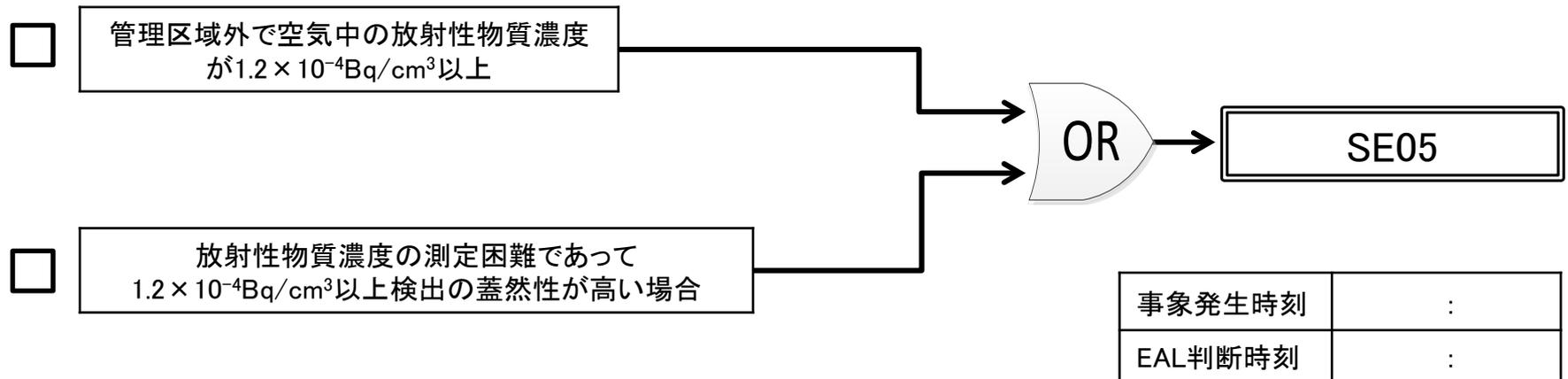
廃棄物埋施設

【EAL判断根拠】火災爆発等による管理区域外での放射線の検出 (SE04/GE04)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略)	当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線量の測定が困難である場合であっては、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 (SE05/GE05)



注:「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 (SE05/GE05)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方		
放射線量・放射性物質放出	SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	<p>施行令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ (略) ロ 当該場所におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="459 796 1512 982" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉等規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。</td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所: 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。(SE02、SE03)参照。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 (略) 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>(次ページにつづく)</p>	廃棄事業者	原子炉等規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、空気中の放射性物質の測定結果が、β核種について$1.2 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$以上となった場合。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p>
廃棄事業者					
原子炉等規制法第51条の2第1項第2号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあつては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第1条の2第2項第8号に規定する管理区域。					

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 (SE05/GE05)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	(つづき) SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	<p>(つづき)</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第6条第2項(原子力規制委員会規則で定める基準) 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 <p>[指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p>	—

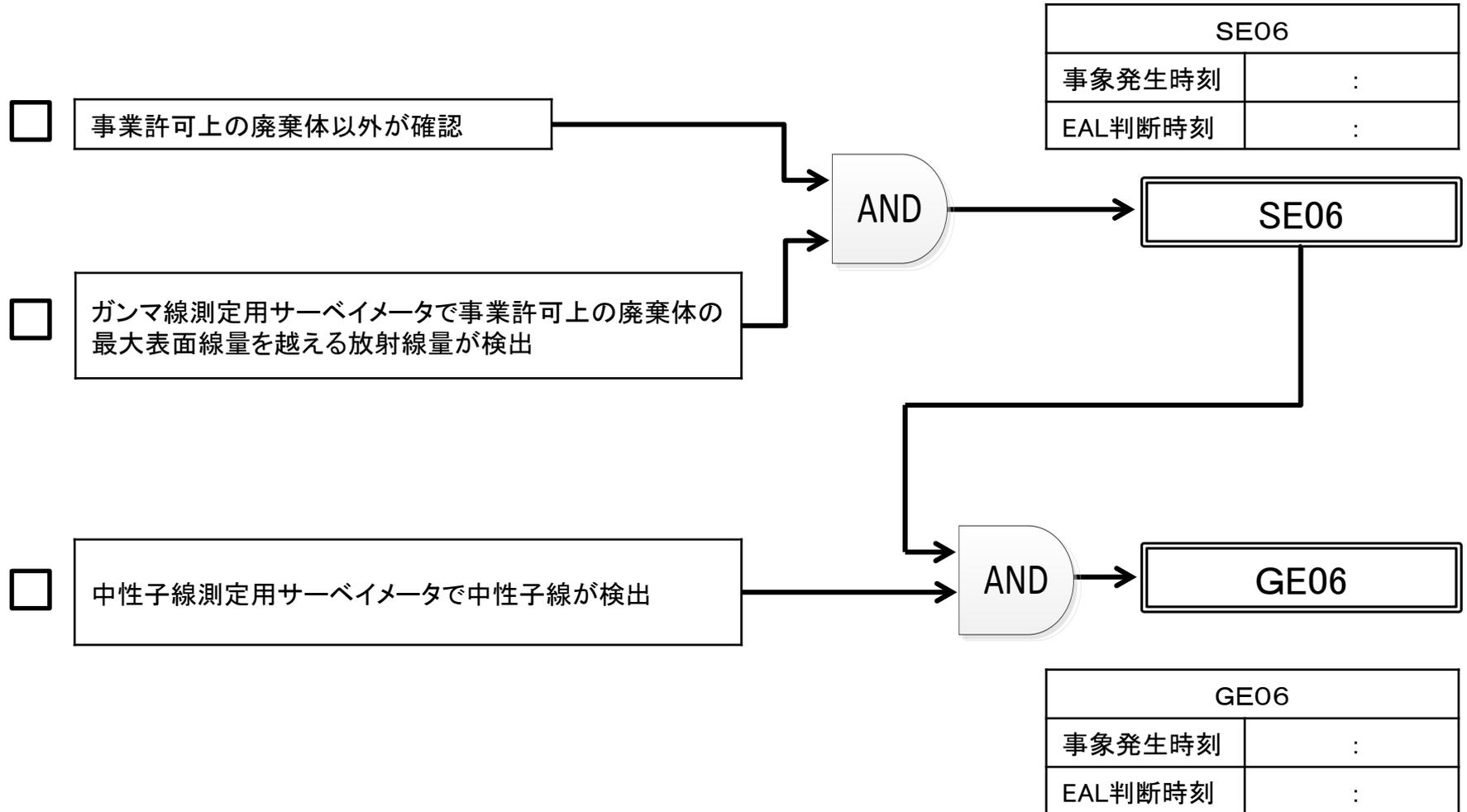
廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 (SE05/GE05)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	<p>施行令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち核燃料施設等の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、空气中の放射性物質の測定結果が、β核種について1.2×10^{-2} Bq/cm³ 以上となった場合。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射性物質の測定が困難である場合であつては、その状況に鑑み、放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。</p>

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】 臨界のおそれ (SE06)、臨界の発生 (GE06)



注： 廃棄物埋施設においては、臨界のおそれがあるような量の核燃料物質が廃棄体として持ち込まれることはなく、通常、中性子線が検出されることは無い。

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】 臨界のおそれ(SE06)、臨界の発生(GE06)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE06／ 臨界のおそれ	<p>通報すべき事象等に関する規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他、臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>(1) 廃棄物埋設施設においては、臨界のおそれがあるような量の核燃料物質が廃棄体として持ち込まれることはなく、通常、中性子線が検出されることは無い。</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の廃棄体について、事業許可上の廃棄体以外が確認され、かつ、ガンマ線測定用サーベイメータで通常と異なる放射線量(事業許可上の廃棄体の最大表面線量を超える放射線量)を確認した場合をいう。</p>
	GE06／ 臨界の発生	<p>施行令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>	<p>臨界に関する施設敷地緊急事態(SE06)が発生し、かつ、中性子線測定用サーベイメータで中性子線を確認した場合をいう。</p>

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生

(SE55)

住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生

(GE55)



防護措置の準備および一部の実施を開始する必要があると判断

SE55

破壊妨害行為等により、廃棄物埋施設への影響により放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象

事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:



住民の避難等を開始する必要があると判断

GE55

破壊妨害行為等により、廃棄物埋施設への影響により放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象

事象発生時刻	:
EAL判断時刻	:

注:「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】

防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生 (SE55)

住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生 (GE55)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
その他の脅威	SE55／ 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	<p>通報事象規則第7条第1号又 [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL②] 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>(1)「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2)「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、廃棄物埋設施設に影響を及ぼすおそれにより放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】

防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生(SE55)

住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生(GE55)

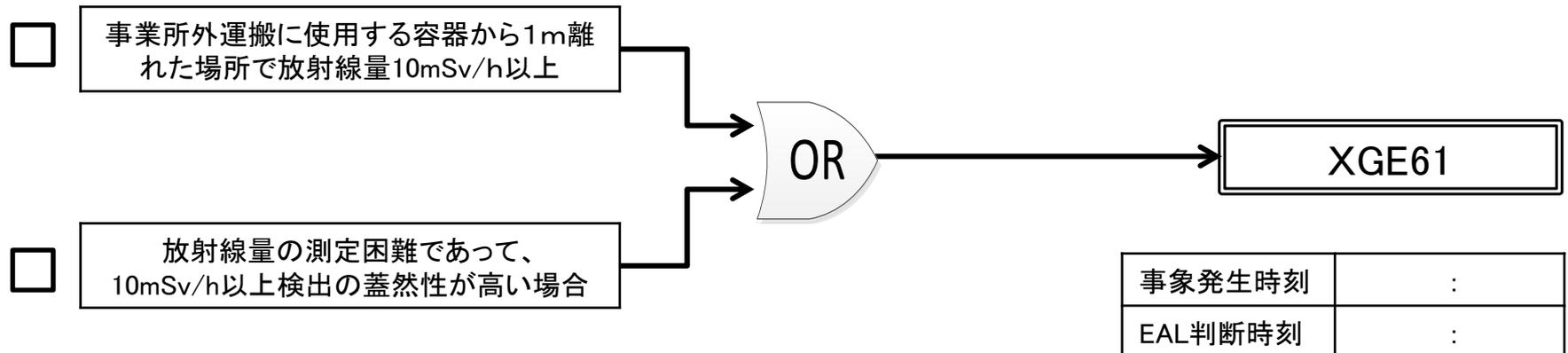
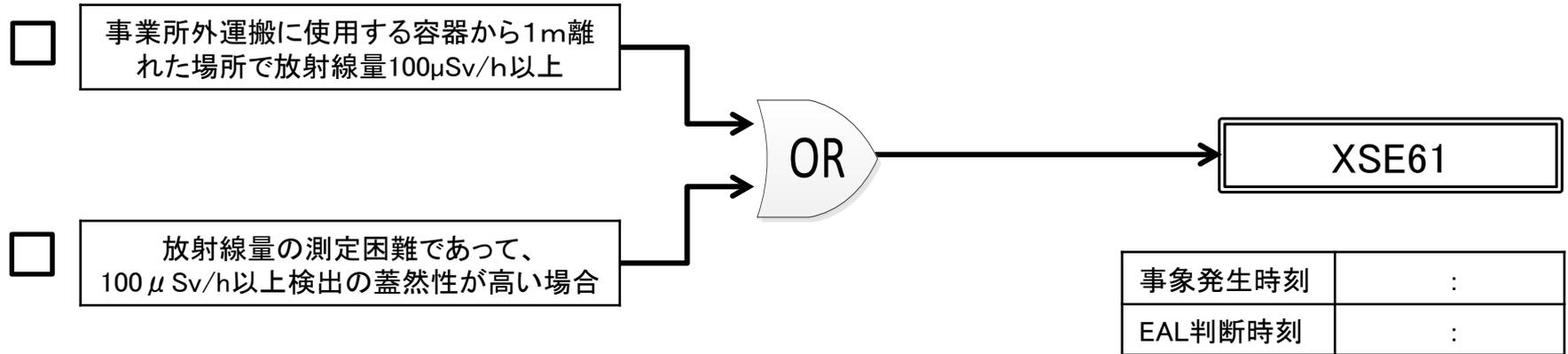
区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
その他の脅威	GE55／ 住民の屋内避難を開始する必要がある事象の発生	通報事象規則第14条第1号又 [指針 全面緊急事態を判断するEAL②] 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	(1)「原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、原子力施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」とは、廃棄物埋設施設への影響により放射性物質又は放射線が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】

事業所外運搬での放射線量率の上昇(XSE61)

事業所外運搬での放射線量率の異常上昇(XGE61)



注:「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】

事業所外運搬での放射線量率の上昇(XSE61)

事業所外運搬での放射線量率の異常上昇(XGE61)

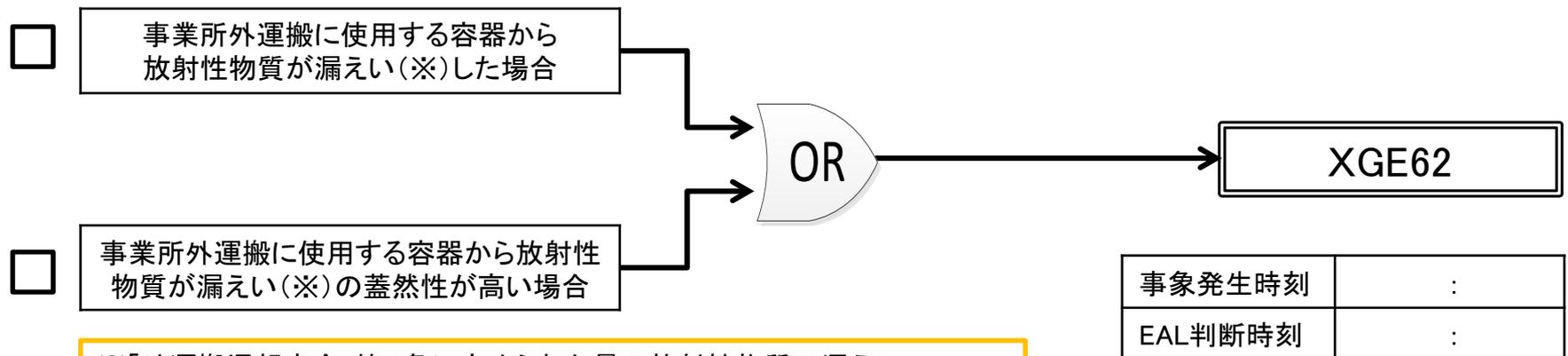
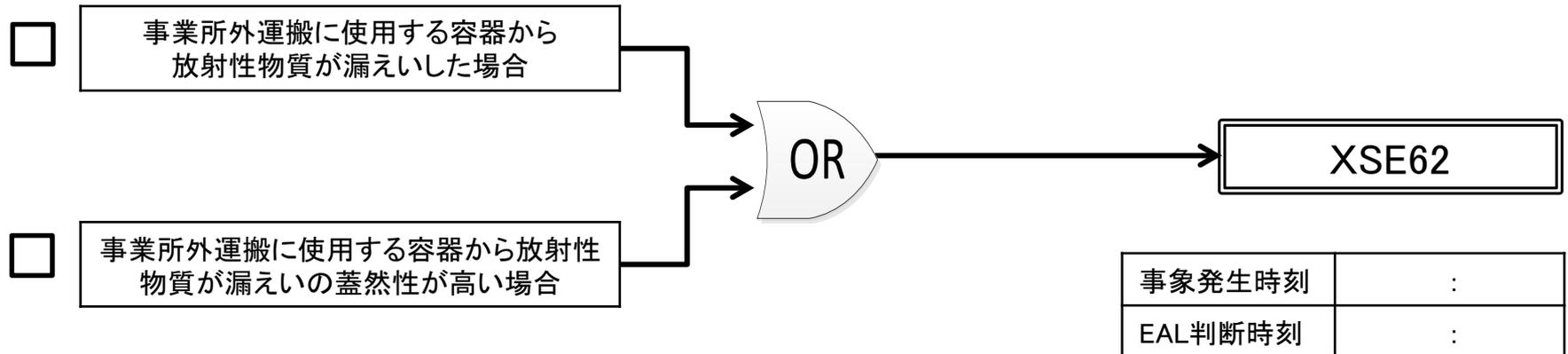
区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
事業所外運搬	XSE61／ 事業所外運搬での放射線量率の上昇	<p>施行令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令(平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」という。)第2条第1項(原子力規制委員会規則で定めるところ)令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、</p> <p>又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100μSv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態であること。</p>
事業所外運搬	XGE61／ 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	<p>施行令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h 	<p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</p>

廃棄物埋施設

【EAL判断フロー】

事業所外運搬での放射性物質の漏えい(XSE62)

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい(XGE62)



※「外運搬通報省令」第4条に定められた量の放射性物質の漏えい

注:「原子力災害対策指針の解説」に基づき、同時に複数の緊急事態区分該当事象が発生したときは、一つの事態に関する通報でなく、複数の事象として通報を行うこと。

廃棄物埋設施設

【EAL判断根拠】

事業所外運搬での放射性物質の漏えい(XSE62)

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい(XGE62)

区分	番号／略称	EALの基準	EALの設定の考え方
事業所外運搬	XSE62／ 事業所外運搬での放射線物質の漏えい	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態であること。</p>
事業所外運搬	XGE62／ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	<p>外運搬通報事象命令第4条 令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十条第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十四条第二項第二号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<p>事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>

前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定

【再処理事業部対策組織】

2022 年度 原子力防災訓練において抽出した改善活動状況は以下のとおりである。

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した 主な改善点	原因	対策/対応状況	
1	<p>COP、ERC備付資料の改善</p> <p>【問題】</p> <p>① COP③（戦略シート）は、対策が失敗した場合のバックアップとなる対策とその見通しを記載する構成となっていなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>① COP③（戦略シート）は、事象対処に対する第2、第3の矢とする明確な戦略が記載、共有できること。</p> <p>【問題】</p> <p>② 社内情報シートは、重大事故対象機器のインベントリ情報を記載する構成となっていなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>② 社内情報シートは、重大事故対象機器のインベントリ情報を共有できる構成であること。</p>	<p>① 行動規範（ガイドライン）は、COP③（戦略シート）を取りまとめる事業部対策本部の目標設定会議について、現対策が失敗した場合の次なる対策と見通しを確認することを明記していなかったため。</p> <p>② 行動規範（ガイドライン）は、社内情報シートを作成、共有する事業部対策本部のブリーフィングについて、重大事故対象機器のインベントリ情報を確認、共有することを明記していなかったため。</p>	<p>① 事業部対策本部の目標設定会議において、現対策が失敗した場合の次なる対策と見通しを確認することをガイドラインに定めた。また、COP③（戦略シート）においても対策が失敗した場合の次なる対策と見通しが見えるよう構成を見直した。</p> <p>② 事業部対策本部のブリーフィングにおいて、重大事故対象機器のインベントリ情報を確認、共有することをガイドラインに定めた。また、社内情報シートへインベントリ評価を記載するシートを追加した。</p>	<p>検証計画：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した 主な改善点	原因	対策/対応状況	
1	<p>【問題】</p> <p>③ COP①-1 (全体概要図)、COP② (設備状況シート) は、主排気筒の可搬型モニタリング装置の測定結果、外部取水源の使用可否の情報を省略していた。</p> <p>【課題】</p> <p>③ COP資料は、水源状況および主排気筒可搬型モニタの測定値が共有できること。</p> <p>【問題】</p> <p>④ ERC備付資料は、水素濃度を測定する代表貯槽と他貯槽の関係を説明する資料を含めていなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>④ ERC備付資料は、水素濃度を測定する代表貯槽と他貯槽の関係が確認できること。</p>	<p>③ 主排気筒の可搬型モニタリング装置の測定結果、外部取水源の使用可否の情報は、社内情報シートに記載していたが、COP資料との重複情報もあり説明に使用することが難しかったため。</p> <p>④ ERC備付資料は、水素濃度を測定する代表貯槽と他貯槽の関係を説明する内容は含まれていなかったため。</p>	<p>③ COP資料に、主排気筒の可搬型モニタリング装置の測定結果、外部取水源の使用可否の情報を追加した。</p> <p>④ ERC備付資料に、水素濃度を測定する代表貯槽と他貯槽の関係を説明する資料を追加した。</p>	<p>検証計画：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認するための確認事項 (チェックリスト) にて評価する。

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した 主な改善点	原因	対策/対応状況	
2	<p>通報文の記載事項の改善</p> <p>【問題】</p> <p>① 事業部対策本部が発信した警戒事態 該当事象発生後の経過連絡は、重大 事故対策の開始や問題点、対応状況 等の情報が不足していた。</p> <p>【課題】</p> <p>① 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 は、事故収束活動の進捗、問題点、 対応状況等の情報が確認できるこ と。</p>	<p>① 行動規範（ガイドライン）は、警戒 事態該当事象発生後の経過連絡の 「発生事象と対応の概要」の記載に ついて、事故収束活動の進捗、問題 点、対応状況等の情報を記載するこ とを明確化していなかったため。 また、上記の情報を、追加資料等に 添付する運用を定めていなかった。</p>	<p>① 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 に、事故収束活動の進捗、問題点、 対応状況等の情報を記載すること 及び、必要に応じて添付資料等を追 加することをガイドラインに定めた。</p>	<p>検証計画：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の訓練にて実働す ることにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認す るための確認事項（チェ ックリスト）にて評価す る。

※ 改善事項No. 3（E R C への説明方法の改善）および改善事項No. 4（E R C リエゾンの対応に係る改善）については、全社対策本部の資料8-4参照。

前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定

【濃縮事業部対策組織】

2022 年度 原子力防災訓練において抽出した改善活動状況は以下のとおりである。【第 1 部訓練および第 2 部訓練 共通事項】

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	原因	対策/対応状況	
1	<p>負傷者情報の共有不備に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>・救護班は、各暴露者状況を記載する「救急情報収集票」へ必要情報の記載不足（暴露影響含む）があったため、E R C 対応者が負傷者の重篤度に応じて優先的に E R C プラント班へ説明していたものの詳細の汚染状況について明確に発話するに至らなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>① 負傷者情報を示す内容が、説明するタイミングで正確な情報を説明できる内容となっていること。</p> <p>② 情報発生の優先度が明確であること。</p>	<p>① 救護班は、速やかに情報共有することを第 1 に考えたため、「救急情報収集票」に初動時確認した内容のみ記載したことから、負傷者の状態の共有が遅れた。</p> <p>② E R C 対応手順に記載する情報発信の優先度（負傷者情報の重要度）が不明確であった。</p>	<p>①-1 負傷者情報の初動時、処置終了時などのタイミングで何を共有するのかを手順に明記するとともに、分かりやすいフォーマットに修正する。</p> <p>①-2 E R C 備付資料に、フ化水素暴露以外の人体影響に関する説明できる資料を追加する。</p> <p>② 情報発信の優先度（負傷者情報の重要度）を再整理する。</p>	<p>検証計画：○</p> <p>・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。</p> <p>・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。</p>
2	<p>C O P ③（戦略シート）の作成不備に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>・事業部対策本部は、事象収束に重要な戦略を記載する C O P ③（戦略シート）の内容について明確なものでなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>① 事象対処に対する第 2、第 3 の矢とする明確な戦略が示され、C O P ③（戦略シート）の視認性が向上して共有できること。</p> <p>② 戦略を全体で共有して、明確かつ正確な戦略内容で対処できること</p>	<p>① 対策本部は、ブリーフィング、目標設定時の発話が不明確であったとともに、戦略に対する優先順位付けを誤っていた。</p> <p>② 対策本部が発話した内容を運転管理班が C O P ③（戦略シート）に反映する運用としているが、対策本部は記載内容を確認していなかった。</p>	<p>①-1 C O P ③（戦略シート）を対処方法や対処時間などがより分かりやすいフォーマットに修正するとともに、事象毎の戦略をテンプレート化する。</p> <p>①-2 E R C 配備資料に記載する事象対処フローを修正し、C O P ③（戦略シート）と整合を図って、説明できるようにする。</p> <p>② C O P ③（戦略シート）を作成する対応体制の検討を行う。</p>	<p>検証計画：○</p> <p>・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。</p> <p>・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。</p>

前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定

【埋設事業部対策組織】

2022 年度 原子力防災訓練において抽出した「情報共有の更なる改善」に対する改善活動状況は以下のとおりである。【第 1 部訓練および第 2 部訓練 共通事項】

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した主な改善点	原因	対策/対応状況	
1	<p>情報共有の更なる改善</p> <p>【問題】 情報共有データベースへの資料の貼付けが遅れ、E R C 対応ブースおよび全社対策本部への情報共有が遅かった。</p> <p>【課題】</p> <p>① 作成した初動対応シートを適切なタイミング（発災後 10 分目途）で情報共有データベースに貼り付けること。 ② 作成・更新した C O P ①（施設状況図）を適切なタイミング（10 分間隔）で情報共有データベースに貼り付けること。</p>	<p>① 本部事務局は、初動対応シートを作成していたものの、第 1 報通報文の確認を優先させたことにより初動対応シートの内容確認が遅れた結果、情報共有データベースへの貼り付けが遅れた。</p> <p>② 復旧班は、適宜 C O P ①（施設状況図）を作成していたものの、訓練開始から 42 分間情報共有データベースに貼り付けることを失念していた。</p>	<p>① 本部事務局内における初動対応シートと通報文の確認方法を明確にし、手順書に反映するとともに、個別訓練により継続的に改善を進めた。</p> <p>② 復旧班は、作成・更新した C O P ①（施設状況図）を適切なタイミング（10 分間隔）で情報共有データベースに貼り付けることを C O P の運用に係るガイドに反映するとともに、個別訓練により継続的に改善を進めた。</p>	<p>検証計画：○</p> <p>・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。</p>

前回訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定

【全社対策本部】

2022 年度 原子力防災訓練において抽出した改善活動状況は以下のとおりである。

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した 主な改善点	原因	対策/対応状況	
再 ・ 3	<p>ERCへの説明方法の改善</p> <p>【問題】 ①ERC対応者は、構外取水源の状況、アクセスルートの確認結果、放出予測等の情報について、積極的に説明できなかった。</p> <p>【課題】 ①ERC対応者は、COP資料では確認できない情報について、社内情報シートを活用して説明できること。</p>	<p>①ERC対応者は、ERCへの説明内容、資料を整理したリストを作成、運用していたが、社内情報シートを十分活用する内容となっていなかったため。</p>	<p>①ERCへの説明内容、資料を整理したリストに社内情報シートに関するものを追加。 個別訓練を通じて有効性を検証し、ERC対応マニュアルに反映する。</p>	<p>検証計画：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。
再 ・ 4	<p>ERCリエゾンの対応に係る改善</p> <p>【問題】 ①ERCリエゾンがERC内に配布した資料の新旧変更点がわかりにくかった。</p> <p>【課題】 ①どのような主旨で配布する資料なのかを容易に把握することができるようにすること。</p>	<p>①-1 資料に新旧変更点を明示しなかったため。</p> <p>①-2 配布資料の主旨を説明せず配布したため</p>	<p>①-1 ERCリエゾンが既に配布済みの資料と同様のフォーマットの資料を配布する際は、更新された箇所が容易に認識できるかを確認し、不足がある場合はマーキング等を行うこととした。</p> <p>①-2 ERCリエゾンが資料を配布する際、緊急でない場合はどのような主旨の資料なのか、補足説明を実施することとした。</p>	<p>検証計画：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した 主な改善点	原因	対策/対応状況	
濃 ・ 3 / 埋 ・ 2	<p>ファクシミリ装置の時刻設定不備に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>① 送信した通報文のヘッダー部分に印字された時刻が、実際のFAX送信時間より約40分進んでいた。</p> <p>【課題】</p> <p>① 設備点検などにおける点検項目に時刻確認の項目が設定されていること。</p> <p>② 日常点検で時間の誤差がないこと。</p>	<p>①-1 作業実施部署は、設備停止時にサーバ側の内部時計に時刻の誤差が生じてしまったが、作業後の時刻確認の確認項目がなかったため、確認を行っていなかった。</p> <p>①-2 日常点検実施部署は、電源状態、機能確認のみで、時刻表示の誤差確認まで実施していなかった。</p>	<p>①-1 作業実施部署は、点検手順に作業後の時刻確認を追加し、時刻に誤差が生じている場合は、修正して復旧することとした。</p> <p>①-2 日常点検実施部署は、点検手順に時刻確認（差異有無）を明確化するとともに、時刻の誤差があった場合は、修正することとした。</p>	<p>検証計画：－</p> <p>・設備点検、日常点検の手順書に反映し、日々確認していることから、評価不要。（検証済）</p>

NO.	改善活動内容			検証計画
	前回の総合訓練において抽出した 主な改善点	原因	対策/対応状況	
濃 ・ 4	<p>プラントデータ情報の共有不備に関する改善</p> <p>【問題】</p> <p>① ERC対応者は、ERCプラント班への情報共有開始後、初動時のプラント状況説明に必要な「初動対応シート」を用いた説明を実施せず、事象対処時などのタイミングでは、必要なプラントデータの報告を行っていなかった。</p> <p>【課題】</p> <p>① 手順のとおり資料で説明できること。</p> <p>② 事象対処などのタイミングにおいて、常にプラントがどのような状態かわかるように説明すること。</p>	<p>①-1 ERC統括者は、ERCプラント班との情報共有開始時に、他の情報で説明し、必要事項は説明済みと判断し、プラントデータを記載している「初動対応シート」による説明を手順どおり実施しなかった。</p> <p>①-2 プラントデータに関する情報発信の優先度は、EAL判断に用いるモニタリングポスト情報だけは明確化していたが、プラントデータに関する優先度およびタイミングが明確ではなかったことから、状況に応じた説明ができなかった。</p>	<p>①-1 ERCへの説明内容、資料を整理したリストに初動対応シートに関するものを追加。 個別訓練を通じて有効性を検証し、ERC対応マニュアルに反映する。</p> <p>①-2 ERCへの説明内容、資料を整理したリストにプラントデータに関するものを追加。 個別訓練を通じて有効性を検証し、ERC対応マニュアルに反映する。</p>	<p>検証計画：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の訓練にて実働することにより評価可能。 ・改善策の有効性を確認するための確認事項（チェックリスト）にて評価する。

日本原燃原子力防災訓練に係る
中期対応方針
(案)

2023 年●月
日本原燃株式会社

改正番号	改正年月日	改正概要	承認	審査	作成
新規制定	2021年9月21日	新規制定			
1	2022年8月16日	<p>4. 対応方針の展開: ・2部制訓練に係る事項を追加</p> <p>添付資料(1)「中期対応方針の展開に当たっての主な取組み」: ・2021年度の評価を追加 ・2022～2024年度の総合訓練発災条件の変更</p>			
2	2023年●月●日	<p>添付資料(1)「中期対応方針の展開に当たっての主な取組み」: ・2022年度の評価を反映</p>			

1. 目的

本対応方針は、各事業部および全社対策本部が実施する原子力防災訓練に係る中期計画を策定するに当たり、当社が緊急時対応能力を計画的に向上させるに当たっての中期的な対応方針を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

以下の対象施設および対象期間に実施する原子力事業者防災業務計画(以下、「防災業務計画」という。)に定める原子力防災訓練に適用する。

なお、MOX 燃料加工施設については、防災業務計画制定後に適用する。

(1) 対象施設 : 再処理施設、高レベル放射性廃棄物管理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設および MOX 燃料加工施設

(2) 対象期間 : 2021～2024 年度

3. 対応方針

2018～2020 年度の中期対応方針に基づいて防災訓練を実施しているが、訓練において課題が確認されており、これを踏まえた改善を確実に実施する必要がある。また、対応要員の力量を向上させていくことも必要である。一方、2024 年度までに防災体制へ影響する環境変化を見据え、MOX 燃料加工施設の操業にも対応できる体制整備や、これまでオンサイトを中心に実施してきた体制整備をオフサイト活動に拡張して設備の整備と並行して進めていく必要があることから、以下(1)～(3)を対応方針とする。

(1) 昨年度までの訓練課題への対応

2018～2020 年度の中期対応方針に基づき実施した原子力防災訓練において抽出された課題を踏まえた改善を計画的に実施するとともに、原子力防災要員がそれぞれの役割を理解し、緊急時対応能力を継続的に向上させる。また、要員を計画的に育成する。

(2) 緊急時対応体制の強化

全社対策本部および事業部対策本部が連携する体制を整備・強化し、一体となって緊急時対応を円滑に実施できるよう改善する。また、再処理施設および MOX 燃料加工施設のしゅん工・操業を見据えた体制を段階的に計画し、訓練を通じてその体制の実効性を検証・改善する。

(3) 後方支援活動体制の強化

原子力事業所災害対策支援拠点やオフサイトセンターなど後方支援活動と連携する体制を整備・強化し、原子力災害に対して円滑に対応できるよう段階的に訓練を計画し、対応能力を向上させる。また、自治体からの要請にも適切に対応できるよう体制を整備し、訓練を実施する。

4. 対応方針の展開

第 3 項で示した対応方針に対し、2018 年度～2020 年度中期対応方針から継続して実施する事項と新たに活動を進めていくことが必要な事項を踏まえ、以下①～⑧に示す事項を 2021～2024 年度の主な

取組み事項とする。各対応方針との関連、事項毎の達成目標、具体的取組み内容等を添付資料(1)に示す。

なお、相対的にリスクの小さい原子力施設であるウラン濃縮施設および低レベル放射性廃棄物埋設施設については、現実的なシナリオに基づく訓練を第1部、通報体制の確認のための訓練を第2部とする2部制での総合訓練を実施する。ただし、防災業務計画に定める機能が有効に発揮できること等を全体的に確認することを目的に、4年に1回程度、2部制訓練ではなく原子力緊急事態を想定したシナリオに基づく総合訓練を実施することとする。

- ① 即応センターとERCプラント班との情報共有、通報・連絡
- ② 要員の計画的育成
- ③ 他の原子力事業者の知見収集・反映
- ④ 事業部対策本部と全社対策本部の連携
- ⑤ 現場実動訓練
- ⑥ 広報活動訓練
- ⑦ 後方支援活動その他の活動
- ⑧ 自治体との連携訓練

5. 訓練計画策定に当たっての留意事項

- (1) 各事業部長および安全・品質本部長は、第4項に示した主な取組みについて、各対策本部に係る訓練中期計画へ反映し、必要に応じて各対策本部個別の取組みを追加する(添付資料(2)参照)。
- (2) 安全・品質本部長は、本対応方針第4項に示す項目が各対策本部に係る訓練中期計画に反映されていることを確認する。
- (3) 各事業部長および安全・品質本部長は、各対策本部に係る訓練結果を評価し、課題を抽出し対策を立案するとともに、必要に応じて訓練中期計画の見直しを行う(添付資料(3)参照)。訓練の評価に当たっては、添付資料(4)の「評価の視点(例)」を参考に、「体制」、「計画」、「設備」および「要員」の観点から、達成目標が満足しているかを確認する。
- (4) 社長は、事業部および全社対策本部の訓練結果等を踏まえ、本対応方針の見直しを行う。

添付資料

- (1) 2021～2024年度 中期対応方針の展開に当たっての主な取組み
- (2) 「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の位置付け・訓練計画体系
- (3) 訓練計画に係るPDCAサイクル図
- (4) 訓練評価の視点(例)

参考資料

- (1) 2018年～2020年度 中期対応方針に対する達成評価結果
- (2) 中期対応方針の主な取組み項目の設定理由

2021～2024年度中期対応方針の展開に当たっての主な取組み

添付資料(1)

(凡例) ○：取組みの目標達成、△：未達項目あり

中期対応方針	主な取組み項目	規制庁評価項目	2024年度の達成目標	取組み内容	2022年度の評価	各年度到達目標
(1) 昨年度までの訓練課題への対応	1. 即応センターとERCプラント班との情報共有、通報・連絡	1-1. 情報共有のための情報フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部、全社対策本部、ERC間の情報フローについて、5W1H(いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように)が明確であること。 ・前回訓練結果に対する分析・評価結果が反映されていること。 ・情報フローの内容を要員が理解していること。 	<ul style="list-style-type: none"> [各事業部対策本部: 事業部対策本部と全社対策本部間の情報フロー] [全社対策本部: 全社対策本部とERC間の情報フロー] ・継続的に訓練により抽出された課題に対する改善策を反映 ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)に向けた情報フロー(要員配置、共有方法等)の見直し ・MOX燃料加工施設を含めた同時発災に対応するための情報フロー作成 	<ul style="list-style-type: none"> 全社対策本部本部席への事業部連絡員の派遣取りやめ等、情報フローの見直し・改善を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> [2021、2022年度] ・事業所(「再・廃」、「濃・埋」)単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること [2023年度] ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで対応ができること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで対応ができること
		1-2. ERCプラント班との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部は、事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を全社対策本部に随時提供できること。 ・全社対策本部は、事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況について、ERCプラント班に対し積極的に説明ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> [全社対策本部] ・情報の優先度を踏まえ、想定される事象毎に、どのツールを用いて何を説明するかを整理した説明ガイドの整備 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・事業部対策本部、全社対策本部およびERCプラント班(模擬)の情報共有訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ERC説明ガイドの改善を実施。事故対処説明時のプラントパラメータの情報提供に関する課題を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○
		1-3. 情報共有のためのツール等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・COPおよび備付け資料が説明しやすい内容となっていること。 ・全社対策本部は、ERSS(再処理施設)、COPおよび備付け資料を用いてERCプラント班に説明できること。 ・ERCに派遣されたリエゾン、ERCプラント班への説明補助(質問対応、ERCプラントの意向等の全社対策本部への伝達)ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> [再処理事業部対策本部] ・COP資料の記載情報等の合理化及びERC備付け資料の構成見直し [濃縮事業部対策本部・埋設事業部対策本部・全社対策本部] ・上記改善の展開 [全社対策本部] ・各ツールの使用目的の明確化 ・リエゾンの役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> COPおよび備付け資料の改善を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○
		1-4. 確実な通報・連絡の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第10条及び第15条事象について、記載の誤記、漏れ等がなく速やかに通報できること。 ・全社対策本部は、EAL判断時にERCプラント班に対し当該EALの判断根拠の説明を実施できること。 ・全社対策本部は、10条確認会議、15条認定会議において、ERCプラント班からの会議招集に対し速やかに対応し、発生事象、事象進展の予測、事故収束対応等の説明を適切かつ簡潔に実施できること。 ・第25条報告を事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して実施できること。 	<ul style="list-style-type: none"> [全社対策本部] ・情報の優先度を踏まえ、想定される事象毎に、どのツールを用いて何を説明するかを整理した説明ガイドの整備 ・ERCプラント班(模擬)との情報共有訓練 [各事業部対策本部] ・通報連絡訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ERC説明ガイドを作成し、マニュアルに反映。 ・警戒事態該当事象発生後の経過連絡報の情報拡充に係る課題を確認(再処理)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○
	2. 要員の計画的育成	2-1. 緊急時対応要員の育成	<ul style="list-style-type: none"> [ERC対応要員] ・力量を備えた10条認定会議等対応者、ERC対応総括者およびERC対応者に係る複数の要員を確保していること。 ・長期化に備えたERC対応体制が整備されていること(代替要員の確保含む) [その他] ・機能班毎に力量を備えた要員を確保していること。 ・対応が長期化することが想定される事項については、代替要員を確保していること。 	<ul style="list-style-type: none"> [全社対策本部] ・10条認定会議等対応者、ERC対応総括者およびERC対応者について必要な力量の明確化 ・教育、訓練による計画的育成 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・各機能班の要員の力量の明確化 ・教育、訓練による計画的育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ERC対応要員について、必要な力量をマニュアルに規定。(2021年度完了) ・長期化に備えた代替要員の確保は不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> △
		2-2. 夜間・休日発災時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日の発災時に必要な初動対応および要員参集後の引継ぎができること。 	<ul style="list-style-type: none"> [全社対策本部] ・初動対応に係る体制整備 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・夜間・休日での発災を想定した少人数での初動対応、要員参集後の引継ぎ訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の全社対策本部(ERC対応)の体制・手順書整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ○
	3. 他の原子力事業者の知見収集・反映		<ul style="list-style-type: none"> ・他の原子力事業者の原子力防災訓練に関する知見が当社の訓練に反映されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> [各事業部対策本部・全社対策本部] ・他原子力事業者への視察の実施 ・自社訓練への視察受け入れの実施 ・ピアレビュー等の受入れの実施 ・他原子力事業者へのピアレビュー等へのレビューの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 他事業者訓練の視察を実施し、良好事例を当社訓練に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ○

2021～2024年度中期対応方針の展開に当たっての主な取組み

添付資料(1)

(凡例) ○：取組みの目標達成、△：未達項目あり

中期対応方針	主な取組み項目	規制庁評価項目	2024年度の達成目標	取組み内容	2022年度の評価	各年度到達目標	
(2) 緊急時対応体制の強化	4. 事業部・全社の連携	4-1. MOX燃料加工施設を含めた同時発災対応体制整備	・事業部対策本部と全社対策本部間の情報フローについては1-1.と同様。 ・発災事業部に対して他事業部および全社からの支援・協力ができること。	[全社対策本部] ・全社対策本部(H1、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点を含む)と事業部対策本部間の役割分担明確化 [再処理事業部対策本部・全社対策本部] ・MOX燃料加工施設を含めた同時発災に対応するための情報共有体制整備(人員配置、役割等)(情報フローは1-1.で管理) ・上記明確化内容に基づく手順の整備 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・複数施設同時発災シナリオにおける情報共有訓練	・情報フローに関しては、1-1と同じ。 ・総合訓練において支援・協力ができることを確認。	[2021、2022年度] ・事業所(「再・廃」、「濃・埋」)単位での発災を想定したシナリオのもとで対応ができること [2023年度] ・4施設同時発災(再・廃・濃・埋)を想定したシナリオのもとで対応ができること [2024年度] ・MOX燃料加工施設を含む全施設同時発災を想定したシナリオのもとで対応ができること	
		4-2. 社内情報共有ツールの改善	・MOX燃料加工施設を含めた全施設同時発災においても、社内情報共有ツール(クロノロジーシステム、電子ホワイトボード、社内TV会議等)を用いて事業部対策本部内および事業部対策本部と全社対策本部間の情報共有ができること。	[各事業部対策本部・全社対策本部] ・新情報共有システムを用いた情報共有訓練	事業所単位での発災を想定したシナリオのもとで情報共有できることを確認。新情報共有システムについては、システム負荷への耐性改善や更なる運用明確化が必要。	△	
		4-3. 緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合の対応	・緊急時対策所、全社対策本部が使用できない場合であっても、情報共有、通報連絡および意思決定を実施できること。	[全社対策本部] ・全社対策本部の代替場所(第一千歳平寮)への移動の判断、移動後の対応に関する体制整備 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合を想定した情報共有、通報連絡および意思決定に係る訓練	全社対策本部の代替場所(第一千歳平寮)への移動判断、移動後の対応に係る体制検討を継続。原子力防災に係るBCP(事業継続計画)として策定予定。	△	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 [2022年度] ・全社対策本部の代替場所(第一千歳平寮)への移動の判断、移動後の対応に関する体制整備完了
	5. 現場実動訓練	5-1. 現場対応・緊急時対策所との連携訓練	・現場の一連の対応が、予め定めた時間、要員、資機材で実施できること。 ・警戒事象、特定事象発生時に、緊急時対策所との連携ができること。	[各事業部対策本部] ・現場実動訓練	・重大事故訓練(現場実動訓練)について、計画的に実施。 ・総合訓練において、現場と緊急時対策所と連携した訓練を実施。	○	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施
		5-2. 過酷環境下における訓練	・厳冬期等、過酷環境下においても予め定めた時間、要員、資機材で対応できること。	[各事業部対策本部・全社対策本部] ・過酷環境下における実動訓練	酷暑期、厳冬期を想定した過酷環境下の訓練を実施。	○	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施
(3) 後方支援活動体制の強化	6. 広報活動訓練	○	・事故・プラント状況、進展予測と事故収束対応戦略および戦略の進捗状況を記者会見において説明ができること。 ・発災時に記者会見対応ができる力量を備えた要員を確保していること。	[各事業部対策本部・全社対策本部] ・ERC広報班と連動したプレス対応 ・模擬記者会見の実施 ・社外プレーヤーによる評価、検証 ・メディアトレーニング ・記者会見に係る他社ベンチマーク	模擬記者会見訓練、他社ベンチマークによる要員育成を実施。	○	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施
	7. 後方支援活動その他の活動	7-1. 社外関係機関と連携した後方支援活動	○	・原子力事業者間の支援活動、原子力事業所災害対策支援拠点の運営、原子力緊急事態支援組織との連携について、全て実動で実施できること。 [全社対策本部] ・原子力事業所災害対策支援拠点における要員(他社からの支援要員を含む)、資機材の実動訓練 ・原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げおよび継続的な運営に係る訓練	他原子力事業者と連携した実動訓練を実施。	○	毎年度達成目標に対する活動を継続的に実施 [2022年度] ・第二千歳平寮跡地を活用した原子力事業所災害対策支援拠点の運営検証
		7-2. オフサイトセンター対応	-	・オフサイトセンターにおける一連の対応が実施できること。	[全社対策本部] ・オフサイトセンターでの対応に必要な体制整備 [各事業部対策本部・全社対策本部] ・実際の対応を想定した訓練(合同対策協議会等の訓練)	オフサイトセンターにおける情報共有体制の改善、手順書の明確化を実施。	○

2021～2024年度中期対応方針の展開に当たっての主な取組み

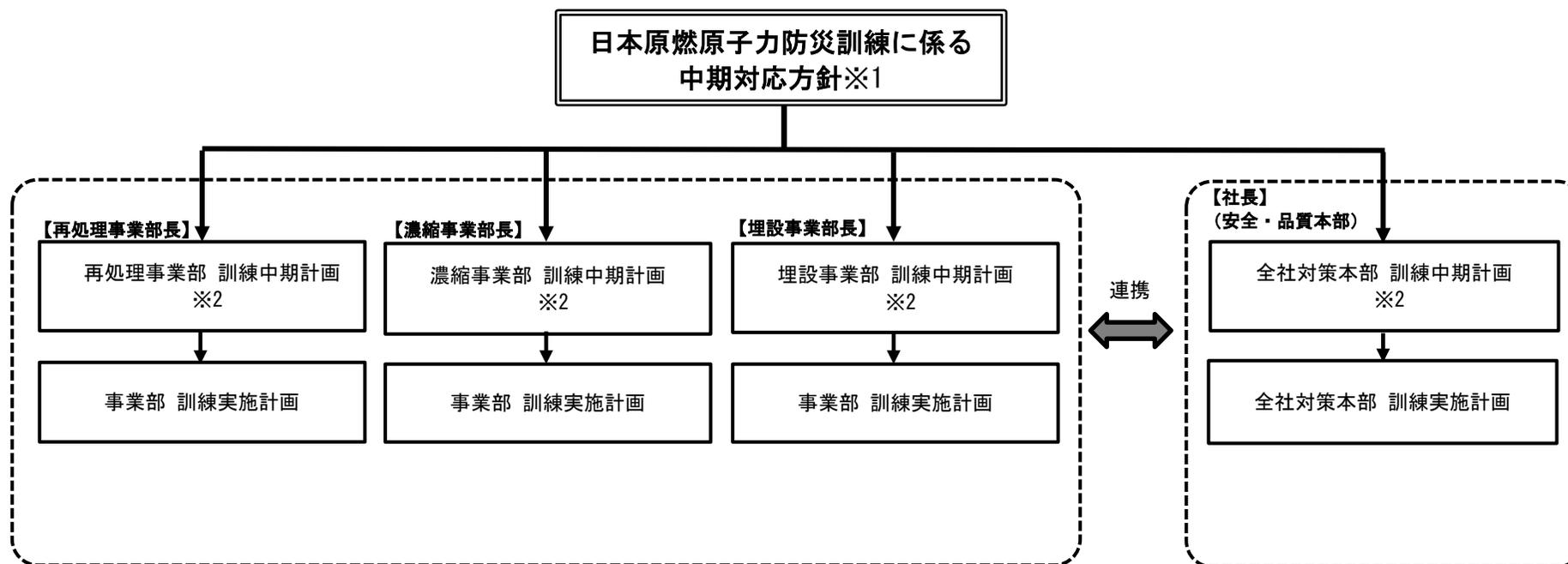
添付資料(1)

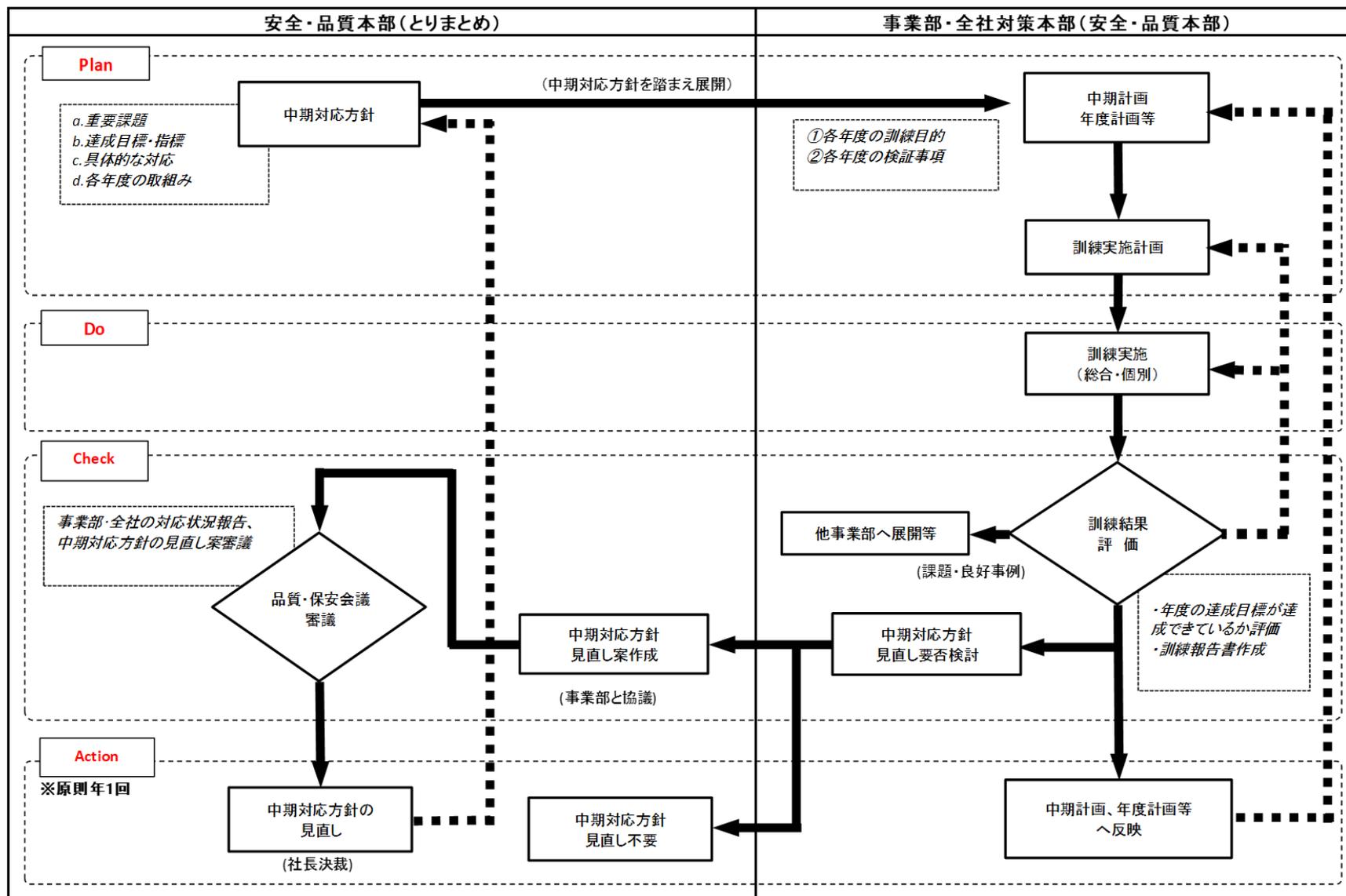
(凡例) ○：取組みの目標達成、△：未達項目あり

中期 対応方針	主な取組み項目		規制庁評 価項目	2024年度の達成目標	取組み内容	2022年度の評価		各年度到達目標
(つづき) (3) 後方支援活動体制 の強化	(つづき) 7. 後方支援 活動その他 の活動	7-3. オンサイト 医療体制構築	-	・施設内における医療(オンサイト医療)活動を実動で実施 できること。	[各事業部対策本部] ・電力大での連携のもと医療体制を構築(医療スタッフ受 入体制、管理方法、地元機関(医療・搬送)との連携等)、 手順の整備 ・整備した手順に基づく実動訓練	派遣医療スタッフとの連携に ついて実動で検証。	○	毎年度達成目標に対する活動を継続的 に実施
		7-4. 対応要員以 外の退域手段確 保	-	・発災時に対応要員以外の者が適時に退域できること。	[全社対策本部] ・体制、手順、資機材の検討、整備 ・整備した手順に基づく実動訓練	社員の退域時期、順序につ いて検討に着手。引き続き検 討を進め、原子力防災に係る BCP(事業継続計画)として策 定予定。	△	毎年度達成目標に対する活動を継続的 に実施 [2022年度] ・対応要員以外の退域手段体制整備完 了
	8. 自治体との連携訓練		-	・避難退域時検査等、自治体からの避難計画に基づく要 請に対する支援協力ができること。	[全社対策本部] ・当社が実施する事項の整理および実動訓練	青森県原子力防災訓練にお いて、要員を派遣。引き続き 支援協力ができることを検証 していく。	○	毎年度達成目標に対する活動を継続的 に実施

「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の位置付け・訓練計画体系

- 「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」において、日本原燃として取り組むべき主な取組みを定める。(※1)
- 各事業部長および安全・品質本部長は、「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の第4項であげた項目について、各対策本部に係る訓練中期計画に反映する。必要に応じて各対策本部個別の取組みを追加する。(※2)





訓練計画に係るPDCAサイクル図

訓練評価の視点（例）

分類	内容	評価の視点（例）
体制	緊急時対応を実施する組織の構成、役割分担、意思決定の責任者、指示命令系統、情報収集や伝達経路等を含む組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全社対策本部および事業部対策本部の体制の充実 ・ 原災法に基づく通報連絡が確実に実施できる体制になっているか。（通報文作成に必要な情報収集および作成ならびにチェック体制） ○ E R C 対応体制の充実 ・ 全社対策本部および事業部対策本部の役割分担を明確にし、必要十分な要員を確保しているか。 ○ 単独施設発災、複数施設同時発災に対する支援・協力の体制を整備しているか。 ○ 厳しい環境下（厳冬期の屋外活動等）での対応を適切に実施する体制（交替要員含む）を整備しているか。 ○ 休日・夜間の発災に備えた体制を整備しているか。 ○ 他原子力事業者等と連携する体制を整備し、必要十分な要員を確保しているか。 ○ 過年度の訓練課題を踏まえた体制の充実を図っているか。
計画	緊急時対応の内容、手順、具体的方法等を示す計画やマニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時対応に係る業務の手順を整備しているか。 ○ 協定等に基づく活動に係る手順を整備しているか。 ○ ERC への情報伝達について、事業所、即応センター、ERC の 3 拠点の情報フローを作成しているか。 ○ 過年度の訓練課題を踏まえた手順等の充実を図っているか。
設備	緊急時対応を実施するための拠点施設、通信設備、情報処理・共有端末、実際の活動に必要な移動手段、計測装置および作業機器等のハードウェア	<ul style="list-style-type: none"> ○ ERC と接続する通信機器は情報共有に適したものとなっているか。 ○ 情報収集、伝達ツール（系統図、設備状況シート等）、E R C 備付け資料を整備し、必要に応じて拡充しているか。 ○ 現行設備、レイアウトについて検証し、必要に応じて改善しているか。 ○ 緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合の代替手段やその他資機材を整備しているか。 ○ 過年度の訓練課題を踏まえた設備の充実を図っているか。
要員	緊急時対応を実施する組織の構成要員（知識・能力・意識）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時対応に必要な知識を有しているか。 ○ 緊急時対応に関する分析、報告ができるか。 ○ 設備を有効活用できているか。 ○ 緊急時対応に関する判断能力を有しているか（必要な要員） ○ 組織を統率できているか（必要な要員） ○ 緊急時対応を遂行する意識があるか。

※訓練実施前に、上記の評価の視点（例）を踏まえ、有効性を評価・確認するための評価チェックシート等を作成する。

2018～2020 年度中期対応方針における重要課題への取組み評価

No.	重要課題	達成目標	達成指標	2018 年度	2019 年度	2020 年度	評価	課題																		
				(◎:重点実施、○:継続実施)																						
1	即応センターとERCプラント班との情報共有、通報・連絡	①即応センター(全社対策本部)とERCプラント班との情報共有を適切に実施する。	核燃料施設等の評価指標(情報共有のための情報フロー・ERCプラント班との情報共有): ・2018 年度:B評価以上 ・2019 年度以降:A評価	◎	◎	○	<p>[2018 年度および 2019 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独発災を想定したシナリオで訓練を実施。 ・2018 年度は、埋設事業部訓練において、各種情報の発信が遅れた他、対応策の開始時刻変更と説明不足により、進捗状況が不明瞭であったため目標未達。 ・2019 年度は、2018 年度課題を改善したため目標達成。 <p>[2020 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時発災を想定したシナリオ、ERC 対応場所および対応者を変更し、訓練を実施。 ・個別訓練において上記変更内容に対する十分な習熟、改善ができないまま総合訓練に臨んだ結果、目標未達。 ・再処理施設単独発災を想定したシナリオでの再訓練(6 月 25 日実施)では、改善はなされているものの、情報共有の方法に課題があり目標未達。 <p>【再訓練での問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動での現場確認の状況や、対策の実施状況について、いつ何を説明するかを整理、判断が不十分であり、内容が伝わらない場面があった。 <p>[規制庁評価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018 年度 (単独発災)</th> <th>2019 年度 (単独発災)</th> <th>2020 年度 (同時発災)</th> <th>2020 年度 (再訓練・単独発災)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再処理</td> <td>B</td> <td>A</td> <td rowspan="3">C</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>A</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>C</td> <td>A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		2018 年度 (単独発災)	2019 年度 (単独発災)	2020 年度 (同時発災)	2020 年度 (再訓練・単独発災)	再処理	B	A	C	B	濃縮	A	A		埋設	C	A		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の優先度を踏まえ、想定される事象毎に、どのツールを用いて、何を説明するかを整理した説明ガイドの整備、個別訓練での習熟。(2021 年度) ・単独発災レベル(「再処理」、「濃縮・埋設」単位での習熟。(2021 年度度) ・同時発災での対応へのステップアップ(2022 年度以降) <p>(規制庁評価対象以外の訓練での検証を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理の COP、備付け資料の見直し、濃縮・埋設への展開。(2021 年度) ・ERC 対応者の計画的な育成(2021 から 2024 年度) ・計画的な訓練実施および評価(2021 から 2024 年度)
			2018 年度 (単独発災)	2019 年度 (単独発災)	2020 年度 (同時発災)	2020 年度 (再訓練・単独発災)																				
再処理	B	A	C	B																						
濃縮	A	A																								
埋設	C	A																								
		②情報共有のためのツール等を活用し情報共有を適切に実施する。	核燃料施設等の評価指標(情報共有のためのツール等の活用): ・2019 年度以降:A評価 (2019 年度から中期対応方針に追加)	-	◎	○	<p>[2019 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独発災を想定したシナリオで訓練を実施。 ・前年度訓練から COP、備付け資料の見直しを行い、目標達成。 <p>[2020 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時発災を想定したシナリオで、ERC 対応場所および対応者を変更し訓練を実施。 ・個別訓練において上記変更内容に対する十分な習熟、改善ができないまま総合訓練に臨んだ結果、目標未達。 ・再訓練においては、改善されているものの、COP に関する問題を確認。 <p>【再訓練での問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COP の種類が多い(現在全 10 種)。説明にしようしていない COP もある。 <p>[規制庁評価]</p> <p>プラント情報表示システムの使用(再処理のみ対象)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019 年度 (単独発災)</th> <th>2020 年度 (同時発災)</th> <th>2020 年度 (再訓練・単独発災)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再処理</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A(※)</td> </tr> </tbody> </table>		2019 年度 (単独発災)	2020 年度 (同時発災)	2020 年度 (再訓練・単独発災)	再処理	A	B	A(※)	(同上)										
	2019 年度 (単独発災)	2020 年度 (同時発災)	2020 年度 (再訓練・単独発災)																							
再処理	A	B	A(※)																							

No.	重要課題	達成目標	達成指標	2018年度	2019年度	2020年度	評価	課題																																																						
				(◎:重点実施、○:継続実施)																																																										
		(前頁の続き)					<table border="1"> <tr> <td colspan="4">リエゾンの活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2019年度 (単独発災)</td> <td>2020年度 (同時発災)</td> <td>2020年度 (再訓練・単独 発災)</td> </tr> <tr> <td>再処理</td> <td>A</td> <td rowspan="3">A</td> <td>A(※)</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">COPの活用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2019年度 (単独発災)</td> <td>2020年度 (同時発災)</td> <td>2020年度 (再訓練・単独 発災)</td> </tr> <tr> <td>再処理</td> <td>A</td> <td rowspan="3">C</td> <td>A(※)</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">ERC 備付け資料の活用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2019年度 (単独発災)</td> <td>2020年度 (同時発災)</td> <td>2020年度 (再訓練・単独 発災)</td> </tr> <tr> <td>再処理</td> <td>A</td> <td rowspan="3">B</td> <td>A(※)</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>A</td> <td></td> </tr> </table> <p>※「プラント情報表示システムの使用」、「リエゾンの活動」、「COPの活用」および「ERC 備付け資料の活用」の4項目を合わせた評価(平均値)</p>	リエゾンの活動					2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	2020年度 (再訓練・単独 発災)	再処理	A	A	A(※)	濃縮	A		埋設	A		COPの活用					2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	2020年度 (再訓練・単独 発災)	再処理	A	C	A(※)	濃縮	A		埋設	A		ERC 備付け資料の活用					2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	2020年度 (再訓練・単独 発災)	再処理	A	B	A(※)	濃縮	A		埋設	A		
リエゾンの活動																																																														
	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	2020年度 (再訓練・単独 発災)																																																											
再処理	A	A	A(※)																																																											
濃縮	A																																																													
埋設	A																																																													
COPの活用																																																														
	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	2020年度 (再訓練・単独 発災)																																																											
再処理	A	C	A(※)																																																											
濃縮	A																																																													
埋設	A																																																													
ERC 備付け資料の活用																																																														
	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	2020年度 (再訓練・単独 発災)																																																											
再処理	A	B	A(※)																																																											
濃縮	A																																																													
埋設	A																																																													

No.	重要課題	達成目標	達成指標	2018年度	2019年度	2020年度	評価	課題																
				(◎:重点実施、○:継続実施)																				
		③原災法第10条および第15条に係る通報を迅速に実施する。	核燃料施設等の評価指標(確実な通報・連絡の実施): ・2018年度:B評価以上 ・2019年度以降:A評価	◎	◎	◎	<p>[2018年度および2019年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部における通報文による通報・連絡に関して、各事業部とも特に問題なし。 ・事業部対策本部における10条確認会議、15条認定会議の対応に関して、以下の問題が確認されており目標未達 ・2018年度は、埋設事業部訓練において、10条確認・15条認定会議で進展予測、対応戦略について説明できなかった。 ・2019年度は、濃縮事業部訓練および埋設事業部訓練において、SE・GEが同時判断された場面での発話(濃縮)、GE認定までの時間(埋設)に問題があった。 <p>[2020年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部における通報文による通報・連絡に関して、各事業部とも特に問題なし。 ・全社対策本部における10条確認・15条認定会議の対応に関して、以下の問題が確認されており目標未達。埋設事業部訓練では第2部訓練において特に問題はなく目標達成。 ・進展予測・対応戦略の説明が会議後にERCからの求めで発話した(再処理訓練・濃縮訓練) <p>[規制庁評価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度 (単独発災)</th> <th>2019年度 (単独発災)</th> <th>2020年度 (同時発災)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再処理</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>A</td> <td>C</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2部訓練を評価</p>		2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	再処理	A	A	B	濃縮	A	C	B	埋設	B	B	A(※)	(同上)
	2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)																					
再処理	A	A	B																					
濃縮	A	C	B																					
埋設	B	B	A(※)																					
2	事業部・全社の連携強化	①単独施設の発災に対する他事業部および全社の支援・協力を適切に実施する。	個別訓練等による課題抽出、改善実施率: ・毎年度:100%(※)	◎	◎	—	<p>[2018年度および2019年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独発災を想定したシナリオで訓練を実施し、各年度で課題を抽出し改善をしており、達成目標を達成。 <p>[2020年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時発災を想定し訓練を実施した結果、再処理事業部に関して、COP等の情報をタイムリーに入手できなかったため、目標未達。 ・事業部の支援に関しては、優先順位や融通先を決定し、必要な支援(資機材貸与、要員派遣)に関する実連絡を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社対策本部(H1、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点を含む)と事業部対策本部間の情報フローの整備(2021年度) ・同時発災に向けた情報フロー(ツール、人員配置、役割等)の見直し。(2022年度以降) ・事業部支援に関する実動訓練の実施(2022年度以降) 																
		②複数施設の同時発災(相互影響が発生した場合)に対する事業部内および事業部・全社間の情報共有、他事業部および全社の支援・協力を適切に実施する。		—	—	◎																		

No.	重要課題	達成目標	達成指標	2018年度	2019年度	2020年度	評価	課題																
				(◎:重点実施、○:継続実施)																				
3	シナリオ高度化による対応能力の向上	①難度が高く多様なシナリオを作成し、対応を適切に実施する。	核燃料施設等の評価指標(シナリオの多様化・難度): ・2019年度:B評価以上 ・2020年度:A評価	-	◎	◎	・2018年度の規制庁評価において、「シナリオの多様化・難度」が全事業部 B 評価だったことを受け、本項目を中期対応方針の重要課題に追加し、シナリオの高度化に取り組んだ。 ・その結果、2019年度から「A 評価」を継続し、目標達成。 [規制庁評価] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度 (単独発災)</th> <th>2019年度 (単独発災)</th> <th>2020年度 (同時発災)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再処理</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>		2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	再処理	B	A	A	濃縮	B	A	A	埋設	B	A	A	・継続的に、シナリオ高度化に取り組む。(2021 から 2024 年度) ・濃縮・埋設の2部制訓練導入を踏まえた対応実施。(2021 から 2024 年度)
	2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)																					
再処理	B	A	A																					
濃縮	B	A	A																					
埋設	B	A	A																					
4	厳しい環境下での対応	①厳しい環境下での対応を適切に実施する。 (厳冬の屋外活動等)	個別訓練等による課題抽出、改善実施率: ・毎年度:100%(対策組織毎)(※)	○	○	○	・各事業部、全社対策本部において、過酷環境下における実動訓練を行い、課題抽出、改善を継続的に実施しており、目標達成。	・継続的に、過酷環境下における訓練を実施し、要員の力量向上を図る。(2021 から 2024 年度)																
5	他原子力事業者の知見等を踏まえた対応	①休日、夜間の発災を想定した少人数での初動対応、参集要員への引継ぎを適切に実施する。	個別訓練等による課題抽出、改善実施率: 100%(※) ・2019年度:課題抽出・改善 ・2020年度:検証	-	◎	○	[2019年度] ・各事業部、全社対策本部において、夜間・休日等の発災を想定した初動対応に係る訓練を実施し、課題の抽出を行っていることから、目標達成。 [2020年度] ・各事業部においては、参集要員の引継ぎ等の訓練を行い、課題の抽出を行っており目標達成。 ・全社対策本部においては、再訓練の実施を最優先としたため、個別訓練を実施できなかったことから目標未達。	・対策本部毎の要員の対応能力向上(2021 から 2024 年度) ・体制・手順の検証、改善(2021 から 2024 年度) ・全社対策本部における参集訓練の実施、課題抽出・改善(2022 年度)																
		②緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合の初動対応を適切に実施する。 (濃縮事業部、埋設事業部、全社対策本部)	個別訓練等による課題抽出、改善実施率: 100%(※) ・2020年度:課題抽出・改善 (2021年度:検証)	-	-	◎	[2020年度] ・濃縮事業部および埋設事業部:事務所が使用できないことを想定し、緊急時対策所の代替場所(屋外)および代替手段を用いた通報連絡の訓練を実施し、課題の抽出を行っていることから、目標達成。 ・全社対策本部:全社対策本部室が使用できない場合を想定し、原子力事業所災害対策支援拠点での通信機器の立ち上げ訓練を実施し、課題の抽出を行っていることから目標達成。	・対策本部毎に要員の対応能力向上(2021 から 2024 年度) ・全社対策本部が使用できない場合の原子力事業所災害対策支援拠点における対策本部立上げの実動訓練の実施(2022 年)																
		③オフサイトセンターでの対応を適切に実施する。	個別訓練等による課題抽出、改善実施率: 100%(※) ・2020年度:課題抽出・改善 (2021年度:検証)	-	-	◎	[2020年度] ・オフサイトセンターマニュアル(暫定)に基づき、訓練を実施し、課題の抽出を行っており、目標達成。 なお、2020年度はオフサイトセンターが工事中であったため、マニュアルは暫定とし、訓練ではレイクタウン寮4番館をオフサイトセンターと仮定して訓練を実施。	・オフサイトセンターを利用した実動訓練の実施																

No.	重要課題	達成目標	達成指標	2018年度	2019年度	2020年度	評価	課題																
				(◎:重点実施、○:継続実施)																				
6	後方支援活動の実施	①以下の後方支援活動を適切に実施する。 ・原子力事業者間の支援活動 ・原子力事業所災害対策支援拠点との連動 ・原子力緊急事態支援組織との連動	核燃料施設等の評価指標 (後方支援活動): ・2018年度:B評価以上 ・2019年度:B評価以上 ・2020年度:A評価	○	○	○	<p>[2018年度～2019年度]</p> <p>・規制庁評価指標の要求事項のうち、原子力事業者間の支援活動、原子力緊急事態支援組織との連動に関し、要員の实派遣等について実施できなかったが、その他は実施しており目標達成</p> <p>[2020年度]</p> <p>・2019年度に実施できなかった原子力事業者間の支援活動、原子力緊急事態支援組織との連動に関し、要員の实派遣等を実施する計画であったが、新型コロナウイルスの影響で実施できなかったことから、目標未達。</p> <p>[規制庁評価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度 (単独発災)</th> <th>2019年度 (単独発災)</th> <th>2020年度 (同時発災)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再処理</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>		2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	再処理	B	B	B	濃縮	B	B	B	埋設	B	B	B	<p>・規制庁評価指標の要求事項全てについて、実動で実施する。</p> <p>・原子力事業所災害対策支援拠点の活動について、第二千歳平寮跡地を活用した実効性のある訓練を実施。</p>
	2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)																					
再処理	B	B	B																					
濃縮	B	B	B																					
埋設	B	B	B																					
7	広報活動の実施	①以下の広報活動を適切に実施する。 ・ERC 広報班と連動したプレス対応 ・記者等の社外プレイヤーの参加 ・模擬記者会見の実施 ・情報発信ツールを使った外部への情報発信	個別訓練等による課題抽出、改善実施率: ・毎年度:100%(※)	○	○	◎	<p>・規制庁評価指標の要求事項を全て実施したうえで、各年度で課題の抽出、改善を実施しており、目標を達成。</p> <p>・当初、各年度でメディアトレーニングを実施する計画であったが、2019年度および2020年度は、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった。</p> <p>(参考)[規制庁評価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度 (単独発災)</th> <th>2019年度 (単独発災)</th> <th>2020年度 (同時発災)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再処理</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>濃縮</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>埋設</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>		2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)	再処理	A	A	A	濃縮	A	A	A	埋設	A	A	A	<p>・継続実施</p>
	2018年度 (単独発災)	2019年度 (単独発災)	2020年度 (同時発災)																					
再処理	A	A	A																					
濃縮	A	A	A																					
埋設	A	A	A																					
8	計画的な改善	①訓練課題に対して計画的に改善を図る。 (総合訓練前に、個別訓練等で改善策の検証を行う)	前年度訓練課題の今年度訓練への反映率: ・毎年度:100%(※)	○	○	○	<p>・2018年度および2019年度訓練では、前年度訓練で抽出した課題について、改善し次年度訓練に反映しており、目標達成。</p> <p>・2020年度訓練では、全社対策本部において、ERC対応に関して、個別訓練で抽出した課題が改善されないまま総合訓練を行っており、目標未達。</p>	<p>・継続実施</p> <p>・計画的に訓練実施および評価</p>																

中期対応方針の主な取組み項目の設定理由

主な取組み項目		設定理由
1. 即応センターとERCプラント班との情報共有、通報・連絡	1-1. 情報共有のための情報フロー	・2020年度訓練課題を踏まえ、同時発災時の情報フロー・説明方法を改善し、対応強化することが必要(2018～2020年度評価 No.1 関連)
	1-2. ERCプラント班との情報共有	
	1-3. 情報共有のためのツール等の活用	
	1-4. 確実な通報・連絡の実施	
2. 要員の計画的育成	2-1. 緊急時対応要員の育成	・全社対策本部はERC対応等に係る初動体制の整備、各事業部対策本部は要員の力量維持・向上が必要(2018～2020年度評価 No.5①関連)
	2-2. 夜間・休日発災時の対応	
3. 他の原子力事業者の知見収集・反映		・他原子力事業者の知見を収集し、当社の活動の反映させることが必要。(2018～2020年度評価 No.5 関連)
4. 事業部・全社の連携	4-1. MOX燃料加工施設を含めた同時発災対応体制整備	・MOX燃料加工施設のしゅん工・操業を見据え、対応体制整備が必要。 ・全社対策本部は代替場所(第一千歳平寮)への移動の判断、移動後の対応に関する体制整備が必要。 ・各事業部対策本部は要員の力量維持・向上が必要(2018～2020年度評価 No.5②関連)
	4-2. 社内情報共有ツールの改善	
	4-3. 緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合の対応	
5. 現場実動訓練	5-1. 現場対応・緊急時対策所との連携訓練	・防災訓練報告会を踏まえ、現場対応・緊急対策所との連携強化が必要。
	5-2. 過酷環境下における訓練	・現場対応要員の力量維持・向上が必要(2018～2020年度評価 No.4 関連)
6. 広報活動訓練		・記者会見対応者の力量向上が必要。(2018～2020年度評価 No.7 関連)
7. 後方支援その他の活動	7-1. 社外関係機関と連携した後方支援活動	・第二千歳平寮跡地を活用した原子力事業所災害対策支援拠点での運営訓練が必要(2018～2020年度評価 No.6 関連)

中期対応方針の主な取組み項目の設定理由

主な取組み項目		設定理由
7. 後方支援その他の活動	7-2. オフサイトセンター対応	・オフサイトセンターにおける一連の対応を想定した訓練が必要(2018～2020年度評価 No.5③関連)
	7-3. オンサイト医療体制	・電力大で体制、手順の整備が開始されており、当社においても連携して取り組むことが必要
	7-4. 対応要員以外の退域手段確保	・対応要員以外の者が発災時に適時退域するための体制がなく、中期的に整備していくことが必要
8. 自治体との連携訓練		・2020年度に策定・修正された自治体(青森県・六ヶ所村)避難計画に基づく活動が実効的なものとなるよう、訓練において連携を図っていくことが必要

